

博士論文

現代スポーツ文化に内在する「倫理性」の哲学研究
—カント「批判哲学」を方法として—

平成26年度

尹 熙喆

筑波大学

目次

序章 予備的考察	1
第一節 本研究の動機・目的	2
第二節 研究の方法	7
第三節 先行研究の動向	12
第一項 アメリカにおけるスポーツ倫理に関する研究	12
第二項 日本におけるスポーツ倫理に関する研究	17
第三項 韓国におけるスポーツ倫理に関する研究	22
第一章 スポーツ倫理学研究におけるモラルとルールの相剋性 ..	25
序節 「スポーツ倫理」研究の現状と問題点	26
第一節 フェア・プレイとスポーツマンシップ	30
第二節 スポーツにおける勝敗に関わる問題	39
第一項 スポーツにおける規範性と勝敗	39
第二項 勝利追求に伴うモラル問題	42
第三節 スポーツにおける攻撃性と暴力性	50
第一項 危険性を伴うスポーツ	50
第二項 ボクシング廃止論の検討	52

第三項	スポーツと暴力性	56
第四節	ドーピングにおけるモラルとルールの問題	59
第一項	ドーピングとモラル論.....	59
第二項	ドーピング問題の現代性	61
第三項	ルールとドーピング	64
第二章	スポーツ倫理研究の前提としてのスポーツ概念の検討 ..	70
序節	スポーツに関する諸議論	71
第一節	従来のスポーツに関する概念的アプローチ	76
第一項	運動論的アプローチ	76
第二項	遊戯論的アプローチ	81
第三項	教育論的アプローチ	87
第二節	スポーツ文化論の検討	92
第一項	スポーツと文化.....	92
第二項	スポーツへの価値階層論的アプローチ	95
第三項	従来のスポーツ文化論における問題点.....	97
第三節	文化概念とスポーツ構造論	104
第一項	文化の概念的検討	104
第二項	文化（疎外態）概念としてのスポーツ.....	107
第三項	スポーツ構造における三契機とその複合性	111
第三章	スポーツにおける文化的相対性.....	121

第一節 「柔道」と「Judo」	124
第一項 嘉納柔道の成立とその思想	124
第二項 柔道の国際化への道	126
第三項 「柔道」と「Judo」の乖離	130
第二節 「野球」と「ベースボール」	134
第一項 ベースボールの成立とそのメンタリティ	134
第二項 野球の伝来とその変容	138
第三項 野球とベースボールにおける文化的差異	140
第三節 「跆拳道」と「テコンドー」	147
第一項 跆拳道における思想性	148
第二項 跆拳道の競技性	152
第三項 「テコンドー」の国際化への道	154
第四章 カントの道德哲学とスポーツ倫理の普遍法則	158
第一節 従来研究の検討	160
第二節 カント道德哲学の論理構造	165
第一項 人間存在（「理性的存在者」）と道德	165
第二項 自然法則と道德法則	168
第三項 自由と人格	171
第三節 スポーツにおける道德法則	175
第一項 規則と法則	175
第二項 義務と命法	180

第三項 スポーツ世界を支える普遍法則.....	183
結章.....	187
参考文献	193

図&表 目次

【序章】

- 表1. JPSにおける1980年～2011年までのスポーツ倫理学に関する論題..14
表2. 日本における1983年～2011年までのスポーツ倫理学に関する論題.19
表3. 韓国における1994年～2011年までのスポーツ倫理学に関する論題.22

【第二章】

- 表1. 韓国におけるスポーツに関する定義.....79
図1. 遊戯とスポーツの諸相.....84
表2. スポーツ文化論における論文数.....99
表3. スポーツ文化論に関する研究論文.....100

【第三章】

- 表1. オリンピックにおいて男性柔道の階級の変化.....128
表2. 講道館柔道乱取試合審判規程.....130
表3. 跆拳道の概念.....148
表4. 跆拳道競技規則の変化過程.....153

序章 予備的考察

序章 予備的考察

第一節 本研究の動機・目的

スポーツ倫理学の研究は、1980年代、アメリカにおいて着手され始めているが、ギリシア以来の倫理学の歴史に較べれば、とても若い学問領域であるといえる。スポーツが「ethics」や「moral」などとの関連で専門的な研究が始まって、ようやく30年になろうとするところである。1972年に設立された国際スポーツ哲学会（The Philosophic Society for the Study of Sport）¹の機関誌『Journal of the Philosophy of Sport』²を見ると、スポーツ倫理に関する論文が初めて掲載されたのは1980年³のことである。

その後、スポーツ倫理学は大きく二つの研究領域を構築しており、スポーツ界におけるさまざまな倫理問題を扱っている。そのひとつは、スポーツが人間の人格形成に貢献できるかどうか、すなわち人間形成に対するスポーツの影響力、いわゆる人格陶冶機能に関する研究である。もうひとつの領域は、スポーツ界に起こっている様々な問題、たとえば暴力事件、ドーピング問題、環境問題、ジェンダー問題、人種問題などに対し、現実的な解決策を示そうとするスポーツ規範論的な研究である。

人間が住んでいる社会では、「倫理」や「道德」という言葉で示されるような規範が成立し、ある種の拘束力を持ってわれわれの生活や行動を規制する機能をもっている。例えば、企業倫理や医療倫理や商業倫理など、「倫理」という言葉が冠せられることによって、その合成語からわれわれはそれぞれの領域におけるなにがしかの「規範性」を感じ取ることができる。では、われわれは、「ス

¹ なお、この学会の名称は、1999年以来、“International Association for the Philosophy of Sport: IAPS”に変更され、現在にいたっている。

² 創刊されたのは1974年である。

³ Brown, W. M. (1980) Ethics, drugs, and sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 7(1) : 15-23.

「スポーツ倫理」に対してどのような印象をもっているのでしょうか。「スポーツ倫理」というものは、はたして他の「何々倫理」のように、何かに焦点づけられるような対象性を持っているのだろうか。本研究は、この着目点から出発したいと思う。

本研究は、「スポーツにおける倫理性とは何か」という問いに対し、スポーツが独自に持っている諸要素を手がかりとして考察を進め、特に佐藤のスポーツ構造論における「感性的契機」¹に関する論議に依拠しつつ、さらにカントの「道徳哲学」に遡ることで、「スポーツ倫理」の独自性を明らかにしようとするものである。

現代世界において、スポーツは多くの人々の関心を引き起こしている。世界的規模でのスポーツ・イベントであるオリンピックやワールドカップなどは、国境を越えて選手や観客が集まるとともに、マスメディアを通して全世界に配信され、それぞれの国の人々を熱狂させている。こうしたスポーツは、競技として行われ、勝者と敗者を常に生み出すことで大勢の人の関心を惹きつけている。スポーツに関する大量の情報は、スポーツを実際にやったことのない人たちに対しても、さまざまな知識や知見を提供することでいわば啓蒙的役割を果たしているとも言えるのである。

一方で、スポーツについての理解や見解は各人各様であるのが現状である。スポーツという言葉で我々は古代ギリシアのオリムピヤード、ローマ競技場における剣闘士の闘いから、現代オリンピックで展開されるようなさまざまな種目を思い浮かべるであろうが、そこに単一で共通する意味を見つけ出すことは困難であろう。2002年8月のIOC理事会において、委員会委員長のCarraroの報告書²において、「スポーツがどのような構成をしているか、そしてスポーツとゲームにおいてどのような違いが存在するのかについてグローバルな概念は今

¹ 佐藤臣彦（1991）「体育とスポーツの概念的区分に関するカテゴリー論的考察」『体育原理研究』22：1-12。後に触れるように、本研究では、この論文で論じられているスポーツ構造の3契機（身体的契機、知的契機、感性的契機）に基づき、倫理的な領域を感性的契機に属するものとして扱うことになる。

² “While is no global definition of what constitutes a sport, and what the difference between a sport and a game is, the most commonly accepted element of a sport is physical exertion in the conduct of competition.” (Olympic Programme Commission (2002) Review of the olympic programme and the recommendations on the programme of the games of the XXIX olympiad, Beijing 2008) この報告書の8頁のところ、「知的スポーツ、mind sports」をどう考えるかについての項目の中で「スポーツ」と「ゲーム」について語っている。

まで存在していない一方、最も一般的に受け入れられているスポーツの要素は「競争の行為における激しい身体的活動である」と記されているが、スポーツの定義が明確にされていない現状を踏まえる時、スポーツの学的研究の基礎として、「スポーツ概念」そのものの再検討が必要となるだろう。現在において「スポーツとは何か」という問いに向けた考察が継続する理由は、こうした根本的問いに対する明証的な解答が未だ見いだされていない現状を反映していると言えるだろう。

このように、「スポーツ」に関する明確な概念が未確立である現状では、スポーツの内在的事由に起因するさまざまな問題に対し、どのような基準に基づいて解決を図ればよいのか、その根拠を見いだすことに困難をおぼえることになる。問題によって、あるときは身体的基準であり、あるときは倫理的基準であり、あるときは心理的基準であったりするのであれば、問題解決がご都合主義的であるといわれてもやむを得ないだろう。結局、スポーツそのものの理解が曖昧なままでは、そこに生起するさまざまな問題に対し、根本的とは言えない表層的あるいは相対的な答えしか導けないように思われる。

このことは、スポーツの概念規定の必要性とともに、スポーツ自体の独自性に基づく判断基準の整備が求められることを意味するだろう。現実に機能している「倫理」については、それぞれの社会において、それぞれ独自の規範が存在しており、そうした個別的な特殊倫理は、いついかなる場合にも妥当する普遍倫理とははっきり区別されているように思われる。たとえば、医者が植物人間を安楽死させても、殺人罪に問われない場合があるのはなぜだろうか。また、大流通企業が小規模店舗を廃業に追い込んでも違法とならないのはなぜだろうか。こういった問いに対し、われわれはどちらの立場に立つのかによって、容易に判断を変えがちである。人間が行動する場合、判断の基準が立場によって変わってしまい、対象領域の特殊状況に基づきながら行動の善悪を決定してしまう傾向が極めて強いのである。そこには「絶対的基準」ではなく「相対的基準」が機能していると言えるのであり、こうした問題の困難性の要因となっている。

スポーツにおける倫理的な問題¹の場合、現状の具体的課題としては次のような問題群として現れてきている。すなわち、①スポーツが規則によって支配さ

¹ Craig, E. (ed.) (2000) "Sport and ethics" in Concise Routledge Encyclopedia of Philosophy, p.858.

れていることに伴う行為問題、②勝利追求から派生する問題、③競争に起因する問題、④能力向上のための薬物問題である。

こうした問題を立場の違いに収斂させるのであれば、いかなる課題解決にも繋がらないだろう。たとえば、ボクシングの試合中に相手が怪我したとき、その箇所を攻めないことが倫理的行為なのであろうか¹。また、明らかに格下の弱小チームと対戦するとき、負けない程度に適当に手を抜いて競技に臨むことは、相手チームを尊重することになるのだろうか²。こうした諸例において見解を一致させることは容易でないだろう。このような問題を考えて行くには、表層のレベルでの考察に留まるのではなく、スポーツを支えている「深層の仕組み」そのものに目を向けることによって、なんらかの「スポーツ的な独自の基準」をもつ必要がある。そうでなければ、これからもスポーツ界に現出してくるであろう多様な倫理問題に対処することは、ますます困難なことになるだろう。

以上のような問題意識に基づき、本研究において設定される仮説的な理論枠組みは以下のようなものである。スポーツにおける倫理的諸問題を取り扱う場合、その前提として「スポーツ」の概念的規定についての再検討が必要であり、スポーツの構造論的把握に基づくことによって、スポーツ倫理の問題圏をスポーツ自体に内在する仕組みから解明できる可能性が拓けてくるはずである。また、スポーツ倫理は、一般社会における倫理と比べる時、そこに特殊性あるいは独自性がある、一般倫理とは異なる基準が存在していると考えられるが、そのことは、スポーツという文化そのものに根拠があるはずである、という仮説的展望である。つまり、スポーツ倫理の特殊性（独自性）を明らかにするためには、一般倫理学における基準を直接的にスポーツに適用するだけでは不十分であると考えられるのである。

こうしたアプローチは、これまでのスポーツ倫理学が援用してきた方法、すなわち一般倫理をスポーツ倫理に持ち込むいわば外在的な方法とは異なり、スポーツ自体の構造的な契機から内在的に把握しようとする新たな接近方法であると言える。そのためには、スポーツに対してのみならず、倫理そのものにつ

¹ 1984年ロサンゼルスオリンピックの時、山下泰裕選手とエジプトのモハメド・ラシュワン選手との決勝戦、山下選手の負傷した右足を狙わなかったラシュワン選手の場合（川谷茂樹（2005）『スポーツ倫理学講義』ナカニシヤ出版、17-24頁参照）。

² 格下のサッカーチームのグアムに対し、韓国チームの競技進行についてどのように臨むのが好ましいかについて論議になったことがある（スポーツ傾向（2007年11月6日付）「'28対0' U-18サッカー代表チーム、史上最大ゴール差でグアムを撃破」参照）。

いても基本から考える必要があるだろう。以下、本研究の方法的手順について
みておくことにする。

第二節 研究の方法

スポーツ倫理における特殊性（独自性）を明らかにしたうえで、スポーツ界独自の道徳法則が成り立ちうるということを明らかにするため、本研究では、以下のような研究手順を設定した。

まず、本節に続く序章第三節において、先行研究の動向を把握し、スポーツ倫理に関する研究がどのような傾向で取り組まれてきたのかを考察する。特に、スポーツ倫理学は、1972年に北米の研究者を中心とする「Philosophy Society for the Study of Sport」の設立によって本格的に研究が始まったと考えられるため、まず、アメリカにおける研究動向を量的な面から分析する。さらに、日本及び韓国の研究動向について把握するため、それぞれの国においてどのような研究課題に取り組まれてきたかについても量的側面から検討し、おおよその研究動向を明らかにする。

以上の序章第三節での量的側面からの検討を踏まえ、第一章においては、質的側面から先行研究を検討する。まず、スポーツ倫理に関する先行研究について現状と問題点を把握したうえで（序節）、これまで主要な研究課題として扱われてきたテーマを典型的にまとめる。さらに、序章における量的検討の結果を踏まえ、①フェア・プレイとスポーツマンシップ（第一節）、②スポーツにおける勝敗に関わる問題（第二節）、③スポーツにおける攻撃性と暴力性（第三節）、④ドーピングにおけるモラルとルールの問題（第四節）という四つのテーマに焦点化する。さらに、これらの諸問題に通底しているのは、スポーツにおける「ルール」と「モラル」の複雑な絡み合いであると考え、本章で設定した四つのテーマごとに、「ルールとモラルの相剋性」という観点から先行研究を再吟味し、スポーツ倫理研究にあっても、その前提条件としてスポーツの概念的検討が不可欠となることを明確にする。

第二章では、まず、スポーツ倫理学にとっても前提条件となる「スポーツとは何か」という基本問題を検討する（序節）。特に、スポーツの概念的検討については、これまでも多くの試みがなされてきているが、本研究では従来の研究を、①運動論的アプローチ、②遊戯論的アプローチ、③教育論的アプローチ

の三つに類型化し、それぞれを批判的に検討した上で（第一節）、さらに新しいスポーツ文化論的アプローチへと検討を進める（第二節）。そして、この文化論の立場について、これまでの理論を概観した上で、さらに本研究が採用する佐藤の「スポーツ構造論」に基づいて、スポーツ倫理学の論理的成立基盤を明らかにする（第三節）。

なぜならば、佐藤の「スポーツ構造論」は、人間が創り上げてきた文化は、独自の存在性を有しながら人間の存在様式そのものを規定するにいたるシンボルであるとする¹文化理解をもとに構築されたものであり、スポーツの倫理的側面を外在的な問題としてではなく、スポーツ内在的な問題として捉えているからである。佐藤は、スポーツを目に見える表層的な現象面において捉えるのではなく、自然現象が自然法則に支えられているのと同様に、可視的な「スポーツ現象」を引き起こしている深層の「仕組み」を明らかにすべきであるとし、その仕組みを「スポーツ構造」と名づけ、さらにそれが「身体的契機（運動形式）」「知的契機（ルール・作戦・トレーニング法など）」「感性的契機（美的・倫理的価値観）」の三契機が相互規定的に関わり合いながらシステムとして機能すると論ずる²。

佐藤の「スポーツ構造論」においては、感性的契機の内実である「美的・倫理的価値観」について、当該の文化圏における「美的・倫理的価値観」に強く影響を受け、同一のスポーツ種目でも、この感性的契機の違いによって、それぞれの文化圏ごとの違いが生じてくるとされている³。この立場は、それぞれの文化圏における倫理的価値観は独自のものであって優劣の問題ではないとする「文化的相対性」につながるものである。

第三章では、この「文化的相対性」の問題、すなわち「倫理的に何を是とし何を非とするのかといった価値観に関わる感性的契機は、それぞれの国や地域における文化的背景によって特殊性を帯びることになるという問題」について、①「柔道」と「Judo」（第一節）、②「野球」と「ベースボール」（第二節）、③

¹ カッシーラー（宮城音彌訳：2007，1953）『人間』岩波書店。Cassirer, E. (1992, 1944) An essay on man - An introduction to a philosophy of human culture. Yale University Press.

² 佐藤臣彦（1992）「体育とスポーツの概念的区分に関するカテゴリー論的考察」『体育原理研究』第22巻：1-12.

³ 例えば、柔道における「柔よく剛を制す」「小よく大を制す」といったテーゼを善しとする価値観がそれで、こうした価値観は、全世界共通に認知されているものではなく、いわば日本独自のものと言える。

「跆拳道」と「テコンドー」(第三節)の場合を事例として検討する。そして、これらのスポーツ種目は、同一の出自でありながら、国境を越えて伝播し普及する過程でさまざまに変容していくが、それが「スポーツ構造論」における「感性的契機」に基づくものであることを明らかにする。

「倫理規範の相対性」の問題は、スポーツにあっても確かに存在しており、それが、文化圏によるスポーツ現象の違いを生み出す根拠と見なすことができる。つまり、「スポーツ構造論」に基づくことでスポーツの文化的多様性についての理論的説明は可能となる。

しかし、多様性という事実に留まるのであれば、理論上、どんな倫理的価値観でも正当化できる「文化的価値相対論」に帰着することになる。要するに、佐藤の「スポーツ構造論」は、スポーツ構造論の感性的契機の「美的・倫理的価値観」の特殊性について論じ、現実のスポーツ現象における多様性を説明する理論的根拠を提示したと言えるが、しかし、このことをそのまま受け入れるだけにとどまるのであれば、スポーツ世界には、文化を超えて機能する普遍的な倫理規範は存在しないことになってしまう。はたして、スポーツ世界には、ただ、相対的な倫理基準が成立するのみで、文化の枠を超えた普遍的な倫理規範は存在し得ないのだろうか。

第四章では、第三章における「スポーツにおける倫理規範の相対性」の問題が引き起こすことになるこうした難問を受け、スポーツにおける「普遍的・必然的」な倫理的基準は成立しうるのかという問題を検討する。スポーツにおいては、文化的差異が厳然として存在するにも関わらず、軽やかに国境を越えて対戦することが可能である。このことは、「倫理規範の相対性」を超える何らかの普遍的契機が存在するという仮説を導くことが可能となる。

そこで本章では、カントの「道徳哲学」に基づくことでこの問題を検討する。彼の「道徳哲学」は、自然界を秩序づける普遍的・必然的な「法則」が存するように、さまざまな価値観が交錯する倫理的な世界においても、普遍的・必然的な「道徳法則」が存在することを論理化しようとするもので、本研究における問題解明への理論的示唆を提示してくれると考えられるからである。カントは、われわれが問題としてきたようなそれぞれの社会で独自に機能している倫理規範を対象とする経験的な学を「倫理学(実践的人間学)」として位置づける一方、経験に基づくことなくアприオリな原理に基づいて展開する学を「形而上学」とし、倫理については「人倫の形而上学(道徳学)」を想定している。こ

の「人倫の形而上学」は、それぞれの特殊な倫理規範を支える普遍的な枠組みを明らかにしようとする思想であって、われわれが直面している難問を克服する上での方法論として援用可能となるはずである。

そこで、第四章では、まず、従来のスポーツ倫理学におけるカント道徳哲学の取扱いを批判的に検討した上で（第一節）、本研究における課題解決のために必要となるカント道徳哲学における論理構造（「人間存在と道徳」「自然法則と道徳法則」「自由と人格」と基礎概念（「規則と法則」「義務と命法」）について考察する（第二節）。こうした考察は、従来のスポーツ倫理学におけるカントの表層的援用から脱却する上で不可欠の手順と言えるが、こうした考察を踏まえて、スポーツにおける倫理的価値観の相対性を克服する方途を探る。

カント道徳哲学の要諦は、倫理や道徳の根拠を経験的事実ではなく、論理必然的な演繹によって導かれるアприオリな原理原則に置くという点にあると考えられる。彼が、道徳哲学を任意に改変可能な「規則」ではなく、誰に対しても必然的拘束力を持つ「法則」として展開した所以であるが、スポーツ倫理学において、はたしてこのようなアприオリな原理原則としての「法則」が成立可能なのであろうか。その成立可能性が論証できれば、スポーツ世界における「倫理的価値の相対性」の問題を克服し、スポーツを成立させている普遍的な倫理規範を明らかにできると思われる。

こうした問題を検討するため、カント道徳哲学を構成している基本概念である「自律—他律」「義務—傾向性」「定言命法—仮言命法」について検討したうえで、さらに、本節の理論構成上、重要な意味を持つ上述の「規則—法則」という対概念について検討する。カントにあっては、一人一人がもっている「傾向性（慣習的な欲望）」、つまり、個人的な「価値観」が「規則」に対応し、理性的存在者として例外なく従うべき「定言命法」が「法則」ということになるが、第四章の結論としては、この「法則」としての「定言命法」が、スポーツ倫理学にあっても、いわば「スポーツ的定言命法」として成立しうることを論証する（第三節）。

以上が、従来、本格的に検討されてこなかった「スポーツ倫理の独自性」を明らかにするという目的のため、まず、先行研究の量的・質的両面の検討からはじめ、「スポーツ倫理の独自性」の根拠となるスポーツの本質を検討したうえで、さらに、「倫理・道徳の相対性」を克服し、普遍的な「道徳法則」の確立を希求したカントの道徳哲学における論理構造を援用することによって、国境を

超えてもスポーツが成り立つ「道徳的根拠」を明らかにすることを目指す方法手順（道筋）である。その上で、本研究における結論として、これまでの先行研究においては踏み込んだ検討がなされてこなかった、スポーツにおける倫理的価値観の相対性の問題を理論的に克服しうる論点、すなわち、カントの「道徳法則」における法式である「定言命法」が、スポーツ世界における「道徳的根拠」としても成り立ちうることを明らかにし、その法式を「スポーツ的定言命法」として提示する。

第三節 先行研究の動向

スポーツ倫理学の本格的な始まりは、1972年に設立されたスポーツ哲学に関する国際的な学術研究組織「Philosophic Society for the Study of Sport (PSSS)」¹以降のことと言える。この学会は、当初、アメリカやカナダなど、北米の研究者を中心とする組織であったが、ヨーロッパやアジアの研究者も参加するようになり、その研究成果は、機関誌である「Journal of the Philosophy of Sport (創刊は1974年)」において公表されている。

体育あるいはスポーツに関する様々な学問は、いわば応用学問であると言えるが、「スポーツ倫理学」もまた、その創始期においては独立的な学問としてよりも、むしろ「スポーツ倫理学」をどのように位置づけることができるのかといった課題が論じられている。学問名称の原則からすれば、「スポーツ倫理学」とはスポーツにおける諸問題を倫理学的方法によって研究する領域であると言えるが、スポーツ界において起こっているさまざまな倫理やモラルにかかわる問題、善や正義といった価値判断に関する問題などを取り上げている。

スポーツに関わる倫理学的研究は、プラトン、アリストテレス以来の「倫理学」研究史からすれば未だ始まったばかりであると言える。それだけに「スポーツ倫理学」をすでに確立した学問領域としてみるより、問題そのものを求めている生成過程の領域として捉えるべきかも知れない。ここでは、アメリカ、日本、韓国の三国の研究動向を概括的に見ることによって、新たなスポーツ倫理学がどのように各国へ伝播し、それぞれにおいてどのような研究課題に取り組んでいるのかについて概観しておくことにしたい。

第一項 アメリカにおけるスポーツ倫理に関する研究

¹ なお、この学会は、1999年以降、「International Association for the Philosophy of Sport (IAPS)」と名称を変更し、今日に至っている。

スポーツ倫理という領域が本格的に研究され始めたのは1980年代以降のことである。以来、スポーツ倫理という研究領域は多様なテーマによって展開されてきた。そして、スポーツモラル、スポーツマンシップ、フェア・プレイなどのようにより細分化され、スポーツ倫理学の専門化も進んできている。こうした傾向は、ある意味でスポーツ研究の専門化においては避けられないことであり、現在では、教育学、心理学、経営学、医学、ジェンダー論など、様々な学問・研究領域と関わりながら研究されている状況である。ただ、研究動向について試みるなら、たとえば、薬物の服用による身体への悪影響から、こうした現状を教育的に克服するシステムの提案、あるいは、「勝利追求」というベクトルへの「商業スポンサー」の影響といった研究のように、「スポーツ倫理」そのものの本質を問うというより、副次的な問題への取り組みが目立っている。

他方、「スポーツ倫理」の本質に関わる研究は、スポーツ哲学の領域においてなされてきた。こうした研究の動向を概観するには、先に上げた国際スポーツ哲学会 (IAPS) の機関誌である「Journal of the Philosophy of Sport (以下、JPS)」について試みるのが妥当であろう。1974年に創刊されたJPSでは、これまで「スポーツ倫理」に関する多くの研究が掲載されているが、それらの研究を検討してみると、①スポーツと教育との関係、②パフォーマンス向上のための薬物服用問題 (ドーピング)、③ある種目に関わる道徳行為の事例研究、④スポーツ以外の分野との関係¹に区分することが出来よう²。さらにこれらの研究は、スポーツの現場で起こっている様々な倫理問題についての研究であるか、あるいはスポーツそのものの倫理的側面に関する研究であるかに大別することができる。以下、それぞれにおける先行研究を概観していくが、まず、量的な面について、JPSに掲載されたスポーツ倫理に関する論文数の推移を見ておきたい。次の「表1」は、JPSにおける1980年から2011年までのスポーツ倫理学に関する研究テーマを一覧にしたものである。

¹ 『Journal of the Philosophy of Sport』に掲載された論文の中で、主に「倫理」に関する論文について試みると、1980年の「Ethics, drugs, and sport」から始まり2009年の「Why sports morally matter」に至るまでその研究の流れを読みとることができる。すなわち、スポーツ倫理に関する研究はほぼ30年間にわたっているが、「moral」「ethics」「fair play」「sportsmanship」「drug」「cheating」などがスポーツ倫理に関する主な研究キーワードである。

² 序章、第一節、『Encyclopedia of Philosophy』の分類と殆ど同じに区分されることができ、これはスポーツ倫理に関する研究が定着されているのを示唆していよう。

表 1. JPSにおける1980年～2011年までのスポーツ倫理学に関する論題

掲載年	論 題
1980	Ethics, drugs, and sport (Brown, W. M.)
81	The ethos of games (D'Agostino, F.) The varieties of cheating (Wertz, S. K.) Can cheaters play the game? (Lehman, C. K.)
83	Three approaches toward an understanding of sportsmanship (Arnold, P. J.)
84	Opponents, contestants, and competitors: The dialectic of sport (Hyland, D. A.)
86	Sportsmanship (Feezell, R. M.) Zen and sport (Abe, S.)
87	Sports and drugs: Are the current bans justified? (Lavin, M.)
88	On the wrongness of cheating and why cheaters can't play game (Feezell, R. M.)
89	On performance-enhancing substances and the unfair advantage argument (Gardner, R.) Sport abjection: Steroids and the uglification of the athlete (Fairchild, D.) The authority of the rules of baseball: The commissioner as judge (Utz, S. G.)
1990	Animal liberationism, ecocentrism, and the morality of sport hunting (Wade, M. L.)
91	Athletes, excellence, and injury: Authority in moral jeopardy (Harmer, P. A.)
92	On sportsmanship and 'running up the score' (Dixon, N.)
93	Ethical issues in boxing (Davis, P.)
94	Why olympic athletes should avoid the use and seek the elimination of performance-enhancing substances and practices from the olympic games (Burcher, R. R., & Schnelder, A. J.)
95	On reaching first base with a 'science' of moral development in sport:

	Problems with scientific objectivity and reductivism (Gough, R. W.)
96	On sportsmanship and 'running up the score': Issues of incompetence and humiliation (Hardman, A., Fox, L., McLaughlin, D., & Zimmerman, K.)
97	Sports and the making of national identities: A moral view (Morgan, W. J.)
98	Fair play as respect for the game (Butcher, R., & Schnelder, A.)
99	Patriotic sports and the moral making of nations (Morgan, W. J.) Sportsmanship and blowouts: Baseball and beyond (Feezell, R. M.)
2000	Fair play and the ethos of sports: An eclectic philosophical framework (Loland, S., & McNamee, M.)
01	Genetic technologies and sport: The new ethical issue (Miah, A.) Rorty, performance-enhancing drugs, and change in sport (Dixon, N.)
02	Hubris, humility, and humiliation: Vice and virtue in sporting communities (McNamee, M.)
03	Prayers for assistance as unsporting behavior (Kreider, A. J.) The traditional football fan: An ethical critique of a selective construction (Jones, C.) Why the "view from nowhere" gets us nowhere in our moral considerations of sports (Morgan, W. J.) Canadian figure skaters, french judges, and realism in sport (Dixon, N.) Intentional rules violations - One more time (Fraleigh, W. P.)
04	Normativity, justification, and (MacIntyrean) practices: Some thoughts on methodology for the philosophy of sport (McFee, G.) Sports and "the fragility of goodness" (Fry, J. P.) Sportsmanship as honor (Sessions, W. L.) The ideal of the stoic sportsman (Stephens, W. O., & Feezell, R.) Gamesmanship (Howe, L. A.)
05	The value of dangerous sport (Russell, J. S.) Celebrated athletes, moral exemplars, and lusory objects (Feezell, R.) The idea of fairness: A general ethical concept or one particular to sports ethics? (Pawlenka, C.) The ethics of strategic fouling: A reply to Fraleigh (Simon, R. L.) Deeper inside the beautiful game (Hmephill, D.)

06	Genetic technology and sport edited by Claudio Tamburrini and Torbjorn Tannsjo published 2005 by Routledge, London and New York. (Morgan, W. J.)
07	Sporting metaphors: Competition and the ethos of capitalism (Cudd, A. E.)
08	Vulgarians of the world unite: Sport, dirty language, and ethics (Feezell, R.) Play until the whistle blows: Sportsmanship as the outcome of thirdness (Nlande, T.) Fairness and performance enhancement in sport (Carr, C. L.) Representing redskins: The ethics of native american team names (Lindsay, P.)
09	Should athletes be allowed to use all kinds of performance-enhancing drugs? - A critical note on Claudio M. Tamburrini (Petersen, T. S., & Kristensen J. K.) Beyond consent? Paternalism and pediatric doping (McNamee, M.) Genetic enhancement in the dark (Culbertson, L.) The ethics of performance - Enhancing technology in sport (Loland, S.) Athletic perfection, performance-enhancing drugs, and the treatment-enhancement distinction (Morgan, W. J.) The way to virtue in sport (Bäck, A.)
10	A feminist reconstruction of liberal rights and sport (Burke, M) Doping in cycling: Realism, antirealism and ethical deliberation (Jones, C.) Doping and cheating (Vorstenbosch, J.)
11	The Most-Valuable-Player problem remains unsolved (Kershner, S.) The moral ambiguity of the makeup call (Hamilton, M)

以上の「表1」とから窺われることは、スポーツ倫理に関する研究が持続的に行われてきている一方で、研究テーマについても時代に伴って、「動物愛護問題」「環境問題」「遺伝テクノロジー」「ナショナル・アイデンティティ問題」など、

拡がりを見せていることである。

他方、1980年からこれまでのおよそ30年間、ほぼ継続的に取り組まれてきたテーマもある。すなわち、①スポーツ現場での倫理的な諸問題（「ゲームにおける不正行為の問題」「ボクシングの倫理性」「美的スポーツの判定問題」「戦略的ファールに関する倫理問題」「スポーツ・ファンのあり方」など）、②「スポーツマンシップ」および「フェア・プレイ」に関する問題（「試合で全力を尽くさず相手に得点させるような行為などについての検討」「名誉としてのスポーツマンシップ」「フェアネスの理念」「競技力向上とフェアネス」「ゲームズマンシップ」など）、そして、③「薬物問題」（「薬物使用と倫理問題」「スポーツの存在性と薬物問題」「遺伝ドーピング」など）がそれである¹。

このように、JPSでは、スポーツにおける倫理問題が多岐にわたって論じられてきているが、総じて言えることは、スポーツにおける倫理性の根幹を問うような原理論的なアプローチより、現実に生起している具体的問題に対するアプローチが目立つといいだろう。

次に、西欧に対するアジアという観点から、日本と韓国における研究動向を検討する。

第二項 日本におけるスポーツ倫理に関する研究

まず、日本におけるスポーツ倫理に関する研究動向であるが、日本では、欧米に引き続いて1980年代半ばに始まったと言える。日本体育学会体育原理専門分科会（当時）²は、この時期、『運動の概念（1984）』、『スポーツの概念（1986）』、『体育の概念（1995）』の三部作を出版しているが、このうち『スポーツの概念』

¹ 「表1」には記していないが、JPSのカテゴリーである「discussion」「review essays」においても倫理に関する記事を見ることができる。たとえば、「Thoughts on the moral relationship of intent and training in sport(1983)」「An issue of morality or sentimentality(1997)」「Competitive sports, disability, and problems of justice in sports(2005)」等々があるが、ここでは「articles」というカテゴリーに属している論稿のみを提示した。

² 日本体育学会の下部組織である「体育原理専門分科会」は、2005年6月に「体育哲学専門分科会」に改称し、さらに、日本体育学会の組織変更に伴い、現在は「体育哲学領域」という名称のもとに活動をしている。

において「スポーツ倫理」への言及を見ることができる。

『スポーツの概念』では、スポーツに関連する5つの問題領域、すなわち、①スポーツ運動の分野、②学校体育の分野、③スポーツの倫理・道徳育成論、④スポーツの危機論、⑤スポーツの歴史的視点が提示され、その中の一つとして「スポーツの倫理・道徳育成論」という問題圏で論じられている¹。ここでは当時の歴史的な事情に言及しながら、スポーツの多くが集団種目であることから「協調心」や「民主主義」をトレーニングする最適な場として「倫理・道徳」育成のために活用された、としている。

こうしたスポーツによる「倫理・道徳育成論」については、すでに1930年代初頭、当時の文部大臣であった鳩山一郎²によって論じられており、彼は、スポーツの教育的な意義とその価値について、こうした「倫理・道徳育成論」をすでに主張している³。また、日本では、1961年に『コーチのためのスポーツモラル』（金子藤吉）という書物が出版されているが⁴、「スポーツモラル」という問題圏がすでに自覚されていたことが窺われよう。

ただ、1990年代以前の「スポーツモラル」については、ほとんどが「学校スポーツ」として教育の立場から論じられている点に特徴がある。一方、1980年代後半以降、アメリカの専門書籍の翻訳がなされるに従って、取り扱われるテーマも前項において提示されているものと極めて似かよったものになってきて

¹ 体育原理専門分科会編（1988, 1986）『スポーツの概念』不味堂出版、180頁以下。

² 鳩山一郎（1883-1959）：第52-54代内閣総理大臣（1954-56）をつとめ、在職中の1956年に日ソ国交回復をなし遂げている。

³ 鳩山一郎（1932）『スポーツを語る』三省堂、26-33頁。戦後のスポーツと国民性を念頭しつつ、学校教育の現場で個人の天性を十分に発達させるために教育としてのスポーツを見つめることを示す。その中でスポーツと通してスポーツマンとしての精神、ゼントルマンとしての品位の必要性を主張しながら、社会全般の生動感に繋がると語る。なお、鳩山は、1932年の「野球統制令」発令時の文部大臣でもあった。

⁴ 金子藤吉（1961）『コーチのためのスポーツモラル』逍遙書院。この書籍からスポーツ倫理が独立され、出版されたのがわかる。スポーツ倫理あるいはモラルについて語っているが、戦後の風潮からの学校スポーツのあり方として、人格向上、人間形成のため競技精神の確立としてのスポーツマンシップということをイギリス、アメリカ、オランダ、ニュージーランド、カナダ、日本国民にわけて紹介している（100-118頁参照）。そして、丹羽劭昭・辻野昭共著（1984）『スポーツ教育の展開』では、スポーツの教育的な意味として「倫理」に関することを扱っている。上記と同じように、人間性が拡大するようなスポーツの構築、高度な産業社会や資本主義体制からの人格形成の強調を指摘している（75-79頁参照）。

いることが窺われる¹。

以上のことを踏まえ、これまでの日本のスポーツ倫理学の研究動向を主に論文を中心に調べてみると、以下のような「表2」にまとめることができる。

表2. 日本における1983年～2011年までのスポーツ倫理学に関する論題

掲載年	論 題
1983	スポーツ倫理学成立に関する予備的考察1—倫理的観点から（友添秀則） スポーツ倫理学成立に関する予備的考察2—スポーツ倫理学の位置づけ（友添秀則）
84	スポーツ倫理学に関する基礎的研究（友添秀則）
85	スポーツ倫理学の学的対象に関する理論的研究（友添秀則） スポーツ倫理学の学的根拠に関する研究（友添秀則）
88	スポーツ競技における正しい行為の原理研究：特にW・P・プレイリーの行為の理論を基にして（島崎直樹・近藤良享） オリンピックとアマチュアリズムとスポーツマンシップの混同について（古川昌弘） ソウル五輪にみるアマチュアリズムの崩壊（藤原健固）
89	アメリカ合衆国における体育・スポーツ倫理研究に関する史的考察：その1（馬場哲雄） ドーピング規定に関する研究（近藤良享）
1990	アメリカ合衆国における体育・スポーツ倫理研究に関する史的考察：その2（馬場哲雄） スポーツに求められる倫理：スポーツ倫理のこれまでとこれから（杉本厚夫） スポーツ倫理学の方法論上の諸問題：先行研究の批判的検討を通して（友添秀則） スポーツに求められる倫理：薬物ドーピングの関わり（近藤良享）

¹ フレイリー（近藤良享ほか訳：1989）『スポーツモラル』（不味堂出版）、サイモン（近藤良享・友添秀則共訳）（1994）『スポーツ倫理学入門』（不味堂出版）といった著書が翻訳出版されている。また、2000年には、近藤良享『スポーツ倫理を問う』（大修館書店）が出版されているが、本書において検討されている論題は、本稿第一節に載せている研究テーマのキーワードと重なっている。

91	「スポーツ倫理」教育における媒体項の構造に関する研究（新保淳） 日本のsportsmanship解釈における問題点（梅垣明美・友添秀則）
93	日本におけるドーピングの現状（高橋正人）
95	ドーピング問題の現状と課題（福島美穂ほか）
96	スポーツ・ドーピングとドーピング・コントロールの歴史と現状（太田美穂・武藤芳照） 選手とコーチの立場からのドーピングとドーピング・コントロール（鈴木大地） スポーツ選手の薬物使用の実態と問題点（笠師久美子） 報道の立場からみたスポーツ・ドーピング（松瀬学） 食品、補助栄養剤、嗜好飲料の成分とドーピング禁止物質との関連（大崎久子） スポーツ・ドーピングへの対応（太田美穂ほか） オリンピックとスポーツ倫理（高橋義雄） オリンピックと薬物ドーピング（近藤良享・友添秀則） 近代におけるスポーツの成立・発展に係わる諸問題の研究（8）：スポーツの倫理的形成について（加藤元和） トップスポーツにおけるドーピング性質の不正使用（植木眞琴）
97	スポーツ世界の形成・スポーツ世界の参加について—スポーツ倫理のための基礎的研究（森田啓） 人間の本质としての差異化・卓越化と倫理に関する考察-スポーツ倫理学の基礎的研究（森田啓）
98	アンチ・ドーピング（河野一郎）
99	日本におけるドーピングの現状と課題（川原貴）
2000	体育・スポーツにおける男女平等論（学校体育における男女共同参加の現状と課題）（近藤良享）
01	薬物ドーピング問題の再考（近藤良享）
02	ドーピング問題を哲学する：スポーツ倫理研究の視点から（近藤良享）
03	世界アンチ・ドーピング規定に関する研究（近藤良享・畑孝幸）
05	スポーツと性別：女性確認検査/性転換選手容認の問題（近藤良享） 筑波大学体育専門学群性のドーピング意識調査結果（近藤良享・長谷川悦示）
07	スポーツマンシップの問題と競技スポーツの「内」と「外」：川谷茂樹『スポ

- 08 まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み（田村圭一）
スポーツマンシップ・プラザ—フードその創始と「スポーツマンシップ」の
性格（阿部生雄）
ドーピング禁止議論の再検討—倫理学視点から論じた研究を中心に（竹村瑞
穂・近藤良享）
-
- 09 特待生問題とはいかなる問題なのか：スポーツ倫理学の観点から（稲岡大志）
-
- 10 スポーツと薬物乱用—ドーピングに考える身体教育（若者と薬物乱用—ドラ
ックの闇から守るために）（釜崎太）
-

これらの研究論文から窺われることは、1980年代以降の日本における「スポーツ倫理学」の研究が、まず、80年代前半では、「スポーツ倫理学の位置づけ」「スポーツ倫理学の学的対象」「スポーツ倫理学の学的根拠」「スポーツ倫理学の方法論」などといった基礎的な研究から開始されていることである。このことは、欧米において新たな問題圏を提示しつつあった「スポーツ倫理学」という領域を、何とか学問的に基礎づけようとする意図が働いていたことを物語っている。

80年代も後半になると、取り扱われるテーマも前項で見たような欧米における研究課題と似かよってくる。「スポーツにおける行為の正しさ（フェアネス）」「スポーツマンシップの解釈」などが論題として取り上げられるとともに、スポーツにおける「ジェンダー論」についても取り上げられている。特に目立つのは「薬物ドーピング問題」に関する論稿で、「ドーピング規定」「ドーピング問題の現状」「アンチ・ドーピング規定」「ドーピング禁止議論の再検討」など、多岐にわたっている。

ドーピングに関する研究が主要なテーマとして浮上してきているが、就中、田村（2008）の「まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み」は、スポーツ界の倫理的な問題の解決を直接的な目的とする規範的な倫理学を要求しているが、しかし、内容的には、1920年のウィンブルドン大会の清水善造選手の事例をあげて「フェア・プレイ」についての検討に留まり、一つの事例の検討によって道徳的な概念やスポーツ倫理学の基本概念を導くことには限界があると言えよう。

第三項 韓国におけるスポーツ倫理に関する研究

続いて、韓国における「スポーツ倫理」に関する研究動向について、韓国体育学会の機関誌である『韓国体育学会誌』、韓国体育学会の哲学研究部門の機関誌である『韓国体育哲学雑誌』に掲載された論稿から見てみることにする¹。「韓国体育哲学学会」は「韓国スポーツ・舞踊哲学学会」という名称での独自の活動の後に、1991年に現行の形で設立されているが、学会の組織的設立という点から見ると、韓国でのスポーツ哲学研究およびスポーツ倫理に関する専門的研究の態勢は、欧米や日本に較べて遅れていると言えるかもしれない。韓国における1990年代半ば以降の「スポーツ倫理」にかかわる研究テーマは以下のようになっている。

表3. 韓国における1994年～2011年までのスポーツ倫理学に関する論題²

掲載年	論 題
1994	The moral reasoning system in sport and physical education(ハム・チョンヒエ)
95	スポーツ現場における倫理と道徳教育 (イ・チョンヒ) スポーツ倫理と道徳性 (イ・チョンヒ)
98	スポーツ倫理の社会倫理的な接近とその意味 (イ・ハクジュン) スポーツにおける勝利と競争の倫理 (ヨ・インシェン、パク・チャンヒ)
2000	スポーツ選手の倫理意識に関する研究 (キム・ヨンス、ベク・ギョンウン、グォンヒョクジュン、イ・ジョンヨン) スポーツ倫理談論の新しい方向 (チョン・ウングン、キム・ホンシク)

¹ 「韓国体育学会」および「韓国体育哲学学会」の英文名称は、それぞれ ‘Korean Alliance for Health, Physical Education, Recreation, and Dance’, ‘Korean Philosophy Society for Sport & Dance’ である。

² なお、「表3」では、韓国語の原題を日本語に訳して掲載した。なお、韓国語の原題は、参照文献に提示した。

-
- 01 スポーツ倫理における責任性の問題 (ナム・ジュンウン、グァン・オリュン、イ・ジョンシク)
Max Schelerの実質的価値倫理学の観点からみられるスポーツ倫理 (イ・ヨンフワン、キム・ドンギユ、キム・ウンヨン)
考古学的な人間起源からみられる人間理解がスポーツ倫理に及ぼす影響 (チャ・ゴンス、カン・ジンホン)
スポーツ指導者のリーダーシップ類型に従う倫理意識および態度 (イ・ヨンフワン、イム・ミョンソプ)
-
- 02 ダンススポーツの参加と性倫理意識 (アン・ウンヒ、パク・ジュハン、オ・インソク)
スポーツ倫理の社会倫理的な認識と接近方法に関する研究 (ナム・ジュンウン)
-
- 03 スポーツ倫理に関する社会倫理的な責任の主体と人間中心的価値の実践問題 (ナム・ジュンウン)
スポーツ倫理教育が自我概念認識に及ぼす影響 (チョ・ジェンギユ、チャ・ゴンス)
-
- 04 スポーツ倫理問題の原因分析に関する一考察 (キム・ミスク)
スポーツ外交指導者に関する倫理的な接近 (グォン・ウクドン)
-
- 05 キリスト教的な人間理解から見るスポーツ倫理性 (チャ・ゴンス)
-
- 06 スポーツ現場において「誤審」論争を読む (ク・カンボン、キム・ヨンガブ)
スポーツ倫理：争点と課題 (イ・ハクジュン)
スポーツ倫理の定礎可能性 (イ・ジョンワン)
-
- 07 ドーピングに関する法的な考察 (キム・ミンジュン)
スポーツ倫理の定礎と実践課題 (キム・ドンギユ、ク・カンボン)
スポーツジャーナリズムおよびスポーツジャーナリストの倫理性についての再照明 (ユ・ミジン)
スポーツ現象結果の主体についての社会倫理的な研究 (ナム・ジュンウン)
-
- 08 武道教育における倫理教育 (シン・スンユン)
スポーツ倫理哲学の東洋哲学的な接近 (グァン・オリュン)
スポーツ倫理教育、どのようにするか? (ク・カンボン、カン・ギョン)
-

フワン、ナム・ジュンウン)

- 09 スポーツ倫理の浮薄性の改善：実践倫理の地固め (キム・ウンヨン)
全身水着は技術ドーピングであるか？—スポーツ倫理的な接近—
(リ・ムンスン、ソン・ジェヒョン)
-
- 10 概念的な観点からスポーツマンシップへのアプローチ(ユン・ヒチョル)
スポーツ倫理の確立のための法的な課題 (キム・サンギョム)
-

以上の「スポーツ倫理学」に関するほぼ15年間の研究を概観すると、スポーツ教育の立場から論じる「倫理（観）的問題」を中心に、「スポーツ倫理学と社会（一般）倫理との関連性」「ドーピング問題」「フェア・プレイ精神」などが取り上げられており、テーマそのものに関してのみならず、欧米や日本と大きな相違はないと言える。ただ、韓国における特徴として、新生学問である「スポーツ倫理学」に対しどのように踏み込むかについて、実践的立場からのいくつかの提案を見ることができる¹。

ただ、こうした論題は、アメリカではすでに1984年、フレイリーによって提起されており²、その時点から較べれば、韓国での研究への取り組みは、20年余りの時間差があると言える。

以上、アメリカ、日本、韓国におけるスポーツ倫理学研究の現状を、主として、それぞれの代表的な雑誌論文を量的側面からみてきたが、さらに、次章において、質的側面から、検討することとしたい。

¹ 例えば、「スポーツ倫理談論の新しい方向 (2000)」「スポーツ倫理の定礎可能性 (2006)」「スポーツ倫理の定礎と実践課題 (2007)」「スポーツ倫理哲学の東洋哲学的な接近 (2008)」などがこれにあたる。

² Fraleigh, W. P. (1984) Right actions in sport: Ethics for contestants. Human Kinetics.

第一章 スポーツ倫理学研究におけるモラルとルールの相剋性

第一章 スポーツ倫理学研究におけるモラルとルールの相剋性

序節 「スポーツ倫理」研究の現状と問題点

序章で触れたように、スポーツに関わる倫理問題が学問的な研究対象として浮上してくるのは、おおよそ1980年代以降のことと言える。こうした研究が台頭してきた背景には、現代のスポーツがマスメディアに乗ってグローバルなイベントとなり、経済的規模も従来とは比較にもならないほど巨大化してきていることがある。つまり、現代にあってはスポーツに関わって大きな資金が動いており、「勝敗」の如何が選手や関係者にとって（金銭的）報酬に決定的な意味を持つようになってきているのである。

その結果、先端的なスポーツ世界では、純粹にスポーツをおこなったり見物したりして楽しむといった牧歌的状況が過去のものとなり、利益に直結する勝利を得るため、「規則違反」「選手資格詐称」「審判買収」「ドーピング」「勝負操作（八百長）」など、反道徳的、反倫理的行為が広がってきている。

しかし、今日のスポーツ世界で頻出する反道徳的、反倫理的行為を前にして、これらを学問的に検討することは、いわば時代的要請であると言えよう。たとえば、1992年ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) が提案したスポーツ活動・政策・管理において倫理的な仕組みとしての「スポーツ倫理綱領・フェア・プレイ—勝利への道」、1999年から今日まで全世界のスポーツ進化に応じるため、数回に渡って変更・修正を重ねている国際オリンピック委員会のIOC倫理規定¹がそれに当たる。

「スポーツ倫理学」は、いわばこうしたスポーツをめぐる現代的状況を背景

¹ IOC倫理規定 (Code of Ethics) は1999年にはじめて提案された。その内容は、A.尊厳 (Dignity)、B.高潔 (Integrity)、C.資金 (Good governance and resources)、D.候補都市 (Candidatures)、E.国との関係 (Relations with states)、F.機密性 (Confidentiality)、G.実施 (Implementation) で構成されている。そして、2013年の最新版においてもそのカテゴリーは変わらない。

として成立の歩みを始めたと言えるのである。しかし、自然科学が対象とするような課題とは異なり、「倫理問題」は時と処によって基準が異なりうる問題圏にある。つまり、「スポーツ倫理学」が研究対象とする諸問題は、善悪美醜にかかわる「価値観」あるいは「(スポーツ) 行為規範」の問題であるがゆえに、「因果律的法則」によって論理化することは非常に困難な課題であり、それらに対して統一の見解を提示することについては、本質的な困難が予想されるのである。

こうしたスポーツ倫理学に要請される諸問題に関して、これまで歴史上のさまざまな哲学者が提示してきた「倫理基準」に基づいて「スポーツ行為」におけるスタンダードを求めるといったアプローチが試みられてきたが、いまだに「スポーツ倫理学」固有の根拠を見いだせていないのが現状であると言える。こうした状況は、スポーツ倫理学者が基本的な哲学上の問題の背景や論理的基盤に対する周到な理解を踏まえることなく、安易に「倫理的基準」をスポーツへ適用するに留まっていたことにその理由の一端を求めることができよう。アメリカのスポーツ哲学者ジューグラーは、この問題について、早くから(1984年)「何よりも(根本的な)形而上学的な問いから始めなければならない」¹(括弧内は筆者の補足)と主張していたのであるが、彼の指摘は、残念ながら、現在でもそのまま通用すると言わねばならないのである。

上にも述べたように、スポーツ倫理学が取り扱っているテーマは、社会変動や科学の発展などに伴って新たに生まれてきた課題であると言える。つまり、状況対応の必要性に迫られての課題であったがために、スポーツにおけるひとつひとつの倫理学的問題に対する根本的原理の解明を目指すというより、問題対処の方向性を(教育的な)人格陶冶の問題に誘導したり、あるいは単なる問題提起の段階に止まっているのが現状である。友添など(1991)は、こうした状況に鑑み、「従来のスポーツ倫理学の傾向は人格陶冶の機能、倫理的逸脱状況に対しての提言しか出来なかった」と述べている²。

「スポーツ倫理学」への本来的期待は、スポーツ界をめぐる倫理的な問題の

¹ Zeigler, E. F. (1984) Ethics and morality in sport and physical education: An experimental approach. Staples Pub Llc., pp.7-8.

² この2つの区分は、友添秀則・近藤良亭(1991)「スポーツ倫理学の研究方法論に関する研究」『体育・スポーツ哲学研究』13(1):39-54のカテゴリーに基づくものである。アメリカの国内状況(人種差別、学生運動、ウォーターゲート事件)によって倫理学に関して国民の関心が広がる一方、「スポーツ倫理学」については「学」としての意味が希薄だったため、方法論的不備・不足があったとしている。

解決を目指すところにあるだろう。ただ、スポーツ現場で起きている多種多様な問題の中で、何が倫理的な問題なのかについては、いま一度、吟味する必要があると思われる。例えば、リングの中で互いに打ち合う（殴り合う）「ボクシング」を倫理問題として論議する¹ことの妥当性はどこにあるのだろうか。むしろ、競技としてのボクシングの場以外で、他人に殴りかかったりすることは倫理的にも法的にも許されることではない。この「殴る」という局面だけに焦点化してこれを「暴力」の一種であるとすれば、ボクシングという競技に対する倫理的批判も生じてくる余地があるかもしれない。

しかし、一定のルールのもとで互いにグローブを付けた拳で打ち合うことは、他者の意志に反して強制的に加えられる「暴力、violence」とは範疇を異にしており、単純に「反倫理性」のレッテルを附与することはできないだろう。そもそも、ボクシングにおける「打ち合い」は、（暴力とは異なり）相互了解を前提としなければ成立し得ないのである。ボクシングがこうしたスポーツとしての本質を有しているにも関わらず、なおも倫理的な問題を取り沙汰されるのはなぜだろうか。

それは、これまでのスポーツ倫理学において、スポーツそのものの概念的性質が、論議の前提になっていなかったことにあるのではないだろうか。スポーツの概念的独自性（本質）が明らかでないままに議論すれば、スポーツ的事象と一般社会における事象とを区別することなく同一レベルで取り扱ってしまうことも起こりうる。しかし、それは明らかに方法的誤謬であると言わねばならないのである。

このように考えるなら、「スポーツ倫理学」の前提として「スポーツ概念」の明証化が必要不可欠の条件になってくる。もし、「スポーツ概念」が明らかでないとすれば、「スポーツ倫理学」それ自体も成り立たないと言えるのである。むしろ、「スポーツの本質」からあらゆる倫理行為が自動的に解釈できるようになるわけではない。スポーツ世界に生ずる倫理問題は、さまざまな価値観が錯綜する場であるので、基準をどこに置くかによって解釈が大きく変わりうる。こうした事情が「スポーツ倫理学」の研究を困難にしていると考えられるのであるが、少なくとも、明証的な「スポーツ概念」が「スポーツ倫理学」の前提的

¹ 例えば、Davis, P. (1993) Ethical issues in boxing. *Journal of the Philosophy of Sport* 20 : 48-63. と Russell, J. S. (2005) The value of dangerous sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 32 : 1-19. など。

根拠となることを確認しておく必要があるだろう¹。

ところで、序章第三節では、先行研究についてアメリカ、日本、韓国それぞれの代表的な雑誌論文の量的側面から概略的に検討したが、本章では、これまでの研究課題を類型的にまとめた上で、以下のテーマ、すなわち、スポーツ倫理学における主要な関心事として取りあげられてきた、①「フェア・プレイとスポーツマンシップ」をめぐる概念問題、②スポーツにおける勝敗に関わる問題、③スポーツにおける攻撃性と暴力性、④ドーピングにおけるモラルとルールの問題という四つのテーマについて、これまでの研究内容を踏まえながら検討することとしたい。

¹ スポーツ概念については、第二章において検討する。

第一節 フェア・プレイとスポーツマンシップ

スポーツ倫理学において、フェア・プレイ、およびスポーツマンシップについては、これまで多くの論議がなされてきている。一般的话题としてスポーツが語られる場合でも、フェア・プレイやスポーツマンシップに言及されることが多いし、また、日常場面で比喩的用法として使われることもみうけられる。これらの用語は、もともと、スポーツを実践しようとする人が心得ておくべきモラル上の観念として登場してきたものであるが、田村によれば「フェア・プレイ」概念は「スポーツマンシップ」概念と交換可能であるとされる¹。いま一度、こうした類似概念を取り上げることは、スポーツをめぐる「モラル」についての理解を深める機会が生まれるだろう。

まず、前者であるが、「フェア・プレイ」はスポーツがスポーツとして存立していくためのもっとも基本的な要件のひとつとされ、「フェア・プレイ」という精神的態度が前提として存在しないのであれば、「スポーツ」という場は秩序を喪失した混沌たる状況へと陥ることになるとして、ある意味、スポーツというものが成立するうえで、根本的な位置づけを与えられてきたと言える。

スポーツ参加者が競争的なスポーツ活動をするにあたっては、その時点において、すでにルールへの遵守など、原則的な約束を履行する義務を負っているとみなされる。このことからまず、「フェア・プレイ」とは、ゲームが秩序だって成立するための条件と言える「ルール」を遵守する精神的態度であり、この精神はゲームに臨んでいるあらゆるスポーツ参加者の「義務」であるとも言える。競技者は、スポーツの試合(ゲーム)に参加する時点において、正々堂々(fairness)と勝負に臨むべしという、いわば「不立文字の契約」を交わしているとみなされるのである。

しかし、すでに見たように、現代におけるスポーツ界にあつては、競技中のさまざまな場面において、「フェア・プレイ」に抵触するような事象が頻出している。こうした状況に対し、例えば、国際サッカー連盟(Fédération

¹ 田村圭一(2008)「まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み」『旭川医科大学紀要』24:13-22.

Internationale de Football Association: FIFA) は以下のような「サッカーの行動規範 (Football's Code of Conduct)」を提示している。すなわち：

1. play to win (勝利を目指してプレイする)
2. play fair (フェアにプレイする)
3. observe the laws of the game (ルールを遵守する)
4. respect opponents, team-mates, referees, officials and spectators
(相手選手、チームメイト、審判、役員、観客を尊重する)
5. accept defeat with dignity (尊厳をもって敗戦を受け入れる)
6. promote the interests of football (サッカーへの関心を促進する)
7. reject corruption, drugs, racism, violence and other dangers to our sport
(不正行為、薬物、人種差別、暴力など、サッカーに害を与えるものを拒絶する)
8. help others to resist corrupting pressures
(不正行為への誘惑に抵抗している人々に助力する)
9. denounce those who attempt to discredit our sport
(サッカーの信用を傷つけようとする人々を弾劾する)
10. honour those who defend football's good reputation
(サッカーの名声を守る人々を顕彰する)

の10項目である¹。

こうした「行動規範」を改めて提示しなければならないということ自体が、現代のスポーツ界における状況の深刻さを物語っていると言える。ここに掲げられている「不正行為」「薬物」「暴力」「人種差別」などは、現代社会がかかえている諸問題がスポーツ界にそのまま投影しているとも言え、「フェア・プレイ」を揺るがす事態への対応が急務となっている

こうした「フェア・プレイ」精神の再確認は、すでに、1976年に「国際スポーツ・体育評議会 (International Council of Sport and Physical Education:

¹ 東京新聞 (1996年1月16日付け) 「大住良之一サッカーの話をしよう」

ICSPE)¹が公にした「フェア・プレイ宣言、Declaration on Fair Play」にみることができるが²、スポーツの存続にとって「フェア・プレイ精神」が極めて重要であるとされていたことの証左と言えよう。

ところで、「公式規範」と「非公式規範」の二分法³からすると、「スポーツ・ルール」や「大会規定」が前者に属するのに対し、「フェア・プレイ」は「スポーツマンシップ」や「競技マナー」などと同様、明文化されてはいないものの従うべきことが当然視される後者の「非公式規範」に属することになるろう。しかし、現代の状況は、本来、非明示的であった「非公式規範」さえも明示化しなければならない事態に立ち至っているように思われる。

上にみた「サッカーの行動規範、Football's code of conduct」のように、スポーツの目的や手段や義務などについて、スポーツ行為者がしなければならないことと、してはいけないことが具体的に明示化される傾向が見られるのである。いわば「非公式規範の公式規範化」であるが、規範が明示化されれば、メセニ(1968)が言うように、「(明示化された)規則はスポーツ世界の中では無条件的に従うことを要求する」⁴ことになるが故に、「フェア・プレイ」の遵守が期待できると言うことなのかも知れない。いずれにせよ、今日、スポーツ倫理学において、「フェア・プレイ」が改めて論議の対象となっているのは、こうした「非明示的なものの明示化」という現代的状況が背景にあると言えるだろう。

さて、「規則を遵守しつつプレイすることがフェア・プレイ」であるということとは、むろん、競技に参加する行為者がお互いに規則の統制下でプレイすることと同義である。キーティング(1964)は、“Sportsmanship as a moral category”において、「スポーツマンシップとフェア・プレイに関して、双方がスポーツ競技におけるゲーム遂行の局面において、不平等の除去と公正性の確保の理論的

¹ 1958年、パリにおいて設立。1982年に「International Council of Sport Science and Physical Education: ICSSPE」と改称されている。

² 「Olympic Review」1976年7-8月号408-409頁、1995年6-7月号48-51頁、1998年8-9月号22-26頁において、「フェア・プレイ」についての記事が掲載されている。その内容は、対象が競争者、両親、先生、組織、コーチ、医療人、審判、公権力、ジャーナリスト、観衆にわけられ、スポーツ参加者(選手)の「フェア・プレイ」のため、おのおのの役割に関するガイドラインが提示されている(www.olympic.orgにてolympic review参照)。

³ イム・ビアンジャン(2008)『スポーツ社会学概論』レインボウブックス、409-412頁。インによれば、「非公式規範」には「許容規範」と「選好規範」があり、これらの規範ではスポーツ行為者の倫理的な成熟さが要求される。それゆえ、スポーツにおける倫理的な行為はスポーツ規範に従う行為によって実現されるとしている。

⁴ Metheny, E. (1968) Movement and meaning. McGraw-Hill Book Company, pp.60-61.

な基礎付けになる」と述べている¹。また、マッキントッシュ (1979) は、“Fair play: Ethics in sport and education”において、「フェア・プレイの概念は、ここ百年の間に変貌を遂げつつある」とし、それは「もはや個人レベルの問題ではなく、国際レベルでの政治的関心事になっている」と述べつつ²、体育における「人格陶冶」と関連づけつつ論じている。

Loland, S., & McNamee, M. (2000) は、“Fair play and the ethos of sports: An eclectic philosophical framework”³において、形式主義的な「フェア・プレイ」の解析から非形式的で価値論な解析を初めて試みており、「フェア・プレイ」を「規則遵守」という視点からではなく、自己判断による価値中心的な見地からの分析を展開している。さらに、Eitzen, D. S. (2003) “Fair and foul”, Boxill, J. (eds.) (2003) “Sports ethics”, Simon, R. (2004) “Fair play”, Morgan, W. J. (2006) “Why sports morally matter” など論稿において、「フェア・プレイ」と「ルール」との関連性について論議され、スポーツにあってはルールが形象化され構造化されることによってその存在性が確保できるとしたうえで、「フェア・プレイ」の軽視は、結局、「ルール」の根幹に関わる問題となることが指摘されている。

一方、われわれは、スポーツの実況中継のさなかに、「いまのはスポーツマンシップに則ったプレイですね」といった言葉を耳にすることがある。スポーツマンシップとフェア・プレイとは類縁的な関係にあるように思われるが、概念的相違は見いだせるのだろうか。

そもそも「スポーツマンシップ、sportsmanship」という用語は、‘sportsman’という名詞に「状態・性質」を意味する‘-ship’という「接尾辞」が付加されたものである。たとえば、‘friendship’という用語は、「友情」や「友愛」といった精神的な状態や性質を意味することになるが、そこから類推すれば、‘sportsmanship’もまた、「スポーツをする人（選手）の精神的状態や性質」ということになるだろう。しかし、こう言っただけでは「スポーツマンシップ」の具体的意味内容は一向に明らかになっただけでなく、「スポーツマン」がどのような性質を属性とするのか不明だからである。これまで「スポーツマンシップ」に該当する意味内容として、「公明正大」や「正々堂々」と言った倫理規範的な

¹ Keating, J. W. (1964) Sportsmanship as a moral category. *Ethics* 75 : 25-35.

² McIntosh, P. (1979) Fair play: Ethics in sport and education. Heinemann, p.5.

³ Loland, S., & McNamee, M. (2000) Fair play and the ethos of sports: An eclectic philosophical framework. *Journal of Philosophy of Sport* 27 : 63-80.

意味内容が充当され、それなりに支持されてきた¹。

“Oxford English Dictionary (OED)” によって関連用語の初出を見てみると、‘sport’ (1440年), ‘fair play’ (1595年), ‘sportsman’ (1706年), ‘sportsmanship’ (1745年)の順に登場しているが、阿部によると、「スポーツ」が狩猟といった意味から近代的な競技へとその意味を変化させる時、「倫理性」を付加する必要から造語されたと言う²。つまり、「スポーツマンシップ」という用語には、そもそも倫理的規範性が共示 (connotation)³として付加されていたと言えるのである。

『新修体育大辞典』によると、「社会規範は永遠・絶対・不動のものではなく、歴史社会的な産物」であり、「スポーツマンシップも一種の社会規範として、歴史的社会的な背景をもつもの」とされ、イギリスにおけるスポーツマンシップの背景として「ジェントルマンシップ」が、日本におけるそれとしては「武士道精神」があげられている⁴。また、スポーツマンシップの具体的内容として、①感情の抑制、②相手に対する人間的な思いやり、巧まざる人間味、③フェア・プレイの3項目をあげ、「フェア・プレイ」がスポーツマンシップを構成する一要素として位置づけられている。さらにより具体的な規範的基準としては：

1. ゲームのためにゲームを行なえ
2. 自己のためでなく、味方のためにプレイせよ
3. よき勝利者、よき敗者たれ
4. あらゆる決定を冷静に受け容れよ
5. 敗れた相手に礼儀正しく振舞え
6. 利己的でなく、常に他の人が上達するように助けよ
7. 観衆としては、どちらの側の美技に対しても拍手を送れ
8. 判定はどうかであれ、決して審判を妨害するな

¹ ユン・ヒチョル (2010) 「概念的な観点からのスポーツマンシップへのアプローチ」『韓国体育学会誌』49 (4) : 21-30参照。

² 阿部生雄 (2009) 『近代スポーツマンシップの誕生と成長』筑波大学出版会、12-16頁。

³ 「共示、connotation」という用語は、「外示、denotation」と対をなす言語学における専門用語で、前者が指向的機能を有しているのに対し、後者は情緒的機能をなうとされている。A.マルティネ編著 (三宅徳嘉監訳：1972) 『言語学事典現代言語学—基本概念51章』大修館書店、8頁。

⁴ 今村嘉雄 (編集代表) (1976) 『新修体育大辞典』不味堂、793頁。

といった「命令的規範」ともいうべき8項目が掲げられている¹。

こうした辞書的規定は、いわば最大公約数的規定であると言えるが、列挙されている「スポーツマンシップ」の具体的内実から窺い知ることができるのは、それがあつ種の「行動規範」あるいは「徳目」とみなされているということである。

一方、先にも言及したキーティングは、「スポーツマンシップ」に関わるとされてきた従来の徳目、すなわち、「誠実、勇氣、スパルタ的忍耐、自己制御、自尊心、贅沢の軽蔑、思いやり、正義、礼儀正しき、公正、度量、高い名譽心、協調性、寛容さ (Truthfulness, courage, spartan endurance, self-control, self-respect, scorn of luxury, consideration, rights, courtesy, fairness, magnanimity, a high sense of honor, co-operation, generosity)」を列挙した上で、こうした徳目は「スポーツマンシップ」に固有なものとは言えず、あまりに広義に捉えることはほとんど「美德」と同一視してしまうことに等しいと批判し、さらに、上に列挙したような倫理的規範、例えば、「平静を保て」「怒りを抑えよ」「健全な身体に健全な魂や精神を宿せ」といった命令的規範によって「スポーツマンシップ」を規定しようとしても、やはりあまりに一般的に過ぎて定義としては役立たない、と述べている²。

そもそもキーティングは、「スポーツマンシップ」を「スポーツ」の規定から導き出そうとしており、そのスポーツとは：

スポーツのもつとも原初な目的は、試合に勝利したり、魚を釣ったりあるいは動物を殺したりすることではなくて、そうしようとする試みから喜びを引き出したり、試合に参加している仲間に喜びを与えることにある。… (中略) …スポーツの目的—参加者の直接的喜び—は、他のより利己的な目的によって犠牲にされないだろう。

The primary purpose of sport is not to win the match, to catch the

¹ 上掲書、今村嘉雄 (編集代表) (1976)、793頁。

² Keating, J. W. (1964) Sportsmanship as a moral category, In: Boxill, J. (ed.) (2003) Sports ethics. Blackwell, pp.65-66.

fish or kill the animal, but to derive pleasure from the attempt to do so and to afford pleasure to one's fellow participants in the process ...the purpose of sport—the immediate pleasure of the participants —will not be sacrificed to other more selfish ends.¹

というものであって、「勝利」を目指すことを本質属性とする通常の「スポーツ」の定義とは全く異なっている²。キーティングは、「スポーツマンシップ」と「フェア・プレイ」とを区別し、「レクリエーション的な活動に当てはまる美德」である前者と、自分のすべてをかけるような真剣勝負（競技）の前提となる「フェア・プレイ」との概念上の区分を主張し、スポーツマンシップを競技に適用できる唯一の方法は、フェア・プレイの価値を弱めた形で守ることであると述べている³。つまり、キーティングによれば、「スポーツマンシップ」という規範的観念は、「勝つためにはあらゆる手段を駆使しようとする真剣勝負（競技）」には馴染まないというのである。こうした「スポーツマンシップ」理解もまた、ひとつの考え方として存在しているのである。

さらに、従来の「スポーツマンシップ」研究において大きな潮流をなしているのは、体育（身体教育）における「スポーツマンシップ」の取扱いである。マッキントッシュは、先にも触れたように、1979年に "Fair play: Ethics in sport and education" を上梓しているが⁴、この著作では、スポーツを通してのスポーツマンシップの育成がジェントルマンシップという徳性の育成に繋がるとして、教育的観点からスポーツマンシップが論じられている。

Schneider (2009) もまた、体育による人間の情意的側面についての指導可能性について触れながら、「スポーツマンシップ」はかねてより体育においてもっとも知られている価値徳目であると述べているが⁵、こうした「スポーツマンシップ」という用語が帯びることになった価値性について、阿部（1988）は、

¹ *ibid.*, Keating, p.67.

² こうした定義は、サイモンによる「スポーツマンシップの最高原則は、自分自身も、相手も、その活動の喜びを損なうのではなく、それを増大させるようなやり方でいつも振る舞うこと」という定義と同類である (Simon, R. L. (1983) *Fair play: The ethics of sport*. Westview, p.44.)。

³ Keating, J. W. (1964) *Sportsmanship as a moral category*. *Ethics* 75 : 25-35.

⁴ McIntosh, P. (1979) *Fair play: Ethics in sport and education*. Heinemann.

⁵ Schneider, R. (2009) *Ethics of sport and athletics: Theory, issues and application*. Wolters Kluwer.

「スポーツマンシップ」という用語の誕生およびその用法について検討している。彼によれば、もともと「スポーツマンシップ」という用語は、その成立時には価値中立的ないし価値排他的であったが、広く用いられるに従って価値内在的な意味合いをもつに至り、今日のような倫理規範的な用語になった、と述べている¹。

また、こうした「スポーツマンシップ」という用語に付加されることになった規範的価値性について、Arnold (1997) は、スポーツを教育的に実践することによって「親密、歓待、同情心のような徳目を実現できる」と主張している²。つまり、「スポーツマンシップ」という徳目は、教育を通して育成が可能であり、人間の徳育に大きく寄与できるとみなされているのである。こうした考え方は、「アメリカ大学スポーツ協会 (National Collegiate Athletic Association: NCAA)」³が掲げている「スポーツマンシップ」の定義からも確認することができる。

スポーツマンシップは、競技会に於いて、学生選手、コーチ、試合関係者、管理者およびファンによって示されるべき一連の行動である。これらの諸行動は、尊敬性、市民性、公正性、正直性、および責任性を含む価値に基づいている。

‘Sportsmanship’ is a set of behaviors to be exhibited by student-athletes, coaches, game officials, administrators and fans in athletics competition. These behaviors are based on values, including respect, civility, fairness, honesty and responsibility.⁴

¹ Abe, I. (1988) A study of the chronology of the modern usage of ‘sportsmanship’ in English, American and Japanese dictionaries. *The International Journal of the History of Sport* 5 : 3-28.

² Arnold, P. (1997) *Sport, ethics and education*. Cassell, p.78.

³ 全米の大学スポーツクラブ間の連絡調整、管理など、さまざまなスポーツ運営の支援を行う組織で、1906年、“Intercollegiate Athletic Association”として発足、1910年に現行の名称に変更し、今日に至っている。

⁴ NCAA (2003年2月20日付) 「Report on the sportsmanship and fan behavior summit」 p.15. 引用した規定に加え、「尊重性」「市民性」「公正性」「正直性」「責任感」などについても指摘している。

しかし、このように「スポーツマンシップ」を倫理規範的に規定したとしても、キーティングが言うように、スポーツの本質属性である「競技性」と相対するとき、その規範性が揺らぐという事態もありえよう。問題の本質は、モラルとルールとの相剋にあると言える。ルールに反していても、モラル上、問題視されないこともあれば、ルールを遵守していてもモラルに反すると見なされる場合もある。さらに、ルールに反しかつモラルにも反している場合も考えられるだろう。こうした、モラルとルールをめぐる相剋について、次節ではスポーツにおける倫理問題として論議されてきている「勝敗に関わる問題」について検討したい。

第二節 スポーツにおける勝敗に関わる問題

第一項 スポーツにおける規範性と勝敗

競技スポーツにおいては、結果として「勝者」と「敗者」が峻別されることになるが、スポーツ倫理学における勝敗論をめぐる論争は、結局のところ、「勝利以上に大切なものがある」という立場と「勝利より大切なものはない」という立場のいずれかに帰属させることが出来る。第三者（観察者）の立場からすれば、競技者にとっての絶対的な価値である勝敗より、外部的な価値判断が存在する余地がある。「名誉なき勝利」と「名誉ある敗北」という対立項を立ててみると、選手にとって確かに追求しなければならない自然的価値である勝利と反自然的な道徳的価値（名誉）とが二律背反的に定立しうるからである。「勝者と敗者」の問題は、単なる「強者と弱者」の問題へと収束するのではなく、スポーツの試合には道徳的な価値（反自然的な価値）が付随しており、スポーツの外部に位置する観察者からすれば、人間性の問題を問う問題として立ち現れ、観察者（第三者）と選手における葛藤の問題を惹起するのである¹。

よく引用される、「勝利は最も重要なことではなく、それは唯一絶対的なものだ」²というテーゼは、「勝利」という結果を第一義とする代表的な言明といえるし、「ある偉大なスコアラーが君の名前に注目するようになる時、スコアラーは

¹ このことについては、稲垣将明(2007)「スポーツマンシップの問題と競技スポーツの「内」と「外」」『身体運動文化フォーラム2』86-89頁参照。ここでの自然価値と反自然価値とは、リアルな価値（勝利）と道徳的な価値（たとえば、スポーツマンシップ）とに対応出来る。

² 本文は“Winning is not the most important thing; It's the only thing”である。アメリカフットボールコーチのビンス・ロンバルディ (Lombardi, V.) が述べたこのことを例として挙げながら、スコット・モリス (Morris, S.) は ‘Winning isn't everything, but wanting to win is’ と書き換えて主張した(Morris, S. (ed.) (1979) The book of strange facts and useless information. Dolphinを参照)。または、ibid., Arnold, P., p.43を参照されたい。

君が勝者か敗者かではなく、君がどのようなゲームをしたのか¹という言明は、結果よりも過程に重きをおいたものと言えよう。勝利より大切なものとは、たとえば名誉や同僚愛などであるが、しかし、前者の立場からすれば、それらは勝利の範囲内において付随的にのみ認められるものであって、結果的に勝利こそが身体の卓越性を戦い合う試合の最高原理であることになる。

Fraleigh (1984) は、Suitsが試合の目的について、①特定状況への到達という目的、②勝つという目的、③ゲームを行なうという目的の三つを挙げていることに触れながら、「勝つという目的は、どのようなスポーツの試合にも必要な目的であるので、当然、よい試合にも欠かせない。この目的は、あるスポーツのルールによって記述された手段を使うことを採用し、しかも、そのルールで設定された制限の範囲内で、ある特定状況に到達して初めて成立する」と述べて²、スポーツの試合において勝つことの意義について触れている。

しかしながら、「勝つこと」や「負けること」など、スポーツの分野で慣習的に使われている用語は、これまで注意深く分析されては来なかったとして、「勝つこと (winning)、負けること (losing)、よくプレイすること (playing well)、まずくプレイすること (playing poorly) について、善きスポーツの試合 (good sports contest) においてどのような意味が規範的 (normative) であるのかを確かめなければならない」として³、次のような五つの異なる「勝敗」の意味を提示している。すなわち、①完結した試合としての勝敗、②特定の終結状況としての勝敗、③試合の中に設定されたねらいの達成という意味での勝敗、④試合の勝敗結果が外在的な目的達成に関わるという意味での勝敗、⑤試合での勝とうと試みる、もしくは負けようとして試みるという意味での勝敗、の五つである⁴。

①の「完結した試合としての勝敗 (winning and losing as a functional aspect of the complete)」とは、「試合」に終結をもたらす結果としての「勝敗」で「試合のための勝敗」とされる⁵。一定の条件の下に開始された「試合」は、何らかの結果に基づいて完結しなければならないが、「勝敗」はその試合の完結を明示

¹ Bartlett, J. (1968) Familiar quotations: A collection of passages, phrases and proverbs traced to their sources in ancient and modern literature. Macmillan.

² Fraleigh, W. P. (1984) Right action in sport: Ethics for contestants. Human Kinetics, pp.35-36. または、フレイリー (近藤良享・友添秀則他共訳: 1989) 『スポーツ・モラル』不味堂出版、49-50頁。

³ ibid., p.51. 同上訳書、67頁。

⁴ ibid., pp.52-53. 同上訳書、67-69頁。

⁵ ibid., p.52. 同上訳書、67頁。

する指標 b であって、それなくしては試合が終結し得ないが故に、試合の成立にとって不可欠な存在性を有していると言える。

次に②の「特定の終結状況としての勝敗 (winning and losing as a specified end state of affairs)」、すなわち「試合の勝敗」についてであるが、まず、「特定の終結状況」とは、「トラックにひかれた決勝戦を横切る」とか、「プールの端の壁に触れる」とか、「ラケットで空中にシャトルを打ち出す」といった「あるスポーツ種目で決められた行為の結果を実現すること」であり、対戦者のうち、勝者はどちらか一方で他方は敗者ということにならざるを得ないが¹、Fraleighは、この場合、「同一の課題を試みて、それをよりよく遂行した選手が勝者になる」ことを示しているとし、「当該の試合での勝敗 (winning and losing of the sports contest)」として特徴づけられ、「よい試合における勝敗の規範的意味の一部」をなすものとしている²。

③の「試合の中に設定されたねらいの達成という意味での勝敗」については、「勝とうと試みること」以外に、個人的な目標として、例えば、以前の記録よりも速く走ることや泳ぐことを目指したりする場合を指していて、Fraleighは、こうした「私的なねらいを、試合に勝とうと試みるための補助であると認めていけば、… (中略) …よい試合における勝敗の規範的意味に矛盾しない」が、しかし、「私的なねらいを唯一の追求すべき目的として認め、勝とうと試みる目的を拒否するならば、(中略) よい試合における勝敗の規範的意味と矛盾する」と指摘する³。当該選手にとって、自分が設定した個人的目標を達成できれば、そのかぎりにおいて「勝利」であるとすることもできようが、しかし、対戦相手が互いに競い合うことで結果を導こうとする「よい試合」の観点からすれば、こうした個人的目標は規範的意味を持つことはできないというのである。

④の「試合の勝敗結果が外在的な目的達成に関わるという意味での勝敗」であるが、例えば、「賭ビール、優勝者の名誉、賞金、奨学金などを獲得するという目的は外在的なもの」であり、「勝敗の結果次第で勝ち取られたり、失われたりする外在的な目的の例」であるが、こうした外在的な目的が、試合の勝敗からの直接の結果に基づくものであれば、「必要な部分ではないが、よい試合における勝敗の規範的意味と一致する」としている⁴。

¹ *ibid.*, pp.35-36. 同上訳書、49-50頁。

² *ibid.*, p.52. 同上訳書、68頁。

³ 同上。

⁴ *ibid.*, p.53. 同上訳書、69頁。

⑤の「試合での勝とうと試みる、もしくは負けようとする」という意味での「勝敗」について、Fraleighは、試合のなかで「勝つために最善の努力をする」とは「できる限り相対的能力の優位さを示そうとする意味」であり、「負けようとする」と試みることは、相手よりも劣悪に同じ行為をしようとする意味」であって、「もし、一方の参加者が劣悪な試合をしようとする試み、別の参加者が最善をつくそうと試みている場合には、試合そのものが存在しない」ことになるとして、「負けようとする」と試みるという意味は、よい試合における負けるという規範的意味に矛盾する」と批判している¹。

以上のような「勝敗」についての検討から、Fraleighは、①試合のための勝敗、②試合の勝敗、⑤勝とうと試みる、もしくは試し合うという意味での勝敗が「規範的」であるとし、⑤負けようとする試み、③個人的に設定された「勝とうと試みる」という目的に矛盾するねらいを求める場合は、「規範的」であることに反するとする²。

こうしたFraleighによる「勝敗」の状況論的分析は、勝敗が試合に及ぼす「規範性」について明らかにしようとする試みであると言えるが、特徴的なのは、それが「選手の（勝とうとしたり負けようとする）内面的意図」に基づく「道徳的観点、moral point of view」からなされていることである。このことは、「勝つためには意図的に何をしてもよい」という問題を派生させることになるが、それはまた、スポーツにおける「ルール」と「モラル」との相剋問題を惹起する。

第二項 勝利追求に伴うモラル問題

上にも触れたように、「ルール」と「モラル」の相剋は、日常世界における「法律」と「倫理」³の関係と同様、スポーツにおいても、さまざまな問題を惹起している。ルールに適っていてもモラルには反しているとされることもあれば、

¹ *ibid.*, p.53. 同上訳書、69頁。

² *ibid.*, p.54. 同上訳書、70頁。

³ ソポクレースの『アンティゴネー』、「クレオン」と「アンティゴネー」との対話から、古代ギリシアの日常生活において、すでに「法律」と「倫理」の相剋性の問題が自覚されていたことを覗き知ることができる。

逆に、ルールに反しているながら必ずしも反モラルであるとされない場合もある。

ルールには即しているにもかかわらずモラルに反しているとする事例は、例えば、アメリカの女子プロゴルフ選手、ミシェル・ウィー (Wie, Michelle Sung: 1989～)¹ の場合である。彼女は、2005年、15歳で全米女子プロゴルフ選手権 (LPGA² Championship) に出場し、アマチュアながら2位入賞という快挙をなし遂げている。しかし、プロ転向後の2007年、全米オープンゴルフ大会 (U.S. Women's Open) の第2ラウンドの時、彼女は、手首痛を理由に途中棄権したのであるが、これが「疑惑棄権」として世間の非難を浴びることとなった。当時、予選ラウンドで88打以上を叩くとそれ以後のトーナメントに推薦されないルールがあったため、それを避けるため、意図的な棄権ではないかと疑われたのである。むろん、選手には自らの安全確保のため、負傷の場合にはルールに則って棄権する自由がある。したがって、手首痛を理由に棄権することは、ルール上、何の問題もない。しかし、彼女の場合が問題となったのは、棄権したのが、ラウンド途中で「88打」を超える直前だったことである。そのため、この棄権が、以後のトーナメント出場権を失わないためのものなのではないかと疑われ、ルールに適っているにしてもモラルには反していると批判されることになったのである。

次にサッカーの場合を取り上げてみよう。サッカーの試合では、勝負の決着が着こうとするとき、勝っているチームが守備中心に残り時間を堪え忍ぶ戦術がよく見られる。歴史に残る名勝負とか観客に華麗なテクニックを見せる必要性とかは差し置いて、凡戦と酷評されようとも勝利という結果を目指すのである。仮に、引き分けを狙って得点を目指すことなく90分を凌ぎ切っても、この目的を果たす上でのルール違反はない。

2012年ロンドンオリンピックの時、女子サッカー1次リーグにおいて、南アフリカチームと対戦した日本チームの佐々木則夫監督が、準々決勝での試合会場その他の条件を有利にするため、交代選手に敢えて「シュート」を狙わないよう指示、「ドロウ、draw (引き分け)」に持ち込む試合展開にもち込んだとされる事例も報道された³。この場合は「故意に負けた」ではなく「ドロウ (引き分け)」ねらいであった。こうした意図的な「引き分けねらい」の試合はこびを

¹ アメリカ・ハワイ州ホノルル出身の韓国系アメリカ人の女子プロゴルファー。

² LPGA: The Ladies Professional Golfers' Association

³ J-CASTニュース (2012年8月1日付) 「「引き分けでいい」なでしこ監督指示フェアプレー精神に反しているのか」

したとしても「ルール違反」に問われることはなく、いわば戦略・戦術の一環としてみなされたと考えられる。しかし、反則行為以外は何でもありとか、引き分け狙いも立派な戦術だとかという監督の指示を支持する声も多く見られたのに対し、一方で、意図的に勝とうとしないことは、明らかにフェア・プレイの精神に反しているとする批判的な記事も見られたのである¹。

この問題に関し、スポーツ倫理学者のFrleighは、「引き分けに持ち込むことは、勝とうと試みるという目的を否定するような行為」であって、「勝とうと試みることは、全ての参加者がその試合をよい試合にするために意図しなければならない1つの目的」であるとし²、「引き分けという目的の追求は、勝とうと試みるというゲームの中にある必須の目的を否定するし、勝とうと試みることは、試合の存在目的の一部分からその意味が出て来る」ものであって、「対戦相手のパフォーマンスをしのごうとするためのお互いの義務」であるが故に、「引き分けねらい」を意図することは、いわば「義務違反」に該当するといった倫理的立場からの主張を展開している³。

一方で、意図的に引き分けを狙った上記の日本女子サッカーチームと似た事例であるが、同じオリンピック大会において、「故意に負けた」ことに対して失格処分が下された事例がある。バドミントン女子ダブルズ1次リーグ最終戦において、すでに決勝トーナメント進出を決めていた4ペア（韓国2ペア、中国1ペア、インドネシア1ペア）が、準々決勝での組み合わせを有利にするため、意図的に「負け」を狙った「無気力試合」をしたとして4組8人が失格となったのである。

「意図的」あるいは「故意」による「引き分け」あるいは「敗戦」を求めるという点で、二つの事例は共通していると言える。しかし、結果は全く異なっていて、前者の女子サッカーの場合は問題とされることなく準々決勝へと駒を進めたのに対し、後者の女子バドミントンの場合には失格処分が下されているのである。

この違いは何に基づくのであろうか。この問題もまた、「ルール」と「モラル」の問題に帰着すると言える。後者の失格処分の理由として、世界バドミントン

¹ 日本経済新聞(2012年8月1日付)「引き分け狙い…なでしこ、フェアプレー精神はどこへ」及び、J-CASTニュース(2012年8月2日付)「なでしこ監督「引き分け指示」FIFAは「不問」など。

² フレイリー, W. (近藤良享、友添秀則他共訳:1989)『スポーツ・モラル』不味堂出版、52-53頁。

³ 同上書、65頁。

連盟 (BWF) の規定「ゲームに勝つために全力を尽くさないこと」「スポーツに対して明白に有害な態度または乱暴なマナーを自らに行為すること」¹にあたるとして、違反したサイドが失格とされている。つまり、この場合、「ルール」に違反した行為として失格処分が下されたのであり、「反モラル」ということで失格になったのではない。これに対し、前者の「意図的引き分けねらい」という戦術は、モラル上の問題についての指摘はなされたものの、ルールにおいて禁止事項とはなっておらず、失格処分とする根拠が存在していないので、女子バドミントンの場合とは異なる結果になったと考えられるのである。

「意図的」あるいは「故意」という点について、例えば、バスケットボールやサッカーの試合において、何らかのペナルティーを科されることを承知で敢えて意図的な反則行為を行う場面が多々見られるが、「スポーツ倫理学」分野において、こうしたスポーツ競技における「意図的反則、intentional foul」については、多くの論議が重ねられている。この問題は、ルールに反する行為における「モラル」を問うものであるが、Fraleigh (1982) は、偶然、犯した反則は話題もならないが、意図的な反則はモラル上の問題があるという議論を展開した²。彼は、意図的な違反には2種類あるとして、①戦術上の利点を得るために、罰則を承知の上で犯す意図的反則、②違反が発覚しないことを望んで罰則を逃れようとする意図的反則の場合をあげ、後者の場合、「いかなる試合にも絶対に矛盾する」ものとして否定している³。

これに対し、「罰則を覚悟して行う種類の違反はいつそう複雑である」として、この種の違反を以下の三つに分類している。

【1】相手をつまづかせる、捕まえる、殴るといったパーソナルファー

¹ 世界バドミントン連盟 (BWF) 規則PartIII-Section 1B-Appendix4“Players’ code of conduct”に明記されている「規則4.4.5-Not using one’s best efforts to win a match」と「規則4.4.17-Conducting oneself in a manner that is clearly abusive or detrimental to the sport」に反する (世界バドミントン連盟ホームページ “Laws & Regulations” を参照)。または、このことについての世界バドミントン連盟の公表 (Badminton players to answer charges) を参照<http://www.bwfbadminton.org/news_item.aspx?id=65247>。

² 例えば、Fraleigh, W. P. (1982) Why the good foul is not good?. p.269, In: Morgan, W. J., & Meier, K. V. (eds.) (1988) Philosophic inquiry in sport. Human Kinetics., Pearson, K. M. (1973) Deception, sportsmanship and ethics. Quest 19 : 115-118など。

³ 上掲書、フレイリー, W. (近藤良享、友添秀則他共訳: 1989)、91-92頁。

ル（さらに下位分類として、①対戦相手が試合を続けられなくするような故意の暴力的行為、②相手が確実にゴールすると思われる場面での故意の反則、③守備チームがボールを得る機会を増やすための、攻撃選手に対する不法な接触行為）

【2】ある種の罰則を受け入れながら、他の方法では得られない戦術上の有利さを得ようとする違反（アメリカンフットボールで、タイムアウトを使い切っているとき、ゲームを長引かせるため、パッサーが故意にエリア外にボールを投げ出して時計を止めようとする行為など）

【3】相手が得点する機会を制限するためにリードしているチームが意図的にゲームを遅延させる違反

の三つである。

プロの試合にせよアマチュアの試合にせよ、意図的反則（インテンショナル・ファウル）は、例えばバスケットボールの試合において一般に多用されており、選手や観戦者も、言わば「当然のこと」として共有している。このような戦略・戦術は、なるほど意図的なルール違反であるには違いないが、しかし、それはフレイリーの言うような「反モラル」に直結する事態なのだろうか。

世界最高峰のバスケットボール・リーグであるアメリカのNBA (National Basketball Association) では、特に競り合っている試合の後半において、相手の得点確率を減らすため、敢えて「ホールディング、holding (相手を押さえたり、つかんで動きを妨害するファール)」や「イリーガル・ユース・オブ・ハンズ、illegal use of hands (手を使って相手の動きを妨げるファール)」を犯す場面がよく見られる。

こうした意図的ファールは、なるほど反則であってルール上の罰則が科されることになるが、言わば、戦術の一つとして選択されている。このことについて、Suits¹やDelattre²は、意図的なルール違反が罰則を覚悟しても有利さが得られる場合には、合法的な「ルールの戦術的利用」の範疇に帰属するものとして肯定的に捉え、反モラル的なものとして断罪してはいない。

¹ Suits, B. (1973) The elements of sport, In: Osterhoudt, R., & Thomas, C. (eds.) (1973) The philosophy of sport: A collection of original essays. Charles, p.52.

² Delattre, E. (1975) Some reflections on success and failure. Journal of the Philosophy of Sport 2, p.137.

バスケットボールにおける「テクニカル・ファウル、technical foul」の場合、対戦相手のシュートを阻止するため、敢えてファウルをして得点確率を減らそうとする戦術として多用されているが、この場合、直接的に相手のシュート機会を妨害するファールということで、一般的な「パーソナル・ファウル、personal foul」より重い罰則、すなわち、2つのフリースローおよびコートセンターラインの延長上の側からスローインが相手チームに与えられるのであるが、しかし、特に試合終盤、残されたわずかな時間にチームに有利な条件を創り出すために頻繁におこなわれている。

こうした意図的反則は、なにもバスケットボールだけにかぎったことではない。野球においても2塁へ走っている選手が、ダブルプレイを狙って2塁守が1塁にボールを投げようとする動作を邪魔するため、必要以上に激しいスライディングをすることはルールに反する行為¹ではあるが、試合を有利にする上での戦術として多用されているのは周知のことである。ルールの機能として「面白さの保障」²を主張する守能の観点から見ると、「意図的ファウル」はゲームの展開にとって絶対的には否定できないものであり、暗黙的に許容されているのが現状と言えるだろう。

むろん、上にあげたFraleighによる意図的反則の1、特に、相手に怪我を負わせる意図を持って行われる意図的なファールについては、たとえ、ルールに基づいて罰則が科せられるとしても、そうした意図的反則を許容する論拠を見いだすことはできないだろう。それ以外の意図的反則について、Fraleigh自身は、「あらゆるスポーツが、実用的で道徳的な意図的ルール違反を排除するか、もしくは少なくとも最小限に減らせるかは、今なお答えられない」とし、さらに「この点に関していえば、幾つかのスポーツは本来的に不完全であるかもしれない。とはいえ、規定、禁止、罰則との正統な結び付きがあつて初めて、明確な構成的技能や戦術を用いた試合が堅持されるという原則は可能になるだろう」と述べている³。

次に、「勝利追求」と相手の「弱点攻撃」に関連して、スポーツ倫理学における検討事例として言及されることの多い1984年のロサンゼルス・オリンピック

¹ 公認野球規則6.05(k)に規定。(日本プロフェッショナル野球組織ほか(2011)『公認野球規則』ベースボール・マガジン社、90頁)

² ルールの機能は、法律のように「法的安定性の確保」「正義の実現」以外に、ファール・ゲームに見られるような、スポーツルールの機能として「面白さの保障」をあげている(守能信次(2007)『スポーツルールの理論』大修館書店、53-56頁参照)。

³ 上掲書、フレイリー, W. (近藤良享、友添秀則他共訳:1989)、104頁。

における柔道無差別級決勝、山下泰裕選手とエジプトのモハメド・ラシュワン選手との試合について検討してみよう。山下選手は二回戦で右足を負傷して決定的に不利な状況にあったにもかかわらず、ラシュワン選手は敢えて右足を攻撃しなかったため（本人談）、結果的に山下選手が「横四方固め」で一本勝ちした、とされる試合である。負けたラシュワンに対しては、負傷している右足を攻めないで「正々堂々」と勝負したとして賞賛され、翌1985年にユネスコからフェア・プレイ賞が授与されている¹。

この場合、相手の弱点（負傷した右足）を攻めることは何らルールに反することではないにもかかわらず、それをしないで負けたことに対し、「フェア・プレイ賞」が与えられたのであるが、ルール上で禁止されていないことを敢えてしないとすれば、見方を変えれば、ルールに反しているとまでは言えないにしても少なくとも無視した行為であるとは言えるのではないか。

川谷は、この問題に関し、

1. 弱点を攻めるのは卑怯で、スポーツマンシップに反する。
2. できるだけ弱点を攻めずに勝つのが競技者としてベストだ。
3. 競技者は勝利のために積極的に弱点を攻めるべきだ。

という三つの見解を上げ、「スポーツマンシップ」をめぐる論議の例題としている²。彼は、弱点について、①競技者の不得手とされる技能、あるいは身体的に劣る部分、②試合を進める中で生じる、状況依存的な弱点（例えば、テニスで一番取りにくいところにボールを落とすといった場合）の二つを上げ、これらの弱点はいずれもそれを攻めることが非難されるようなものではなく、逆にそれを全く攻めないのであれば、スポーツに参加する意志や資格を疑われるこ

¹ この件に関し、山下自身は、ラシュワンがフェアに戦ったことは認めつつ、「ケガをした右足を気遣って、全く右の技をかけなかったというのは事実ではないと言えます。最後だって僕は右払い腰にきた足をさばき、左の払い腰をすかして、倒して抑え込みました。確かに右足に技はかけているのです」と述べている（日刊スポーツ（2000年1月26日付）「五輪を語る山下泰裕氏<1>自分のために戦う」）。また、川谷は、こうした情報に基づきながら、スポーツマンシップの典型例とされる無差別級決勝での美談を「伝説」あるいは「嘘」と断じ、「スポーツマンシップ」概念を再検討するための事例としている（川谷茂樹（2005）『スポーツ倫理学講義』ナカニシヤ出版、17-28、38-40頁）。

² 川谷茂樹（2005）『スポーツ倫理学講義』ナカニシヤ出版、18頁。

とになると述べ、むしろ、相手の弱点を攻めるという「姿勢」とか「態度」のようなものが絶対的に不可欠で、これこそが競技者として最低限求められるスポーツマンシップではないかと主張している¹。

山下の怪我をしている右足（弱点）を攻めなかったとされるラシュワンは、上記の1、2におけるスポーツマンシップの体現者として、敗北したにもかかわらず、倫理・道徳的な賞賛を受けたのであるが、スポーツの場合、本来的には、「弱点を攻める」というなすべき事をなさなかったがゆえに、そうした行為に対して、何らかのペナルティーが課せられる場合もありうるのである。川谷は、「ラシュワンも山下の右足を攻めるべきであった」のに、そうしなかったのは「非難されるべき」であると述べているが²、まさに、この点に言及した見解であると言えるだろう。

川谷はまた、「スポーツマンシップ理解をめぐる対立の根底には、人の嫌がることをしてはいけない、だまし討ちは悪いことだという私たちの基本的な対人倫理（常識道徳）と、勝利のために弱点を攻めるというスポーツ独特の原理（倫理）との相剋・対立が存在」³すると述べているが、スポーツにおけるルールとモラルとの相剋問題は、スポーツ内在的な問題とスポーツ外在的な問題が絡む複雑な様相を呈していると言えよう。

¹ 上掲書、川谷茂樹（2005）、21-23頁。

² 同上、26頁。

³ 同上、44頁。

第三節 スポーツにおける攻撃性と暴力性

第一項 危険性を伴うスポーツ

激しい肉体活動が伴うスポーツ種目における攻撃性あるいは暴力性に関する問題は、これまでもスポーツ倫理学の分野において議論が重ねられてきている。スポーツにおける負傷は、お互いが激しくぶつかり合うような動きのなかではいわば避けられないこととも言えるが、ルールに基づいての競い合いであっても選手が負傷するような危険性は非難されるべきであるとする立場、逆に、ルールに則ってお互いの合意の下で試合をするのであるから、その過程で不幸にして怪我をすることがあったとしても何ら問題ではないといった肯定的な立場の対立が存在する。

通常、スポーツであれば、ルールに則ってプレイしつつ、相手の弱点を攻めて勝利を目指すことになる。そしてルールが定めるプロセスを経て、一定の段階で試合終了となり、勝利と敗北が決定する。要するに、ポイントにせよスコアにせよ、数多くの種目において相手より身体的な卓越性を発揮することが勝利に繋がると考えられる。

映画の題材としてよく見られるような古代ローマの剣闘士 (gladiator) の場合¹、敗北は死を意味することになるので、究極的に勝利を目指すことにならざるを得ないが、近代スポーツにおいては武技などを使わずにルールの支配のもと、「安全性」を担保しながら相互に身体の卓越性を競うシステムとして洗練されてきている。フェンシングのように剣を使って戦う種目、ボクシングのようにグローブをつけて殴り合う種目などは、ルールを知らずに見ている人には普段のけんかのようにしか見えないかも知れないし、もしルールがなければ、戦

¹ ヴェーヌによると、帝政時代のローマにおける見せ物は主として高官と皇帝によって主催されたもので、例えば、トラヤヌスは紀元108年に4千組以上の剣闘士を戦わせる「競技場」を開催し、この大会は117日間におよんだとしている。命をやり取りする「戦い」がほぼ日常的に行われていたことが窺われる(ポール・ヴェーヌ (鎌田博夫訳：1998)『パンと競技場』法政大学出版局、740-741頁)。

っている本人たちもどんな手段を使ってでも相手を倒そうとする危険性が生じるかも知れない。

ルールの仕組みは「公正」に基づき、すべての競技者に勝利の平等の機会を与えることにある。そのため、ルールはより明確化かつ詳細化する方向に発展してきた。「安全性」についても、競技大会において激しい緊張感と闘いに伴う肉体的傷害の防止との間のバランスを保証する一定のルールを具体化してきているが¹、にもかかわらず、近代スポーツにあっても、攻撃性や暴力性に関する論議が重ねられている。

スポーツをどのように定義するかによって捉え方が違うが、語源からはスポーツの範疇に入る「狩猟」の場合²、近代スポーツにおけるような明文化されたルールはない。通常、われわれが認識しているスポーツと違って、狩猟は、人間対動物の闘いであって、人間からすれば攻撃性とか暴力性などの問題が問われることなく、娯楽活動、レジャーの一環として捉えられている。スポーツ倫理学において問題とされるような「攻撃性」や「暴力性」は、人間対人間が競い合うことから生じ来たる危険性という問題に伴って生じてくるのである。

危険性が高いスポーツとして問題になっているのは、たとえばボクシング、ラグビー、アイス・ホッケーなど、激しい身体接触を伴う種目であって、試合のなかでの負傷は多発しているし、以下に見るように、場合によると身体障害が残るような負傷もあり、最悪の場合、死亡にまで至ることもある。自分の身体能力を駆使して相手を攻撃し、勝利を目指そうとする格闘技の場合、両手や両足を使うテクニックで相手を蹴り倒すとか、試合が出来ない程度まで相手にダメージを与えることが究極的に勝利という結果に繋がる。これらの危険性を伴うスポーツが、選手自身にとって自らの内面に自分自身を自覚・発見する機会を与え、挑戦精神を涵養するポジティブ・アクション(positive action)³として捉えている主張もある。しかし、この主張では、選手あるいは観戦者がどのようにその種目を捉えているのか、あるいは試合途中の選手が直面する危険について、選手個人が本当に挑戦精神を感じるようになるのかなど、実際問題とし

¹ ノルベルト・エリアス、エリック・ダンイング (大平章訳：1995) 『スポーツと文明化』法政大学出版局、218頁。

² Oxford English Dictionary (The Compact Edition: 1971)では、“sport”の項の‘I-1-c’として、「野生動物を捕らえたり殺したりする努力によって提供される余興」という定義が提示され、1653年の用例が上げられている。

³ Schmid, S. E. (eds.) (2010) Climbing - Philosophy for everyone: Because it's there. Blackwell Pub., p.82.

での現実性が問われるだろう。

一方、モーター・レース (motor race)、サーフィン (surfing)、高難度の山登りなど、多くの犠牲者が出ている種目もある。現実の交通事故と同様の死亡事故をはじめ、大自然を相手にした種目においては、その状況によって死と隣合わせのスポーツであることは事実であろう。こうした種目では、対人間を敵としていないところが共通であるが、これらの種目に関わる危険性が現実化した場合、事故として扱われている。相手が人間にせよ自然にせよ、これらの種目においては共通して危険性が論じられているが、人間に対する危険な種目においては、ボクシングの場合が典型例であるが、「暴力性」という側面から廃止問題が展開されている。

1952年10月に日本ボクシングコミッション (以下、JBC) が発足して以来、2010年までに日本国内試合での選手死亡事故が37件発生していること、また、試合後に発生する「パンチドリンク・シンドローム、punchdrink syndrome」による死亡事例などもあり、選手健康保護の次元から「ボクシング廃止論」¹が台頭する。

一見したところでは、喧嘩のような様相を呈している種目は多数ある。殴り合いながら勝利を求めるスポーツは、ボクシングをはじめレスリングや跆拳道のような格闘技があるが、玉木 (1999) によれば、格闘技の中で、最も「不自然」でありながら、最も世界に広まった (世界的普遍性を獲得した) 競技がボクシングであると言う²。次項では人間対人間の試合のみで論じられている暴力問題、特にボクシングに関する本質的暴力性について検討していきたい³。そのため、試合の終着点である勝負のありかた、要するにボクシングが有する勝負の表象のあり方から論じることにする。

第二項 ボクシング廃止論の検討

ボクシング存廃に対する二つの議論の対立は、1884年にクインズベリー・ル

¹ 京郷新聞 (1995年12月19日付) 「パンチドリンク・シンドローム (今週示唆用語) 」

² 玉木正之 (1999) 『スポーツとは何か』講談社現代新書、60頁。

³ ここで言及したいことは、ボクシングの「存続論」「廃止論」の両立についての検討であり、どちらの立場で立って語ることを避ける。

ール (Queensberry Rules) がつくられて以降、これまでに600余人の選手がリングで死に至った事実から発生する¹。無論、モーター・レース、飛行関係のスポーツでも死亡事故が起こるが²、ボクシング廃止論が台頭する所以は、主に人間対人間の試合において相手に直接的な危害を与えることを目的としている野蛮性にある。これまでボクシング廃止論は、①医学的な立場（身体的な危害）と②倫理的・哲学的な立場（ボクシング試合の目的）の二つの脈絡を形成しているが、二つの議論は「自然科学」と「人文学」という立場からの主張であると考えられる。

「ボクシングを廃止するべき」、あるいは「ボクシングを存続させるべき」という議論の対立は、結局のところボクシングが生み出す有益な効果や悪しき問題に対し、われわれがどちらに手を上げて賛成するかの多数決の原理に従うことになるとも言えるかもしれない。たとえば、植民地時代の韓国においては、ボクシングが民族精神や抗日運動を生かす一つ的手段として利用された時代があったし³、また、植民地の住民をうち負かして全英チャンピオン（当時、世界チャンピオン）にイギリス人が就くことで、イギリス人の優位を喧伝した一つの政治的戦略⁴として使われた時代においても、今日のようにボクシング廃止論が問題化されることはなかったであろう。救急処置法の進展やグローブなどの用具改良からすれば、軽い負傷から死亡に至る危険率は徐々に低くなると予想されるが、スウェーデンでは1969年からボクシング試合を規制する法律を施行している⁵。

廃止するか、存続するかについては、一般の法律の改定に当たって行われる多数決の原理に従う結果のように見られる。ボクシングがその当時に有益であれば存続しようとする人々が多くなるわけであるし、損害があれば廃止しよう

¹ ボクシングの試合において選手が死亡した場合、対戦相手が罪に問われることはない。ボクサーが相手を殴る行為は、刑法第35条の正当業務行為と見なされ、仮に相手選手が死亡したとしても、違法性を問われることはなく、「事故」と見なされる。

² ボクシングと比べ、自動車・二輪車関係のスポーツ（77件）、飛行関係のスポーツ（69件）、山登関係（54件）、球技関係（40件）、乗馬（28件）においても死亡事件が多いと報告されている（Warburton, N. (1998) Freedom to box. *Journal of Medical Ethics*. 1998 March）。

³ ナ・ヨンイル、ソン・スボム（1998）「経済成長に従う韓国ボクシングの発展過程に関する考察」『体育史学会』3（1）：28頁。

⁴ 上掲書、玉木正之（1999）、60頁。

⁵ 2006年に「特定の格闘技の競技会の許可に関する法律」を制定し、一部を条件付きで認めるようになった（笹川スポーツ財団（2011）『スポーツ政策調査研究』報告書、203頁参照）。

とする人が多くなるわけであるが、「ボクシング廃止論」の論拠としては、こうした状況論的な議論ではなく、ボクシング自体の本質的な構造に関する把握を優先する必要があるだろう。というのも、上に見たように、状況の如何によつては「廃止論」そのものが提起されることがないからである。要するに、事柄そのものをもっとつき詰めて考えること、ボクシングそのものについて考えることが必要となってくるのである¹。

児玉（2001）によれば、廃止論の主な論点は「暴力奨励論」「文明・野蛮論」「他者危害論」の三つにまとめられる。また存続論については、①地下潜行論、②民衆の支持論、③スラム脱出論、④規律論、⑤英雄輩出論、⑥人間本性論、⑦敏速な治療論、⑧「スポーツに危険はつきもの」論、⑨自由主義的同意論などである²。児玉（2001）は、「廃止論」を展開するために、これまでの「存続論」を一つ一つ検討している。この中で主に倫理的な立場から説明を加えているところは、「どんなスポーツにおいても事故の危険は避けられない」という⑧、および「自発的な同意によって試合に参加するから問題なし」という⑨の存続論である。他の存続論に関しては、押し並べて論理的な根拠に乏しい議論に過ぎないが、ただ、プロボクシングを規制したスウェーデンとノルウェーの事例に見られる「地下潜行論」³については見ておくことにしたい。ボクシング試合を規制する法律が出来て以降、両国の諸選手の国籍変更や外国移住などの結果を招き、さらにスウェーデンでは本当のファイト試合（Ultimate Fighting Championship：以下、UFC）がボクシングに代わって流行ることになった。「地下潜行論」とは、こうした状況、すなわち、ボクシングを暴力的な理由から規制したにもかかわらず、結果としてより一層暴力的なUFC試合が盛行することになってしまったが故に、ボクシングの存続を支持する議論である⁴。こうした「存続論」に論理的根拠を見いだすことはできないだろう。

議論の本筋に戻って、ボクシング存廃論に関する代表的な二つの論争につい

¹ 川谷茂樹（2005）『スポーツ倫理学講義』ナカニシヤ出版、111-112頁。

² 児玉聡（2001）「ボクシング存廃論」『千葉大資料集用論文PDF版』〈<http://www.fine.chiba-u.ac.jp/database/siryou/01/data/Kodama-2001.pdf>〉あるいは、〈<http://plaza.umin.ac.jp/kodama/appliedethics/boxing.html>〉参照。

³ または「ボクシングの陰性化」とも呼ばれている。

⁴ 他の諸論については、文字通りに理解してもよい。たとえば、民衆の支持をもらっているからボクシングは存続すべき、モハメド・アリ(Muhammad Ali)のように歴史に残る英雄の輩出、人間は闘争本能を根ざしたものであるなどなど、ボクシングというスポーツ種目の本質問題の検討より、むしろ政治的にボクシングを存続するための理由づけである。

て見てみよう。

児玉 (2001) は、「スポーツに危険はつきもの」論に対して、一般的にある行為が他者に危害を与えるものであることは、その行為を法的に規制する根拠になるが、ボクシングの場合、相手の身体に意図的に深刻なダメージを与えることがルールによって要求されているという特異性を持っており、この点において、同じく危険性を胚胎している他のスポーツ種目と異なっていることを指摘している。サッカーの意図的なバック・タックル (back tackle) は、意図的に相手を倒そうとしたとして反則になるにも関わらず、ボクシングの場合は他のスポーツでは見られない「意図的な打倒」を目的とし、相手が倒れるまで殴り合うことがルールによって要求されている¹。スポーツに危険はつきものであるとしても、ルールによって意図的に相手に危害を加えること自体を廃止すべきか、それともルールの改定をすべきかの問題に逢着する。

他方、児玉によれば、ボクシング「自由主義論的同意論」では、どのようなルールでもお互いに合意して試合をすれば、ボクシングの試合から起こりうる問題において容認することが出来るとし、そして、ボクシングが自由に選ばれ、このスポーツに従事する事を選んだ人以外はだれも傷つけず、また彼らが危険を承知しているならば、ボクシングは禁止されるべきではない²という主張である。こうした自由主義的同意論に対し、児玉は二つの疑問を提示している。すなわち、「自由主義論的同意論」に基づき、当事者間の自発的な同意があればスポーツを容認すべきだとすると議論には同意の自発性が真性なものと言えるかどうか、また同意があれば、相手に危害を与えることが許されるという原則を例外なく受け入れる場合、「過激な自由主義」の立場を取らざるを得なくなるという矛盾を提示している³。

存続論・廃止論についての論争が進めば進むほど、どんな議論も硬貨の両面のように見える。つまり存続論から打ち出している議論に対して、廃止論から十分に反論することが出来るのである。こうした議論は、存続するための、あるいは廃止するための世論を喚起してより多くの人を納得させる政治的な次元の論議に陥りやすいからであろう。次に、前述したように、事柄そのものをもっとつき詰めて考えること、つまりボクシングそのものについて考えて見ることにしよう。

¹ 上掲、児玉聡 (2001) のPDF版を参照されたい。

² Radford, C. (1988) Utilitarianism and the noble Art. *Philosophy* 63, p.79.

³ 同上、児玉聡 (2001)。

川谷はスポーツを「強さ」の客観的な決定をその目的とする活動であると述べる。さらにボクシングに関して、相手の身体に意図的に深刻なダメージを与えるのは許されない、暴力をふるってはいけないという規定は、現在通用している一般的倫理原則、つまり常識道徳によるものとし、スポーツ内在的な規定によるものではないと批判する¹。ボクシングを単なる暴力として捉えて野蛮性や危害性が論じられるが、川谷によれば、普通のけんかよりボクシングにおいてははるかに洗練された技術が要求されるのであって、「原始的けんかと洗練された試合」「野蛮性と文化」の相反する二つの要素がボクシングの魅力であるとする²。また、ボクシングの試合の勝敗は非常に分かり易く、究極的には相手を‘KO’することがボクシングというスポーツの勝敗の決め方になるが、こうした勝敗のコントラストが極めて鮮明であることもボクシングの魅力となっており、こうした「分かりやすさ、原始性、洗練度、勝敗のコントラストなど、こうした特徴をもつボクシングという競技には、ある意味でもっとも先鋭化された仕方、スポーツの本質が体現されている」と述べている³。

ボクシングというスポーツの場合、勝敗の決め方が‘KO’という絶対的・質的なコントラストを有しており、この点において、スコアの多寡や速さなどによって相対的・量的な決め方を採用している他のスポーツ種目との違いが存在する⁴。川谷は、ボクシングに限らず、「競技者が競技者であるためには、相手に敗北という害悪を与えることを辞さない程度には、野蛮で暴力的」でなければならないが、ボクシングでは、「この暴力性が、直接、狭義の暴力、つまり、相手に肉体的な害悪を与える行為として実現」するとして、ボクシングが「スポーツにおける潜在的な暴力性を、直接私たちの眼に見える暴力性として、白日の下に晒してしまう」と述べ⁵、ボクシングを「スポーツにおける暴力性」を明示する典型例として位置付けている。

第三項 スポーツと暴力性

¹ 上掲書、川谷茂樹（2005）、114-117頁。

² 同上、116頁。

³ 同上、117頁。

⁴ むろん、ボクシングの場合でも「判定」による勝敗は「相対的」なものとなる。

⁵ 同上、123頁。

川谷によれば、暴力性はもともとスポーツに内在する本質的契機のひとつである。従って、ボクシングは、暴力によって他人に危害を与えるから廃止すべきであるとする主張は、スポーツの外の日常倫理を基盤とするものであって、スポーツ内在的な論議とは言えないことになる。彼はまた、スポーツとは相手に肉体的であれ何であれ、害悪を与えることをむしろ積極的に要請する営みであり¹、勝者と敗者を分けなければならない試合を行い、勝者には勝利というプラスを、敗者には敗北というマイナスを必ず与えること自体、すでに本質的に暴力性を帯びていることになると言う²。「ボクシングが暴力であるが故に廃止すべきである」という主張は、「暴力は悪である」とする一般的倫理原則からの判断にすぎず、ボクシングに限らず、スポーツにおける競い合いは、徹底した「力」の論理が貫かれ、身体能力至上主義的、反民主主義的、差別主義的な営みであって、それらを倫理的観点から否定することは、ボクシングの存廃のみならず、スポーツそのものの存廃論にかかわる論議とならざるを得ない論点を含んでいるとするのである³。

この問題は、スポーツにおける「ルール」と「モラル」の相剋問題としても捉えることが出来る。ボクシングにおける「ルール」は、「凶器」の使用を禁止した上で、グローブをつけた両手の拳の前面（ナックルパート、knuckle part⁴）だけを使って、相手に対しできる限りのダメージを与えることを求めているのに対し、（日常）モラルは、そうした殴り合いをルールに基づくものではあっても「暴力」として忌避するのである。

川谷は、ボクシング廃止論は「ボクシングに対する抑圧としてばかりではなく、（狭義の）暴力などの反=道徳的行為を例外として許容してしまうスポーツそのものに対する、その外部としての日常倫理からの抑圧として現れる」ことになり、問題の根源は、「日常倫理（常識道徳）」と「スポーツ倫理」との対立にある、と主張する⁵。

彼はまた、「ボクシング廃止論」を論議するのであれば、小手先の理由づけによる議論ではなく、「ボクシングとはどういうスポーツなのか、そもそもスポー

¹ 上掲書、川谷茂樹（2005）、130頁。

² 同上、127頁。

³ 同上、131頁。

⁴ ボクシングで、十分に握ったこぶしの第二関節と第三関節の間の平らな部分。この部分以外で相手を打つと反則になる。

⁵ 上掲書、川谷茂樹（2005）、131-132頁。

「スポーツとはどういう営みなのか」について論議すべきであると述べているが¹、スポーツにおける「攻撃性」や「暴力性」に関する論議は、従来なされてきたような「日常倫理（常識道徳）」からの「断罪」によるだけでは単なる外面的な意見表明に留まり、スポーツの本質には肉薄できないと言えるだろう。こうした論議もまた、スポーツ本質の把握が前提とならなければならないのである。

¹ 上掲書、川谷茂樹（2005）、112頁。

第四節 ドーピングにおけるモラルとルールの問題

第一項 ドーピングとモラル論

近代スポーツの現在に深刻な問題を惹起しているのが「ドーピング問題」である。ドーピングとは、「身体の奥深く秘密裏に非合法的な薬物を投入することによってスポーツの目的をよりよく達成しようという特殊な行為」¹であるとされるが、この問題は、スポーツが巨大な経済的利益と密接な関係を構築するに至った「現代的状況」の産物であるが故に、極めて複雑な様相を呈している。

ドーピング(doping)問題は、スポーツにおける「競技性」を支える「公平性」の根幹に関わると考えられるため、これまでもさまざまな対策が講じられてきた。1999年2月、「スポーツ薬物服用に関する世界会議 (World Conference on Doping in Sports)」において、独立的な国際アンチ・ドーピング機関設立の必要性が宣言され、1999年11月に「IOC (International Olympic Committee)」のDick Found委員を初代会長とする「世界アンチ・ドーピング機構 (World Anti Doping Agency: WADA)」が発足した。これにより、1968年のメキシコ・オリンピック大会から始まった薬物検査が、2000年になってようやく本格的な組織的実施がなされるようになったのである。

しかし、一方では、ドーピングによってこそ人間の身体性の限界を超えた潜在的な能力を引き出すことができると主張する「ドーピング容認論」ともいうべき論議も、同じく2000年代に入ってから見られようになってきた。その趣旨は、科学の発達とドーピング技術の発達は相反する関係ではなくむしろ相補的な関係性にあるとして、「ドーピング」はスポーツの科学化に随伴する事象であって、倫理的判断の対象とはならないという主張である²。こうした主張は、「アンチ・ドーピング運動」に対する「反アンチ・ドーピング論」であると言えよ

¹ ベッテ&シマンク著 (木村真知子訳：2001) 『ドーピングの社会学—近代競技スポーツの臨界点—』 不味堂出版、11頁。

² ソン・ヒョンスク (2005) 「スポーツとドーピングの関係-相克であるのか、相補であるのか」『韓国体育学会学術発表会論文集』 119頁。

う。

Giffordによると、イギリスのオリンピック協会会長、ゴールド(Gold)は、「Sport is about health and honesty. Taking drugs is unhealthy and dishonest」と述べつつ、ドーピングが発覚すれば選手自身の不名誉となるだけでなく、スポーツ選手になろうと夢みる子供たちに対し、決してよいロール・モデルとならないと述べているとのことであるが¹、ここでの主張は、「dishonest, 不誠実」という倫理規範とともに薬物服用が人間の健康に悪影響を及ぼすといういわば生理学的地平から「反ドーピング論」と言えよう。

こうした生理学的地平におけるドーピングの典型例が、身体能力を向上させる遺伝子そのものを組み込んで人体改造しようとする「遺伝子ドーピング」である。この問題については、Tamburrini (2003) “Educational or genetic blueprints: What’s the difference?”, Schjerling (2005) “The basics of gene doping”, Loland (2010) “Genetics and ethics in elite sport”²などの論稿があるが、Loland (2010) の主張は、「fairness」「health」「the spirit of sport」の3項目に反するドーピングは禁止すべきであるとするもので、新たな論拠が提示されているわけではない。また、Atey ほかによる (2011) 「Gene doping and the responsibility of bioethicists」³は、遺伝子ドーピングに関する最新の研究と言えるが、この論文では、ドーピングに関わる諸学者の道徳的義務、遺伝子増進の生理学的問題、遺伝子ドーピングを囲んでいる保証のない誇大広告、そして生命倫理学による遺伝学に対する安易な対応について論じている。

そもそも、なぜ、ドーピングは反道徳的なのだろうか。なぜ、非難の対象とされるのであろうか。この問いに対し、多くの学者が提示する根拠は次のようなものである。Tomas (1983) は「公正」「スポーツ競技の本来的目的」を、Hyland (1990) は「公正」「健康」「コーチや周辺環境からの強要」「スポーツの本質」「ロール・モデル」を、Cashmore (2000) は「公正」「健康」「選択の問題」「ロール・モデル」を提示している。総じて言えば、これまでに提示されている「反ドーピング」の根拠は、「公正」「健康」「スポーツの競技的本質」「他者による強要」「教育的な見地からのロール・モデル」などであると言える

¹ Gifford, C. (2004) Drugs and sports-face and facts. Raintree, p.4.

² Bouchard, C. (ed.) (2010) Genetic and molecular aspects of sport performance. Wiley-Blackwell, pp.353-361.

³ Atey, A., et al (2011) Gene doping and the responsibility of bioethicists. Sport, Ethics and Philosophy 5 (2) : 149-160.

だろう。

こうした「ドーピング問題」に関する論議の現状に対し、ベッテ等は、「ドーピング問題をモラルで断罪することは、単に問題を善悪に二分するだけ」で、「崇高な道徳的意図もこれまでは空回りして」きており、「善良な志だけでは明らかに不十分」であって、「むしろ（科学的な）分析こそをモットーとすべき」（括弧内引用者）であると主張する¹。「ドーピングを個人の問題に帰したり、コーチや選手、競技役員の道徳的墮落だとして糾弾するような従来の試みは、十分なものとは言えない」²のである。

第二項 ドーピング問題の現代性

ベッテ等によれば、「ドーピング問題」は、現代において、競技スポーツが「政治」「経済」「マスメディア」という近代社会における三大システムと密接な関わりをもつことによって、必然的に招来されたものであるとされる。すなわち、「競技スポーツ選手は勝つことに関心があり、企業家は儲かる投資を、政治家は自己の権勢拡大を念頭に置いて」おり、「マスメディアは、視聴率や発行部数を高めるために報道のニュース・バリューに関心」をもっていて、その限りにおいて、「それぞれ独自の自己準拠的に閉じられたコードにしたがって行為が営まれ」ていると言えるのであるが³、しかし、「自己の意図を相手に対しては相手の目標達成の手段として映るように」すれば、「いろいろ異なる関心が互いに絡み合う」ことになるというのである⁴。

まず、政治システムとの関連性であるが、「国家は、競技スポーツを国家的な目的のためにいろいろなやり方で手段化」⁵する。政治システムからすると、競技スポーツは、「国家的アイデンティティー、すなわち国民全体の《われわれ感情》をつくるのに貢献する媒体」として極めて重要な「内政的統合機能」を有しており⁶、こうした役割によって、スポーツが国家の政治目的を達成するため

¹ 上掲書、ベッテ&シマンク著（木村真知子訳：2001）、13頁。

² 同上、15頁。

³ 同上、83頁。

⁴ 同上。

⁵ 同上、78頁。

⁶ 同上、78-79頁。

の手段として立ち現れることになる。国家のスポーツ界に対する「助成金」は、いわばその見返りと見なすことができるのである。

経済システムとの関連では、近年、競技スポーツに対し、商品の魅力的な宣伝媒体としての経済的関心が向けられている。競技スポーツは、社会において「非常に肯定的に評価される価値、とりわけ個性、躍動感、若々しさ、生の肯定、目標志向性、禁欲の覚悟、達成の意志といった価値と結びついている」が故に、「個々の企業の製品だけでなく、それ以上に資本主義経済システムの一般的社会規範を宣伝している」ことになり、「多くの企業は、この競技スポーツという宣伝の担い手にますます多く投資」することとなり、それによって、競技スポーツは、こうした宣伝料から利益を得てより大きな財政規模を見積もることができる¹ ことになるといった相互関係性が成立しているのである¹。

さらに、競技スポーツとマスメディアとの相互関係性は、現代スポーツを最も特徴づける事象であると言えるだろう。身体性を基盤とするスポーツは、もともと自らが実践するものであって、実際に展開しているそうしたスポーツ運動を見学する場合であっても、その場に居合わせていない限り、スポーツという事象と接触することはない。しかし、現代社会におけるマスメディアの発展は、上に述べたような従来のスポーツ状況を一変させたと言える。マスメディアは、生涯に一度もスタジアムに足を踏み入れたことのない人々であっても、スポーツに熱狂しうることを可能にしたのである。「新聞、ラジオ、特にテレビの相乗的効果があつてはじめて、競技スポーツの出来事は直接そこに居合わせる人々よりもはるかに多くの観衆が親しめるものとなり、さらに観衆の関心は急激に高まる」² ような状況が、歴史上、初めて生み出されたと言えるのである。

一般的にメディアが報道する内容は、「受け手にとって興味があり新しいことでなければ、情報としての価値」はなく、「これら二つの基準に合致する程度に応じてその出来事は《報道価値》を獲得し、関係するマスメディアがふさわしい形で取りあげる」ことになるのであるが、「競技スポーツは例外的にこのマスメディアの選択基準によく適合」する³。つまり、競技スポーツは、マスメディアにとって最も魅力あるコンテンツとして不動の地位を占めることになったのである。その結果、莫大な資金がスポーツ界に環流することになる。

例えば、オリンピックのテレビ放映権料についてしてみると、1964年の東京

¹ 上掲書、ベッテ&シマンク著（木村真知子訳：2001）75-77頁。

² 同上、67頁。

³ 同上、68-69頁。

大会では150万ドルであったものが、次のメキシコ大会（1968年）では450万ドルと三倍になり、以下、ミュンヘン大会（1972年）では750万ドル、モントリオール大会（1976年）では一気に3,490万ドル、モスクワ大会（1980年）では西側諸国のボイコットがあつたにもかかわらず前回の二倍以上となる8,800万ドル、ロサンゼルス大会（1984年）では、東側諸国のボイコットがあつたものの何と2億8,600万ドルとさらに三倍以上に高騰している。以下、ソウル大会（1988年）：4億200万ドル、バルセロナ大会（1992年）：6億ドル、アトランタ大会（1996年）：9億ドル、シドニー大会（2000年）：13億3100万ドルというように¹、その後も巨額の資金がうなぎ登りにテレビ放映権料としてスポーツ界に環流しているのである²。

このように、現代社会においては、競技スポーツが「政治」「経済」「マスメディア」という三大システムと密接な関わりをもつことで地球規模での発展が可能になったと言えるのであるが、当然のことながら、「競技スポーツが他の三大システムに対して財政的な要求を高めていくなれば、競技スポーツはまさにお返しとしての成果をこれらのシステムの要求に応じて出さなければならない」³ことになるだろう。一方で、「競技スポーツの出来事がマスメディア、政治、経済に対して有用性を生むことができるのは、観衆がその出来事に関心を抱くかぎりにおいて」であって、その観衆が競技スポーツに関心をもつ最も重要な動機は「勝利コード」にある⁴。その意味からすると、「企業も国家機関も競技スポーツに寄せる観衆の高い関心に寄生している存在」⁵と言えて、「観衆の関心＝勝利コード」こそが競技スポーツと他の三大システムとを結びつける本質的契機にほかならないと言えるだろう。

また、三大システムからの「資金はすべてスポーツ成績に応じて分配される」ことになるので、唯一絶対の基準である「勝利コード」は、「有限の身体的達成力のキャパシティーからすると選手たちにますます不可能なことを要求することとなり、いわば必然的に、選手たちをして「ますます肥大化する要求に自

¹ 放映権料については、パリー&ギルギノフ（舛本直文訳：2008）『オリンピックのすべて—古代の理想から現代の諸問題まで』大修館書店、115頁に拠った。

² 結果として、巨額の資金を提供しているアメリカのテレビ局の放映時間に合わせ、選手の生理的コンディションを無視した、例えば早朝といった時間帯に試合が組まれたりすることが行われるようになったのは周知の事実と言えよう。

³ 上掲書、ベッテ&シマンク著（木村真知子訳：2001）、85頁。

⁴ 同上。

⁵ 同上、74頁。

己を対峙させなければ」ならなくなる事態を生み出すこととなる¹。こうした事態は、「時には規範を軽視した方が利益につながる」という考え方を惹起し、「特にその利益が大きく、規範を破ってでも社会的に目立たないか軽微な制裁で済むことがかなり確実にわかっている場合」にはそうした誘惑が肥大する²。

「ドーピング問題」は、このように、現代社会におけるスポーツ・システムと他の諸システムとの密接な相互関係のもとに生み出された構造的な問題であると言える。競技スポーツにとって、ドーピングは、自らの存在基盤にかかわる極めて重大な問題で、いうまでもなく、「ルール」にも「モラル」にも反する行為である。しかし、すでに見たように、ドーピングをモラルの問題として断罪するだけで解決できる見通しは、全く、ない。現在のスポーツ界は、ドーピングに対し、ルールによって対処しようとしているが、このアプローチにも大きな難問が立ちはだかっているのである。

第三項 ルールとドーピング

「ドーピング」は、自転車競技やボクシングのようなプロスポーツでは、かなり以前から広まっていたと言われていたが³、大量かつ組織的に行われていることが明らかになったのは1970年代初めのことである⁴。こうしたなか、国際的なアンチ・ドーピング活動も、1960年代から国際オリンピック委員会（IOC）を中心に取り組まれてきたが、先にも触れたように、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が設立されたのは1999年になってからで、すべての競技に適用される「世界アンチ・ドーピング規程（WADA規程）」が制定されたのは2003

¹ 上掲書、ベッテ&シマンク著（木村真知子訳：2001）、86頁。

² 同上、88頁。ドーピング検査が強化されているにもかかわらず、依然として違反選手が跡を絶たないのは周知のことであろう。例えば、シドニーオリンピック（2000）での陽性者数は11人、アテネオリンピック（2004年）における陽性者数はドーピングによる失格選手数は26人である（日本オリンピック委員会(JOC)ホームページ<www.joc.or.jp>を参照）。

³ 例えば、ローマオリンピック（1960年）における自転車ロードレース選手、ヌット・エネマルク・イェンセン（デンマーク）の急死、ツール・ド・フランス（1967年）におけるトム・シンプソン（英国チーム）の急死は、調査の結果、興奮剤などのドーピングによるものであったことが判明している。

⁴ 上掲書、ベッテ&シマンク（木村真知子訳：2001）、11頁。

年のことである。

毎年、世界アンチ・ドーピング規程の更新に伴い、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）は、世界アンチ・ドーピング・プログラムを推進するため、日本にて統一的に適用される日本アンチ・ドーピングに関する規則を公表している。

まず、2015年1月1日に発効する「日本アンチ・ドーピング規程」第2条において、「ドーピングとは、本規程の第2.1項から第2.10項に定められている一又は二以上のアンチ・ドーピング規則に対する違反が発生することをいう」と定めている。また、同規程第2条は、アンチ・ドーピング規則違反の定義及び構成を以下の項目から定めている¹。

- 2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること
- 2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること
- 2.3 検体の採取の回避、拒否又は不履行
- 2.4 居場所情報関連義務違反
- 2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること
- 2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること
- 2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること
- 2.8 競技会（時）において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること
- 2.9 違反関与
- 2.10 特定の対象者との関わりの禁止

¹ 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のホームページ<www.playtruejapan.org>を参照。「規程/書式/資料」のカテゴリーに掲げている「日本アンチ・ドーピング規程（Japan Anti-Doping Code）の内容中、第2条アンチ・ドーピング規則違反の定義（11-16頁）を参照<http://www.playtruejapan.org/downloads/code/japan_code_2015_jpn_2015_0101.pdf>。

また、世界アンチ・ドーピング・プログラムの主要な要素であり、プログラム内の様々な技術上及び運用上の基準として国際基準が定められている。世界アンチ・ドーピング規程に付随し、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された国際基準としては、①禁止表国際基準、②検査及びドーピング捜査に関する国際基準、③治療使用特例に関する国際基準、④プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準、⑤分析機関に関する国際基準がある。特に、「禁止表国際基準」¹において禁止物質及び禁止方法を詳細に列挙している。

ベッテ&シマックによれば、ルールによるドーピングの取り締まりは、禁止物質や禁止方法をすべて具体的に列挙する「列挙的定義」に基づくことを指摘している。こうした列挙的なドーピングの定義によって、「競技団体の制裁によって処分を下す場合も、禁止リストに挙げられている物質や手段を使用したことが証明できるかぎり、その決定に確実な根拠が与えられる」ことになり、「ドーピング禁止と制裁の法的根拠」が定められることとなったと指摘されている²。

しかし、こうしたドーピングの「列挙的定義」は、「モラルによるドーピング判定を根こそぎ放棄した」と同時に、「ドーピング・リストに載っていない薬物と手段を使え」といった「隠れたカリキュラム」を起動させることになるとも指摘されている³。なぜならば、法理論的には、「リスト」に上がっていないかぎり、法的処罰の対象とはならないからである。「列挙的なドーピング定義はその原理からして、そこで列挙されていないものは何かを教えること」になり、どのような「方法や物質なら、たとえ競技スポーツ関係者や観衆の過半数がそれらを非合法と見なしても選手は罰せられないで使うことができるか」を教示することになるという皮肉な結果を招いてしまう⁴。「列挙的定義」によるドーピングの法的取り締まりは、禁止物質や禁止方法を予め網羅することは不可能であるがゆえに、本質的に後手に回らざるを得ず、実効性については常に限定的なものに留まらざるを得ないのである。

このように、ルールによる取り締まりによって「ドーピング問題」の最終的

¹ 2015年1月1日に発効する「2015年禁止表世界アンチ・ドーピング規程 (The 2015 prohibited list world anti-doping code)」を参照<http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited_list/2015_ProhibitedList_JP_20141212.pdf>。

² 上掲書、ベッテ&シマック著 (木村真知子訳：2001)、125-126頁。

³ 同上、127頁。

⁴ 同上、128頁。

解決にたどり着くことは、理論的にも実際的にも不可能であると言えるだろう。「ドーピング撲滅」が不可能であるならば、ルールによってむしろドーピングを承認する「ドーピング解禁」を現実化すべきという論議もなされることになる。

時代とともに科学は発展していく。それとともに人間の能力を高めるような技術もまた開発されていくことになる。先に見た「ドーピングは『より速く、より高く、より遠く (citius, altius, fortius)』というスポーツ本来の理想を実現する方法として不可避である」とする反アンチ・ドーピング論は、いわばこうした潮流にそったものであるとみなすこともできよう。

しかし、「ドーピング解禁」は、また別の根本問題を惹起することになるのである。「ドーピング解禁」は、伝統的なスポーツモラルの神聖にして犯すべからざる中核を最終的に放棄することを意味する。モラルによる「ドーピング問題」へのアプローチは無効であったにもかかわらず、「依然としてドーピングは道徳的にスポーツとは相容れないものである」¹という社会的コンセンサス自体は残し続けていると言えるのである。

ベッテ等は、「ドーピングを解禁したら競技スポーツにどのような問題が起こってくるのかを視野に入れなければならない」として、まず、スポーツの成功が誰のものかという疑問が観客の側に巻き起こってくるという問題について検討し、「ドーピングが解禁されるとスポーツの成功は選手の手柄ではなく医師による医学的成果であるという見方」が観衆の間で強まることとなり、「表彰台に登るのは医師であって選手ではなく」なり、選手は「一個人がなし得ることの原理的な可能性を他の人たちの目の前で示すということによって英雄になる可能性」を喪失することになってしまうというのである²。

先に述べたように、競技スポーツと他の三大システムとの強固な結び付きは、「観衆の関心＝勝利コード」を契機とするものであるが、ドーピング解禁によって選手が英雄となる可能性が閉ざされてしまえば、「観衆が競技スポーツに向ける関心の主要素が動揺」³することにならざるを得ない。「観衆の関心」が失われれば、競技スポーツと三大社会システムとを結びつけている契機もまた失われることになる。「競技スポーツでのドーピング解禁は社会的には軽率・無責任

¹ 上掲書、ベッテ&シマンク著（木村真知子訳：2001）、266頁。

² 同上、270頁。

³ 同上、271頁。

と見なさなければならない」¹ことになるのである。

また、ベッテ等は、ドーピング解禁によって後継者育成の基盤が急激に狭まるという事態を招くことになる」と指摘する。「親は自分と子どもが将来ドーピングに至り着くことが目に見えているような人生設計を最初から拒否するにちがない」し、仮に「自分の子どもを将来のドーピングという高い危険に晒すような者は、明らかに保護が義務づけられている子どもの利益に反して行動している」と見なされるであろうからである²。

ドーピング解禁による「観衆の関心の喪失」「後継者育成の基盤の喪失」は、そのまま競技スポーツの基盤そのものを揺るがすことにつながる。注目すべきは、ドーピング問題によって競技スポーツの基盤を揺るがしているのは、スポーツ内在的な契機によるものではなく、スポーツ外在的な社会的モラルであるという点である。このことは、ドーピング問題が、スポーツ外の「政治」「経済」「マスメディア」という三大システムによる暗黙の圧力と密接不可分に結びついていることと関係していると言えるだろう。ドーピング問題が、スポーツ外にあっては、再び、「モラル問題」として立ち現れてきていると言えるのである³。

以上、第一章においては、序章で提示したアメリカ、日本、韓国におけるス

¹ 上掲書、ベッテ&シマンク著（木村真知子訳：2001）、272頁。

² 同上、273頁。

³ ただし、現在の2015年版の世界アンチ・ドーピング規程（日本語版）では、世界アンチ・ドーピング・プログラムの目的とし、「ドーピングのないスポーツに参加するという競技者の基本的権利を保護し、もって世界中の競技者の健康、公平及び平等を促進する（10頁）ことや、「世界アンチ・ドーピング規程の基本原則（12頁）」として、アンチ・ドーピング・プログラムの目標が「スポーツ固有の価値を保護すること」であり、「各人に自然に備わった才能を磨き上げることを通じ、人間の卓越性を追求」し、「人間の魂、身体及び心を祝福する」という「スポーツの精神」を保護することであると示している。また、「スポーツの精神」は、「倫理観、フェアプレーと誠意」「健康」「卓越した競技能力」「人格と教育」「楽しみと喜び」「チームワーク」「献身と真摯な取組」「規則・法を尊重する姿勢」「自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢」「勇気」「共同体意識と連帯」を含み、「スポーツに内在し、スポーツを通して実現する価値に反映されている」こと、そして「ドーピングは、スポーツの精神に根本的に反するものである（12頁）」ことを示している。アンチ・ドーピング・プログラムは、単なる基準や規程などのルールの制定にとどまらず、スポーツ及びドーピングの基本原則、スポーツの精神、そして倫理について明らかにし、ルールとモラルの相克の課題に対して、両者の関係を検討するようになってきたとも考えられる（世界アンチ・ドーピング規程（World anti-doping code 2015）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のホームページ<www.playtruejapan.org>を参照）。

スポーツ倫理学研究の現状を踏まえ、研究課題を「モラルとルールの相剋性」という観点から論じてきた。手順としては、これまでスポーツにおける「倫理問題」として論議されてきている課題、すなわち、第一節において「フェア・プレイとスポーツマンシップ」、第二節において「スポーツにおける勝敗に関わる問題」、第三節において「スポーツにおける攻撃性と暴力性」、第四節において「ドーピングにおけるモラルとルールの問題」を取りあげ、それぞれについて「ルール」というファクターを付加しつつ検討した。その結果、これらの諸問題が日常倫理の問題として単純に処理できない理由として、スポーツにおけるルールとの複雑な関係性、さらには当該のスポーツがおこなわれている地域における文化的背景の違いという問題にも関連していることを明らかにした。

以上、スポーツにおける「モラルとルールの相剋」について、上記の各節における問題を取りあげて検討してきたが、次章では、こうした問題を基本から考えるため、スポーツ倫理研究の前提として、スポーツ概念自体を考察することとしたい。

第二章 スポーツ倫理研究の前提としてのスポーツ概念の検討

第二章 スポーツ倫理研究の前提としてのスポーツ概念の検討

序節 スポーツに関する諸議論

2008年、チェス、ブリッジなどのいわゆる「ブレイン・スポーツ、brain sports」の諸協会は、「頭をうまく使っていない現代スポーツにわれわれのスポーツが公式にオリンピックに参加したりスポーツとして認められたりすれば、スポーツの地位はこれまでより高まるであろう」という主張を展開した。その理由の一つとして、ドーピング検査などを備えることでブレイン・スポーツ参加者たちの倫理性についても論じることができるので、スポーツとしての条件を満たすことができる、と述べている¹。

スポーツが成立する上で、概念的な必要・十分条件を考慮するのではなく、「ドーピング検査」といった特異な条件のみによって、スポーツであるかどうかを判定しようとする論議は、概念論としては承認できるものとは言えないが、ドーピング問題が深刻な影を落としている証左と見ることはできよう。

あるいは、「e-Sports」と呼ばれるさまざまなコンピューター・ゲーム (computer game) の場合である。「e-Sports」とは「electronic sports」の略であるが、「リーグ戦やチャンピオン決定戦など、従来のスポーツ競技のような勝敗決定システムを採用している」との理由から、当該国のスポーツ連盟に加入している場合がある²。こうした事例は、現時点では一部にとどまっているとは言え、前述したIOCの報告書³にも言われていたように、現在における「スポーツ」の定義の曖昧さを示す事例と言えるだろう。

スポーツの概念については、後述するように、これまでも様々な議論が重ね

¹ TIME誌 (2008年8月5日付) 「Should chess be an olympic sport by Haire, M.」

² 韓国では2009年9月15日、「e-Sports」協会は大韓体育会が認める公式団体として承認された。中国の場合も、2003年から「e-Sports」をスポーツとして認めているとのことである。

³ Olympic Programme Commission (2002) Review of the olympic programme and the recommendations on the programme of the games of the XXIX olympiad, Beijing.

られて来ている。19世紀末、スポーツが世界規模で普及し始め、スポーツを実践する人にせよスポーツを観戦する人にせよ、「スポーツとは何であるか」といった本質的な概念問題より、眼前に展開されているスポーツをみて、「スポーツとはこのようなものである」というイメージ (image) によって捉えられているのが実情だろう。概念的検討については、未だ定説を得るには至っていないと言えるだろう。

周知のように、近代スポーツは英国で生まれ、やがてそれが世界規模で普及していったのであるが、イギリス起源（あるいは他の国を起源とする場合も同様であるが）のスポーツは、受け入れる側にとっては、これまで当該文化圏には存在していなかったものが新たに移入されたということになる。その際、まずは英国においてsport(s)とされている事象をどのように命名するかが、それぞれの国で問題となったはずである。日本ではsport(s)がそのまま単数、複数の区別なく「スポーツ」と音訳されたのであるが、中国では「体育[tiyu]」と訳されて「身体教育」としての「体育」との概念上の混乱を招くことになった¹。また、韓国では、日本と同様、sport(s)が、単数、複数の区別なく[spo:tsu]と音訳され、文字表記の上では「体育[chae-yuk]」と区別されているものの、しかし、概念上の混乱については中国と同様である²。

このように、スポーツが移入されたものである場合、それぞれの国においてそのスポーツをどのように名辞化するかが問題となるが、初めて対面する種目の場合にはさらに大きな困難があったと考えられよう。スポーツの概念とその外延（指示対象性）とは表裏一体の関係にあるが、「スポーツ」という用語が指し示す範囲（外延）をどのように決定するのかという問題は、スポーツの定義

¹ 佐藤によると、中国語の「体育 [tiyu]」は、中国起源の言葉ではなく日本語からの借入語であり、「教育としての体育と並行して、さまざまなスポーツ種目、遊戯的諸活動、民間に伝承されている身体文化、さらには、碁、将棋、トランプ等といった項目まで」も含む、非常に外延の広い概念であるとしている（佐藤臣彦（1986）「中国における体育理論の現状とその問題点」『体育原理研究』17、4-5頁）。

² 「観念、conception」「想念、idea」「概念、concept」についてはMetheny, E. (1968) Movement and meaning. McGraw-Hill, pp.1-12を参照。構造機能についての彼のSFRs (S: Structure, F: Function, R: Relationship) 理論では「Any form which serves to evoke a meaningful conception-idea-concept may be called a symbol」と命名した。つまり、まず物体（たとえば、スポーツ）の構造を分析して、各々の要素に関する働き（換言すれば、機能のこと）を把握すると、概念化された物体はシンボリックな意味を持つことになる。カッシーラーによれば、このことは人間から創られたシンボリックな所産（芸術、科学、宗教などを呼ぶ）は文化であると主張した。さて、スポーツも尚又このようなプロセス通りに考えるなら、文化に他なるまい。

の如何によるということになる¹。西洋における「チェス、chess」や東洋圏での「碁、go」や「将棋」といった知的ゲームについて、これらを「スポーツ」の範疇に所属せしめようとする活動がなされているが、例えば「チェスはスポーツである」という命題が成立するか否かは、「スポーツ」そのものの規定にかかっていると云ってよい²。つまり、「碁」がスポーツに包含されるか、されないかは、判断の基準となる「スポーツ」そのものの概念規定が前提となるのである。

こうした状況にあつて、スポーツ概念の捉え方について、外延の広狭による区分が試みられてきた。例えば、カール・ディーム（1974）は、「われわれはスポーツという語を広義においてはそれぞれ特色をもった各種の遊戯をよぶのに用いているが、狭義では身体遊技、ときには身体スポーツ（オーストリア）などと使っている」（括弧内、原著者）と述べて、遊戯を「広義のスポーツ」とし、身体的なスポーツを「狭義のスポーツ」に二分している³。久保（2010）もまた、ふたつの「スポーツ」があるとして、その一つは楽しみを実現する「遊びとしてのスポーツ」、二つめは競技志向の「勝利を目指すスポーツ」という二分法を提示している⁴。

このように、スポーツの概念を問う時に、「広狭二義」の捉え方をすることが多く見受けられるが、さらに、スポーツの概念における地域差によるふたつの

¹ 体育原理専門分科会編（1986）『スポーツの概念』不味堂出版、9頁。ここでは「水といえば、だれでも水を連想できる」それによってお互いの意思疎通をはかり、社会関係を営むことができると述べる。なお、そのような見方では「水が水である」といえば、根本的な本質についての答えにならない。なお、「水は‘H₂O’である」といえば、その本質あるいは構成要素についての把握できる。このことについては、佐藤臣彦（1991）「体育とスポーツの概念的区分に関するカテゴリー論的考察」『体育原理研究』22、7頁で挙げている例に当てはまる。

² 日本チェス協会（Japan Chess Association: JCA）のホームページによると〈<http://www.jca-chess.com>〉、国際チェス連盟（Fédération Internationale des Échecs: FIDE）は、167カ国によって構成された国際組織とのことであるが、うち155カ国について、国内オリンピック委員会（NOC）および国内体育（スポーツ）協会それぞれへの加入状況のデータを公表している。それによると、①両組織に加入している国：40、②両組織に加入していない国：64、③国内オリンピック委員会に加入かつ体育（スポーツ）協会に未加入：21、④国内オリンピック委員会に未加入かつ体育（スポーツ）協会に加入：30となっている。従って、国際的にみても、チェスが体育（スポーツ）協会に所属している割合は約45%で、約55%は所属していないことになる。ちなみに、日本と韓国は②、中国は④となっており、スポーツ先進国であるアメリカ、イギリス、フランスは、ともに②である。

³ カール・ディーム（福岡孝行訳：1974）『スポーツの本質と基礎』法政大学出版局、10頁。

⁴ 久保正秋（2010）『体育・スポーツの哲学的見方』東海大学出版会、12-14項。この区分は本稿の「広義—狭義」という区分に当たるのである。

傾向が指摘されている。カン (2005) によると¹、アメリカはスポーツを構成する要素として、「制度化」「競争」「規則」「身体活動」を挙げ、「運動」「レクリエーション」「遊び」とは異質概念として扱っているのに対し、ヨーロッパでは「組織化されていないか組織化されているかに拘わらず、参加による身体的、精神的な健康を増進しながら社会的な関係を形成しつつ、競争の目的で行われるすべての身体活動 (All forms of physical activity, which through casual or organized participation, aim at improving physical fitness and mental well being, forming social relationships, or obtaining results in competition at all levels)」をスポーツの定義としている、と論じた²。

こうしたアメリカとヨーロッパにおけるスポーツ理解の違いは、例えば、アメリカで出版された全20巻からなる“The american peoples encyclopedia (アメリカ国民百科事典)”において、‘sports’を見出しとする項目が、わずかに‘See athletics’という2語によって説明されるのみであることから³、窺い知ることができる。こうした説明方式は、アメリカでは‘sports’が‘athletics’と同義にみなされる傾向のあることを物語っていると言えるだろう。

このように、スポーツに関する概念論的状况は、今日、チェスや碁や将棋、あるいはコンピュータ・ゲームをも巻き込んでますます混沌としており、明確な概念規定には至っていないのが現状と言えよう。「スポーツ倫理学」が学としての専門性を確立するうえでの前提条件は、「スポーツ」という限定詞にかかっていると言える。それによって、例えば「生命倫理学」「環境倫理学」「医療倫理学」といった他の応用倫理学との違いが明確となり、独自の研究対象を特定できることになるからである。

むろん、スポーツ概念の把握さえなされれば自動的にスポーツ倫理に関する諸問題が解決に至る、というわけではない。しかし、スポーツの本質の把握、つまり「スポーツとは何か」という問いに対する明確な概念的把握は、スポーツ独自の応用倫理学が成立する前提的根拠になるだろう。そこで、本章では、これまでのスポーツの本質をめぐる代表的な議論、すなわち、①運動論的アプローチ、②遊戯論的アプローチ、③教育論的アプローチの三つについて、概括

¹ カン・ジュンホ (2005) 「スポーツ産業の概念と分類」『体育科学研究』16 (3)、122頁。

² Council of Europe (1992) The European sport charter, Article2 (revised on 16 May 2001). 又は、<<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=206451>>を参照。

³ Humphrey, E., et al (1976) The American peoples encyclopedia vol.17. Chicago Spencer Press INC., p.253.

的かつ批判的に取りあげたうえで、さらに、「スポーツ倫理の研究はスポーツ内
在的な立場からなされるべきである」とする本研究が依拠することになる「文
化論的アプローチ」について考察することにしたい。

第一節 従来のスポーツに関する概念的アプローチ

第一項 運動論的アプローチ

周知のように、近代スポーツは英国で生まれ、それが世界規模で普及し今日に至っているのであるが、これまでのこうした近代スポーツ理解は、それをある種の「身体運動」事象として把握しようとする立場が主流をなしてきたといえる。例えば、フランスのベルナル・ジレは、『スポーツの歴史』において、「現在まで意見の一致が見られず、提案されたどの定義もすべての人の認めるところとならなかった」として、クーベルタンの「進歩の願望に依存する強度の筋肉的努力の自発的、習慣的崇拜であって、危険な程度にまで達し得るもの」という定義、およびマルセル・ブランジェーの「人間および動物がその美しさを増大することを目的として行なう努力」という定義、あるいはポール・アダン等の「飛行機や自動車を操縦するような機械的スポーツをも包含すべし」という主張などなどを批判的にとりあげつつ、「或る運動がスポーツとみなさるべきかどうかということは、その運動の性質や規則によってよりも体力消耗の多少によって判断すべき」として、「遊戯 (jeu)、闘争 (lutte)、および激しい肉体活動 (activité physique intense)」という三つの要素をふくむ運動を「スポーツ」であると定義している¹。

また、日本の代表的国語辞典とされる『広辞苑』での「スポーツ」の項を見ても、「陸上競技・野球・テニス・水泳・ボートレースなどから登山・狩猟などにいたるまで、遊戯・競争・肉体的鍛錬の要素をふくむ身体運動の総称」という定義が与えられている²。この定義は、先に見たジレの定義と同様に、スポーツをある属性（遊戯性、闘争性、鍛錬性）を有する「身体運動」として捉

¹ Gillet, P. B. (1970, 1948) Histoire du sport. Presses universitaires de France, pp.13-14. 及び、ベルナル・ジレ（近藤等訳：1972, 1952）『スポーツの歴史』白水社、16-18頁。

² 新村出編（2008）『広辞苑（第六版）』岩波書店、1518頁。

えていると言える¹。

こうした「遊戯性」「競争性」などを伴う「身体運動（肉体活動）」というスポーツの規定、すなわち、「スポーツ＝身体運動」という等式は、今日、広く受け入れられているものと言えるが、このことは、「運動する」という語法と「スポーツする」という語法が混用されがちであることから窺い知ることができる。韓国でも、こうした立場からの概念的検討が試みられており、以下にそれらを検討しておきたい。

韓国で概念的検討がなされる場合、スポーツが持っている意味の多様性は最小限の合意によって定義することが出来るとして、以下のような操作的な定義、すなわち：

定義(definition)=種差(differentia specifica)+最近類(genus proximum)²

という等式に基づくことで、概念規定の難しさをなくすことが出来るとする論議がある。シン（2011）は、上記の方式を採り上げてスポーツを運動、レジャー・レクリエーション、フィットネスさえもそれとして認めている³。

彼は、身体の動きが前提になる場合、①相対的な成就、②主観的な成就を種差として規定できる、と語る。競技のように相手が存在する場合は身体性の相対的な成就で、個人的に身体的な目標を達成することが身体性の主観的な成就に当てはまる、としている。例として、前者は一般的に行われている競技、後者は一定の距離を歩いて行こうとする時、自らに自分の体を移動しながら動く

¹ グートマンもまた、ホイジンガやカイヨワの遊戯論を批判的に検討したうえで、「遊戯、ゲーム、競技、スポーツの関係図」、すなわち、「自発的遊戯、Spontaneous Play—組織化された遊戯、Organized Play (GAMES)」→「非競争的ゲーム、Noncompetitive Games—競争的ゲーム、Competitive Games (CONTESTS)」→「知的競技、Intellectual Contests—身体的競技、Physical Contests (SPORTS)」を示しつつ、スポーツを「“遊び”の要素の強い身体的競技“playful” physical contests」と規定している（Guttmann, A. (1978) From ritual to record: The nature of modern sport. Columbia University Press, pp.7-9. グートマン（清水哲男訳：1981）『スポーツと現代アメリカ』TBSブリタニカ、17-19頁）。

² 体育思想研究会（2005）『スポーツ反文化』ムジゲ出版、187-199頁。ここでの定義方式は、ナ・ヨンイルが「脱肉体性のスポーツ」を通して提示しているものである。

³ シン・ヒョンギョ（2011）「スポーツの定義を探す」『韓国体育哲学会誌』19（1）、122-123頁。

こと自体が主観的な成就になるとして、その歩みによってある一定の距離が完歩できれば、その歩きの動きをスポーツとして認めるに十分な根拠がある、と述べている。そして、この方式を適用することで、野外活動やe-Sportsや生活全般に渡って、汗を流せる程度の動きにせよ、碁や将棋にせよ、人間にとって身体的および精神的な変化が見出せれば、それをスポーツとみなすことができると主張するのである。

しかし、この方式を採用すると、各々の種目から類似する要素を一目で見つけることは容易であるが、有意味な目的が存在する動きならどのような動きでもスポーツとして認めざるをえないことになる。この推論をカン（2005）は Manser（1967）が言及している「家族類似性」¹を援用しながら表現している²。つまり、家族を成す各々の家族構成員はお互いに似る要素を少しずつ持っているが、家族全員に共通する特徴をとりあげられない難しい場合があることを指摘し、家族類似性とおおざっぱなスポーツの定義の現状が似ていると論じるのである。そして、スポーツか否かの判断基準を「随意筋を使用する運動」に置く時、問題がなければスポーツの定義になると結論づけ、「スポーツ＝身体運動」であることを主張している。

また、スポーツ産業の方面ではスポーツを商品化するため、この定式をいわゆる「ニュー・スポーツ、new sports」や「歩き運動、walking」³などのジャンル普及のために使っているが、こうした場合も同様であると思なすことができるだろう。さらに、学術的な定義の試みにあつては、①身体活動、②競争性、③規則、④制度化といった要素をどのような組み合わせで記述するのかが問題となっており、たとえば、キム・オジュン（2000）による「スポーツは遊戯性

¹ 「家族的類似性 (Familienähnlichkeit, family resemblance)」という用語は、もともと、ウイトゲンシュタインがその著書『哲学研究 (Philosophische Untersuchungen: 1953)』において「ゲーム、Spiel」という語を取りあげるなかで用いたものである。彼は「ゲーム」と呼ばれている外延すべてに共通する内包は存在せず、ゲームそれぞれの部分的な共通性によって「互いに重なったり、交差し合ったりしている複雑な類似性の網目」のように緩く繋がっているとして、それを「家族的類似性」と命名した。ウイトゲンシュタイン（藤本隆志訳：1976）『哲学探究』（『ウイトゲンシュタイン全集』第8巻所収）大修館書店、70頁。

² ガン・ジュンホ（2005）「スポーツ産業の概念と分類」『体育科学研究』16（3）、123頁。

³ この方式では体育さえもスポーツになって、スポーツがすべてのことを包摂することになる。たとえば、主に生活体育事業を司っている韓国体育振興会 (Korea Athletic Promotion Association, 1983設立) は1995年から歩き運動を国民運動として初導入し、普及している。

と技術性に基づいて競争的な要素と運動規則に従う身体活動である」¹という規定においては「身体活動」「競争」「規則」が組み合わされ、キム・ホンシク(2002)による「スポーツは制度化された規則によって規定できる方式で身体的な卓越性を戦い合うことである」²という規定においては上記の四つの要素すべてが組み合わされている。

ここで、これまでの韓国におけるスポーツ概念についての論議を集約してみておきたい。資料は、韓国においてスポーツ哲学の研究が本格化する1990年から直近の2010年までの研究誌や単行本を中心に収集したが、内容については、以下の「表1」のようにまとめることが出来る。

表1. 韓国におけるスポーツに関する定義³

定義内容	掲載
スポーツは動機誘発された個人によって行われる身体活動を含めるが、比較的な複合的な身体機能を駆使する制度化された競争的な活動である(イム・ボンジャン)。	1993年、スポーツ社会学概論
スポーツは競争的な活動を手段とする組織化されたすべての活動である(チャン・ソンス)。	1997年、韓国体育学会誌36(3)
スポーツは自発的な身体活動を通して遊戯を同伴するもので、卓越的な技術と競技規則の総体である(イ・ハクジュン)。	1997年、韓国体育哲学学会誌5(1)
人間において楽しみを求めるために、各種の運動競技および野外活動を含める身体的な活動である(ハ・ナムギル)。	2004年、動きの芸術科学の理解
スポーツは遊びおよびゲームより一層体系化され、高度に組織化された競争的な身体活動の総体である(ハ・ナムギル)。	2004年、動きの芸術科学の理解
スポーツは制度化された競争的な身体活動を通ずる身体文化である	2005年、脱肉体性の

¹ キム・オジュン(2000)「スポーツ概念に関して」『韓国余暇レクリエーション学会誌』12、11頁。

² キム・ホンシク(2002)『スポーツ哲学試論』ムジゲ出版、173-174頁。

³ ここでは、収集した資料に見いだすことのできた24個の定義の中で主に引用されている代表的な定義を提示した。また、定義として意味上の重複があるものについては、一つだけを選んで挙げた。たとえば、「スポーツは組織的・競争的なすべての身体活動である」、「スポーツはゲームを高度に組織化された競争的な身体活動である」という定義などは重複処理した。

これらの規定を通覧してみると、「卓越的な技術と競技規則の総体」あるいは「身体文化」といった規定もあるが、主流は「身体運動（活動）」にあると言えるだろう。「スポーツ＝身体運動」とする代表的な規定として以下の二つの定義をあげておく。

【1】 スポーツは、陸上、水泳、球技、闘技などのように組織化されている競争的な活動を意味する。従って、ほとんどの運動はスポーツに該当するが、徒手体操と舞踊は例外になる（キム・ギョンヨン、1989）¹。

【2】 スポーツは組織的・競争的に行う身体活動の総体であって、運動競技及び野外活動である（キム・ギボン、ウィイ・シオンシク、1999）²。

このように、スポーツを「身体活動（運動）の総体」といった「運動概念」として把握することは、日本と同様、韓国でも一般的であると言えるが、しかし、スポーツを何らかの属性が伴うにせよ、「身体運動」と概念規定することは、はたして妥当であろうか。例えば、或るひとが野球というゲームについて何ひとつ知らないまま観戦した場合、たしかに彼は、そこに展開されている身体運動を視覚的に認知できても、それらの身体運動が意味することを理解はできないであろう。同様に、アメリカのメジャースポーツのなかで最も人気が高いと言われているアメリカンフットボールを見たとしても³、一部のファンを除いて、

¹ キム・ギョンヨン（1989）『体育』ヤンヨンカク出版、8頁。

² キム・ギボン、ウィイ・シオンシク（1999）『体育』螢雪出版、12頁。

³ アメリカにおけるアメリカンフットボールの人気は圧倒的で、2013年のデータによると、ナショナルフットボールリーグ（NFL）の「一試合の平均観客動員数が6万7000人を超えており、世界のプロスポーツリーグのなかで最も収益や資産価値が高く、北米4大プロスポーツリーグのなかで最も人気」があるとされ、「2013年の全米視聴率ランキングにおいても、上位10番組の中でNFLが9つを占めた」という。因みに、NFL以外で唯一トップ10

ほとんどの韓国人や日本人はそれをきちんと理解することができないと思われる。視覚によって動き（運動）を認知できても、その動きが何を意味しているのかを了解できないからである。

こうした事態は、われわれが未知のスポーツに遭遇したとき、いつでも起こりうることであって、眼前に展開される身体運動をいくら見つめたとしても、それだけではスポーツとしての意味を了解することはできないのである。こうした事実は、スポーツの規定、あるいは類概念を「身体運動」とすることの不十分性を物語っていると言える。つまり、「スポーツ＝身体運動（活動）」とする常識的な等式は、実のところ、スポーツ概念の規定としては不十分であるといわなければならないのである。

では、次に、スポーツに対する遊戯論的アプローチについて検討してみることにしよう。

第二項 遊戯論的アプローチ

スポーツを語源的に把握するなら、「気晴らし」のためになされるなにかを意味することになろう。近代スポーツ発祥の地、イギリスでは、当初、貴族やジェントリー階級の専有物として存在し、特に18世紀の中期から後期にかけ、特権階級のレクリエーションとして好まれ、紳士のたしなみとして普及してきた。ヴェブレン（Veblen, T.）は、生産労働とは異なるスポーツとしての狩猟について、「なんらはつきりした金銭的誘因をあたえないが、しかしそれは多かれ少なかれはつきりした功名の要素をふくんで」おり、「発展した有閑階級の生活様式に属するもの」であるとして、スポーツ（ここでは「狩猟」）における「階級性」について言及している¹。

このように近代スポーツは、18世紀にイギリスの上流階級において、さらに19世紀には中産階級において、彼らの心身を鍛練する目的のもとに生まれ発展

にランクインしたのは「アカデミー賞授賞式中継」とのことである。なお、以上については、以下の「ウィキペディア」における記事に拠った<<http://ja.wikipedia.org/wiki/アメリカフットボール#.E5.85.A8.E7.B1.B3.E4.B8.80.E7.95.AA.E4.BA.BA.E6.B0.97.E3.82.B9.E3.83.9D.E3.83.BC.E3.83.84>>。

¹ ヴェブレン（小原敬士訳：2010, 1961）『有閑階級の理論』岩波文庫、15頁。

したものと言えるが¹、近代スポーツの始まりにおいては、誰にでも出来るものではなく、スポーツを生活の一部に組み込むだけの余裕を持つ「階級（貴族）」や金銭的な余裕をもつ「ジェントリー階層」の専有物だったのであり、イギリスを発祥とする近代スポーツの背景には、こうした階級制のもとに、スポーツが生産労働とは異なる「気晴らし」として普及してきたという事情を見て取ることができるのである²。

このことは、スポーツという言葉の語源からも覗うことができる。語源辞典を見てみると、「disport や desport から di- や de- が欠落したかたちで、display から splay、dispend から spend になったのと同じ」といった説明がなされている³。レイモン・トマは、その著『スポーツの歴史』において、スポーツという語の語源について、以下のように述べている。

スポーツ (sport) という語は「はしゃぎ回る」を意味する動詞デスポルテ (desporter) に由来する、古フランス語の名詞デスポール (desport) から派生している。その文献初出は十二～十三世紀頃とされている。ジョルジュ・プティオによれば、それは十二世紀末のノルマンディ地方を本拠とした文学運動、いわゆるノルマンディ派の小説である『エネアス』に登場し、あらゆる種類の悦染み、あるいはそのおかげで時間が愉快に過ぎていく実践活動の全体、つまり、ゲームのみならず、会話や冗談などがもつ特徴を明確に規定するものだったという。やがて、フランソワ・ラブレーになると、動詞デスポルテは「遊ぶ、楽しむ」を意味するようになる。一方、騎士道によってイギリスに移入されたデスポールという語は、十四世紀にはディスポート (disport) と変形し、最後に sport なる語形を取るようになった⁴。

¹ 井上俊・亀山佳明（共編）（2006, 1999）『スポーツ文化を学ぶ人のために』世界思想社、72頁。

² こうしたスポーツにおける階級性は、日本においても確認することができる。樋口によると、海外から野球やサッカーが移入された1890年代、こうしたスポーツは極めてハイカラな文化とみなされる一方、用具をもたない一般庶民がスポーツをプレイする余地はなく、彼らにとってスポーツとは憧れつつ観戦するものでしかなかったと言う（樋口聡（2005）『身体教育の思想』勁草書房、65頁）。

³ Skeat, W. W. (rev: 1968, 1879-1882) Etymological Dictionary of the English Language. Oxford, p.591.

⁴ レイモン・トマ（蔵持不三也訳：1993）『スポーツの歴史』白水社（文庫クセジュ）、19頁。

この語源的な意味からすれば、人間が気晴らしや遊びのための行う行為のすべてはスポーツということになり、たとえば、前述したようなチェスやカードゲームなどもスポーツの範疇に含まれることになるだろう。岸野もまた、スポーツの語源をさらに遡ってラテン語の“deportare”に由来するものであるとしたうえで、「その原意は、de-porte（～を持ち去る）に暗示されているように、真面目なこと（仕事）から人びとを搬び去り、非日常的な次元で、何かに没頭させることを意味し、つまりそれは遊び戯れることなのである」¹と述べて、スポーツの原義が「遊び」に由来するものであることを認めている。

確かに、スポーツの意味は時代によって変化するもので、これまでスポーツとして認められてこなかったものについても、スポーツの範疇におさめられるように定義を見直そうとする試みがみられる。このことは裏返してみると、単にスポーツがこのようなものであるというより、スポーツはこれこれの性格を持ち、これこれの特徴があるといった属性に基づく論議であり、そうした属性がより詳細になるにつれて多様な定義が生まれることになり、結局、選択肢としての定義が多くなったと言える。

こうしたスポーツの語源的な意味から導き出される有力な概念規定が遊戯論的なスポーツ理解であると言えるが、こうした立場からスポーツを見ているグートマン（1978）の考察を見てみよう。「図1」は、彼が提示した遊戯、ゲーム、競技、スポーツの関係性を示したもので、遊戯からスポーツに至る流れを提示している。

¹ 朝比奈一男・水野忠史・岸野雄三編著（1977）『スポーツの科学的原理』（講座『現代のスポーツ科学』第一巻所収）大修館書店、81頁。

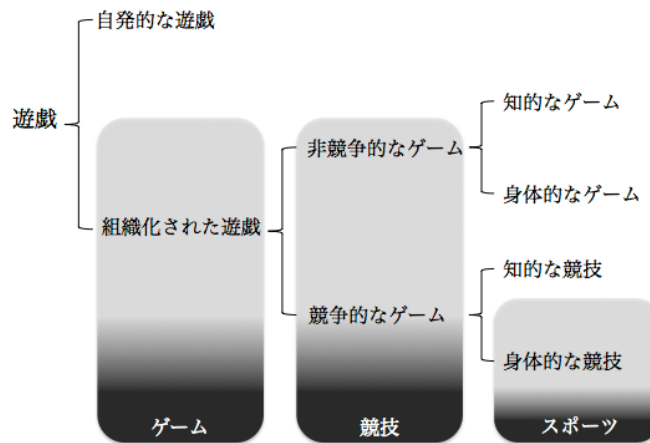


図1. 遊戯とスポーツの諸相¹

上記の「図1」に見られるように、スポーツは遊戯を基盤としながら、「組織化」「競争性」「身体性」という属性を附加することで成立することになる。このことは、すでに運動論的アプローチのところであげた、①身体活動、②競争性、③規則、④制度化の4要素に基づく規定と比べて見ると、遊戯からスポーツに至る道筋をより具体化していると言えるが、このことは、スポーツをどのように考えるべきかについての解答になる一方で、スポーツの概念的基礎を遊戯に置くことにほかならない。

オランダの文化史学者のホイジンガは、彼の著書『ホモ・ルーデンス』において、スポーツの誕生は人間の遊戯活動に基因すると主張するが、彼は、従来の「文化は遊びに先行する」という考えに疑問を抱き、「人間文化は遊びのなかにおいて、遊びとして発生し、展開してきたのだ」と主張して既存の論を逆転させる²。つまり、「遊びが文化に先行する」という新たな命題を定立して、「遊び（遊戯）が文化創造の機能を果たす」というテーゼの証明を試み³、具体的には、「祭り」「裁判」「戦争」「知識」「詩」「芸術」などの諸文化を取り上げながら、純粋な遊びそのものがこうした文化の基礎であり因子であると主張したの

¹ グートマン（清水哲男訳：1981）『スポーツと現代アメリカ』TBSブリタニカ、19頁。

² ホイジンガ（里見元一郎訳：1971）『ホモ・ルーデンス』河出書房新社、16頁。

³ 伊達由実（1993）『『ホモ・ルーデンス』における現代スポーツ批判の再検討—文化とプレイの関係を視点にして—』『日本体育学会大会号』A44、105頁。

である¹。

彼は、「遊び（遊戯）」を特徴づける次の5つの形式的特徴、すなわち、①自由性、②仮構性、③場所的、時間的限定性（完結性）、④緊張性、⑤固有の規則性、を取り上げ、それぞれ詳細に考察しているが²、要約的にまとめれば「遊びとは、あるはっきり定められた時間、空間の範囲内で行われる自発的な行為もしくは活動であり、自発的に受け入れた規則に従っている。その規則はいったん受け入れられた以上は絶対的拘束力をもっており、遊びの目的は行為そのもののなかにある。それは緊張と歓びの感情を伴い、『日常生活』とは『別のもの』という意識に裏付けられている」ということになるだろう。

こうしたホイジンガによる遊びの形式的特徴から見ると、確かにそれらはスポーツにも当てはまるように思われる。「自由性」については、スポーツもまた他から強制されて行うものではないが故にこの条件を満たしている。「仮構性」については、スポーツが展開される場もまた、本来の生活の場ではない独自の性格を持った活動の場であるという点から充当することになるだろう。「場所的、時間的限定性」については言うまでもないことで、さらに、「緊張性」「固有の規則性」についても同様であると言える。

このように見てくると、スポーツは、まさにホイジンガにおける「遊び」そのものであると言えるが、しかし、ホイジンガ自身は、「近代社会ではスポーツは次第に純粋な遊びの領域から離れていき、それ自身独自のものとしての一要素、つまり遊びでもないし真面目でもないものになってしまった。現代社会においてスポーツは本来の文化過程の脇にはずれて位置し、文化の歩みはスポーツとは無関係におこなわれている」とし、さらに「いくらオリンピックやアメリカの諸大学におけるスポーツの組織化やさらには声高らかに宣伝された国際競技が頑張っても、いかんせんスポーツを様式と文化の創造活動にまで高めることはできないのだ。それは、演ずるものと見ているものにとってどれほど重要なものであれ、所詮は不毛の機能にしか過ぎない。そこでは昔の遊びの要素は大部分死滅してしまった」と述べることで、スポーツを「遊びの領域」から追放してしまっているのである³。

ホイジンガにとって、現代社会における組織化され国際化された「スポーツ」

¹ 上掲書、ホイジンガ（里見元一郎訳：1971）、17頁。なお、それぞれの文化形式についての考察は、本書全体におよんでいる。

² 同上、21-30頁。

³ 同上、324-325頁。

はもはや「遊び」ではない。現代のスポーツは、文化創造の源であった遊戯性を失い、文化の歩みとは無関係なものになってしまったというのである。このことをどのように考えればよいのだろうか。遊戯論の古典とされる『ホモ・ルーデンス』において、スポーツは遊びから追放されてしまっている。高度に発展した近代スポーツは、ホンジンガによれば、もはや「遊び（遊戯）」という概念を基盤とすることはできないことになるのである。

川谷は、スポーツの本質をプレイ（遊び）とする議論を「プレイ理論」と名づけ、次のように批判している。すなわち、「プレイ理論によれば、プレイとはその外部に目的を持たず、それ自体を目的としてなされる活動である」とされるので、「お金を稼ぐことや、名声を得ることや、金メダルを獲得することなど、総じてそのスポーツにとって外在的な事柄や目的としてなされる活動はプレイではなく、それゆえスポーツでもない」と結論されることになる。その結果、「プロスポーツをはじめとする、現在私たちがスポーツとして理解している広大な領域がスポーツから除外されることに」なる不都合が生じてしまう。「ある活動が遊びであるかどうかは、その活動そのものから分かることではなく、それに参加する者の主観的な態度によってのみ決まる事柄」であるが故に、「参加者の主観的態度がプレイであるかどうかは、その活動がスポーツであるかどうかは、何ら影響を及ぼさず」、「要するにプレイ理論は、競争的か非=競争的かという以前に、そもそもスポーツの本質理論であることに失敗して」いると結論するのである¹。

イギリスに端を発し、紆余曲折がありながらも、いまやオリンピックやワールドカップを筆頭に全地球的な規模で展開されている近代スポーツは、すでにホンジンガ自身によって「遊び」から追放されてしまっていたように、古典的な遊戯論には馴染まなくなっていると言えるだろう。川谷が批判しているように、スポーツを遊戯論に押し込めようとするれば、現代のわれわれがスポーツの典型例として思い描いているオリンピックやワールドカップが排除されてしまうことにならざるを得ないが、そうした議論は「現実を合理的に説明する」という理論としての役割を果たせないと言えるだろう。

¹ 川谷茂樹（2005）『スポーツ倫理学講義』ナカニシヤ出版、151-152頁。

第三項 教育論的アプローチ

日本では、スポーツが学校教育制度を通して普及してきたという事情から、「スポーツは教育である」という考え方が根強くある。

例えば、高等学校における部活動のひとつである「野球部」は、「日本高等学校野球連盟（以下、高野連）」という独自の全国組織を構成しているが、その「日本学生野球憲章」前文において、「学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立って行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意義をもつものとなる」とし、さらに総則第2条（学生野球の基本原則）第1項において、「学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする」と謳っている¹。

この規定においては、「学生野球」という主語を「教育」に置き換えたとしても意味上の相違は生じてこない。つまり、ここでは「野球（スポーツ）」が「教育」と等価であるとみなされているのである。また、1964年の東京オリンピックを契機として1966年に「祝日」として制定された「体育の日」は、‘Health-Sports Day’ と英訳することが慣例となっているし、日本における「国民体育大会」の英文名称は ‘National Sports Festival’ であり²、日本体育協会も ‘Japan Sports Association’ と英訳され、日本語における「体育」が英語では ‘sports’ に置換されているのである³。

「体育（身体教育）」は、本来、教育概念であって、「教えること」と「学ぶこと」との関係性で存在するものであるが、しかし、上に見たように、今日では「スポーツ」と混同されて、「スポーツ＝体育」という等式が一般的に受け入れられている状況がある。しかし、概念問題としては、「スポーツ」を「体育（＝教育）」と同一視することはできない。この問題は、より一般的には「体育」と「スポーツ」との概念的異同の問題に直結しているが、「体育」と「スポーツ」とは同じ概念なのか異なる概念なのか、異なるとすればどのように異なるのか

¹ 財団法人日本高等学校野球連盟ホームページ、「憲章&規定」の項を参照＜<http://www.jhbf.or.jp/rule/charter/index.html>＞。

² 日本は国民体育大会、なお韓国の場合は全国体育大会で表記しているが、英語の表記は両ともに「National Sports Festival」に記す。

³ アメリカの場合、国際体育・スポーツ協会は「International Association for Sport and Physical Education; NASPE」で「スポーツ」と「体育」を並行して表記している。

について、これまで、多くの論議が重ねられてきている。

佐藤は、従来の体育とスポーツとの区分原理を、①包摂関係 (subsumptional relation) による区分、②目的論的区分、③学校の内外による区分原理の三つにまとめ、それぞれについて以下のような批判を展開している¹。

まず、包摂関係による区分であるが、ここにはさらに相反する2つの立場があり、ひとつは体育を上位概念 (類概念) としスポーツを下位概念 (種概念) とするもので、その理由は、スポーツがダンスや体操を並ぶ教材であって体育の内容の一部に位置付くから、というものである。それに対し、スポーツを上位概念とし体育を下位概念とする立場の場合、その理由づけは、スポーツが教育現象を超えたより広範な文化的・社会的事象であるから、教育の種概念である体育は、スポーツの更なる下位概念となる、というものである²。

韓国においてもこうした論議がある。シン (2008) による議論はこうした事例のひとつである。彼によれば、現代の体育は教育の一領域として局限されているのに対し、スポーツは独自の文化形態をもちつつ、身体文化や生活文化としての領域を広げており、スポーツが競争的であるにせよ非競争的であるにせよ、一体の身体運動を通じて成り立つ社会現象として見直す必要性があり、もっとも幅広い意味で理解されなければならない、と主張した³。そして、こうした論議をもとに、彼は、将来、教育の一領域として認めている「体育」よりも「スポーツ」の方がより広範に用いられることになって、「体育教育」(「体育」の韓国的表記) という用語は「スポーツ教育」という用語に置き換わって完全に代替出来るだろうと予想したが⁴、現在までのところ、事態はそのような方向には進んでいない。

佐藤によれば、こうした包摂関係による体育とスポーツの区分は、理由づけの如何によって「類」と「種」とが逆転してしまうことから明らかなように、そもそも区分原理としての役割を果たし得ていない、とされている⁵。

佐藤 (1991) が批判的に検討している2番目の区分原理は、「目的論的区分」

¹ 佐藤臣彦 (1991) 「体育とスポーツの概念的区分に関するカテゴリー論的考察」『体育原理研究』、3-4頁。

² 同上、3頁。

³ 上掲、シン・ヒョンギョ (2011)、123頁。

⁴ 日本でも、「体育」から「スポーツ教育」へとといった論議が行われたが、体育がスポーツを手段として位置づけているのに対し、スポーツ教育は、スポーツが内在する喜びや自己実現などといった価値を重視する人間教育を目指すものとされた (成田十次郎編 (1994, 1988) 『スポーツと教育の歴史』不味堂出版、139頁)。

⁵ 上掲、佐藤臣彦 (1991)、3頁。

と呼べるものである。例えば、体育が教育的効果を目的としてなされるのに対し、スポーツは自己目的的な活動であるとする議論、あるいは、体育が身体的育成や運動能力の向上を目的とするのに対し、スポーツは勝利を目的としている、といった議論などである¹。

こうした議論の事例として、川村（1959）によるものを見てみよう。彼は、「スポーツ」は現象としての身体活動あるいは運動の様式であり、活動すること自体を楽しむものであるが、「体育」はスポーツその他の運動が人間に及ぼす好ましい影響（効果、価値、意味など）を期待して行う活動であるとし²、さらに、スポーツの目的はただ一つ、人間に対して世界と彼自身とが持つ激烈かつ陶酔的な力を与えことであると述べている³。川村によるこうした議論は、体育とスポーツとを目的論的に区分しようとするものであると言えよう。

こうした目的論による区分は、例えば、体育実践においてもある条件下では「勝利」を目的とする展開が可能であるし、スポーツも「国威発揚」「国際交流」「地域振興」などなど、さまざまな目的のもとに実施されたり、教育的効果を目指して実施されたりする。つまり、体育もスポーツも任意のさまざまな目的の下に実施されうるのであるから、目的論的区分は、区分原理としての論理的有効性を持ち得ないと言えるのである⁴。

さらに、佐藤による3番目の区別は、学校の内か外かを区分原理とするものである。すなわち、学校という制度的枠組みの中で実施される身体活動が「体育」で、学校以外の社会一般において実施される身体活動が「スポーツ」であるとする議論であるが、城丸⁵や中条⁶らがこうした論議を展開している。この考え方に従うとすれば、学校以外の一般社会には「体育」が存在しないことになるし、学校制度が存在しなかった時代や地域にあっても存在しないということになって、こうした帰結は明らかに事実と反していると言えるだろう⁷。

本来、「体育」とは「身体教育」の略語であって、その概念的基盤は限定詞の「身体」ではなく基底詞の「教育」にある。身体論を中心として展開されてきた従来の日本の体育論に対し、佐藤（1993）は、まず、基底詞である教育の概

¹ 上掲、佐藤臣彦（1991）、3頁。

² 川村英男（1997, 1959）『改訂体育原理』杏林書院、11-12頁。

³ 同上、27頁。

⁴ 上掲、佐藤臣彦（1991）、3頁。

⁵ 城丸章夫（1982）『体育と人間形成』青木書店、10頁。

⁶ 中条一雄（1981）『たかがスポーツ』朝日新聞社、281頁。

⁷ 同上。

念内容を明らかにすることが体育概念の明証化につながるとして彼の体育論を展開した。

彼によれば、教育は「関係性」を本質とする関係概念であるとして、“ $E = f(a, b, c | P)$ ” という関数による定義を提示した (E: 教育、a: 作用項、b: 被作用項、c: 媒体項、P: 目的・目標、|: 条件)。すなわち、教育とは、特定の目的・目標を条件としつつ、独立変数である「作用項a (指導者、教師などの能動者)」、「被作用項b (学習者、生徒などの受動者)」、「媒体項c (文化材、教材)」によって構成される関係様態 (従属変数) であると規定したのである¹。

この教育の関数的定義に基づきつつ、「身体」という限定詞が付加された「体育」についても、以下のような教育と類比的な定義が与えられている。すなわち：

$$PE = f(a', b', c' | P')$$

(PE: 体育、a': 作用項、b': 被作用項、c': 媒体項、P': 目的・目標、|: 条件)

という関数による規定である²。

体育が実践される場合、設定された目的・目標に基づき、さまざまな運動文化財が「媒体項」として選択されることになるが、日本における現行の学校体育を例にとれば、「スポーツ」「ダンス」「体操」「武道」などの運動文化財が「媒体項c'」として位置付いている。「ダンス」や「スポーツ」などは、もともと独自の文化形式として人類の歴史と共に発展してきたものであって、むしろ、その存在性は体育の媒体項という位置に留まるものではない。スポーツは、歴史的に見ても、体育的営為とは無関係に存在してきたのである。スポーツが体育と関わりを持つことになるのは、体育において設定された目的・目標に応じ、それが何らかの理由によって「教材」として選択された場合である。現在の日本や韓国での学校体育においては、「スポーツ」が教材として重要な位置を占めているが、こうした状況は、第2次大戦後のことに過ぎない。

さて、先の佐藤による体育の関数的定義、すなわち、「 $PE = f(a', b', c' | P')$ 」

¹ 佐藤臣彦 (2003, 1993) 『身体教育を哲学する—体育哲学叙説—』北樹出版、98頁。

² 同上、216頁。

であるが、この定義から、体育とスポーツとが同一概念ではあり得ないことを形式的に導き出すことができる。「スポーツ」は「運動文化財c'」の種概念であることからこれを「c"」と置けば、上記の定義より「PE≠c"」が簡単に導かれることになる。つまり、体育（身体教育）の関数的定義によって、「体育＝スポーツ」という等式の成り立ち得ないことが論理的に明確に示されるのである。

以上、従来のスポーツ概念をめぐる論議を、「運動論的アプローチ」「遊戯論的アプローチ」「教育論的アプローチ」それぞれについてみてきたが、いずれも、スポーツ概念を明確化するには至らなかったと言える。上に見た本項における考察でもスポーツを運動文化の種概念として位置づけたが、われわれの概念的検討の新たな基点は、「スポーツは文化である」というテーゼである。スポーツを文化として把握しようとする動向は、1980年代以降に顕著となったものであるが、次節において、「スポーツ文化論」について検討することとしたい。

第二節 スポーツ文化論の検討

前節において、スポーツ概念に対する「運動論的アプローチ」「遊戯論的アプローチ」「教育論的アプローチ」それぞれについてみてきたが、いずれも概念論の有効性を持つものとは言えなかった。本節では「スポーツは文化である」というテーゼについて検討するが、この概念的アプローチのスポーツ倫理学にとっての意義は、後述するように、スポーツ倫理の問題をスポーツ内在的な立場から遂行する上での理論的根拠を提供しうる点にある。

これまでの「スポーツ倫理学」は、主として応用倫理学の方法論を援用することで、その研究推進が図られてきた。応用倫理学とは、倫理の原理的探究よりも既存の倫理的知識を援用することで現代社会における諸問題に対応しようとする研究志向を持つが、スポーツ倫理学もこうした応用倫理学の一つとして専門性の確立を目指してきたと言える。従って、その研究の方向性は、「スポーツ倫理とはなにか」「スポーツ倫理学の専門性とは何か」といった原理的探究というより、まず、スポーツ界におこっているさまざまな倫理的問題について既存の理論を外在的に適用するという手法が主流をなしてきたと言える。

以下に試みるスポーツ文化論の概念的定立は、従来のこうした外在的方法論ではなく、スポーツ倫理の問題をスポーツ概念そのものに内在する問題として取り扱う理論的根拠を提示してくれることになるはずである。

第一項 スポーツと文化

スポーツを文化概念として理解しようとする試みは、興味深いことに、「スポーツ倫理学」の場合と同様、1980年前後に始まっている。スポーツ学・運動学分野のデータ・ベースであるSPORT Discus (EBSCO) によって「スポーツ」と「文化」とのクロス検索をかけてみると、該当する研究文献は、少数の例外はあるものの、ほぼ1980年代以降に集中して見いだすことができる。このことか

ら、「スポーツ文化論」が台頭してくるのは1980年前後のことと言えるだろう。

このように、「スポーツ＝文化」という等式が注目され始めるのは、比較的、近年のことと言えるが、それ以前には、スポーツを文化であるとするに大きな抵抗が存在していた。ドイツのスポーツ教育学者、グルーペは、その著『文化としてのスポーツ』¹において、そうして事情について述べている。

彼は、「スポーツと文化の関係は、ほんの数十年前までは相いれないもの」であって、「厳密に言えば両者は無関係であった」と述べつつ²、ドイツにおいては、「文化は規範として理解されて」おり、「それは教養であり、教養人の身分証明でありレッテル」であって、「上質の演劇、一流の文学、クラシック音楽、クラシック美術、つまり『もっと高尚な文化』と同義語」であって、「自分（文化）の機能を教養人と非教養人を区別することと心得ていた」（括弧内引用者）と言う³。

こうした文化理解からすれば、「スポーツは文化とは何ら関係がなかった」⁴ということにならざるを得ないだろう。そして、今日でも、多くの人たちにとって、「彼らはたぶんスポーツなどなければ喜ぶだろう、競技場での騒がしい叫び声、サッカーの応援、テレビの余計なスポーツ中継、酔ったファン同士の殴り合い、そのもろもろのことを本気で文化と結びつける気にはなれないだろう」⁵と述べて、「スポーツ＝文化」という等式に疑問を持つ人々が、今日なお数多く存在していることを指摘している。

また、グルーペは、多くのスポーツ支持者が「スポーツが文化的社会的に認められたことを表すまったく特別なしるしが、結局のところは、スポーツが学問的な考察や大学の研究の対象になったかどうか」によると考えてきたのに対し、当の大学は、長い間、「スポーツを苦手」とし、「スポーツの何が本当に研究に値する問題になり得るのか」あるいは「そもそもスポーツを『学問的価値のある』ものと思っていなかったか」の理由で、スポーツを科学的に研究するための態勢を取ってこなかった事情についても述べている⁶。

このように、ごく最近まで、スポーツを文化として理解することについて、

¹ オモー・グルーペ（永島惇正・岡出美則・市場俊之共訳：1997）『文化としてのスポーツ』ベースボール・マガジン社。

² 同上、13頁。

³ 同上、15頁。

⁴ 同上、16頁。

⁵ 同上、30頁。

⁶ 同上、26頁。

大きな抵抗が存在していたのであり、菅原もまた、「近代におけるスポーツが身体活動の性格を強調したのに対して、文化において知的・精神的活動が重視され、近代の文化概念がそのような価値を実現する営みを文化として規定してきた」が故に、スポーツを文化としての位置づけることが出来なかったと述べている¹。グルーペが言うように、今日なお、「スポーツ＝非文化」とする理解が払拭し切れているとは言い切れないのである。

また彼は、「最近、多くの人たちがスポーツ固有の文化性について語っている」が、「スポーツは本当に文化の一部なのか、スポーツを『文化財』と呼んでいいのだろうか。このことについてはたくさんの国で長い論議があった」とし、「スポーツが文化生活の一部であることには、もはや反論の余地がないとしても、この議論は今なお終わっていない」ことを認めたとうえで、「このことはスポーツの変化だけに関わったことではなく、文化概念の変遷とも結びついている」と指摘する²。つまり、「スポーツは文化であるのか」という問題は、文化そのものをどのように理解するかによって大きく影響されることになるのである。

グルーペは、「1960年代に至るまで有効だった規範的な文化理解に代わって」今日では、「すべてが文化になり、したがって文化は一定の生活領域ならびにその特殊性を表す一種のおおまかな方向づけの尺度であることにより、スポーツも文化の一部、ないしは文化的な（日常）生活の一部」になったと述べているが³、いわば、文化概念の拡大化という変化が、結果的にスポーツを文化として位置づけることになったと言うのである。一方で彼は、「もしすべてが文化であるのなら、（中略）価値のあるスポーツと価値の少ないスポーツをどう区別できようか、それができる基準はどこに見いだされようか」⁴という問題が生じてきていることについても指摘している。

こうした文化を価値論的に捉える立場は強固であって、佐藤は、こうした「さまざまな文化財を価値の高いものから低いものに至る一元的序列化によって評価を下そうとする」立場を「価値階層論的」文化論と命名したうえで、こうした価値階層論的文化論に基づくかぎり、スポーツを文化として正当に評価することは困難なことになってこざるを得ないと指摘する⁵。次項では、こうしたス

¹ 菅原禮（1984）『スポーツ社会学講座1—スポーツ社会学の基礎理論』不味堂出版、89頁。

² 上掲書、オモー・グルーペ（1997）、6-7頁。

³ 同上、30頁。

⁴ 同上、42-43頁。

⁵ 上掲、佐藤臣彦（1991）、6頁。

スポーツへの価値階層論的アプローチについて検討してみよう。

第二項 スポーツへの価値階層論的アプローチ

スポーツと文化との関係を暗示する身近な事例を、現在の学校教育の場で見ることができる。現代における学校でのクラブ活動（部活動）は、日本でも韓国でも、運動（スポーツ）部と文化部に二分され、あたかも「運動（スポーツ）」が「文化」¹とは別種であるかのような類型化がなされている。こうした分類法のもとでは、「運動」はあたかも「文化」から排除されているかのようであって、その結果、「運動（スポーツ）部」では、専ら、「身体を鍛えること」に専念し、高尚な（価値の高い）「文化」とは無縁であるかのような印象をもたれかねない状況にある。

さらに具体例として、韓国に伝わる事例をあげてみよう。韓国において、テニスは19世紀末、朝鮮時代に紹介されて普及していった。第26代王の高宗（1852-1919）が英国大使館を訪問した時、たまたま汗を流しながらテニスをしている外国人たちを見て、英国大使に対し、「汗を流すあのような辛い仕事を下人にさせず、どうして貴賓たちがおこなっているのですか」と尋ねたという。高宗にとって、汗を流しながらからだを動かす「テニス」は、「からだを使う」という一点において、即、低級な労働とみなすほかはなかったのである。

こうした価値観に基づくなら、身体的運動を本質属性とするスポーツは「文化的価値」が低いということにならざるを得ない。イギリスのスポーツ哲学者、アーノルドもまた、概略、以下のような主張を展開している²。すなわち、スポーツは、ようやくその文化的価値を認知されつつあるが、現状では、他の文化財に較べればまだまだ不当に低い評価しか与えられていない、スポーツには、「人格形成」「道徳的陶冶」「健康」「社会福祉」等々において、他の文化財に求められないような有益・有効な価値がさまざまにあるのだから、研究者はそれらの諸価値を明らかにしていくとともに、さらなる新たな価値の発見に努める

¹ 韓国において、運動部ではない他の部（クラブ活動）の呼び方（たとえば、文芸部）は、地域によって若干相違している。

² Arnold, P. J. (1989) Democracy, education, and sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 16 : 100-110.

必要がある、そうすればスポーツの評価が上がってより高い社会的認知を獲得できることになるだろう¹。

こうしたスポーツ理解は、暗黙裏にスポーツの文化的価値の低さを前提として認め、スポーツに関わる価値をできる限り数え上げることで序列的順位の向上を図ろうとするもので、価値階層論的スポーツ文化論の典型例と言える。先に言及したグルーペも、1950年代以降、「スポーツ自体の価値を高めるために、スポーツ界自体が学問的な評価を勝ち取ることにとりかかった」²と指摘しているが、「スポーツは芸術よりその価値が低い」、あるいは「スポーツは頭を上手く使わない人の仕事」などなどといった考え方は、今なお、根強く残っていて、払拭し切れてはいないと言えるだろう。

人類は過去の長い間、身体を精神よりも劣るものとして軽視しつづけてきた。まだ確たる文明を築いていなかった古代社会においては、身体は「優勝劣敗」という生存競争の原則の中で重要性を持っていたが、しかし、文明社会を築く過程において、身体的価値以上に精神的価値、すなわち「思考すること」を重視するようになった。玉木（2003）は、古代の哲学者（たとえば、ソクラテス、アリストテレス、釈迦、孔子など）や宗教者（キリスト）、さらに近代の思想家（デカルト「我思う、ゆえに我あり」、パスカル「人間は考える葦である」）を例に挙げながら、こうした流れによって「思考（精神）」がより重要視されるに至ったと述べている³。また、稲垣（2002）は、キリスト教による影響のもと、身体があらゆる罪の源ということになり、こうした絶対的身体蔑視思想を基盤とすることで「崇高なる精神」という考え方が生まれてきたと述べている⁴。

身体が低級であれば、それを本質属性とするスポーツもまた、当然のことながら価値が低いとみなされることになるだろう。このように、「スポーツ」を文化として捉えようとするとき、他の文化と比べてその価値の高低を云々する価値階層論的な見方は、未だに根強く残っているとと言えるのである。こうしたスポーツ理解にとどまる限り、「スポーツの地位向上のため、いかに多くの価値を発見するか」といった属性論的論議に陥りがちで、「スポーツ文化」そのものに関する本質的論議に及ぶことはないだろう。佐藤は、こうした状況に対し、「価値をどれほどたくさん列挙したとしても、それはスポーツ本体に係わるよりも、

¹ 以上の要約は、上掲、佐藤臣彦（1991）、6頁に依った。

² 上掲書、オモロー・グルーペ（1997）、27頁。

³ 玉木正之（2003）『スポーツ解体新書』NHK出版、22-24頁。

⁴ 稲垣正浩（2002）『現代思想とスポーツ文化』叢文社、143-147頁。

むしろ、スポーツの使用価値、あるいは付带的価値に関する事柄であって、『スポーツとは何か』という本質論的課題に答えることには繋がってこない¹と批判するのである。

スポーツを文化概念として理解しようとする「スポーツ文化論」の試みは、従来のような「スポーツ＝身体運動」「スポーツ＝遊び」「スポーツ＝教育」といった概念的理解が陥ってきた隘路を確かに切り拓く可能性を持っているはずであるが、しかし、上に見たような価値階層論的アプローチに依る限り、スポーツ概念の本質に迫る展望は開けてこないだろう。

「スポーツは文化である」というテーゼは、概念論上、スポーツの類概念を「文化」に求めることになるが、それは「文化」の概念的把握がスポーツ概念の前提とならねばならないことを、論理上、意味している。しかし、この理論的前提が、今日、盛んに論じられるようになってきた「スポーツ文化論」にあってもないがしろにされていると言えるのである。「文化論」無き「スポーツ文化論」は、概念論上の要件を満たすことができないは論理的必然であろう。次項において、従来のスポーツ文化論に潜むこの本質的な問題点について検討する。

第三項 従来のスポーツ文化論における問題点

「スポーツ文化」という用語は、日本にあっては早くも1970年代後半に登場しているが、しかし、概念的検討については今後の課題とするにとどまっている。たとえば、1977年に「スポーツ考えるシリーズ」の第2巻として『国民スポーツ文化』と題する著書が刊行されている²。編者の一人である影山は、「はしがき」で「スポーツ文化」について次のように述べている。すなわち、「この巻で、『スポーツ文化』という新しい概念が用いられていることについても注意される必要」があり、「従来の『運動文化』や『身体文化』などとは、多少ニュアンスを異にしていることは明らかである」が、「それらと、この言葉がどのような関係にあるのか、そのことは、大部分、今後の検討にゆだねられている」と

¹ 上掲、佐藤臣彦（1991）、7頁。

² 影山健・中村敏雄・川口智久・成田十次郎編（1977）『国民スポーツ文化』（「シリーズ*スポーツを考える」第2巻）大修館書店。

して、その概念的未成熟性を指摘しているのである¹。

1981年には、『スポーツの文化論的探究』と題された著作が「体育学論叢(Ⅲ)」という副題を伴って上梓されているが²、副題からも窺われるように、本書では全体として体育学からのアプローチが顕著で、「スポーツ文化」およびその類概念である「文化」についての考察はなされていない³。

また、『スポーツという文化』(1992)⁴という直截なタイトルを持つ著書においても、スポーツの地域的特質や歴史および民族性、スポーツをめぐる新たな動向(アドベンチャー・レース、スポーツウェア、スポーツ映像など)、女性スポーツ、絵画とスポーツといった多角的観点からの興味深い考察はなされているものの、「文化」自体に関する概念的検討はなされていない。

さらに、明確に「スポーツ文化」をターゲットとしていることが窺われる『スポーツ文化を学ぶ人のために』(1999)においては、社会学者の井上俊による「文化としてのスポーツ」と題する序論がおかれているが、「スポーツ文化の形成」「スポーツの理想化とその批判」「スポーツ・遊び・芸術」といった項目について論じられているものの、「文化」自体についての考察を見ることはできない⁵。

玉木正之(1999)『スポーツとは何か』⁶においては、最終項目として「スポーツ文化」を立て、「『スポーツ文化とは何か?』を語るには、『文化とは何か?』を語らねばならない」として、概念論として正統な指摘がなされている⁷。しかし、内実を見てみると、「それは非常に難しい問題だが、ここでは、とりあえず『人生の飾り』と定義しておこう」としたうえで、「文化とは、存在しなくても生きていけるもの」であり、「しかし、存在すれば快適で心地よいもの」であって、「身体競技すなわちスポーツ」も、「生命の維持という最も根源的な『人間

¹ 上掲書、影山健・中村敏雄・川口智久・成田十次郎編(1977)、2頁。

² 近藤英男責任編集(1981)『スポーツの文化論的探究—体育学論叢(Ⅲ)』タイムス。

³ 2000年には続編となる近藤英男・稲垣正浩・高橋健夫責任編集(2000)『新世紀スポーツ文化論—体育学論叢(Ⅳ)』(タイムス)が出版されているが、「文化」自体についての検討は、やはりなされていない。

⁴ サントリー不易流行研究所編(1992)『スポーツという文化』TBSブリタニカ。

⁵ 井上俊・亀山佳明編(1999)『スポーツ文化を学ぶ人のために』世界思想社。ただ、井上が「単に既存の価値観や認知様式や感性を反映するだけでなく、よかれあしかれ新たな価値観・認識・感性などを創造し形成していく要因でもあるという面からスポーツをとらえていく視点が、もっと強調されてよい」と述べていることは、本稿とのテーマとも重なり、注目に値する指摘である。

⁶ 玉木正之(1999)『スポーツとは何か』講談社現代新書。

⁷ 同上、183頁。

の生』から見れば、… (中略) …『飾り』といえるものである」とされ¹、「文化」を「飾り」として、すなわち「属性」として把握しているにとどまり、本質論的立場からの概念検討はなされていない²。

こうした事情は、欧米の研究文献にあっても同様である。手掛かりとして、Lim, S., & Greendorfer, S. L. (1998) “The status and the current directions of sociology of sport in North America (北米におけるスポーツ社会学の学問的地位と最近の研究の動向)”³を取りあげることにするが、当該論文では、1990年から1997年までの“Sociology of Sport Journal”に掲載された論文を調査対象として研究動向を分析している。本研究では、上記論文の成果を踏まえつつ対象とする期間を2010年まで拡張し、さらに、“International Review for the Sociology of Sport” および “Journal of Sport & Social Issues” をも分析対象とすることでスポーツ文化論に関する研究に絞って研究動向を類型化してみたい⁴。

以下の「表2」は、当該期間にそれぞれの雑誌に掲載された論文数をまとめたものである。

表2. スポーツ文化論における論文数

雑誌	掲載期間	数
International Review for the Sociology of Sport	1984-2010	44
Journal of Sport & Social Issues	1993-2010	25
Sociology of Sport Journal	1990-2010	36

¹ 上掲書、玉木正之 (1999)、183頁。

² このほか、スポーツ文化論に関する著作としては、中村敏雄編 (1993～2005) 『スポーツ文化論シリーズ』14巻創文企画、杉本厚夫 (1995) 『スポーツ文化の変容』世界思想社、金芳保之・松本芳明 (1997) 『現代生活とスポーツ文化』大修館書店、鈴木守・山本理人編 (2000) 『スポーツ文化の現在 (講座現代文化としてのスポーツ)』道和書院などがあり、いずれも有益な知見を与えてくれるものの、文化概念の本質論的検討はなされていない。

³ Lim, S., & Greendorfer, S. L. (1998) The status and the current directions of sociology of sport in north America. *Journal of Korean Sociology of Sport* 9 : 1-24.

⁴ 上記の Lim, S., & Greendorfer, S. L. (1998) においても、この二つの雑誌について言及されているが、分析対象を“Sociology of Sport Journal”に限定したのは、それが最初の論文集のであるためとしている (ibid., Lim, S., & Greendorfer, S. L. (1998), p.7参照)。

Limほかは“Sociology of Sport Journal (以下、SSJ)”における研究の動向を以下の四つに分類している。すなわち、①スポーツとサブカルチャー (sport and subculture)、②スポーツとジェンダー (sport and gender)、③スポーツと人種、民族性、差別 (sport and race, ethnicity, and discrimination)、④スポーツとマスメディア (sport and mass media) である。本稿においては、この類型化に基づきながら、①に該当する「文化論」に焦点を絞り、「表3」に提示した論文を対象として一覧にまとめたものが、以下の「表3」である。

表3. スポーツ文化論に関する研究論文

Journal of Sport & Social Issues	
Globalization and sport (Harvey, J., Rail, G., & Thibault, L.)	1996, 20(3) : pp.258-277.
Beyond a boundry? Sport, transnational advertising and remagining of national culture (Silk, M., & Andrews, D. L.)	2001, 25(2) : pp.180-201.
Coming to terms with culture studies (Andrews, D. L.)	2002, 26(1) : pp.110-117.
International Review for the Sociology of Sport	
The sports scence and the pop scence: A comparative structural-functional analysis (Tollendeer, J.)	1986, 21(2/3) : pp.229-238.
Ethnicity, identity, and sport: The persistence of power (Cheska, A. T.)	1988, 23(2) : pp.85-95.
Sociology of sport and humor (Snyder, E. E.)	1991, 26(2) : pp.119-132.
Bodies, sportscultures and societies: A critical review of some theories in the sociology of the body (Maguire, J.)	1993, 28(1) : pp.33-52.
Geographies of gender, sexuality and race: reframing the focus on space in sport sociology (Van Ingen, C.)	2003, 38(2) : pp.201-216.
Sport and the repudiation of the global (Rowe, D.)	2003, 38(3) :

	pp.281-294.
Sociology of Sport Journal	
Sport and hegemony: On the construction of the dominant culture (Whitson, D.)	1984, 1(1) : pp.64-78.
Knowledge structures in sport and physical education (Sparks, R. E. C.)	1985, 2(1) : pp.1-8.
Suited up and stripped down: Perspectives for sociocultural sport studies (Harris, J. C.)	1989, 6(4) : pp.335-347.
From old boys to men and women of the corporation: The americanization and commandification of australian sport (McKay, J., & Miller, T.)	1991, 8(1) : pp.86-94.
Homogenization, americanization, and creolization of sport: Varieties of globalization (Houlihan, B.)	1994, 11(4) : pp.356-375.
Toward and anthropological analysis of new sport cultures: The case of whiz sports in france (Midol, N., & Broyer, G.)	1995, 12(2) : pp.204-212.
Christian athletes and the culture of elite sport: Dilemmas and solutions (Stevenson, C. L.)	1997, 14(3) : pp. 241-262.

全105編の論文のうち、「スポーツとサブカルチャー」の類型に属し、主に文化論について扱っている論文は上記の「表3」とおりであるが、これらのうち、スポーツ文化の本質についての理論的展開を試みている論文は存在していない。

また、1990年以降では、スポーツが経済や社会に大きな影響を及ぼす一つの経済学的コンテンツとして取り扱われている。つまり、経済や社会全般に対するスポーツの影響が注目され始め、スポーツを活用して利益を求める社会的現状についての分析や、新たに誕生した文化コンテンツとしての他の文化との関係性についての研究が重ねられている。例を挙げると、社会要素と政治的領域におけるスポーツ活動についての研究 (Krawczyk, Z., 1992; Porro, N., 1995; Silk, M., & Andrews, D., 2006)、スポーツが都市イメージに及ぼす影響についての研究 (Rowe, D., & McGuirk, P., 1999)、LPGAでの韓国の女性選手についての性役割とスポーツについての研究 (Shin, E., & Nam, E., 2004)、映画に現れるスポーツが社会に及ぼす影響についての研究 (Rowe, D., 1992;

Kusz, K., 2001)、さまざまな国においてスポーツ文化が青少年や女性教育などに及ぼす影響についての研究、などである。

Limほか（1998）による分類における「スポーツとジェンダー（sport and gender）」、「スポーツと人種、民族性、差別（sport and race, ethnicity, and discrimination）」、「スポーツとマスメディア（sport and mass media）」に属する研究は、「表3」の16編以外の論文ということになるが、これらにあっても「スポーツ文化とは何か」についての原理的な研究は存在していない。

一方、1990年以前の研究においては、スポーツ文化自体についてどのように把握するか、あるいはスポーツが持っている属性について把握しようとする研究が存在する。この観点から以下の二つの論文について検討しておく¹。

まず、Harris（1989）の“Suited up and stripped down: Perspectives for sociocultural sport Studies”であるが、彼はスポーツ文化を上下の方向性をもって分析した。スポーツ現象が多様性をもって立ち現れている現状を踏まえ、社会文化的な側面から幅広い（perspective）観点からのアプローチの必要性について述べたうえで、そのアプローチを「アップ」と「ダウン」という二つの方向性で論じている。「レベルアップ、suited up level」とは、スポーツの経験的およびドラマチック的な表現の意味についての検討であり、「レベルダウン、stripped down level」とは、裸にされたスポーツの構造を経済的および政治的な現象との関係性についての検討である。要するに、レベルアップとはスポーツ状況におけるムーブメントやパフォーマンスの劇的な瞬間および美的な要素について語り、レベルダウンとは既存の形成された他の文化領域との関係性を把握するためのスポーツ内部的な構造の把握を意味している。たとえば、文学や映画、広告やマーケティングといった既存の社会文化領域に対しスポーツをどのように活用できるかといったことである。

このようにHarrisの文化論的論議は、スポーツ自体を二つの方向で把握しようとする試みであるが、スポーツを構成する文化的な構造要素の把握というより、既存の諸議論を列記したうえで後続研究の必要性の要求にとどまっており、要するにスポーツの社会文化的な（sociocultural）な把握の必要性を主張したにすぎないといえよう。

次に、Sparks（1985）の“Knowledge structures in sport and physical education”についてみてみよう。彼は、実証主義と合理主義の傾向に起因する

¹ 二つの論文は、「表3」に提示した論文から選ばれたものである。

知識の共通性に反対する。彼の主張は、「知識とは、社交界においての意味、価値、そして構造的な現実性を生産し再生する傾向の構造的な人間行為である (knowledge is a constitutive human practice that tends to produce and reproduce the meanings, values, and structural realities of the social world in which it occurs)」¹としたうえで、スポーツと体育についての研究と社会的な構造との関連を、知識の構造の共有から模索しようと試みている。

知識とは一般的に、認識すること、あるいはある事柄などについて知っている内容を意味しているが、彼は知識の根拠を人間行動であるとの前提を設定し、人間行動の発現である体育及びスポーツにおける行為を知識から理解しようとする。このことは、スポーツについて、それがすでに形成されているものとみなし、それを「知識」を通して理解しようとする外から把握しようとする試みであって、「スポーツ文化とは何か」という本質論的な議論とは言えない。

以上、スポーツに対する文化論的アプローチについてみてきたが、検索対象となった諸論文にあっては、いずれも「スポーツ文化とは何か」という本質論的問いに対するに明確な答えを見いだすことはできなかった。これらの論文では、「スポーツ文化」を時代の要求によって自然発生的に出来上がったものとして無前提的に認め、利益創出的なコンテンツとして社会的な意味や経済的な活用度を探ったり、スポーツから生み出された下部文化について把握しようとする動向が主要なテーマとなっており、スポーツにおける文化的本質をあきらかにしようとするものではなかったと言える。

すでに述べたように、スポーツ文化の概念的本質は、基底詞である「文化」に関わっている。「スポーツは文化である」というテーゼは、概念論上、文化の概念的把握が前提とならねばならないのである。次節では、この問題に自覚的に取り組んでいる佐藤の「スポーツ構造論」を取り上げ、スポーツ文化の本質について検討してみることにしたい。

¹ Sparks, R. E. C. (1985) Knowledge structures in sport and physical education. *Sociology of Sport Journal* 2(1) : 1-8.

第三節 文化概念とスポーツ構造論

第一項 文化の概念的検討

スポーツ文化の類概念である「文化」について、まずは『広辞苑』による辞書的定義を見てみると、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む」として「自然」に対立する用語として規定されている¹。この規定では、スポーツなどの身体運動文化については触れられていないが、要するに、「文化」とは「自然」を素材としつつもそれに手を加えることで新たな様相において作り上げられた「人為的所産」の総体ということになる。

このような「文化」の規定は、英語の‘culture’やドイツ語の‘Kultur’の訳語として機能するものであるが、これらの西欧語は、ラテン語の‘colere(耕す)’から派生した言葉で、原義として、「耕す」「培養する」「洗練したものにする」といった意味を有している。つまり、「文化」とは、「荒れ地を耕して農地へと作り変える」ように、人間が「自然」を改変して自分たちの生活様式を支えるために作り上げた「物質的・精神的財貨の総体」であると言えよう。

こうした文化概念は、イギリスの人類学者、エドワード・タイラーによる「知識、信仰、芸術、道徳、法律、慣行、その他、人が社会の成員として獲得した能力や習慣を含むところの複合された総体」²という規定に端を発する広義のものであると言えるが、こうした文化理解に基づけば、ひとまず、「スポーツ」もまた人間によって作り出された人為的所産のひとつとして、すなわち「文化」のひとつとして捉えることができる。しかし、このレベルに留まるのであれば、すでにグルーペが指摘していたように、「すべてが文化であれば、スポーツも文

¹ 新村出編(2008)『広辞苑(第六版)』岩波書店、2506頁。なお、ここでの語義は、“culture”の訳語としてのそれであるが、その外に、①文徳で民を教化すること、②世の中が開けて生活が便利になること。文明開化、という規定が提示されている。

² Taylor, E. B. (2007, 1871) Primitive culture: Researches into the development of mythology, philosophy, religion, language, art and custom. Kessinger Pub., p.1.

化の一部」であるということにすぎず¹、広義の「輪郭のはっきりしない文化概念という柔らかい布地が、いまやすべてをおおっている」ので、「スポーツにとってもまた自らを計るあの尺度の一部がなくなって」しまうことにも繋がるだろう²。つまり、文化概念を広義にとってスポーツをそこに位置づけたとしても、それだけに留まるのであれば、「スポーツ文化の本質的理解」という課題に迫ることはできないのである。

独自のスポーツ文化論を展開している佐藤は、「スポーツにおける文化性の哲学的考察」(2010)において、「人為的所産の総体」という規定では文化理解としては不十分であるとしつつ、「『スポーツは文化である』というテーゼについて考える場合、まずは、スポーツの類概念として提示されている『文化』について考えてみる必要」があり、「『文化とは何か』という問いに答えることなしに、この命題を展開することはできない」³と指摘する。

彼は、この論稿に先立つ『身体教育を哲学する』(1993)において、ドイツの哲学者、ジンメル (Georg Simmel: 1858~1918) に拠りつつ、文化論を展開しているが、『現代文化の葛藤』から次の箇所を引用している⁴。

生 (Das Leben) がたんなる動物的なものを越え出て精神の段階に進み、そして精神がこんどは文化 (Kultur) の段階にまで進むや否や、精神のなかに一つの内部的対立があらわれ、この対立の展開、和解、また新たな発生が文化の全道程を形づくることになる。つまり、生の創造的運動である構成体 (Gebilde) を生み出すとき、われわれは明らかに文化について語っているのであって、(中略) そういう諸構成体とは、たとえば社会的諸制度や芸術作品、宗教や科学的認識、技術や民法、その他あれこれのことである⁵。

¹ 上掲書、オモロー・グルーペ (1997)、30頁。

² 同上、42頁。

³ 佐藤臣彦 (2010) 「スポーツにおける文化性の哲学的考察」『2010 Philosophical Exploration of Sport and Dance, Korea』16頁。

⁴ 上掲書、佐藤臣彦 (2003, 1993)、123頁より。

⁵ ジンメル (生松敬三訳: 1976) 『現代文化の葛藤 (『ジンメル著作集』第六卷所収)』白水社、239頁。

佐藤は、この引用に続き、さらにジンメルに基づきながら「その他あれこれのこと」の中には、「経済的諸力」や「生産形式」が含まれるとし、「要するに、ジンメルのいう『文化』とは、経済的範疇に属するものから観念的・精神的範疇に属するものに至る、人間経験（人為）の創り上げてきた構成体の全体」であると、ひとまず、まとめている¹。

こうした文化理解は、先に触れたタイラーによる文化規定とそんなに変わらないように思われるが、佐藤はジンメルにおける文化概念について、さらに「この人為的構成体としての文化の文化たる所以は、『おのれを生んだ魂からも、おのれを受け入れあるいは拒む他のそれぞれの魂からも独立して、それ特有の自立性（Selbstständigkeit）のなかで実在しつづける』点に求められる」としたうえで²、先の引用文において文化の一つとされていた「社会的諸制度」を例に、ジンメルにおける文化概念の本質について以下のように述べている。

（ジンメルの言う）社会制度とは、「諸個人間の相互作用」という非実体的な関数である「社会」が、「永続的な構造や独立の構成体に結晶したもの」なのであった。そして、その制度が成立するに至るメカニズムについて、ジンメルは、「諸個人の内部にある社会的要素が合流して『社会』という特別の構成体を形成し、この構成体が独自の制度や機関を持つようになり、これらの制度や機関が要求や権力を帯びて、個人に対してあたかも反対党のような顔で向かって来る」と述べているが、この記述は、「社会制度」が、まさにマルクスのいう「疎外」の介在によって成立する「疎外態」である、といているに等しい（括弧内、引用者）³。

つまり、佐藤は、ジンメルの文化概念の本質が「疎外態」にあると看破するのであるが、その「疎外」とは「人間自身がつくり出した事物・事象でありな

¹ 上掲書、佐藤臣彦（2003, 1993）、124頁。

² 同上。なお、ジンメルからの引用は、ジンメル（円子修平、大久保健治共訳：1976）『文化の哲学（『ジンメル著作集』第七巻所収）』白水社、253頁に拠る。

³ 上掲書、佐藤臣彦（2003, 1993）、125頁参照。引用文のドイツ語は省略した。なお、ここでのジンメルからの引用は、ジンメル（清水幾太郎訳：1979）『社会学の根本問題』岩波文庫、22頁、93頁からのものである。

がら、いつしかそれが人間から独立した客体物と化し、本来、主体であるべきはずの人間を逆に支配するに至る関係構造¹を指す事態であるとする。さらに「法律」を典型例としてあげながら、「『疎外』とは、人間主体による自らの制作物の『外化、Entäußerung』、およびこの外化された人為的制作物による人間の『支配』あるいは『拘束』という二重の関係構造をいう」として、「総じて『文化』とは『疎外態』の別名でもあって、われわれの人為が創り出したものでありながら外化され形象化されて『自存性』を獲得し、われわれを逆に支配し拘束するに至ってしまったものの総体にほかならない」と述べて²、「文化＝疎外態」という等式を導くのである。

こうした文化概念は、「物質的・精神的財貨の総体」といった静的な規定ではなく、人間自身とその客体的所産との力動的関係性において理解しようとするもので、「スポーツ文化」の概念的理解にとっても大きな示唆を与えてくれると言えるが、この「文化＝疎外態」という等式に基づくならば、「スポーツは文化である」というテーゼは、スポーツもまた「疎外態」であることを意味することになる。つまり、スポーツは、それを作り上げた人間主体から外化され、それ自体で自立した構成体をなしているということに、論理上、ならざるを得ないのである。従来のスポーツ理解では、それを身体運動とみなすにしても遊戯として把握するにしても、基本的には人間個人に付帯するものとみなされてきたと言える。しかし、「スポーツ＝文化＝疎外態」という等式に基づくならば、スポーツが一人ひとりの具体的な人間から離れて存在する「自立した構成体」であるということになる。こうしたスポーツ理解は、従来の試みとは大きく異なっているが、具体的にはどのようなことなのだろうか。次項において、さらに検討を進めることにしたい。

第二項 文化（疎外態）概念としてのスポーツ

通常、われわれはスポーツを目の前で展開されるゲーム（試合）として見ている。そこでは、目に見える形で選手一人ひとりによるパフォーマンスが展開

¹ 上掲書、佐藤臣彦（2003, 1993）、125頁。

² 同上、125-126頁。

されており、われわれはそうしたパフォーマンスを視覚映像として捉えながら、「野球の試合だ」「サッカーの試合だ」などと思いなしている。

これらの試合（ゲーム）は、一回一回、すべて異なる経過をたどり、全く同じ展開が生起することはない。しかし、野球というゲームについての知識があれば、どこでおこなわれようと、どんなに異なる試合展開がなされようとも、野球を野球として認知することができる。こうした事情は、サッカーであろうとバスケットボールと、その他どんなスポーツ種目であろうと同じである。つまり、二度と同じ展開がなされなくとも、われわれはそれを野球である、あるいはサッカーである、などと特定することができるのであるが、それはなぜなのだろうか。

佐藤は、目の前で展開される個々のゲームを「スポーツ現象」と名づけたうえで、どんな種目にせよ、スポーツ現象は、一回一回、異なる経過をたどることになるがゆえに「一回性」にこそ本質があるとする。われわれがスタジアムやアリーナ、あるいはテレビなどを通して目にしているスポーツは、佐藤に抛れば「スポーツ現象」という概念レベルでのことになるのである。

しかし、目に見える現象としていかに個別的であっても、われわれは野球をサッカーと見誤ることはないし、サッカーを野球と見誤ることもない。すでに見たように、野球やサッカーの根拠を「身体運動」そのものに求めることができなないのであれば¹、われわれはなにをもって野球でありサッカーであると判断していることになるのだろうか。論理上、何か判断の根拠となる枠組みが存在していなければならぬはずである。

前項において検討した文化概念の本質、すなわち、「疎外という機序を内在させた自立的な存在性」という特質を考慮するなら、最も合理的な説明は、それぞれのスポーツ種目には、個々のスポーツ選手を超えて、他の種目と混同されることのない独自の自立的構造が存在する、とみなすことである。佐藤は、レヴィ＝ストロースの「構造」概念に基づきながら²、そうした自立的な構造に

¹ 野球という種目を構成している目に見える「バッティング」「ピッチング」「スローイング」などの身体運動を「野球」と同一視することはできないし、同様に、サッカーにおける「キック」「ドリブル」「トラップ」といった身体運動そのものを「サッカー」と同一視することはできない。

² 佐藤は、上掲書（2003, 1993）、27-29頁においても、レヴィ＝ストロースの「構造」概念を、体育概念の「同一的で普遍的な意味」を見いだすための方法概念として援用している。レヴィ＝ストロースは、われわれが目にする多様な文化事象を表層面の現象とし、

「スポーツ構造」という名辞を与え、多様で一回性的な「スポーツ現象」が繰り返し生成する根拠、あるいは「仕組み」であるとしている¹。

彼は、こうした考えを、「自然現象」と「自然法則」の関係からのアナロジーによって導いている²。さまざまな自然現象がどんなに多様に生じ来たろうとも、実のところ、目には見えない自然法則に基づき、一定の規則性のもとで生起している。科学者が目指すところは、われわれの肉眼が捉えている多様な自然現象が、肉眼では捉えられないいかなる仕組みに基づいて生じているのか、それを「法則」として定式化することにある。つまり、科学者の役割は、可視的で多様な現象から不可視的で一義的な法則を発見するところにあると言えるのである。

佐藤は、「可視的な自然現象は不可視的な自然法則にもとづいて生起する」という図式は、可視的なスポーツ現象と不可視的なスポーツ構造との関係においても成立する、と考える。一回一回すべて異なる試合展開となっても、野球が野球であり続けるのは、野球をそのようなゲームとして現象させる仕組み、すなわち不可視のスポーツ構造に基づくことで可能となる。その意味で、スポーツ構造は、スポーツ現象にとってまさに法則的意義を持つとされるのである³。

ただ、佐藤がこのアナロジーにおいて、「スポーツ法則」ではなく「スポーツ構造」という用語を用いていることについては、スポーツが「自然」に発生するものではなく、あくまでも人間によって人為的に創り上げられた文化であるという点に求められよう。自然的事象であれば、人為によって改変することは不可能である。自然法則を、われわれは任意に変更することはできないのである。しかし、文化的事象の場合はこれとは異なり、人為によって改変することができる。例えば「法律」の場合、一旦、成立し施行されれば、われわれはそれに従わなければならないが、しかし、その法律に不備があったり問題点が生じたりした場合には、われわれは所定の手続きを踏んでその法律を改定することができるのである。

佐藤が依拠しているレヴィ＝ストロースの構造概念は、レヴィ＝ストロース自身が述べているように、ソシュールやトルベッコイ、ヤーコブソン、バンヴ

それらの文化の根底には目には見えない「構造」が潜在しており、その深層構造を明らかにすることが「人類学」の学問的課題であるとする。

¹ 上掲、佐藤臣彦 (1991)、8頁。また、上掲、佐藤臣彦 (2010)、20頁。

² 上掲、佐藤臣彦 (1991)、8頁。

³ 同上。

エニストたちが展開した「構造言語学」における構造概念に基づくものである¹。例えば、日本語と英語を単純に併置した場合、表面上、音声の組み合わせ方、語同士の結びつき、語の持つ意味領域などはまったく異なっており、直接的には互いの理解は成り立たない。しかし、これら表層での現象を深層で支えている「文法」というレベルにおいて分析すれば²、両言語に共通する「仕組み」を見いだすことができ、それを介在させれば相互理解が可能になる。こうした深層に潜在する仕組みが「構造」と名づけられ³、「構造言語学」という名称の由来となっている。

文化の重要な基盤をなす言語は、時と処によって、極めて多彩な形態を持っており、自然法則のような単一性を持たない。しかし、一旦、成立した言語は、当該の言語圏に生きる人々にとっては、それに従わなければならない拘束性を持つことになる。つまり、「疎外態」として立ち現れるのである。レヴィ＝ストロースも「ソシユールの原理にしたがって、ある音の集まりがある対象を指す理由はア・プリオリ (a priori) には少しもないことを認めるにしても、ひとたび採用されたこれらの音の集まりが、それらと結ばれることになった意味内容に特殊なニュアンスを与えること」になり、「言語記号の恣意性は仮のものに過ぎない。記号がひとたび作られたとなると、… (中略) …記号の性向ははっきりしたものになる」と述べて、言語の疎外性に言及している⁴。

このように、文化人類学や言語学における構造概念は、人間の文化が時と処によって異なる「恣意性」に基づく文化や言語を深層において支え、表層での現象に法則的秩序を付与する「仕組み」であるということが出来る。文化（および言語）におけるこの「恣意性」という契機が、文化的事象と自然的事象を分ける区分原理であるが、文化事象におけるこうした不可視の深層構造が存在するからこそ、「自然現象—自然法則」関係と同様、われわれの文化や言語が、繰り返し再現されたり、再生産されたりすることが可能となるのである。このことは、佐藤の「スポーツ現象—スポーツ構造」という概念設定にもそのまま

¹ クロード・レヴィ＝ストロース、ディディエ・エリボン（竹内信夫訳：1991）『遠近の回想』みすず書房、131頁。

² ソシユール自身は、このレベルの言葉を「ラング」と名づけ、個々人の言語行使のレベルである「パロール」と区別した。ソシユール（小林英夫訳：1972）『一般言語学講義』岩波書店、33-34頁。

³ 丸山圭三郎編（1985）『ソシユール小事典』大修館書店、65頁。

⁴ クロード・レヴィ＝ストロース（生松敬三ほか訳：1972）『構造人類学』みすず書房、104-106頁。

妥当する。

このように、スポーツ構造は、目に見える表層でのスポーツ現象を繰り返し再現することを可能にする深層での仕組みであり、自然現象に対する自然法則がそうであるように、不可視ではあるが実在していると見なさなければならない。佐藤は、この「スポーツ構造」概念の方法的意義について、①スポーツにおける「一回性」という規定に伴う方法論上の難問を一掃して構造論的な研究対象を明確化できること、②スポーツの音楽、演劇、舞踊などと異なる文化的特性を明らかにする展望が開けること、③スポーツの時代や地域による差異を明らかにする比較文化論的研究のための理論枠組みとして機能させること、の3点を挙げている¹。こうした研究方略を可能にするスポーツ構造という概念は、スポーツ研究のための明確な対象性を与えていると評価できるだろう。

以上見てきたように、「文化＝疎外態」というテーゼは、「スポーツ構造」という概念を設定することで、スポーツ文化にもそのまま妥当することになる。このスポーツ構造は、「疎外態」である以上何らかの人間能力が外化されたものと見なさなければならない。佐藤は、スポーツ構造には、人間のもつ諸能力、すなわち、知性、感性、身体性の全てが外化されているとし、それぞれを「身体的契機」「知的契機」「感性的契機」と名づけている²。そして、スポーツ構造におけるこれらの契機は、ちょうど人間の身体が、おのおの独立した構造・機能体である多くの器官から構成されながら、それらの相互作用によって身体全体のシステム性を維持しているのに類似して、構成契機としての独自性を保ちながらも相互に規定しあう複合的なシステムを形成している、と述べている³。

次項において、これら三契機とその複合性について具体的にみることにしよう。

第三項 スポーツ構造における三契機とその複合性

【身体的契機】

¹ 上掲、佐藤臣彦（1991）、8頁。

² 同上、および、上掲、佐藤臣彦（2010）、20頁。

³ 上掲、佐藤臣彦（2010）、20頁。

まず、身体的契機からみてみよう。注意すべきは、「スポーツ構造」における身体的契機であるので、あくまでも個々人からは独立した「疎外態」であると言うことを前提にしなければならない、ということである。つまり、通常、スポーツ・パフォーマンスについて検討する際、必ず言及されることになる個々人が有する筋力とか持久力といった身体諸能力は、「スポーツ構造論」にあつては考察の対象にならないのである。

結論的にいえば、それは「運動形式、movement form」ということになる。ここでの「形式」概念は、カッシーラーの「人為的事物の構成を規定する法則」¹という規定に基づくもので、例えば、俳句という短詩は「5・7・5」という音節を基盤とすることで繰り返し産生されることが可能になるが、この俳句を俳句たらしめる「5・7・5」という音節がここでの「形式」ということである。

佐藤は、鉄棒の技である「蹴上がり、kick」を例として「運動形式」を次のように説明している。すなわち、「われわれは『蹴上がり』に伴う一連の運動過程を明確にイメージすることができ、そのイメージに基づきながら自ら実践したり他者を指導したりすることになる。『蹴上がり』は、個々人の運動技能である前に、シンボル変換されたイメージとして形式化されており、その形式に基づくことで、われわれは『蹴上がり』を繰り返し現実のものとして構成することが可能となる」²というのである。

さらに佐藤は、運動形式について、陸上競技における「背面跳び、Fosbury flop」を例に挙げて次のように説明している。「背面跳び」は、アメリカの陸上競技選手、フォスベリー（Dick Fosbury : 1947～）³が考案した身体技法であり、この技法によって、彼は1968年に開催されたメキシコ・オリンピックで、見事、金

¹ カッシーラー（生松敬三、木田元訳：2006、1989）『シンボル形式の哲学』第1巻、岩波文庫、33頁。

² 佐藤臣彦（2003）「身体運動文化研究の学際性—人間における身体運動の文化性と自然性—」『身体運動文化研究』10（1）、7-8頁。および、上掲書、佐藤臣彦（2003、1993）、242-243頁参照。

³ フォスベリー（Fosbury, R. D.）が独創的な跳躍法で2m24cmを跳び、これが普及して世界に広がった。ただ個人だけの新たな運動形式を見せたのではなく、そのムーブメントが疎外態として存在し、伝承可能なものであること。背面跳びが世界の舞台に登場し、普及によってベリーロールから背面跳びに切り替えが行ったとも言える。日本の場合は、1972年第56回日本陸上競技選手権大会、背面跳びに跳び技の切り替えて自己記録を更新した杉岡邦由がその一例である。

メダルを獲得したのであるが、その当時、この技法を身につけていたのは彼ただ一人であった。つまり、この時点での「背面跳び」は、フォスベリーの個人的身体技能 (skill) にすぎなかったのであるが、いまや「背面跳び」は、「走り高跳び」における最も合理的かつ合目的な身体技法として、走り高跳びの選手であれば当然身につけているべき標準技とされているほどに普及している。これほど急速に普及したメカニズムは、どのようなものだったのだろうか。

佐藤によれば、こうした急速な普及が可能であったのは、メキシコ大会のテレビ放映を通して、彼のパフォーマンスを見たひとがそれを「これこれのように助走し、これこれのやり方で踏み切り、上昇の最中にはこれこれの身体の使い方をし、さらにこれこれのやり方で着地する」¹といった一連の動的なイメージとして表象できるシンボルに変換することで運動が「形式化」されたことによる。つまり、フォスベリーの個人的技能は、「映像化」を通してシンボル変換されることで「運動形式」としての自立性を獲得し、第三者にも再現することが可能となったのである。一旦、シンボル変換された運動形式は、それに基づくことで繰り返し「背面跳び」を現象させる法則的根拠となり²、この運動形式を念頭において適切な練習を重ねさえすれば、誰でも「背面跳び」を身につけ、自らの運動能力として再現することが可能となるのである。つまり、この場合の「運動形式」は、俳句の場合と同様、現実の「背面跳び」を繰り返し発生させる法則的秩序として機能しているのである。

また、高難易度の技術を駆使することによって高得点が得られる体操競技においても、こうした事例を見いだすことができる。体操種目の跳馬では、演技の安定性は無論、より高難易度、より独創性を持つ技術を演じなければならない。国際体操連盟が新技術として登録した韓国のヨ (Yeo) 選手が演じた1993年の「ヨ、Yeo」と1994年の「ヨ2、Yeo2」³と名づけられた技法は、ヨ選手が独自に創りあげた運動形式が跳馬競技の超高難易度として認められたものである。後世の選手たちが記録向上のために錬磨しているその技術は、ヨ選手の個人的技能であることから離れて独自性を持った運動形式になったのである。

こうした事情は、実を言えば、サッカー⁴、バレーボール、バスケットボール、

¹ 上掲、佐藤臣彦 (2003)、8頁。

² 同上。

³ 付け加えて言うと、「ヨ2、Yeo2」は前転とび前方伸身宙返り2回半ひねりというもので、成功率が相当低いという2番目の最大難易度 (7.0) の技術である。

⁴ サッカーにおける有名な事例として、ゴール前の敵味方が密集している状況で見られる「オーバーヘッド・キック、overhead kick」という技法をあげることができよう。この

野球などなど、どんなスポーツ種目でも同じであって、それぞれのスポーツ種目には、独自の運動形式が疎外態として蓄積されており、われわれはそうした「運動形式」を一つ一つ身につけることによって、サッカー選手、バレーボール選手などとして成長していくことになるのである¹。スポーツにおけるこうした運動形式は、人間が持っている潜在的な身体性を高めるための工夫からの所産であるといえる。つまり、スポーツにおける運動形式は、「より速く、より高く、より強く (Citius, Altius, Fortius)」というモットーのもと、記録向上にせよ勝率を高めるにせよ、スポーツに関わる人間の創意工夫によって産出されたものである。自然科学にあつて、仮説を検証するために、ある一定の理論に基づきながら実験装置を操る過程と同様に、創造的な運動形式も、反復試行や試行錯誤などの遂行によって生み出された成果にほかならないと言えるのである。

スポーツにおいて積み上げられてきた膨大なこうした運動形式は、われわれの日常生活の文脈では、ほとんど有意性を持っていない。それらは、スポーツという文化の枠内においてのみ意味を持つものと言えるのであるが、佐藤は、さらに、たとえば、サッカーで、ゴール・キーパー以外、なぜ、手を使ってはいけないのか、あるいは、バスケットボールで、ボールをもった選手がコート内を移動するとき、なぜ、ドリブルをしながらでなければならないのか、という問いを提示する²。こうした問題は、運動形式そのものをいくら詳細に分析したとしても答えを見いだすことはできない。サッカーにおけるキックやトラップをどんなに分析してみても「手を使ってはいけない」理由は明らかになつてこないし、どんなにドリブルの技法を分析してみても、コート内を移動するのにそのようにしなければならない理由を見いだすことはできないだろう。

佐藤は、こうした問題は運動形式そのものから説明することはできないとしたうえで、結論的には「ルール」がそれを禁じているからだとして、スポーツ構造における「知的契機」についての考察へと進むのである³。

技法の元祖については5つの説があるが(チリ、ペルー、ブラジル、イタリア、アジア説)、ここでは、ブラジルのレオニダス・ダ・シルバ (Leônidas da Silva) 選手説を取っておく。The telegraph(2013年9月6日付) “Leônidas da Silva remembered with a google doodle to mark his 100th birthday”参照。また、その映像については、<<http://telegraph.co.uk/technology/google/google-doodle/10290599/Leonidas-da-Silva-remembered-with-a-Google-Doodle-to-mark-his-100th-birthday.html>>を参照のこと。

¹ 上掲、佐藤臣彦 (2010)、21頁。

² 上掲、佐藤臣彦 (1991)、9頁。および、上掲、佐藤臣彦 (2010)、21頁。

³ 同上。

【知的契機】

佐藤によれば、「スポーツにおけるルールは、公平性や合理的な秩序を確保しつつ、施設、用具、勝敗の決定法、罰則規定などを体系的に規定し、ゲームの開始から終了までの諸条件を明示化することでゲームを成立させる極めて重要な役割を担って」おり、サッカーにおいて「手の使用」が禁止されているのは、サッカーを特徴づけている身体技法（身体的契機）から導き出されるものではなく、知的所産であるルール（知的契機）がそのように規定しているからであるとしたうえで、「これらのルールは、個々の選手からすれば、ゲームにおける自分たちの動き方を規制する枠組みとして超個人的な存在性を帯びたもので、ここにも「疎外」が厳存していることは明白であると述べている¹。

さらに、「戦略・戦術にかかわる作戦、スポーツ器具や用具の改良や操作法の工夫、トレーニング法の開発や改善などもスポーツ文化に固有の知的所産」であり、こうした知的所産は、「一旦対象化されるとそれらを生み出した個々人の手を離れて累積されていくことに」なり、先に見た身体的契機の場合と同様、「知的契機もまた疎外態として個々人からは独立的な存在性を有しながらスポーツ構造を構成している」と述べている²。

まず、ルールであるが、それぞれのスポーツ種目においては、許される運動、許されない運動があらかじめシステム化されたルールにおいて規定されており、われわれの目に見えるスポーツ現象は、こうしたルール・システムの支配下のもとで初めて存立可能となる。そして、こうしたルールは、それぞれの種目特性に合わせてながら、基本的には合理性、合目的性に沿った、できる限り矛盾のないシステムとして構成されることになるが、これらが優れて知的営為の所産であることは明らかであろう³。

作戦についても、決められたルールのもとで、いかにして相手を凌駕するかについて知力の限りを尽くす営みであると言える⁴。作戦の立て方によっ

¹ 上掲、佐藤臣彦（1991）、9頁。および、上掲、佐藤臣彦（2010）、21頁。

² 上掲、佐藤臣彦（2010）、21-22頁。

³ 上掲、佐藤臣彦（1991）、9頁。

⁴ 2010年バンクーバーオリンピック、男子フィギュアスケートの金メダルリスト、アメリカのエヴァン・ライサチエク（Evan Frank Lysacek）の演技について見ることにしよう。彼より優れた技で高得点が予想され、金メダルを狙っているロシアのエフゲニー・プル

て、選択される運動形式も変わることになるだろう。ただし、作戦は、あくまでもルールに則ったものでなければならないので、ルールが変更されれば、それに伴って作戦もまた新たに工夫されることになる。こうした知的営みもまた、スポーツ独自の知的契機であると言えよう。

また、スポーツ器具や用具についてであるが、先に取り上げた「背面跳び」も、当初は危険な跳び方だとしてこれに反対する意見もあったというが、普及に成功したのはラバーマットの開発が一役かったといわれている¹。また、陸上競技の「棒高跳び」では、従来の竹やスチール素材のポールより遙かに反発力の強いグラスファイバー・ポールが開発されたことにより、大きく技法（跳び方）が変化するとともに記録も飛躍的に伸びている。また、体操競技の「床運動」に用いられているバネに支えられた「マット」の開発は、多様な新技の開発や難度の向上に大きく貢献し、体操競技の革新に貢献していると言えよう。

こうした器具や用具などの改良や開発なども他の文化には見ることが出来ないスポーツ文化に固有の知的営為と言える。そして、身体的契機である運動形式と同様、一旦、つくられたポールやマットのような創案物は、それを考え出した人の手を離れて普及し、皆が利用可能な客体となり、体系化されることになる²。そして、運動形式の新たな進展によって生み出された問題や危険性などは、再び工夫や改良によって回避され、より高度かつ精緻な段階へと高まっていくのである。

テニスでも、ラケットの改良に伴って、ストロークの方式やサーブの方式などが変化し続けている。1990年代までは、「ラケットを持っていない左（右）側の肩はボールが来ている方向に向ける」ということがストロークの基本であった。これはボールの方向やストロークの正確性を高めることにこだわったフォームであるが、現代のテニスでは完全に「オープンスタンス、open stance」といって、前もってからだを回して腕の回転力を極大化することでボールのパワーの最大化をはかっている。こうしたパフォーマンスは、用具であるラケット

ゼンコ (Evgeni Viktorovich Plushenko) に対して、彼が構成した安定性に傾けた演技構成は知的契機の一片を覗くことが出来る。そして、用具改良、戦術によるルールの変化も進んでいる。たとえばゴルフの場合、数多くのデータの収集からドライバの飛距離向上の把握によってコースの再開発、フェアウェイ幅の調節などが知的契機によってからこそスポーツの存続性が可能であると言えるだろう。

¹ ベースボール・マガジン編 (2006年6月号)「陸上競技マガジン—尾懸貢のNARUHODO The HISTORY」参照。

² 上掲、佐藤臣彦 (1991)、9頁。

が軽くなり反発力が強くなったからこそ可能となったと言える。また、ストロークのパワーが高くなったため、「サーブ・アンド・ボレー、serve and bally」というかつての代表的な戦略（作戦）であるネットプレイ（net play）が急速に衰退してしまう結果となっている。

このように、スポーツ構造における知的契機は、それ自体の独自性を持ちながらも、身体的契機である運動形式と相互に関係しながらスポーツという文化を変化させたり高めたりしていくのであるが、さらに佐藤は、勝利を目指してどのような作戦を選択するのか、あるいはどのような運動形式を選択するのかについては、もう一つの契機、すなわち、美的・倫理的価値観を内実とする「感性的契機」に関わる問題であるとしている¹。

【感性的契機とその特殊性】

スポーツ構造における感性的契機について、佐藤は、「スポーツ構造におけるそれは、運動形式やルールなどについて、なにを是としなにを非とするかに関する美的および倫理的価値観」に関わるもので、こうした価値観もまた、「超個人的な文化的所産の一つ」であって、「それぞれの文化にはそれぞれ独自の価値観があり、そこに生きる人々の考え方や行動に根底的な影響を与えて」おり、ここに「疎外」を見いだすことは造作もないことである、と述べている²。

彼は、スポーツが文化として定着し、目に見える事実として成立するためには、これら三契機が不可欠の前提となるとしているが、ただ、「スポーツ構造における感性的契機には非常に興味深い問題が潜んで」おり、「スポーツにおける美的・倫理的価値観そのものは、なるほどスポーツ独特のもの」と言えるが、しかし、「この感性的契機には、各地域の文化的価値観が強く反映している」と主張する。たとえば、「英国スポーツを特徴づけてきたスポーツマンシップは、英国固有のジェントルマンシップを背景とする美観や倫理観に根ざすもの」と言えるし、「柔道や剣道といった日本の武道には、武士道的な倫理観や美観が背景にある」とし、「身体的契機と知的契機が特定の文化に縛られる

¹ 上掲、佐藤臣彦（1991）、9頁。

² 上掲、佐藤臣彦（2010）、22頁。

ことの無い世界性、普遍性を有しているのに対し、感性的契機のみは当該文化圏の価値観からの影響を強く受け、地域性、特殊性を保持し続けている」と主張するのである¹。

実際問題として、スポーツの現場で起こっているさまざまな問題に対して何を「是」とするか、何を「非」とするかについては、多様な文化圏によってそれぞれ異なって、なかなか共通的に納得できる道筋は見いだせない。平等性や公平性を求めてルールという一定の形式を持つスポーツであるが、ことの是非に関する価値観の問題は、必ずしもルールだけでは完全には規制できない問題を内包しているのである。

さまざまなスポーツが世界的に普及している現在、われわれに認識されていることは「正々堂々」と戦い合うことである。いわゆる欧米の視点から言えば、「スポーツマンシップ」に基づくということになるだろう。相手を欺さずに自分の技を發揮しながら正々堂々と勝負すると考え方である。同じ条件のもとで戦うことは第一原則であり、スポーツ界においては改めて言うまでもない基本であると考えられるだろう。しかし、実際はもう少し複雑である。たとえば、ボクシングの体重別制は英国の「ジェントルマンシップ、gentlemanship」の根本的な考え方、つまりその文化圏の価値観及び倫理観が背景となっており、日本の柔道や大相撲と比べてみるとその価値観の相違がはっきりする。全日本柔道選手権大会や大相撲では体重別による競技が行われていないが、欧米的な価値観からすれば、体重の違いを考慮しないこうしたやり方は、明らかに「不正、unfairness」なものと受けとめられるだろう。

しかし、次章において詳論するように、日本武道に起源を持つこれらの競技においては、「柔よく剛を制す」、「小よく大を制す」といった精神修養や涵養を重視する独自の価値基準（何を是にするか何を非にするかについての）が反映しており、欧米流のそれとは全く異なる価値判断のもとでおこなわれていると言えるのである。しかし、こうした日本文化に根ざした価値観は、世界的な普遍性を持ってはいない。オリンピック種目として定着した「Judo」は、日本の価値観に基づく「柔道」とは異なる基準を採用することで、ようやく国際化が果たされたと言えるのである。

こうした事情は、次章で触れるように、韓国の跆拳道（テコンドー）の場合も同様である。2000年シドニーオリンピックに正式種目に採択された韓国国技

¹ 上掲、佐藤臣彦（2010）、22-23頁。

の跆拳道¹は、他のスポーツ種目と同じように体重別で行われたが、元々の「跆拳道」とは異なって「オリンピック・テコンドー」と呼ばれている。世界的に普及している伝統的な跆拳道は、1960年代まで遡って見ると「基本動作と型」「撃破」「スパーリング」の三構成で示範大会が行なわれていた²。オリンピックをきっかけとして、「伝統」と「スポーツ」の二つの道分けに直面した跆拳道は、柔道が国際化に向けて体重別制の導入が不可欠であったと同様に、伝統的な型から一皮抜けて、国際化を目指した新たなテコンドーへと脱皮しなければならなかったと言えるのである³。

スポーツは、世界の距離を意識させず、そこにある隔たりを軽々と飛び越えているイメージをもたれているが、しかし、スポーツの場において込められている人々の感情については、地域的傾向が極めて強いものとして理解する必要がある。「スポーツは世界共通の言語である」というテーゼは広く知られており、確かにスポーツは、言語や文化、歴史や伝統の違いを超えて理解され、受容され、国際交流や相互協力への道を形成するエネルギーを持っていると言えよう。しかし、各々の異なる文化圏に住んでいる人々は、世界共通語とされるスポーツに、それぞれ独自の美的・倫理的価値観を伴わせながら観戦したり実践したりしていることを見逃してはならないのである。

このことは、スポーツにおけるこうした価値観（感性的契機）がそれぞれの文化圏における価値観の影響下にあるが故に、「所変われば品変わる」式の相対的なものであって、世界共通の普遍性、一般性を持たないということの意味するだろう。この問題は、スポーツ倫理を考えると、重要な論点となってくる。なぜならば、もし、「倫理の相対性」ということになれば、それぞれの国や地域での価値観が対立するとき、そこに「文化摩擦」が招来することは必定で、いわば「調停不能」という事態を招きかねないからである。この問題は、スポー

¹ 跆拳道は、1988年ソウルオリンピックにおける公開競技種目としてはじめて行われている。

² カン・ギシャク（2001）『跆拳道半世紀、人物と歴史』ソウルオリンピック記念国民体育振興公団、101頁。さて、跆拳道の本質について、これまで多く研究されてきた。たとえば、跆拳道の起源、精神、武道としての「跆拳道」、国際化への「テコンドー」などがあり、今までも韓国の国技であるにも係わらず、起源説（あるいは発祥説）がはっきりしていないことと、内部的に国際化を目指してオリンピックスポーツのテコンドーと精神涵養を中心をおいた跆拳道の間に論争が今までも起きている（上掲書、カン・ギシャク（2001）、101-106頁。および、キム・ギホン、キム・ドンギョ（2005）「跆拳道の起源と正体性についての探索」『韓国体育哲学会誌』13、89-103頁参照）。

³ このことについては、第三章、第三節「跆拳道」と「テコンドー」において、改めて詳しく述べることにしたい。

ツの国際性、あるいは普遍性ということに関連して、改めて考えるべき論点であると言えよう。

以上、第二章においては、スポーツ倫理研究の前提としてのスポーツ概念そのものについて検討してきた。その手順としては、まず第一節において、従来のスポーツ概念へのアプローチ法である①運動論、②遊戯論、③教育論それぞれにおける内容を検討し、これらのいずれもがスポーツの本質論になり得ていないことを明らかにした。続く第二節において、1980年代初頭に台頭してきた新たな「スポーツ文化論」について検討し、スポーツを文化として位置付けようとする立場は肯定できるものの、しかし、「スポーツ文化」の基底詞である「文化」そのものについての検討が不十分であることから、「スポーツ文化とは何か」という本質論的問いに対して明確な答えを見いだすことが出来ていないことを明らかにした。これらの検討を踏まえ、第三節では「文化」概念についての本格的な検討を踏まえた上で「スポーツ文化論」を展開している佐藤の「スポーツ構造論」を取りあげ、「スポーツは文化である」という命題に理論的根拠を与えた上で、さらに「スポーツ倫理」の問題も、スポーツ外在的な事項ではなく、スポーツ構造そのものに内在する「感性的契機」に基づくものであることを明らかにした。

佐藤のスポーツ構造論に基づくことによって、「スポーツ倫理」をスポーツに内在する問題として取り扱う理論的根拠があたえられることになるのであるが、しかし、彼の理論によれば、スポーツにおける「感性的契機」である美的・倫理的価値観は、文化的分脈によって異なる「相対性」を特徴としているとされる。次章では、スポーツにおけるこうした文化的相対性問題を考える上での原理論として、「倫理の相対性」に理論的枠組みを与えた文化人類学者のルース・ベネディクトの議論を提示し、さらにスポーツ界における実例を挙げ、理論的検討を試みることにしたい。

第三章 スポーツにおける文化的相対性

第三章 スポーツにおける文化的相対性

前章において、佐藤のスポーツ構造の三つの契機について論じてみたが、倫理的に何を是とし何を非とするのかといった価値観に関わっている感性的な契機の特異性について、本章では、スポーツに内在する文化的相対性について検討する。

文化様式論を唱導した文化人類学者のベネディクト (Benedict, R.) は、ある社会に生まれた人間の大部分は同じ方向性をとり、自分の性格が生まれた文化の方向性と一致するとすればその人間は幸福であると主張したが、このことは、彼女の言う「アポロ的文化」のもとに生まれた「ディオニソス的」人間は、逸脱者あるいは異常者と見なされることを意味している¹。つまり、ベネディクトの文化様式論は、文化の特徴づける精神的な傾向、就中、エートスにその根拠を置くことに着目したと言えるのである。

こうした文化様式論から見ると、まさにスポーツ文化にもおなじ傾向を見て取ることができる。たとえば、南米式のサッカー様式 (pattern) とヨーロッパのサッカー様式が同一でないことはよく指摘されるところであるが、こうした様式上の相違は、スポーツ構造を構成している感性的契機の相違から生まれ出たものであると言える。スポーツも文化である以上、様式的特徴が人々を制約する影響力を持つに至り、社会的慣習としての価値観に基づく「正常」および「異常」の判断基準として機能していると言えるのである。

文化様式論では、文化的価値観の相違の根拠が慣習的なモチーフである「倫理観」にあることを指摘する。いずれの文化においても前提となる人間の欲求や本性は同一と考えられるが、しかしながら、人間欲求の根源は同一だとしても、そ

¹ 彼女のこの比喩的な表現は、ニーチェの「悲劇の誕生」において用いられた二つの精神的傾向に基づいているが、それは単に両文化の型を分析することではなく、文化の気風や特質としてのエートスの相違を明らかにするための操作概念として援用された。このことが類型論と文化様式論の異なるところである。言い加えて、文化様式論の場合は文化を特徴づけている統一的表现形態の個性的・一回起的性格を論ずることであり、あらかじめ決められている類型に分類することではないのである (綾部恒雄編 (1988, 1984) 『文化人類学15の理論』中公新書、63頁)。

の欲求がどのように現れることになるかについては、生まれ育ったそれぞれの文化に依存しており、文化様式論は、こうした人々の主観的な態度の現れを類型の基準としている。「倫理観」とは、当該文化において何を正常とし何を異常とするのかについての基準となる「規範性」であるといえるが、文化様式論は、人類の諸文化がそれぞれ特質を持つ多様な存在であることを認めるとともに、当該文化が一定の様式をもつようにあらしめているものが「エートス」とし、それが文化様式ごとの独自の「倫理観」の根拠となり、「価値判断の相対性」を生み出しているとするのである。

本章では、ある文化的背景のもとに成立したスポーツが、文化を越えて伝播するとき、どのような「価値観の相剋」に見舞われることになるのかについて、日本起源の「柔道」と国際化した「Judo」、アメリカ起源の「ベースボール」と日本化した「野球」、韓国起源の「跆拳道」と国際化した「テコンドー」を具体的事例として取りあげ、スポーツ構造論を踏まえつつ、それぞれ具体的な考察を加えたい。

第一節 「柔道」と「Judo」

第一項 嘉納柔道の成立とその思想

日本の国技の柔道（日本伝講道館柔道：以下、柔道）は1882（明治15）年、嘉納治五郎（1860-1938）によって創始された。嘉納が府下谷区北稻荷町永昌寺境内に道場を開き、もって講道館柔道を創始したことに端を発する¹。このことは、「公益財団法人全日本柔道連盟定款」第3条において、「この法人は、わが国における柔道競技界を統轄し代表する団体として、嘉納治五郎師範によって創設された柔道の普及および振興を図り…（以下略）」と明記されているし、また、国際柔道連盟（IJF）規約前文（Preamble）においても、「柔道は嘉納治五郎師範によって1882年に創始された（Judo was created in 1882 by Professor Jigoro Kano）」と記されている。

つまり、柔道は、嘉納治五郎という個人の創意工夫によってその端初がひらかれたのであるが、1951年に発足した「国際柔道連盟（International Judo Federation: IJF）」には、2010年現在、200もの国・地域が加入おり、文字通りの国際化をはたしている²。とりわけ、1964年の第18回東京オリンピック大会において正式競技となって以降、柔道の競技化が世界的規模で進行し、今や「嘉納の柔道と世界のJudo」とは大きく性格を異にする事態に至っている³。

嘉納治五郎は若年の頃、古来の柔道諸流を学び、深い研究の後、科学的基礎の上に立って、新たに体練法（体育）、修心法（知徳の修養）、勝負法（武術）を定

¹ 藤堂良明（2007）『柔道の歴史と文化』不昧堂出版、91頁。

² フランスの柔道登録人口は60万人、ドイツは35万人で、世界最大の競技圏を形成しているヨーロッパには日本の柔道とは異なる技術やルール解釈も存在する。ヨーロッパに民族格闘技の技術が取り込まれている「Judo」を分析しなければ、オリンピックや世界大会などに日本の柔道の位相は下がるという見解もある（NHK放送（2008年5月5日）「Judoを学べー日本柔道金メダルの苦闘ー」）。

³ 佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明・村田直樹共著（1993）『現代柔道論：国際化時代の柔道を考える』大修館書店、194-202頁。

め、これを「柔道」と称し、講道館を興して授業した¹。嘉納の柔道思想については、明治22(1889)年の「柔道一斑並ニ其教育上ノ価値」に見える「体育法」「勝負法」「修心法」の総合的活用による「智徳体」の全人的育成、すなわち、単に勝利をめざす競技性ではなく教育性にこそ柔道の本質があるとする説が有力である²。

一方、藤堂(2002)は嘉納の柔道思想について次のように三つに分けて述べている。①嘉納の初期の頃の柔道思想、②儒教及び西洋哲学の柔道思想への影響、③嘉納の後年の柔道思想であるが、まず、初期の頃においては、柔道を学校体育に導入させようと努め、柔道に体育(強、健、用)と勝負³(武術)と修心(精神修養)の三つの目的をもたせ、智徳体の備わった全人教育を求めた⁴。儒教及び西洋哲学の柔道思想への影響においては、スペンサーやミルの功利主義⁵の思想の影響で、儒教に基づく礼儀や親切、克己、自制などを基に「個人の完成」を説き、社会に貢献すべきであるとする西洋の功利主義思想を加えて、「世を補益する」といった目的を到達した⁶。嘉納の後年においては、「精力善用自他共栄」「精力善用国民体育」を発表し、柔道による文化的精神の発端と日本の存続発展を図った⁷

嘉納の柔道思想を総括にまとめてみると、創始者(嘉納治五郎)の思想は精力善用・自他共栄で他者との比較や競争を前提として立論された世界ではなく、人間の在り方や人類社会の在り方などの理想をうたいあげた広い視野に立つ世界で

¹ 今村嘉雄編集代表(1976)『新修体育大辞典』不昧堂、649頁。

² 上掲書、藤堂良明(2007)、134-136頁。および、永木耕介(2008)『嘉納柔道思想の継承と変容』風間書房、33-34頁参照。

³ 勝負とは、そもそも勝者と敗者の分けがあるが、敵を対して自分を守るための護身術やその相手に打撃を与えることである。このことは、武術において無限定の暴力を限定するために工夫された「技」の性格でも勝負の目的に繋がる。技の性格を挙げると、①暴力者を殺すことによって制御する、②暴力者に傷をあわせて制御する、③暴力者を殺傷しないで制御する、三つに分けられる(富木謙治(2007, 1991)『武道論』大修館書店、152頁)。

⁴ 藤堂良明(2002)『嘉納次五郎の柔道論に関する研究—柔術の集大成との関係について—』筑波大学博士論文、151頁。

⁵ 身体教育の定義付けが明治14年に尺振八によるハーバード・スペンサーの三育主義の「Education: Intellectual, Moral, and Physical」が「斯氏教育論」として出版され知育、徳育、体育(体軀の教育)が教育の核心として普及はじめてたのである(上掲書、藤堂良明(2002)、165頁)。

⁶ 上掲書、藤堂良明(2002)、169頁。

⁷ 同上、189-190頁。

他者共栄は人間疎外とは相容れない思想¹であると言える。

第二項 柔道の国際化への道

現在、柔道は200の国と地域が国際柔道連盟に加盟し（2010年現在）、世界の柔道人口は増えている一方、日本の柔道人口は全日本柔道連盟に1988年から1998年までの個人登録から見ると最高時の約25万人から大きく減少して19万人台に減少した事情である²。また、フランスの柔道人口が日本より3倍になっている現状では³、まさに柔道は世界のスポーツとして位置づいている。柔道の外国進出の歴史を紐解いて見ると、日本にいる外国人に対し積極的に柔道を認識させたことからである⁴。そして、1928年に発刊された「作興」に掲載されている「欧州旅行感想記」では、嘉納は柔道普及の目的を言及している。

オリンピックの競技の中に加えるという議が進めば、自分は敢えて反対しない。併しながら、自分は、自ら求めてオリンピックの仲間に加えることを欲しない。何となれば、柔道は、単に競技として見るよりは、更に深く広いもの故、今日競技に於いてオリンピック界が世界的に認められるように、柔道に基づいて出来た組織が世界的に認められるようになるのは、遠い未来でなかろうと思う。故に自分は、オリンピック会の中に柔道を入れることよりは、柔道に基いたる世界的組織を見ることに心を向かえてい

¹ 上掲書、佐々木武人ほか（1993）、171頁。

² （財）警察大学校学友会術科研究会（2000）『少年柔道指導法』（財）警察大学校学友会術科研究会、15頁。

³ 毎日新聞（2013年8月3日付）「柔道：「柔の心」持つ大国フランスの指導者養成方を探る」

⁴ 上掲書、佐々木武人ほか（1993）、176-178頁。イタリア公使などの頭官、紳士に「柔道一斑並ニ其教育上ノ価値」と題する講演、実演する。また、「逆わずして勝つ（1893）」という柔道観を英文柔術論にまとめて欧米に紹介をはじめて外国進出を図った。

る¹。

嘉納は柔道を一種のスポーツ種目ではなく、国内にいる外人に対する講演及び実演からも、柔道思想に西洋哲学の思想をおさめようとする工夫からも見られるように、柔道精神を世界に普及しようとする意図があった。しかし、国際化した「Judo」は競技性のみの特化し、「勝敗」を第一原理とする競技スポーツへと変貌している。村田によれば、「柔道はわが国において、体育・勝負・修心という目的を付与され、すぐれて有効な人格形成の手段として教育界にその根を下ろしたものの、国境を越えて世界に出、やがて定着してみると、それは競技スポーツの一つとしての定着であった」²のである。また、国際柔道連盟（IJF）による定義を見ると、嘉納治五郎が創始され、なおかつ心身の教育の一体型であり、オリンピック種目としても存在するものも柔道であると認めており、スポーツ種目として伝播された柔道の本質を認めている³。

1932年、柔道がロサンゼルス・オリンピックで公開種目として行われ、1964年の東京オリンピックの時に正式種目として認められた。女子の場合は、1988年ソウルオリンピックから公開種目になり、1992年のバルセロナオリンピックから正式種目に採用された。次は、現在まで行われている柔道試合の形式をまとめたものである。

¹ この内容については、上掲書、富木謙治（2007、1991）、186頁において1928年発行された「作興」に掲載された「欧州旅行感想記」に乗せている嘉納治五郎の言及を再引用したものである。

² 上掲書、佐々木武人（1993）、171頁。

³ 尾形敬史・鯨島元成・小俣幸嗣・菅波盛雄（1998）『競技柔道の世界化—カラー柔道衣までの40年—』不味堂出版、9-17頁。

表1. オリンピックにおいて男性柔道の階級の変化

年		階級区分					
1964		重量級		中量級		軽量級	
		80kg超		80kg以下		68kg以下	
1972-1976	無差別	重量級	軽重量級	中量級	軽中量級	軽量級	
		93kg超	93kg以下	80kg以下	70kg以下	63kg以下	
1980-1984		重量級	軽重量級	中量級	軽中量級	軽量級	軽軽量級
1988-1992		95kg超	95kg以下	86kg以下	78kg以下	71kg以下	65kg以下 超軽量級
1996-2008		重量級	軽重量級	中量級	軽中量級	軽量級	軽軽量級 60kg以下
		100kg超	100kg以下	90kg以下	81kg以下	73kg以下	66kg以下

1965年、第4回世界選手権の国際柔連総会が行われ、無差別廃止論が出され決定しそうな情勢であったが、日本が「無差別の廃止は柔道の本質に反する」と反対して、東京オリンピックでは無差別と体重別が併用する形で試合が行われたが、結局、1988年ソウルオリンピックから完全に廃止された¹。

「無差別級」試合が行われるのは、「小よく大を制す」あるいは「柔よく剛を制す」といった日本的価値観に基づいてのことだと言えよう²。大相撲において、日本人は、大きな力士と小さな力士との対戦を当たり前のこととして疑わず、小兵力士が巨漢力士を負かしたとき、盛大に拍手喝采をおくるのである。

しかし、こうした価値観は汎世界的な普遍性を持っていない。国際的には通用

¹ 上掲書、尾形敬史ほか（1998）、159頁。および、上掲書、佐々木武人ほか（1993）、39-46頁。

² 上掲書、佐々木武人ほか（1993）、200頁。なお、嘉納自身は「小よく大を制す」に関して、「発育した筋肉は大きい力を宿し、その力の貴ぶべきことは論を待たぬことではあるが、その大きい力も巧みに使用した小さい力には勝つことが出来ぬという事実がある」と述べている（講道館監修（1983）『嘉納治五郎著作集』第一巻「教育篇」五月書房、19頁）。また、「柔よく剛を制す（柔能制剛）」については、「柔術とか柔道とかいう名称で行われている武術は、柔能制剛の理屈で説明することの出来ぬ場合が多い。人が手頸を握って来たり、後ろから抱きついて来たりする場合に、それを外そうと思っても柔能制剛の理屈では外せない」と述べ、柔道原理としての限界を指摘したうえで、これを柔道における「一つの符牒」とみなせばよいとしている（講道館監修（1983）『嘉納治五郎著作集』第二巻「柔道編」五月書房、149-150頁）。

しないのである。例えば、ボクシングにおいて、重量級の選手と軽量級の選手が同一条件の下で闘いを強いられたとすれば、最初から軽量級の選手が不利であることは明白で、当然のことながら不公正 (unfairness) であるとみなされるだろう。こうした試合は、広く一般に受け入れられている「公正性、fairness」という価値観に抵触してしまうのである¹。柔道が国際化するには、「小よく大を制す」あるいは「柔よく剛を制す」といった日本的価値観を取り下げ、「公正性」という価値観に抵触しない「体重制」の導入が不可欠だったと言えるのである²。

また、富木 (1991) は、「平和体育として行われるためには、その共同社会において公認された共通のルールによって規制されなければならない。… (中略) …民族文化として広く国際的にも普及して平和体育として生かすためには、みんなが納得するような客観性のあるルールによって内容と方法とを規制しなければならない。こうすることによって始めて、これを習う人々が民族を越え国家を越えて「共通の場」を持ち、公正な立場でお互いの尊敬と信頼のもとにしかも最善を尽くして烈しく「競う」ことができるのである」³と語る。

汎世界的な普遍性をもたらすために、オリンピック競技種目としての柔道は、当然のことながら、一定の基準に基づく明白な「勝敗決定」が求められる。それは「合理性、rationality」という普遍的な価値観が求められるところでもあって⁴、「ポイント制」の導入は、競技柔道にとって、いわば必然であったと言えよう。

一方、「武徳会武術試合審判規則 (明治28年)」、「講道館柔道乱取試合審判規定 (明治33年)」を調べて見ると、勝ち負けの判定基準は、現代に行われているポイント制ではなかった。当時の試合は二本勝負で行われ、今日の「反則負け」といったような細かな規定はなかった⁵。

¹ 佐藤臣彦 (1991) 「体育とスポーツの概念的区分に関するカテゴリー論的考察」『体育原理研究』22、9頁。

² なお、1964年の東京オリンピック大会では、日本的価値観を具現化した「無差別級」が設けられていたが、1988年のソウルオリンピック大会以降は廃止されている。

³ 上掲書、富木謙治 (2007, 1991)、37-39頁。

⁴ 守能信次 (1984) 『スポーツとルールの社会学—《面白さ》を支える倫理と論理—』名古屋大学出版会、250-251頁。

⁵ 上掲書、藤堂良明 (2002)、106-109頁。

表2. 講道館柔道乱取試合審判規定

講道館柔道乱取試合審判規定 ¹	
第三条	勝負は二本にて之を決す。但し試合者双方一本ずつの勝負ありたるときは更に一本の勝負を試みしむ
第四条	相当の時間のうちに勝負を決せざるときは、審判者は之を引分くるものとし、「引分」と掛声して停止せしむ。試合者双方一本ずつ勝負ありたる後同様の場合生じたる時も亦同じ。
第五条	試合者の中いずれが一本と認むべき勝を得たるときは審判者は「一本」と掛声し、同一の人更に又一本の勝を得たるときは「二本」と掛声し試合を停止せしむ。

国際化された柔道の試合では、1967年のIJF総会において承認されたいわゆる「ポイント制」が導入されて以降²、「一本」は必ずしも勝つための必要条件ではなくなった。「ポイント制」とは、技の有効性の度合いを「一本」「技あり」「有効」「効果」の四段階で判定し³、それぞれの回数の多寡によって勝敗を決しようとするシステムであるが、このポイント制による判定基準の細分化は、「引き分け」が多いと言われた従来の「一本」と「技あり」のみのルールにくらべ、勝敗の決着を確実なものとする事になったのである。低度の技でも「ポイント」になりさえすれば勝利できる道が開かれたからである。

第三項 「柔道」と「Judo」の乖離

特定の条件下で生まれた文化が、広く伝播するにつれて性格を変容させていくことになるのはよく知られた現象である。柔道の場合も例外ではなく、「道として

¹ 「武徳会武術試合審判規定」は総13条で構成、「講道館柔道乱取試合審判規定」も同じく総13条の構成であるが、両方において第3条から第11条までは同じ内容である。それで、ここでは勝ち負けに関する項目を例として第三条と第四条を挙げることにする（上掲書、藤堂良明（2002）、107-108頁、123頁）。

² 上掲書、藤堂良明（2002）、199-200頁。

³ なお、「効果」については、ルール改定により2009年1月1日より廃止され、現在では、「一本」「技あり」「有効」の三段階による判定基準となっている。

の柔道」と「スポーツとしてのJudo」の分離は、いわば国際化に伴う必然的結果であって、日本固有の地域的独自性 (locality) が削ぎ落とされたからこそ、国際性 (internationality) という普遍的性格を獲得しえたとも言えるのである。むしろ、現代の国際化された状況下にあつては、日本柔道界もまたその影響を被らざるを得ず、オリンピックを頂点とする競技化¹の進行がとどまる気配はない。表面的にみる限り、オリンピックの舞台での勝敗をかけた戦い (競技性) において、日本選手と他国の選手との間に本質的相違を見いだすことは困難である。

しかし、感性的契機に焦点化して分析してみれば、両者の間には、今なお埋まることのない溝があると言えるのである。例えば、日本一の柔道家を決める大会と言われている「全日本柔道選手権大会」²では、世界大会ならば当然の「体重別制」が採用されていない。軽量級の選手も重量級の選手も全くの同一条件で試合がなされているのである。

さらに、価値観に関わることとして「勝ち方の美学」を取りあげることができよう。本家である講道館柔道における審判規定では、長らく「一本を以て勝負を決するものとし、「技有り」と呼称されて施技の効果が認められても、勝負は引き分け」³とされてきた。つまり、勝敗を決するのはあくまでも「一本」⁴であつて、

¹ なお、嘉納自身は、柔道と競技運動について「柔道を競技的に取り扱うということはもちろん出来ることであり、また、してよいことであるが、ただそういうことをただで柔道本来の目的は達し得られるものではない。それ故に柔道を競技運動的にも取り扱うことは今日の時勢の要求に適ったものであるということを確認すると同時に、柔道の本領は何処にあるかということも片時も忘れてはならぬのである」と述べている(上掲書、講道館監修(1983)第二巻「柔道篇」、377頁)。

² 嘉納治五郎没後10年にあたる1948年に第1回大会を開催。以後、毎年、「無差別級」のみでおこなわれている。

³ 上掲書、佐々木武人ほか(1993)、199頁。なお、嘉納の主導のもとに明治32(1899)年に初めて制定された統一試合規程である「武徳會柔術試合審判規程」の成立事情と内容については、上掲書、藤堂(2007)、104-106頁を参照のこと。

⁴ 現行講道館試合審判規定では、「一本」の定義について、①技を掛けるか、又は相手の技をはずす、②相当の勢い、あるいははずみ、③だいたい仰向けに倒す、の3条件を十分満たしていること、としている。なお、この規定は、嘉納の「一本」についての考えをほぼそのまま踏襲したもので、嘉納自身は、①故意または過ちて倒るるにあらずして、一方より業を仕掛け、また相手の業を外したるがため、倒るること、②業の種類により必ずしも正確には定め難きも、大体において仰向に倒るること、③相当の「はずみ」または勢いをもって倒るること、という3条件をあげている(上掲書、講道館監修(1983)第二巻「柔道篇」、60頁)。

「技あり」¹では「引き分け」にとどまって勝敗を決着させる条件とはならなかったのである²。つまり、柔道の試合において勝つということは、ルール上、あくまでも「一本勝ち」することであり、それ以外のことではなかったのであるから、かつての柔道家が「一本勝ち」を目指すことになったのは当然のことであったといえよう。「一本勝ち」にこだわることは、国際化される以前の柔道であれば、ルールに則った「正しい選択」だったのである。

2008年、北京オリンピックの柔道100kg超級の金メダルリストの石井慧選手の場合は、金メダルを手に入れたにも拘わらず、日本伝統的な柔道ではなくヨーロッパのJudoを駆使して日本国内での非難を浴びた。要するに、一本勝ちが勝ち方の美学として求めている日本伝統柔道に対し、石井が演じたポイントリード守りの勝ち方が問題とされたのであった。

感性的契機（価値観）をめぐって、従来どおり「一本勝ち」を希求する日本の「正しい柔道」と、ルール上許されるあらゆる手段を駆使して勝つことをめざす「スポーツ的 Judo」との乖離が生じているのである。「正しい柔道」とは、「襟と袖をしっかり持って相手と距離を取り、崩して一本を取りに行くというスタイル」であるのに対し、「Judo」は「力に頼ったりレスリングのようにタックルしたり、組み手争いでいつまでも組まなかったり、効果や有効を狙って僅差で勝とう」とするものとされるが³、両者を隔てているのは、ルール（知的契機）でも技の体系（身体的契機）でもなく、柔道に附加された価値観（感性的契機）の違いにあると言えるのである。

ルール変更でポイント制が導入されたあとも、日本柔道が依然として「一本勝ち」を希求しているのは、かつてのようにルールが求める必然からくるものではなく、一本勝ちこそが「正しい柔道」であるという美意識（価値観）に基づくものといえる。従って、まったく異なる価値観を持った外国人選手に対し、こうした日本人的美意識のもとで戦うこと、すなわち「Judoの柔道への回帰」を期待し

¹ 「技あり」については、現行講道館試合審判規定において、上記3条件のうち、二つは十分満たされているが、一つが部分的に満たされていない場合、とされている。

² なお、村田によれば、審判の合議によって判定による優勢勝ちが登場するのは嘉納没後の1941（昭和16）年のこととされる（上掲書、佐々木武人（1993）、199頁）。

³ 松原隆一郎（2013）『武道は教育でありうるか』イースト新書、66頁。

たとしても、実現の可能性は皆無であると言えよう¹。国際化とは、多様な価値観が会う多元性のある場でもあるが、「柔道」と「Judo」の対立は、その先鋭な事例のひとつと言えよう。

¹ 松原 (2002) は、「日本武道にとっての国際化とは外国人が日本の価値観に従うことであるのに対して、外国人… (中略) …の抱く武道観では、(勝つために：引用者) 日本人の技術体系や価値観を超えることこそが目標となっている」のだが、それに対して日本柔道は、「あれは武道でなくスポーツだ」と難じるにとどまっているとして、それでは「何のための国際化か分からない」と述べている (松原隆一郎 (2002) 『思考する格闘技』 廣済堂出版、167頁)。

第二節 「野球」と「ベースボール」

柔道の場合は、日本から世界に伝播されて汎世界的なスポーツになったが、逆に外国から日本に伝播された種目も多数ある。日本におけるそうしたメジャースポーツの代表としては、サッカーや野球をあげることができるが、本節では野球を実例として「文化的相対性」の見地から検討することとしたい。19世紀後半に、アメリカから日本に渡ってきたベースボールが、今日に至る時間の流れの中で、日本的な野球へと変貌してきたと考えられるが、そうした日本野球について、和洋折衷によって人気商品として定着した「アンパン」になぞらえる議論も生まれているほどである¹。まず、アメリカにおけるベースボールの成立とそのメンタリティについて考察し、日本へのベースボールの伝来とその定着、さらに、日米における「野球」の分析を通して、文化的相対性について明らかにしてみたい。

第一項 ベースボールの成立とそのメンタリティ

ベースボールの起源は、8世紀のボストンで行われていた「タウン・ボール」にさかのぼるとされているが、現代的ルールといえるものとともに登場した最初のチームは、1845年、消防局員のアレクサンダー・カーライトによって組織されたチーム、ニューヨーク・ニッカボッカーズであったとされる²。現在の野球の元型、すなわち、九人制、九イニング、ベース間距離九〇フィート(27.4メートル)、三ストライクでアウトというシステムは、このアレクサンダー・カーライトによ

¹ 和洋折衷の妙によって、人気を広め、且つ、安定させたところなどで日本野球をアンパンと比喩した(佐山和夫(2003)『野球とアンパン』講談社現代新書)。

² ゲートマン A. (清水哲男訳:1981)『スポーツと現代アメリカ』TBSブリタニカ、164-165頁。および、Guttman, A. (1978) From ritual to record: The nature of modern sport. Columbia University Press, pp.100-101.

って考案されたとされたものである¹。

このニューヨーク発のベースボールは、1860年代にアイビーリーグの大学などで人気の種目となり、瞬く間に、中西部や極西部へと伝播し、「大都会から小さな田舎町にいたるまで、アメリカ全土に野球クラブが、雨後の竹の子のように生まれ」²、純粋なアマチュアスポーツとして大いに普及した³。

1860年代前半にはすでに報酬をもらってプレイするプロ選手が登場し始め、1871年には、初めてのプロ・リーグであるナショナル・アソシエーション (National Association) が創設されるが、リーグ運営は5年で破綻、それに代わって1876年にナショナル・リーグ (National League) が発足し、このリーグが最初のメジャーリーグとされている⁴。さらに1882年にはアメリカン・アソシエーション (American Association) が設立され、現在の二リーグ制の原型が形づくられるのであるが、当時のアメリカにおける有名作家であったマーク・トウェインは、1889年、この新興スポーツであるベースボールについて、「ベースボールは十九世紀の象徴である。荒れ狂い、分裂を繰り返し、急上昇する十九世紀の機動力、推進力、突進、苦闘を、このスポーツは外見的にも内面的には如実に表現している」と述べたという⁵。

ホワイトティングはまた、こうした野球人気が続いている理由に関する、著名な保守派の思想家ジョージ・ウィル (Will, George F.: 1941～)⁶の1995年における次のような言葉も紹介している。

¹ ホワイトティング・R. (松井みどり訳：2006) 『野球はベースボールを超えたのか』ちくまプリマー新書、22頁。

² 同上、23頁。

³ 1858年には、22クラブが集まって「全国野球人協会、National Association of Baseball Players (NABP)」が組織され、1869～70年頃には、NABP傘下のチームだけで約350のチーム、アメリカ全土では約1,000のチームができ、クラブ間の試合が盛んに行われると共に、鉄道の発達に伴って遠征旅行も行われるようになったという (岸野雄三編集代表 (1988) 『最新スポーツ大事典』大修館書店、1256頁)。

⁴ 日本雑学研究会編 (2005) 『大雑学6 ザ・メジャーリーグ』毎日新聞社、27-28項参照。

⁵ 上掲書、ホワイトティング・R. (2006)、23頁。

⁶ なお、ジョージ・ウィルは、1990年に “Men at work: The craft of baseball” (Macmillan) を刊行しており、ベースボールに対する並々ならぬ関心を示している (ジョージ・ウィル (芝山幹郎訳：1997) 『野球術 (上)、(下)』文藝春秋社)。

野球は（アメリカ）国民の性格に合っている。なぜなら、民主主義に基づいて考案されているから民主主義的な考え方に符合するのだ。勝つことだけがすべてなら、野球を好きになれるわけがない。このスポーツは、決着がつくまで長い時間がかかる。一シーズンが六ヶ月間も続くのだ。しかも、毎日勝てるわけではない。最強のチームでも三分の一は負けるだろう。

（中略）少しずつ着々と勝ち星を増やしていくチームが、最終的に勝利をおさめ、チャンピオンシップをものにする。民主主義も同じである。民主主義と野球にはどちらにも、忍耐力、堅忍不拔の心、歩み寄りの精神が不可欠なのだ¹。（括弧内引用者）

ホワイティングによるベースボールに関するこうした言葉の紹介は、ベースボールというスポーツがアメリカ人のメンタリティ（心性）と密接な関係性を取り結んだものであることを示そうとしたものと言えるが、グートマンもまた、『スポーツと現代アメリカ（From ritual to record: The nature of modern sport）』（1978）²において、「ベースボールはなぜアメリカの国技だったのか（Why baseball was our national game）」と題する章を立て、この問題を考察している。

彼は、ベースボールの魅力に関する従来の四説、すなわち、①近づきやすさ（戸外スポーツとしては安価で大衆には身近なゲームとする説）、②科学技術の刺激（鉄道、ラジオ、テレビなどが貢献したとする説）、③国民的英雄の存在（ベーブ・ルースのような「大衆的英雄要素」を重視する説）、④ノスタルジア（ベースボールが青春と結びついているとする説）のそれぞれについて、「原因と結果の混乱」があるとして退け、「ベースボールには、フットボールとバスケットボールのような純粋にアメリカ特有のスポーツをもはるかに凌駕した他の要素も存在している」として、「季節のサイクルにおけるベースボールの位置」と「数量化の極へと向かおうとするベースボールの傾向」の二つを上げている³。

春から初冬にかけて長く闘いを続けるベースボールは、ニューヨークという都

¹ 上掲書、ホワイティング・R.（2006）、24頁より引用。

² 訳書では、「Baseball」に「野球」という訳語を当てているが、本稿においては、立論の必要から「ベースボール」という訳語によって記述を進める。

³ 上掲書、グートマン（清水哲男訳：1981）、160-164頁。

市で生まれたものであるにもかかわらず、芝生が張られた球場などから窺われるように、「イメージはどちらかといえば田園的」であって、その形態は、「広い土地、草、温暖な気候、輝く太陽などを含んで」おり、「輝く太陽の下、広い緑のひろがりプレイするゲーム」である¹。グートマンは、こうした「田園的特色はベースボールにとって重要であり、現代人が地球の年ごとの蘇生に全く無感動であるわけがないと確信している」²と述べている。

「数量化」という第二の要素について、グートマンは、「古代と前近代のスポーツから現代スポーツを最も顕著に区別するもの」³であるとしているが、ベースボールについては、「野手の空間的分離と一対一で対決する打者と投手の相対的孤立とが、チームおよび個人の統計の蓄積を促進」し、「このゲームの数的な面—スリー・ストライク、フォア・ボール、スリー・アウト、四つの塁、九イニング、一五四ゲーム—が、無限の算術計算の機会を提供した」と述べている⁴。そして、「個人主義と共同作業を結びつけたすべてのチーム・ゲームのなかで際立つベースボールの魅力とは、その原始的な田園的要素と、同時にその顕著な現代性、自然の季節的リズムとの密接な関係と、同時にまた浄化された数字の世界にある」と結論するのである⁵。

こうした考察を加えたあと、グートマンは、「ベースボールと文化的普及の問題」を取りあげ、「他の多くの国民がベースボールをやらないのに、なぜアメリカ人が—そしてカナダ人、キューバ人、メキシコ人、日本人—がベースボールをやるのか」という問いを立てている⁶。この問いに対するグートマン自身の解答は、「(ベースボールを受け入れた) 国々が十九世紀末と二十世紀初頭に、現代文明のひな型として、強くそして好意的な印象を合衆国から受けたから」であるとし、分けでも「このゲームのなかの現代的要素」を強調しているが、彼自身、それが「部分的解答」に留まるものであることを認めている⁷。

次項では、アメリカ起源のベースボールを受け入れ、独自の野球として発展さ

¹ 上掲書、グートマン（清水哲男訳：1981）、165-166頁。

² 同上、178頁。

³ 同上。

⁴ 同上、180頁。

⁵ 同上、187頁。

⁶ 同上、188頁。

⁷ 同上、189頁。

せた日本の状況についてみてみることにしたい。

第二項 野球の伝来とその変容

前項で取りあげたグートマンは、「サッカーと数多くの他の現代的なゲームがイギリス人によって広められたように、ベースボールは行く先先の地でこのゲームを紹介したアメリカの教育者、宣教師、商人などによってもたらされた」¹と述べているが、日本への野球の伝播は世界的に見ても非常に早く、1872（明治5）年、当時、神田一橋にあった第一大学区第一番中学（のちに開成学校、東京大学となる）のアメリカ人教師であったホーレス・ウィルソン（Horace Wilson）が生徒に野球を教えたのが嚆矢である。

このことは、現在、世界的に見ても野球大国といえるキューバやアメリカ人の母国であるイギリスへの伝播と同じ時期に当たっているが²、日本における野球の普及に特徴的なことは、それが学校という制度機構を中心に展開していったことである。明治10年代の後半の東京では、慶応義塾、明治学院、工部大学校、青山英和学校、駒場農学校、東京大学などの学校に野球が広まっていたが、明治20年代になると、第一高等学校（通称、一高）が強豪校となり、1896（明治29）年5月、初めて横浜外国人クラブと試合を行い、「29対4」で大勝したことによって、野球を日本全国に印象づけることとなり³、野球人気に拍車がかかることとなった。

この時期は、日本の中等教育機関が全国的に整備された時代でもあって、野球もまた、上級学校と同様に組織された中学や師範学校の校友会運動部に組み込まれていき、地方的な野球大会も開始されるようになる。そして、1903（明治36）年に始まる早慶野球試合は大衆的人気を集め⁴、1914（大正3）年には、明治大

¹ 上掲書、グートマン（清水哲男訳：1981）、189頁。

² 上掲書、岸野雄三編集代表（1988）、1259頁。

³ 同上。

⁴ ただし、両校の応援団が熱狂したため、1906年以降、早慶戦は大学当局によって中止され、その後約20年間、復活することはなかった。

学の呼びかけによって、早稲田と慶應を加えた大学リーグが結成されている¹。また、1915（大正5）年には、全国中等学校優勝野球大会（現在の全国高等学校野球選手権大会）がスタートしており、日本の野球は、以上のように学校組織を媒体としながら発展していったと言えるのである²。

こうした事情は、日本における野球理解に極めて特殊な価値観をもたらすことにつながったと考えられる。ホワイティングは、日本における野球の「アマチュア精神は、早稲田大学の有名な監督、飛田穂洲によって、さらなる磨きをかけられた」とし、「一高の指導者たちと同じく、飛田は野球を“教育の手段”だと信じて疑わなかった」と述べている³。そして、飛田のモットーが「死ぬまで練習」というもので、「選手はけっして不平を言ってはならない。道徳的に正しいアスリートだけが秀でることができ…トレーニングの目的は、体力作りではなく精神鍛錬であり、強い魂は厳しい練習によってのみ得られる」という言葉を引用している⁴。

「野球は教育である」というテーゼの淵源がここにあると言えるが、こうしたアマチュア野球に対し、日本のプロ野球は随分遅れて出立している。1934（昭和9）年、読売新聞社社長だった正力松太郎によってベーブ・ルースを含むアメリカ・オールスターチームが招聘されたが⁵、その際、日本側選抜チームを編成して「大日本東京野球クラブ」を命名した。このチームが今日の「読売巨人軍」の前身となったのであるが、日本におけるプロ野球はここに基点がおかれている。そして、1936（昭和11）年、阪神、名古屋、セネタース、阪急、大東京、金鯱を加えて計7球団によって「日本職業野球連盟」というプロ・リーグが発足し⁶、今日にいたっているのであるが、日本における野球人気には極めて高いものがある。

¹ 現行の東京六大学野球連盟の発足は、1925（大正14）年のことである。上掲書、今村嘉雄（編集代表：1976）、1490頁。および、野球体育博物館（2011）の「日本野球の歴史」を参照のこと。

² ただし、輸入文化であった野球は、一般人にとって用具や競技場などを準備できなかったこともあって、もっぱら観戦のみのスポーツであった。野球は当時の人々にとって自らにプレイするものではなく、観戦するものであるハイクラスの文化だったのである（樋口聡（2005）『身体教育の思想』勁草書房、65頁）。また、同じ観点として、輸入スポーツの階級制度については西山哲郎（2006）『近代スポーツ文化とはなにか』世界思想社、75-79頁を参照のこと。

³ 上掲書、ホワイティング・R.（2006）、42頁。

⁴ 同上。

⁵ この招聘は第二回目で、第一回目は、1931（昭和6）年のことであった。

⁶ 上掲書、岸野雄三編集代表（1988）、1131-1132頁。

ホワイトティングは、日本の野球人気に関するアメリカの学者、ドナルド・ローデン (Roden, Donald T.) による以下のような分析を提示している。

明治後期から大正時代にかけて日本人の心に宿った集団主義と闘争心を、野球というスポーツは象徴している。… 国民のしきたりのなかでなにかと尊重される価値観—秩序、和、忍耐、自制心など—を、そのスポーツは強調する。したがって、野球が日本人の感性に合っていると主張する論客は、その証拠として、腕利きのバッターをサムライにたとえ、試合展開を、中世の騎士が活躍する華麗な叙事詩になぞらえるのだ。… 野球は、忠誠心、名誉、勇気といった伝統的な美徳を育むことから、時代の新しい"武士道" 精神を象徴する、と言われている¹。

ここに指摘されている価値観は、前項で見たベースボールの価値観とは大きく異なっている。事項では、さらに野球とベースボールが内在する文化的相違について検討する。

第三項 野球とベースボールにおける文化的差異

まず、これまで野球とベースボールの違いを象徴してきたある事項についてみておくことにしたい。日本では、2010年のプロ野球オープン戦からボール・コールが世界標準の「BSO (ボール→ストライク→アウトの順でのコール)」へと変更されたが、それまでは発足以来、「SBO (ストライク→ボール→アウトの順でのコール)」方式が採られてきた。こうした「SBO」方式を採っていたのは、日本と韓国のみであるが、韓国野球が日本野球の影響を受けながら発展してきた背

¹ 上掲書、ホワイトティング・R. (2006)、43頁。

景¹を考えて見ると、「SBO」は日本特有のコール方式であったといえるだろう。

こうした日本独自のコール方式がどのような経緯で定着するようになったのかは不明だが、この方式に内在する「野球観」については推測することができる。コール方式の違いは、まず、「ベースボール」を見る人が基本的にバッター（攻撃側）の立場に立っているのに対して、「野球」を見る人はピッチャー（守備側）の立場に立っている証左と考えられる。また、「ベースボール」のバッターが基本的に「ボールは打たない→ストライクは打つ」という攻撃的な思考回路を頭に巡らせるのに対して、「野球」の打者は「三度あるストライクのうちの一度を打てばいい→あと三振までX回ストライクを見逃せる」といった防御的な思考をすることの表われ、とも考えられる。さらに、「ベースボール」のピッチャーがストライクの数よりもボールの数を先に思い浮かべるといった防御的な思考をするのは、ディフェンス（守備側）の一員として当然のことといえるが、「野球」の投手は、ボールの数よりもストライクの数に先に思い浮かべるといった攻撃的な思考をする、といった分析がなされている²。

こうした議論は、「打つという攻撃力」に主眼を置く「ベースボール」と「守ること＝守備力」を重視する「野球」との対比を示す具体例として論議の対象になっているのであるが、ボール・コール方式という些細な点を見るだけでも「野球」と「ベースボール」の違いが鮮明になっていたのである。

こうした違いは、アメリカと日本双方でプレイした経験を持つ外国人選手が著した「手記」などからも見いだすことができる。日本の野球チーム、阪神タイガースで、1983年から1988年まで活躍したランディ・バース(Randy William Bass)選手は「日本的な野球」を本当の野球（アメリカのベースボール）と区別しながら

¹ 世界でSBO式のカウント・コールを採用している国は日本、韓国だけで、韓国の野球大百科では次のように述べている。「1901年宣教師のフィリプローイン・ジレット(Philip Loring Gillett)が1905年YMCA青年会会員に西洋式の「球遊び」を教えたのが韓国の野球の嚆矢である。しかし、1873年に野球を導入した日本は朝鮮侵略を本格化する一方、全国に日本人の野球チームを創団して楽しんだのが記録に残っているから…(中略)…これは奥まで日本人の野球であるが韓国の野球ではない」と。このことによって、カウント・コールは日本からの影響によるものということが出来る。また、日本から多くの用語も採用されたており、たとえば和製英語であるが、「base on balls」を意味する「フォアボール、敬遠の四球」、「hit by pitch」を意味する「デッドボール、dead ball」などが現在でも韓国で通用している。

² 玉木正之・ロバート・ホワイティング共著(1991)『ベースボールと野球道—日米間の誤解を示す400の事実』講談社現代新書。

ら、日本野球においては、何よりも練習が重視され、ハードなランニングが課せられるといったことを記述して¹、「練習」に重きをおく日本野球の特徴に言及している。また、ジャイアンツで1983年から1990年まで活躍したウォーレン・リビングストン・クロマティ (Warren Livingston Cromartie) 選手は、日本の野球においては、アメリカのどのチームよりもフォークやカーブやシュートやスライダーといった変化球が多く、バッターやピッチャーが一球ごとに気合いを入れ、キャッチャーはしょっちゅうマウンドに行き、コーチもしつこいくらいにバッターに指図するといった日本野球の特徴に、自らの体験をもとにして言及している²。さらに、1976年から1978年まで読売ジャイアンツで活躍した投手のクライド・ライト (Clyde Wright) 選手は、監督の降板指示に反対意見を述べた行為に対して (以後、「クレイジー・ライト」とあだ名されたと言う)、西洋式の態度によって組織が乱されることを放置しておくわけにはいかないと宣言され、その結果、読売ジャイアンツは外人選手が守るべきエチケットを以下のような十箇条の規則にまとめ、それを「外人選手十戒」と名付けてマスコミに公布する事態にまで立ち至った、と述べている³。

- ①すべての面で監督の指示に、必ず従うこと
- ②監督の采配判断を口にしないこと
- ③ユニフォームを大切に扱うこと
- ④ダッグアウトで叫び声や大声を出したり、ロッカーの備品を壊したりしないこと
- ⑤他球団の外人選手にチームの秘密を濡らさないこと
- ⑥チームメイトに対する度の過ぎたからかいは慎むこと

¹ ランディ・バース (平尾圭吾訳：1991) 『バースの日記』集英社文庫、14頁、16頁、25頁、157頁にかけて、外人選手が感じた日本野球を記す。たとえば、日本野球は、野球をやっているときは金のブレスレットやネックレスは身につけないこと、野球を知らない人、日本的な野球を知る人、野球を知る人など、外人選手は日本人の選手に花を持たせてやらない存在で「real good player」より「good play」が要求されると論ずる。

² クロマティ・ホワイトニング共著 (松井みどり訳：1991) 『さらばサムライ野球』、講談社文庫、152-157頁。

³ ホワイトニング・R. (玉木正之訳：1990) 『和をもって日本となす』角川書店、135-138頁。

- ⑦ケガをしたときは、球団の指示にしたがって治療を受けること
- ⑧時間を守ること
- ⑨シーズン中は帰国しないこと
- ⑩チームの和を乱さないこと

この「外人選手十戒」を見てみると、個人よりもチームを優先する日本野球の特徴がはっきり見て取ることができるだろう。このように、日本のプロ野球で活躍した外国人選手の手記を見てみると、彼らがこれまで経験してきた「ベースボール」と新たに経験した「野球」との間に大きな違いがあることに気づいて戸惑うという様子を読み取ることができるのである。

「野球」と「ベースボール」との比較文化論的検討については、ロバート・ホワイティングの『菊とバット (The chrysanthemum and the bat)』(1977)¹によって端が開かれたと言ってよい。この著作は、原著では“Baseball Samurai Style”、訳書では「プロ野球にみるニッポンスタイル」という副題をもっているが、著作のタイトルからも窺われるように、文化的相対主義の立場から日本文化を分析したルース・ベネディクトの『菊と刀 (The chrysanthemum and the sword)』²を念頭においたものと言って、日本のプロ野球を媒体とした日米比較文化論が展開されている。

ホワイティングは、「一見したところ、日本で行なわれている野球も、アメリカ産のそれと同じものという印象だ。だが、実際にはそうではない。集団への帰属、協力、勤勉、年功序列、面子などを重視する日本人の人生観は、このスポーツのほとんどすべての局面に浸透し、日本の野球を日本独自のものとしている」と述べながら、「野球が、日本人の社会的価値観に適合させるため、どのように変えられてきたかをみることは、東西文明の多くの相違点に光をあてることとなる」と

¹ ホワイティング・R. (鈴木武樹訳：1977)『菊とバット—プロ野球にみるニッポンスタイル—』サイマル出版会。Whiting, R. (1977) *The chrysanthemum and the bat: Baseball samurai style*. Dodd, Mead and Company.

² ルース・ベネディクト (長谷川松治訳：1967)『菊と刀—日本文化の型』社会思想社。Benedict, R. (1946) *The chrysanthemum and the sword: Patterns of Japanese culture*. Houghton Mifflin.

して、本書の比較文化論的視座を明確にしている¹。その上で、「野球・サムライスタイル」と題する第一章において、以下のような「12の掟」を提示している²。

第一条：選手は、全生活をチームに捧げなければならない

第二条：選手は、規定の手順に従わなければならない³

第三条：選手は、ハード・トレーニングに耐えなければならない

第四条：選手は、チームのためにプレイしなければならない

第五条：選手は、敢闘精神を表に出さなければならない

第六条：選手は、グラウンドでは紳士としてふるまわなければならない

第七条：選手は、物質至上主義者であってはならない

第八条：選手は、新聞記者には慎重に喋らなければならない

第九条：選手は、同一性の法則に従わなければならない⁴

第十条：選手は、グラウンド外でも良き日本人としてふるまわなければならない

第十一条：選手は、チームの序列に注意し、それを尊重しなければならない

第十二条：選手は、チームの調和と団結の維持に努めなければならない

これらの条項は、当然のことながら、アメリカのベースボールとは真逆の事例として取り上げられているが、注意すべきは、いずれも「価値観」に関わる項目であるという点である。また、

日本人の「グループ思考」はときにズツとするようなかたちで現われる。

¹ 上掲書、ホワイトニング・R. (1977)、7頁。

² 同上、16-42頁。

³ この条項では、例えば、打撃フォームが選手個人の特性に合わせるよりも「規定の型」にはめるような指導や、トレーニング・キャンプでの「練習の時間割で時計の針を合わせられるぐらい」正確に設定されたスケジュール、といった「規定性」が例としてあげられている(同上、17-19頁)。

⁴ この条項では、「出る杭は打たれる」という格言の流れをくむものとして、長髪やひげの禁止を具体例としてあげ、こうした個性を発揮することは「チームのまとまりを壊す危険性をもつ」ものとして忌避されるとしている(同上、31-32頁)。

チームに対する忠誠心を証明するために、まともな頭をした大のおとなが、ケガを覚悟でヘッドスライディングをやらかすのだ。…（中略）…ケガよりも重要な何かがある。選手たちは「野球選手の武士道」とでも言うべき暗黙の規律に従って、さらに過酷なことを要求される。…（中略）…武士道は野球というスポーツに大きな影響を及ぼしている。厳格で命令的で、知的だと信じられている。この規律は、とくに成文化されていなくとも、選手全員に暗黙のうちに了解されている。「野球武士道」はまず序文で、義務、名誉を重んじ、「チームプレーヤー」たることの大切さを説く。諺に置き換えれば、「出る杭は打たれる」ということだ。さらに、グラウンドの内外を問わず日本人選手が守るべきものとして…（後略）¹。

とも指摘し、武士道が日本人の生活を支配し、西洋の影響を及んでいない最も伝統的な世界で野球を含む一般生活においても武士道はのぞかせる。上記に挙げている野球選手の「武士道」は、年月をへるごとに、西洋思想を巧みに取り入れながら、洗練され進歩していったと彼は指摘している。

佐藤の「スポーツ構造論」に立ち戻って考えてみると、身体的契機、つまりピッチングやバッティングやスローイングにおける運動形式については、日米で大きな違いはないと言えるし、知的契機であるルールについても日米共通のものである。ホワイティングが「野球とベースボール」とが「一見したところでは同じようなものに見える」といっているのは、この身体的契機と知的契機に関わる部分であるといつてよいだろう。しかし、感性的契機、すなわち、何を善しとするかといった「美的・倫理的価値観」については、それぞれの文化圏の大きな影響下であって、両者は全く異なる様相を呈しているのである。

従って、日本野球に参入することになったアメリカ出身選手は、アポロ型が支配的な社会ではディオニソス型の人間が逸脱者あるいは異常者と見なされる現実
に直面して、大きな「文化摩擦」を経験することにならざるを得ないだろう²。ホ

¹ ホワイティング・R. (松井みどり訳：2005)『菊とバット』早川書房、64-65頁。

² こうした日本でプレイした大リーグ出身選手のドキュメントとしては、ボブ・ホーナー (安西達夫訳：1988)『地球のウラ側にもうひとつの違う野球があった』日之出出版、ランディ・

ワイティングは、そうした具体例を、『菊とバット』とともに、『和をもって日本となす』(1990)¹、『日米野球摩擦』(1990)²、『ベースボールと野球道』(1991)³などにおいても詳述しているが、前述したように、これらの議論は、いずれも「感性的契機」に関わってのことである。大切なことは、これらが、ベースボールと野球のどちらが正しいのか、あるいは優れているのかといった価値階層論的観点からの議論なのではなく、あくまでも両者における文化的特質の違い(差異)に着眼した文化的相対主義に立つものであるという点である。

それぞれの文化圏における価値観に高低はなく等価であるとする文化的相対主義に立つ場合、他文化のなかに移入した際に生ずる「文化摩擦」は解消可能なのだろうか。どちらの文化にも独自性があるということにとどまるのであれば、そもそも「文化摩擦」を解消しようとするという問題設定自体が生じて来ないのではないだろうか。だとすれば、現実問題に対する理論的有効性に疑問符がつくといわざるを得ないだろう。

バース(平尾圭吾訳:1991)『バースの日記』集英社文庫、ウォーレン・クロマティ、ロバート・ホワイトニング共著(松井みどり訳:1991)『さらばサムライ野球』講談社、などがある。

¹ ホワイトニング・R.(玉木正之訳:1990)『和をもって日本となす』角川書店。Whiting, R. (1989) You gotta have wa. Macmillan Pub Co..

² ホワイトニング・R.(松井みどり訳:1990)『日米野球摩擦』朝日新聞社。

³ 玉木正之・ホワイトニング共著(1991)『ベースボールと野球道—日米間の誤解を示す400の事実—』講談社現代新書。

第三節 「跆拳道」と「テコンドー」

朝鮮半島には、古代から武術が伝えられていたが、李王朝（1392-1910）の時代に衰退し¹、さらに日本による植民地化（1910-1945）によって、その実状は、ほとんど壊滅的ともいえる事態に立ち至っていた。第二次世界大戦後、韓国において、古来の武術を復興しようとの気運が高まり、1955年、全国の武術家、歴史家が集まって会議²を開いた結果、それまでの武術を一本化し、崔泓熙（チェ・ホンヒ）が提案した「跆拳道（テコンドー）」³という新たな名称のもとに、国技として普及させることが決定された。

つまり、「跆拳道（テコンドー）」は、その名称とともに、第二次世界大戦後に成立したごく新しいものであって、その意味からすれば、伝統的な「文化価値」に関わる問題からは、比較的、自由であるとも考えることもできる。今日、「跆拳道」は、全世界的に普及しており⁴、オリンピック種目として実施されるなど、すでに国際化を果たしていると言える。しかし一方で、極めて短期間に国際化を実現してしまったがゆえに、ここには「跆拳道」特有の問題が胚胎しているとも考えられるのである。まずは、「跆拳道」そのものについて、その概要を述べることにしたい。

¹ 李王朝（李氏朝鮮）時代は、古来から「士（上流階級）」たるものの素養として重視されてきた六芸（礼・楽・射・御・書・数）としての「射（弓）」および「御（馬術）」は重視されてきたものの、「文尊武婢」体制のもと、他の武術は軽視されていた。

² この会議は、1955年4月、崔泓熙によって名称制定委員会として招集されたもので、「跆拳道（テコンドー）」という名称が当時の李承晩大統領によって公式に認定された。

³ 崔泓熙（チェ・ホンヒ、최홍희）は韓国陸軍の少将であったが、日本留学中に松濤館で空手を学んでいる。

⁴ のちに触れるが、跆拳道をめぐる国際組織には、現在、WTF（World Taekwondo Federation）とITF（International Taekwon-Do Federation）の2つがある。二つの国際組織に属する会員数は、すでに1980年代の後半において、前者が三千万人、後者が一千五百万人を擁していたという。これは、類似種目の「空手」における当時の競技人口（約三千万人）をはるかに上回るものであった（岩上安身（1987）「世界を席卷するか“跆拳道”」『スポーツ批評4』窓社、56頁）。

第一項 跆拳道における思想性

上にみたように、「跆拳道」という名辞は、第二次世界大戦後の1955年に創成された用語である。「跆拳道」の意味を語義から捉えてみると、「跆」は踏む、跳ぶ、蹴るなどの足技、「拳」は突く、叩く、受けるなどの手技、「道」は武道を意味している。つまり、「跆拳道」とは、武器や武具などを使わずに、素手や素足による高度な技法を駆使することを通して、心身両面を錬磨する武道である¹と、ひとまずは理解できることになる。

さらに、従来論議されてきた「跆拳道」の概念についてみてみると、以下の四つ、すなわち、①最広義の概念、②広義の概念、③狭義の概念、④最狭義の概念に区分することができるが、その具体的な内容は、以下の「表3」のようにまとめることができる。

表3. 跆拳道の概念²

最広義の概念	自己保護の本能で自然的に発生したのが跆拳道である。中国の跆拳道はカンフー、日本の跆拳道は空手であるとする、人類普遍的な「赤手空拳」を意味する概念として跆拳道という用語が使われることになる。
広義の概念	高句麗の跆拳道は「手搏」と呼んだ、新羅の跆拳道は「テッキョン」と呼んだとする場合、これまで韓民族が行ったすべての武術を意味する。
狭義の概念	1950年代、「テッキョン」に継承精神に基づいて結成された韓国の固有の武術で、一番一般的な用語である。
最狭義の概念	アマチュア競技跆拳道を意味する。「跆拳道」はこぶしで顔を打撃できない時期の定義である。

¹ ソウルオリンピック大会組織委員会編 (1988) 『跆拳道』ソウルオリンピック大会組織委員会、3-9頁。

² ジョン・ユジン (2001) 「跆拳道の2兄弟—WTFとITF」『マルス』5 (1/2) : 42-55.

つまり、最広義概念は人類普遍的な赤手空拳、広義概念は韓民族が行ったすべての徒手武術、狭義概念はテッキョンを継承する武術、最狭義概念はアマチュア跆拳道競技であると理解することができるが、広義に取る場合には、1955年以降にシステムとして整備され始めたという歴史的事実を逸脱し、「跆拳道」を徒手武術一般へと拡大解釈してしまうという概念上の問題があると言える。また、「跆拳道は韓国の武術（闘技）で、武器を使わずに離れて戦い合うことを基盤とし、打撃方式は足の技術を主要技とする技芸である」¹という定義もあるが、こうした概念は「跆拳道」の技法に着目したものと言えよう。

跆拳道の創始者である崔泓熙（チェ・ホンヒ）自身は、「跆拳道」についてどのように考えていたのだろうか。彼は、その著書『跆拳道百科事典』において、人間としてもっとも重要なのは、人類の福祉の為に何を残して死ぬかであって、人類と平和のために跆拳道を創ったとし、①礼儀、②廉恥、③忍耐、④克己、⑤百折不屈という五徳目を通して「跆拳道精神」を論じたうえで、技術習得より道徳的实践を重んじる最終の誓約として、①正義と平和のための勝利、②より美しい、より平和的な世界を目指すべきことを論じている²。

こうした崔泓熙の思想は、「跆拳道」を「勝敗を競う競技」としてより、彼が日本留学中に学んだ「武道精神」に寄り添ったものとして理解しようとしていることが窺われる。彼は、1959年に当時の「大韓空手道協会」を「大韓跆拳道協会」に改称し、「跆拳道」という名称の一層の普及をはかろうとしたが、しかし、1960年に李承晩政権が崩壊したのち、この名称問題は混乱状態に陥り、1961年に成立した朴正熙政権のもとで「大韓跆拳道（テスドー）協会」³に改称されることになる。

崔泓熙自身は、翌1962年に軍職を解かれ、マレーシア初代韓国大使に任命されたことに伴って韓国国外に出ることになるが、1964年に帰国すると「大韓跆拳道

¹ ソン・ヒョンスクほか（2005）「跆拳道の概念の定義に関する研究」『韓国体育学会誌』44（3）：57-69。

² 崔泓熙（1990, 1983）『跆拳道百科事典第一巻』朝鮮平壤外国文総合出版社、15-17頁。また、International Taekwondo Federation（2006）Taekwondo Philosophy. ITF Information（2008.3.5）、及び<www.tkd-itf.home.pl/pub_web/ver_eng/TKD_philosophy.html>参照のこと。

³ 「跆拳道」の「手」は「空手」の「手」であって、「跆拳道」という名称は、「跆拳道」と「空手道」を折衷したものである。

（テスドー）協会」の会長に就任し、「跆拳道（テコンドー）」という名称を復活させる活動を開始し、1965年に再び「大韓跆拳道（テコンドー）協会」への改称に成功している。しかし、翌1966年には理事らの不信任によって会長職退陣を余儀なくされるが、同年、アメリカ、西ドイツ（当時）、イタリアなど九カ国の承認を得て創設された「国際跆拳道（テコンドー）連盟（International Taekwon-Do Federation: ITF）」の初代総裁に就任する。「跆拳道」の国際的組織化の第一歩が記されたのであるが、しかし、崔泓熙は、朴政権のもと、1973年にカナダへ亡命する事態となり、その際、国際組織であるITF本部をトロントに移す措置をとったのである。

こうした事態を受けて、韓国では、同1973年に新たな国際組織である「世界跆拳道（テコンドー）連盟（World Taekwondo Federation: WTF）」を立ち上げ、その結果、「跆拳道」に関わる二つの国際組織が併存することとなった。この状況は今日におよんでいるが、跆拳道の英語表記に着目してみると、ITFでは‘Taekwon-Do’、WTFでは‘Taekwondo’となっていて、前者が‘Do’すなわち、「道」を強調していることは興味深い。初代総裁である崔泓熙の「跆拳道」思想を反映したものと考えられよう。

ITFにおける試合規定は、打突部位を制限するいわゆる「ライトコンタクト」制で、下段攻撃（ローキック）は禁止であるが顔面への拳攻撃は許されており、防具は手足のみの着用で、崔泓熙が学んだ日本の「空手」に近いシステムとなっている。一方のWTFでは、限定フルコンタクト制のルールが採用され、防具は手足だけでなく頭部や胴部にも着用し、下段攻撃や顔面への拳攻撃は禁止され、安全性が考慮されたよりスポーツ性の高い試合システムになっている。

実のところ、現在のオリンピック種目としての「跆拳道」は、「世界跆拳道連盟（WTF）」の系列によるものであるが、その「跆拳道精神」については次のように言及されている¹。

We can understand the philosophy of Taekwondo by doing

¹ キム・ドンギョほか（2004）「崔泓熙と金雲龍の跆拳道哲学と世界化の戦略」『韓国体育哲学学会誌』12（2）：364-383.

Taekwondo, and this understanding should lead to better understanding and enhancement of our life. … The principles of Taekwondo can be explained in several ways but here we will explain it simply with the principle of "Sam Jae" (Three Elements) and that of "Eum" (the Negative or Darkness) and "Yang" (the Positive or the Brightness). "Sam Jae" refers to "Cheon" (the Heaven), "Ji" (the Earth), and "In" (the Man) and the principles concerning them. In oriental countries, it has been recognized as the central principle that explains the changes of everything in the world¹.

われわれは、テコンドローの哲学をテコンドローの実践から理解することができる。この理解はわれわれの生活のよりよい理解や高まりへと導くべきである。… (中略) …テコンドローの原理についてはいくつかのやり方で説明できるが、ここでは簡単に「三諦 (Sam Jae : 三要素)」「陰 (Eum : 否定面あるいは暗黒面)」「陽 (Yang : 肯定面あるいは光明面)」という三つの原理で説明しておきたい。「三諦 (Sam Jae)」とは、「天 (Cheon)」「地 (Ji)」「人 (In)」とそれらに関する諸原理である。それは、東洋の国々において、世界のあらゆる変化を説明する中核的原理として認知されてきている。

要するに、「テコンドローの実践」が生活を豊かにすることに結びつき、その原理については、「三諦 (天、地、人)」「陰」「陽」という東洋思想を代表する概念を援用することで基礎づけようとしているのである。こうした試みは一種の「権威づけ」であるとみなすことができるが、次項では、跆拳道の競技性についてみてみることにする。

¹ World Taekwondo Federationの公式ホームページで公表されている「跆拳道哲学」の内容を抜粋したものであるが、以下の<http://www.wtf.org/wtf_eng/site/about_taekwondo/philosophy.html>を参照のこと。

第二項 跆拳道の競技性

跆拳道は、本来、基本動作、型、スパーリング（キョルギ）などで構成されて、これらを相互的に結びつけることで人格涵養などを図ろうとする意図を持っていた。前項で見たように、こうした思想は、ITFにせよ、WTFにせよ、ともに共有していると言えるのであるが、しかし、現代に行われている跆拳道は、「基本動作」や「型」が軽んぜられて、もっぱら「スパーリング」のみに特化した競技テコンドーが普及していると言ってよい。元国技院富院長のイ・ゾンウは、スパーリングの勝ち負けがスポーツとしての跆拳道を特徴づけていることは、たとえばサッカーが足でボールを蹴ることを、バスケットが手を上手く使ってボールを処理することを特徴としているように、跆拳道が手と足の双方を使って闘い合うならただの喧嘩のように見えてしまうことを避けるため、敢えて足を中心に攻めるスパーリングにさせた、と語っている¹。また、元々の跆拳道は自らを錬磨する武術であったが、道場の対抗試合を開く際、各道場の修練者がスパーリングをしたことがきっかけで、跆拳道の価値を高めるために競技化がはかられ、その結果、スパーリングにおける競争心が修練者たちの技術のいっそうの発展を招くこととなり、「手技」で勝負を決めるボクシングと自らを区別するため、「足技」に特化させて技術を磨くことになったと言われている²。

こうした発展の経緯は、跆拳道の競技規則に反映していると考えられるが、「表4」は、その変化過程を示したものである。

¹ 新東亜編（2002）『元国技院富院長のイ・ゾンウの「跆拳道の過去」衝撃的な告白！』2002年4月号、290頁。

² 上掲書、新東亜編（2002）、309-310頁において、座談内容を整理し、抜粋した内容である。また、現代に行われている跆拳道試合では手で相手を攻撃することが出来るが、初期の跆拳道試合においては手のわざが禁止された。

表4. 跆拳道競技規則の変化過程¹

年	主な内容
1962年	<p>得点部位：胸、脇、肩、顔（蹴り技）</p> <p>得点事項：こぶし攻撃1点</p> <p>蹴り技：顔攻撃時2点、その以外1点</p>
1967年	<p>得点部位：胸、脇、肩、顔（蹴り技）</p> <p>得点事項：こぶしによる攻撃1点等</p> <p>蹴り技：顔攻撃2点、跳び蹴り2点、跳び横蹴り2点、廻し蹴り2点等</p>
1974年	<p>得点部位：胸、脇、肩、顔（蹴り技）</p> <p>得点事項：顔（蹴り技）よろける場合2点、当たる場合1点</p> <p>胴体（こぶし、蹴り技）1点</p> <p>得点部位に当たらなかった場合でも、攻撃で相手が倒れた場合1点</p>
1977年6月	<p>得点部位：胴体、胸、両脇、腹（下腹は除外）</p> <p>顔（両耳を中心にし、顔の全面）</p> <p>得点事項：こぶし—完全に当たった場合1点、倒れた場合2点</p> <p>蹴り技—胴体に当たる場合1点、ダウン2点；顔攻撃1点、強く当たった場合2点、ダウンの場合3点</p> <p>攻撃者の両足が地面から飛んだ場合2点、強く当たった場合3点</p>
1977年10月	<p>得点部位：胴体～腹部、両脇</p> <p>顔：顔全面（蹴り技のみ許容）</p> <p>得点事項：こぶし、蹴り技いずれも1点</p>

この一連の過程を通して、跆拳道はスポーツ競技化への道を押し進めることになるが、1980年に入って国家政策として跆拳道国際化政策がとられることで、こうしたスポーツ競技化が一層促進されることになる。1990年代になると、こうし

¹ 跆拳道情報研究所編（2001）跆拳道競技の変化、134頁。また、2012年オリンピック種目に残るため、ポイントをもっと細分化した。たとえば、頭2点、胴体1点の単純なポイント制から胴体直線攻撃1点、胴体回転攻撃2点、頭直線攻撃3点、頭回転攻撃4点にかわった。

た過度なスポーツ競技化政策に対する反対意見も高まって、跆拳道本来の武道が持つべき本質を守ろうとする論議がなされている¹。また、本来の跆拳道において重要な位置づけがなされている「型（プムセ）」が、跆拳道のスポーツ競技化にともなって顧みられなくなっている現状を打破するため、「型」を中心とする競技大会を開催することや、跆拳道の思想的側面に着目した武道スポーツの提言などについても論じられている²。しかし、こうした動きも、「国際的競技化」への動向を押し留めるだけの勢力とはなっておらず、大勢は「スポーツ競技化」へ流れとなって突き進むのである。次項では、そうした国際化への道についてみてみることにしよう。

第三項 「テコンドー」³の国際化への道

1980年代以降、韓国は国を挙げて、「テコンドーのオリンピック競技化」を目指して邁進することになる。1973年に設立された「WTF (World Taekwondo Federation)」は、韓国国内における主導権を確立したのち、「テコンドー」を韓国の国技と位置づけ、国家を背景として学校教育から軍隊格闘技に至るまで強力な普及政策を推し進める。1980年代に入ると、連盟総裁の金雲龍（キム・ウンヨン）のもと、テコンドーのスポーツ競技化をはかることで国際化への道をひた走ることとなるが⁴、このテコンドー国際化政策は、いわば国家政策として押し進められたとあってよい。時の全斗煥軍事政権は、政権確保・維持を目的とする国家体育発展の政策としてテコンドーの世界化を求めたと言えるのである⁵。

こうした国家的な政策のもと、1986年のソウルアジア大会では、WTFテコン

¹ 京郷新聞（1992年9月28日付）「跆拳道、武道の素顔を取り戻す」

² イ・ジュシヨク、アン・ヨンギユ（2013）「跆拳道の徳率性に関する新しいパラダイムの提案」『韓国体育哲学会誌』21（1）：205-221.

³ 以下、スポーツ競技化された‘Taekwondo’を「テコンドー」とカタカナで表記することにする。

⁴ 京郷新聞（1981年11月4日付）「跆拳道示範の多様化」

⁵ イ・ムヒョン、ジャン・コン（2011）「オリンピックの種目としての跆拳道競技の変遷過程」『韓国スポーツリサーチ』22（1）：15-33.

ドーが正式競技種目として実施され、さらに1988年のソウルオリンピックでは公開競技種目として実施されて、全世界の人々に「テコンドー」を知らしめたのである。テコンドーは、次のバルセロナオリンピック（1992年）でも公開競技種目として実施されたのち、「得点」に関する客観化の指摘、テコンドーにおける独自技術不在の指摘などに対応することで、2000年のシドニーオリンピックでは、ついに正式競技種目として実施されるに至り、スポーツ競技種目としての国際的認知を確立したのである。

このように、テコンドーは1955年の誕生からごく短期間のうちに国際的な競技種目としての立場を確立することに成功したのであるが、オリンピックの正式種目として採用される際¹、①WTFテコンドーにおける男女それぞれ8階級制を4階級制に集約すること、②国ごとの選手出場枠を男女それぞれ2名までに制限すること、という競技開催上の変更が適用され、簡略化とともに競技母国である韓国のメダル独占を避ける措置がとられた。こうした措置は、テコンドーを国際化する上で必要な措置であったと考えられよう。

ただ、その後のオリンピック大会においても新たな問題が生じており、対応策が取られている。2004年のアテネオリンピックにおいては、柔道の場合と同様に、「ポイント」を守ろうとするだけで積極的に戦おうとしない試合進行が問題となり、2008年の北京オリンピックでは、膝を立てることで相手の攻撃を無力化しようとする反則の多発したことが問題となり²、さらには審判への暴行という不祥事も生じている³。また、2012年のロンドンオリンピックの際には、正式種目から外れるという危機に襲われたが、電子防具やビデオ判定の導入、試合場の縮小などによって、試合展開の迫真性を増大させるといった改善策によって、この危機を乗り越えている。

オリンピック種目として実施されるということは、そのスポーツ種目の国際性を保証するものとなるが、一方では、普遍的な国際基準を求められることでもあって、そうした要求には常に応えていかなければならないことになる。テコンド

¹ WTFテコンドーがシドニーオリンピックでの正式種目に決定したのは1994年のことである。

² 上掲書、イ・ムヒョン、ジャン・コン（2011）、33頁。

³ 2008年北京オリンピックの80kg以上級銅メダル決定戦、負傷したキューバ選手が治療時間1分を超え、規定に従って棄権敗を与えたが、審判の頭を足で蹴った事件がある。

一も例外ではなく、「普遍化要求」に対処すべく、規則改定の試行錯誤を重ねながら、国際的な競技スポーツとしての道を模索しているといつてよい。

「柔道」と「Judo」、「ベースボール」と「野球」において見られたような文化摩擦、あるいは文化相違主義が生む美的価値観の相違性などについては、「跆拳道」と「テコンドー」の場合、それほど論議の対象とはなっていない。そのことの原因のひとつとして、ITF（「道」派）とWTF（「競技」派）との路線対立が、韓国国内では、1973年以降、後者に一本化されていたことが上げられよう。テコンドーは、いわば国家政策として「競技スポーツ」路線を突き進み、オリンピック種目として「国際化」を実現すべくさまざまな対応策が取られてきたのである。したがって、韓国国内では、日本におけるような「柔道」と「Judo」の対立的論争は起こりえなかったのである。

現在の「テコンドー」をめぐる論議は、国際的なスポーツとして公認された以上、オリンピック憲章がうたっている「普遍的な倫理に基づく」「平和的な社会の建立」「どのような差別も存在しない」といった理念に基づき、グローバルなテコンドーの位相を造り出さなければならない¹、といった立場からの議論が目立つ。また、「足のボクシング」と形容されるようなテコンドーの競技特性をより高める方向でのルール改定や防具改良の必要性をめぐる議論²、さらに普及活動を促進するため、テコンドー師範の海外派遣³などが政策的に実施されている。テコンドーは、人間教育を標榜する武道路線ではなく、国際舞台において頻出する問題に対処しながら、ひたすら競技スポーツ化路線を突き進んでいると言えるのである。

以上、「柔道とJudo」「野球とベースボール」「跆拳道とテコンドー」を取りあげ、スポーツ構造論を踏まえながら文化的相違に関する考察を重ねてきたが、しかし、スポーツにおいて特徴的なことは、こうした文化的差異が厳然として存在するにもかかわらず、軽やかに国境を超えて対戦することが可能であるという事実である。宗教紛争に典型がみられるように、通常、価値観の違いは、時には命

¹ グ・ヒョソン (2001) 「跆拳道—民族主義から世界化へ—」『世界跆拳道学会誌』5:27-36. 特に、「五. オリンピックのスポーツとしての跆拳道」を参照。

² 上掲、キム・ドンギョほか (2004)、367-372頁。

³ 政府は1971年から15人、1972年36カ国に700余人の跆拳道師範を外国に派遣を始め今日まで至る (ジョン・チャンモ (2008) 「跆拳道の世界化過程に関する考察」『韓国体育史学会誌』13 (2):129-141参照)。

のやり取りをするような深い亀裂を生み出す原因となる。

しかし、スポーツの場合、厳然たる価値観の相違が存在するにもかかわらず、直接向き合って勝敗を競う「試合」が成立する。この事実は、一体、どのようなメカニズムに基づいているのだろうか。章を新たにして検討することとしたい。

第四章 カントの道徳哲学とスポーツ倫理の普遍法則

第四章 カントの道徳哲学とスポーツ倫理の普遍法則

第一章においてはスポーツ倫理学研究におけるモラルとルールとの相克性について、第三章においてはスポーツ内部における倫理観の相対性について検討した。要するに、当該文化の倫理観との摩擦・融合による汎世界的な普遍的価値観の必要性がある一方、一般倫理とスポーツ倫理の相克性から生まれる倫理的な問題について述べた。いずれも、これまで多くの議論がなされてきた倫理的な問題でもあるが、その核心的なことは相対性と相克性というご都合主義的な倫理判断にほかならないことである。スポーツ倫理をスポーツ倫理にたらしめるものは何かという問題に直面する時、しばしば変わる判断基準であるならば、スポーツ倫理とは何かについての明晰な概念が成り立たないだろう。つまり、例外を許さない自然法則のように、他の応用倫理学とはっきり区別できるスポーツ倫理の独自の倫理基準を探ることが優先である。多様多色な出来事が起こりうるスポーツの場において、その時々競技者や指導者の都合による解釈は、結果的にスポーツ倫理に一層の曖昧さを与えることに繋がるであろう。この章において、相対性・相克性の多様性をどうすれば克服出来るか、どのような方式でスポーツ倫理学の独自性を探ることが出来るかについて検討して行きたい。

第一節 従来研究の検討

現代の応用倫理学は倫理学の思想をその専門領域に適用することである。多くの領域からも確認出来るように、生命倫理学、環境倫理学、企業倫理学、教育倫理学など、スポーツ倫理学もその一種である。応用倫理学は、メタ倫理学や規範倫理学の成果を現代における実践的問題に適用し解決を図ろうとする分野であるが、スポーツ倫理学を応用倫理学の一部として位置づけることに異論はないにしても、問題は、スポーツ倫理学の方法論である。これまでの論議は、一般的な性格を持っている規範倫理学の成果を、スポーツ倫理といういわば特殊性を帯びた事例に、直接、適用することでその問題の解決を目指してきたと言える。こうしたこれまでのスポーツ倫理学に対し、アメリカのスポーツ哲学者ジューグラー（1984）は、「何よりも（根本的な）形而上学的な問いから始めなければならない（括弧内引用者）」¹として当時のスポーツ倫理学の現状を批判しており、また、友添等（1991）も「従来のスポーツ倫理学の傾向は人格陶冶の機能、倫理的逸脱状況に対しての提言しか出来なかった」²と批判している。こうした批判は、スポーツ倫理学が状況対処的な必要に迫られての課題解決を目指したために、スポーツにおける個々の倫理学的問題に通底する根本的な原理の解明を目指してこなかった現状に対するものと言える。つまり、これまでのスポーツ倫理的論議は、問題解決の方向性を教育的な人格陶冶の問題へとすり替えたり、あるいは単なる問題提起の段階に留まっていると言えるのである。

すなわち、既存の一般的な倫理学をそのままスポーツへ適用するのではなく、スポーツの文脈に密着しながらスポーツを巡る倫理的な問題の解決をもとめるべきことを示唆しているのである。また、マキントシュ（1979）は「直観論理によって善であると知っているだけでフェア・プレイの正当性について正当化することは出来ない」として、スポーツ領域の事例で明確にすることを試みな

¹ Zeigler, E. F. (1984) *Ethics and Morality in Sport and Physical Education: An Experimental Approach*. Stiples Pub Llc., pp.7-8.

² 友添秀則・近藤良亭（1991）「スポーツ倫理学の研究方法論に関する研究」『体育・スポーツ哲学研究』13（1）：39-54参照。

がら、これまでとは異なる他の倫理学を採用しなければならないと述べている¹。

われわれの立場は、スポーツの場において頻出する倫理問題や価値観の文化的相対性の問題に直面し、これらを解決する方法として、倫理・道徳に関する普遍理論の展開であるが、これまでのスポーツ倫理学の多くが、既存の一般倫理学における知見をそのままスポーツ事象に応用することにとどまっていた状況に対する批判を基点としているのである。川谷によれば、「スポーツ倫理学」とは、「スポーツ外在的道德規範を天下りの的にスポーツに適用・応用する試みではなく、スポーツの倫理をめぐる個別具体的な問いを（スポーツの論理への問いという）原理的な問いにまで遡って考察する（括弧内引用者）」ものであって、「スポーツの倫理を哲学する営み」であるとする²。

スポーツ界に生ずるさまざまな倫理的問題は、第一章と第三章でも述べたようにいわば価値観が交錯する場における事柄であるので、基準をどこに置くかによって解釈が大きく変わりうる可能性を常に持つ。確かに既存の一般倫理学の研究成果を参照しつつ、スポーツの分野にそれらを適用し分析することは、これまで潜在していた問題を顕現化する点において有益であると考えられるが、しかし、既存の成果をそのままスポーツ界における諸問題へ適用するだけではなく、スポーツの場において現れる独自の諸状況に密着しながら、スポーツを巡る倫理問題の解決を目指すこともまた必要であろう。

スポーツ倫理学を応用倫理学の一部門として位置づけるとしても、それが独自性を有する学問領域として自立しうるかどうかは、独自の問題領域に対し独自のアプローチ（方法論）を持ちうるのか、という点にかかってくる。すなわち、一般的な応用倫理学の理論をスポーツ倫理学に適用するとしても、スポーツ界における倫理問題の特性を、独自の視点から分析・考察するという根本的なプロセスが必要となってくるのである。

これに対し、友添（1991）などは、スポーツ倫理学の研究方法論の動向および研究方法論上の問題点を指摘しながらスポーツ倫理学の研究方法論を論ずる。方法論の不備・不足に伴う結論の不確定性、一般倫理学における方法論上の論争を研究方法論上の問題点として指摘する。この問題点は、倫理問題に直面した時にある倫理的な評価を下す際にどの原則を優先するかについての吟味と検証の不備、ある行為に対する倫理的判断を同一の原理によって説明するために

¹ ピーター・マキントシュ（水野忠文訳：1983）『フェア・プレイ』ベースボール・マガジン社、118-121頁。

² 川谷茂樹（2005）『スポーツ倫理学講義』ナカニシヤ出版、まえがきii頁。

はどのような倫理的原則を採るべきかの論争になり、結局、一定の決着を見いだすことが難しいと述べている。さらに、一般倫理学の方法論上の論争状況を熟知した上で、ある一定の見解に立つことを明確にすること、それぞれ方法論の有効性と限界を明確にし、それぞれの方法論の論理的整合性を無視しない範囲で、応用領域としてのスポーツに適った倫理的原則を設定してそれに則り研究する立場を主張する¹。

スポーツ倫理学にしばしば採用されている方法論は、①義務論的見解、②文化的相対主義、③目的論的見解、④メタ倫理学的見解という四つが挙げられる²。しかし、われわれが当面するスポーツ界における倫理的な問題は、あくまでもスポーツの場で独自の倫理学を成すことであるが、どんな倫理学の見解を採択するかに従って倫理判断が変わってくるものではない。換言すると、文化の相対性、道徳とルールとの相克性に従って倫理判断が変わりうることはこれまでの検討において確認出来たとしてもご都合主義的な現実を認めると、どんな行為でも道徳的に正当化することになろう。竹村ほか（2007）は、スポーツにおける行為の道徳性という側面に着目する場合、スポーツにおける行為も我々人間の行為である以上、スポーツ界独自の論理構造の枠を超えて、まず行為一般の道徳性について考えていく必要性があると論じ、カントが行為の道徳性について厳密かつ客観的に考察した哲学者であって、カントに依拠してスポーツ界の道徳性を述べた³。田村（2008）によれば、「スポーツ倫理学は既存の一般的な理論のスポーツへの適用という意味ではなく、スポーツの文脈に密着しながら、スポーツをめぐる倫理的な問題の解決を模索するという意味で応用倫理学の一分野であると言うことができるし、さらに、規範的な倫理学の一分野であるということが出来る」という定義⁴に照らしてみると、竹村ほかの研究は倫理学の思想のスポーツへの適用ではなく、スポーツ内部の問題に一般倫理学の思想を持ち込んで解釈し、結果的にスポーツの本質を放置して人間の行為自体だけを批判した。それは、いわゆる、スポーツにせよ医学にせよ、どんな領域の倫理的な問題もその領域の独特な構造を無視し、そのまま行為自体を一般的に分析

¹ 友添秀則・近藤良亭（1991）「スポーツ倫理学の研究方法論に関する研究」『体育・スポーツ哲学研究』13（1）：39-54。

² 同上、44頁。

³ 竹村瑞穂・近藤良亭（2007）「カント実践哲学からみるフェア・プレイの道徳性」『体育・スポーツ哲学研究』29（2）：139-149。

⁴ 田村圭一（2008）「まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み」『旭川医学大学紀要（一般教育）』24：16頁。

しようとする試みに過ぎないと言えるのである。

さらに川谷は、スポーツ倫理学の分野において、そもそも「(カントの) 法式によって何か有意義な認識が得られるのかどうかという点についても、懐疑的」(括弧内引用者)¹であると述べている。つまり、スポーツ倫理的における改良主義的解釈、すなわち、「あらゆる場面でなくとも、多くの場面で妥当する規則」というようにカントの法式を修正して「有効活用すればよい」とする解釈を批判する。そうした改良主義的に改変された法式は、「競技者倫理(スポーツマンシップ)と一般的道德規範とが対立した場合は、後者をできるかぎり尊重した方がよい」という、単なる常識的道德の勧めにすぎず、わざわざカントの定言命法を持ち出した割には、「実体は貧相なもの」と述べ²、これまでのスポーツ倫理学の多くが、既存の一般倫理学における知見をそのままスポーツ事象に応用することにとどまっていた状況に対する批判を基点としているのである。

スポーツ界の出来事ではないが、韓国で大きな問題となった事例を見てみよう。世界的レベルのクローン研究者で韓国初のノーベル賞(生理学・医学)が期待されていた黄禹錫(ファン・ウソク)教授(当時)の場合である。「ヒトの胚性幹細胞(ES細胞)を世界で初めて人工的に創成した」という彼の業績は、2005年、捏造されたものとして棄却されたが、韓国では、その過程で「卵子の不法売買」が大きな問題となっていた。すなわち、黄元教授が研究対象となる卵子を「(不法な) お金による売買」によって入手したことには倫理上の問題がある、と報じた韓国文化放送(MBC)に対し、「国益を損じた」として一般市民による視聴拒否、スポンサーへの不買運動が展開されたのである。

こうした運動を支えた考え方は、黄教授の業績は世界に先駆ける偉大なものであって(韓国初のノーベル賞への期待)、その成果によって数多くの人を救うことになるので、そのプロセスで不法な卵子売買があつたとしても許される、というものであろう。つまり、「目的が手段を正当化する」ということである。黄元教授のES細胞捏造問題は、もともと、医学界内部の問題であつたものが、こうした社会的な倫理問題を惹起し、さらには人間の尊厳性についての根本的検討を迫ることになったのである。

こうした事例、すなわち、ある分野における「不法性」が法的処理にとどま

¹ 上掲書、川谷茂樹(2005)、163頁。

² 同上、165-167頁。

らず、倫理問題として取り扱われることによって、ある種の激しい感情的反応をひき起こすという事態は、スポーツの場合であっても起こりうることである。例えば、ある選手のルールに反する行為が、罰則規定に基づいて処理されたにもかかわらず、観衆の激しい怒りを買ってしまうという事態である。カントの道徳哲学は、こうした問題を根本から考える視点を与えてくれると思われる¹。

カントは、自然界の秩序として普遍的・必然的な「法則」が存するように、さまざまな価値観が交錯する倫理的な世界にあっても、普遍的・必然的な「道徳法則」が成立するとみなし、その哲学的論証を試みている。彼は、従来の倫理学のように、無限な欲望や悩みなどの感情、あるいは習慣的経験など²を道徳的な行為の根拠とするのではなく、「理性的存在者」としての人間における内面的秩序において、そこに普遍的な法則を見出そうとしたのである。つまり、彼の理性に根拠を置いた「道徳法則」は、自然界における法則のような普遍的位相において捉えられているのである。このことをカントに依拠する理由としてあげて、次の節においてカントの道徳哲学についてまとめて行きたい。

¹ 前段で触れた目的と手段の関係について、カントは、「仮言的命法」及び「定言的命法」として考察している。すなわち、「行為がただ別のもののために手段としてのみ善い」場合が前者、「行為自体が理性に適合している意志において必然的」な場合が後者である（カント（1785）（平田俊博訳：2000）『人倫の形而上学の基礎づけ』（カント全集第7巻）岩波書店、44頁）。

² 以下の本論で触れるように、カントは、こうした感覚的欲望や習慣的経験を「傾向性、Neigung」と命名し、実践的理性と対立するものとしている。

第二節 カント 道徳哲学の論理構造

第一項 人間存在（「理性的存在者」）と道徳

われわれは、通常、生活をしながら道徳的に行為しよう、あるいは道徳的に行為しなさいという話をよく耳にする。たとえば、人がひとりもない深夜に赤信号であるにもかかわらず車で横断歩道を通り過ぎてしまう、あるいは警察の目がとどかないだろうからとスピード違反をしてしまうといった事例は、われわれの日常生活においてありがちなことである。こうした事例の場合、確かに「法令」に違反した行為ではあるけれども、摘発されない限り、罰則が科されることはない。しかし、発覚していないが故に法的問題にはならないとしても、道徳問題としては問われることになるだろう。また、法令を遵守して違反行為をしない場合でも、摘発されて罰点や罰金などを課されるのを避けるという意図が優先しているのか、あるいは、常に歩行者の安全を念頭におきつつ、そうすることが正しいからという自発的な法令遵守によるものなのか、行為判断の起因となる内面的な心持ちには確かに相違の存在することが認められよう。

このふたつの例をカントの道徳哲学によるならば、後者だけが道徳性を持つことになる。カントの道徳哲学は、道徳性の基礎を経験的な事柄ではなく理性に基づく普遍的法則に求めて、例えば、「道徳とは幸福やその他の目的を最大化するためのもの」とする功利主義を批判し、「道徳の最高原理とは何か」という実践哲学上の根本問題に取り組んだのである¹。通常、われわれ人間は、成長過程を通して得た無秩序的な諸経験に基づいて自分なりに正しく判断して行為しようとするが、道徳の観点に照らして道徳的な選択をするよりも、むしろ変わりやすい環境を読みながら便利な対応策を選択したり、個人の幸福や快楽の追求を求めたりすることになりがちである。カントは、こうした自然的な性向を持つ人間が追求する快楽や幸福が、はたして道徳的行為になりうるかについて

¹ マイケル・サンデル（鬼澤忍訳：2010）『これからの「正義」の話をしよう：いまを生き延びるための哲学』早川書房、138頁。

根本的な問題を提起したのである¹。

カントは経験的な習慣や感覚的欲望に基づいて判断したり行為したりする自然的な性向を「傾向性、Neigung」と命名し、「傾向性から注意深く避けることで善を行わなければならない」とする自らの心の呼びかけに素直に従うことを超経験的（ア・プリオリ、a priori）な本性であるとして²、人間を理性的存在者として認めるとともに、こうした傾向性を持ちながらも何らかの客観法則に従わなければならないとすれば、その法則は理性的存在者に対しては「命令」という法式を取らざるを得ないとして、それを「定言的命法」と命名した³。要するに、「意志に対して強要的である限り、（理性の）命令と言われる。そして命令の方式が命法と言われる」とし、「すべての命法は仮言的に命令するか、それとも定言的に命令するか、そのいずれかである」と命法をふたつの命令に分け、理性的存在者としての人間が命令の立法者になり、その人間は傾向性よりも道徳法則に従って行為することを主張したのである⁴。

カントは認識能力としての理論理性に対して、意志や行為を規定する理性を実践理性として位置づけ、道徳的な行為しようとする意志の方向付けに働く実践理性こそが道徳法則を立て、この理性は人間誰もが持っているとした。このことについてカントは次のように語る。

すべての道徳哲学は全くもって実践的認識の純粹な部門に依拠している。そして人間に適用されても、道徳哲学はいささかたりとも人間に關する知識（人間学）から借用することがなく、かえって理性的存在者としての人間にアプリオリな法則を与える⁵。

つまり、カントの道徳哲学は、経験的知識に依存している「人間学」に依拠

¹ カント（1785）（平田俊博訳：2000）『人倫の形而上学の基礎づけ』（カント全集第7巻）岩波書店、49-50頁。

² カント（1788）（坂部恵・伊古田理共訳：2000）『実践理性批判』（カント全集第7巻）岩波書店、228-230頁。

³ 上掲書、カント（1785）、41-43頁。

⁴ 同上、42-43頁。なお、「定言命法」と「仮言命法」の対比に関しては次項の「自然法則と道徳法則」においてまとめることにする。

⁵ 同上、8頁。

することなく、むしろ、理性的存在者としての人間に「アприオリな法則」を与えるものと見なされているのである。

カントは、こうした道徳哲学を構築する上で自らが取った方法について、次のように述べている。

（『人倫の形而上学の基礎づけ』において）私がとった方法が私には最も適切だと思われる。すなわち、普遍の認識から出発して認識の最上原理を決定するまで、分析的に進行する。それから再び道を引き返して、その原理の吟味と原理の源泉から、その原理が用いられている普通の認識まで、総合的に戻ろうというのである¹。

ここでの「分析的、analytisch」とは、条件付けられ根拠づけられたものから出発して原理へとさかのぼる過程を指し、「総合的、synthetisch」とは、逆に原理から帰結へ、単純なものから合成されたものへと立ち到る過程をいうのであるが、カントの道徳哲学は、なんらかの経験的事実に基づくのではなく、むしろ、あくまでも演繹的論理によって、経験的な現実問題を分析する理論的根拠を提示するものと考えられているのである。このことによってカントは、「道徳」を時や場所によって異なり得るような「行為規範」としてみなすのではなく、ちょうど、自然法則が自然現象の根拠となっているように、誰もがそれに従わなければならない「法則」として位置付けることを試みたのであって、「自分自身の快（好み）からして何かをしようと欲し、そのためにはわれわれに命令などは必要ではないと考えたりするならば、これはまだわれわれのふるまいの真正な道徳的格率、つまり人間としての理性的（存在）者のちまたにあるわれわれの立場にふさわしい道徳的格率ではない」²と言えるのである。

次項では、「自然法則」と「道徳法則」両者における類似性と差異性についてみてみることにしたい。

¹ 上掲書、カント（1785）、12頁。

² 上掲書、カント（1788）、242-243頁。

第二項 自然法則と道徳法則

前項にあげた例を再びあげて見る。安全運転をするために、われわれにとっては交通法規を守りながら運転をする。その結果として、ゴールド免許が与えられることになる。ここで、もしゴールド免許をもち続けたいならば、安全運転をするべきだと考えるタイプの人と、どんなことも考えずにそうすることが正しいが故に安全運転をするべきだと考えるタイプの人、ふたつタイプの人が存在すると仮定して見よう。前者は「もし～ならば、～する」ことに、後者は「無条件に～しなければならない」というように要約することが出来る。換言すると、「条件付き」であるか、それとも「条件なし」であるかということになる。因果法則に支配されて結果が出る前者に比べて後者は因果関係に縛られていない法則、つまり、カントの道徳法則である「定言命法」の一例に繋がる。ところで、普遍法則と言え、何よりももっとも一般的な法則は自然法則に他ならない。たとえば、石を岸の上から投げおろして落下しはじめてから何秒後にある点と他の点を通したとすれば、その重力加速度は物理公式に基づいて算出することができる。このように、自然法則は自然のありかたについての法則であり、あくまでも人間に対して適用できる法則ではない。要するに、自然のありかたの自然法則に対して人間のありかたの法則として時と処に関わりのない一般的な法則として道徳法則を想定し、その普遍性を検討したのである。カントは次のように語る。

自分の行為の信条が自分の意志によって普遍的自然法則になるべきであるかのように、行為しなさい¹。

自然法則を道徳法則のひきあいとして出して、「普遍的自然法則になるべきであるかのように」と断っている。自然法則とは例外がない法則であって、もしも例外が存在するなら、その時点から法則としての資格を失う。同様な方法でカントの道徳法則は例外がない法則として存在するために経験的な実質を完全

¹ 上掲書、カント（1785）、54頁。

に排除し、人間に対して形式を保つ普遍的な法則、つまり行為の道徳法則を規定しようとする試みである。佐藤は、カントの道徳法則を義務と関連づけながら、「人間の意欲と義務との関連はかぎりなく多様であるが、最も普遍的な義務は意欲を当為にかなうものとする義務、したいこととすべきことを一致させる義務、ということになる」¹と述べているが、カント自身は、

義務が私たちの行為にとって意味をもち現実的な法則立法を含むべき概念であるなら、こうした義務は定言的命法においてのみ表現されることができるのであり、仮言的命法においては決して表現されることができないということである²。

つまり、普遍的法則としての道徳法則は、「したいこととすべきことを一致させる義務」、「義務は定言命法においてのみ表現されること」に繋がり、定言命法が道徳法則として存在することを主張する。さて、定言命法と対比される仮言命法が存在する。カントは、仮言命法とは「したいこと」と「すべきこと」が一致しないから道徳法則にならないと言う。前節において挙げたように、カントは、「義務」から生ずる「定言命法」を「仮言命法」に対比し、「すべての命法は、仮言的に命令するか、それとも定言的に命令するか、そのいずれかである」³とする。また、その次に「行為がただ別のもののために手段としてのみ善いのだとするなら、その場合、命法は仮言的にある。だが、行為がそれ自体で善いと表象されるなら、従って行為が、それ自体が理性に適合している意志において必然的であり、意志の原理であると表象されるなら、その場合、命法は定言的である」⁴と論じる。

さらに、仮言命法と定言命法の対比は、意志の「自律」と「他律」の対比からも同様に扱うことが出来るだろう。カントから引用し、その対比について論を進めて行く。

¹ 佐藤俊夫（1989, 1960）『倫理学』東京大学出版会、116頁。

² 上掲書、カント（1785）、59頁。

³ 同上、43頁。

⁴ 同上、44頁。

人倫性の原理が定言的命法でなければならないことがはっきりし、しかもその定言命法が命令するのが、まさにこの自律であって… (後略)¹

意志の何らかの客体の性質のうち法則を求めるなら、いつでも他律が現れてくる。… (中略) …傾向性に基づくものであれ、はたまた理性の諸表象に基づくものであれ、ただ仮言的命法を可能にするだけである²。

上記によれば、意志を定めること、その意志が実践理性の法則に従うかどうかの問題に繋がる。要するに、理性的存在者が「経験的に制約された法則のもとに」³存在するなら他律になり、「経験的制約から独立し」⁴て存在すると、「自律の法則」である「道徳法則」になる。定言命法と仮言命法の対比に続き、二つの対比がここで生まれてくる。行為の動機の側面と意志の根拠に関する対比であり、次のように二つに分けることが出来よう。

動機：義務—傾向性

意志：自律—他律

命令が「定言命法」「仮言命法」に分かれ、行為の動機が「義務」にあるか、その根拠が「傾向性」にあるかになり、また、意志決定において自然的欲望に拘束される「他律」であるか、普遍的な道徳法則を立て従う「自律」にあるか、という対比が出来よう。つまり、自然法則があらゆる自然現象を支配する根拠となっているのに対し、道徳法則は、あらゆる人間行為が道徳的に問題のないように社会生活の都合から人間がアポステリオリに作り上げてきたものではなく、理性的存在者としての人間にアプリオリに備わったものといえるので

¹ 上掲書、カント (1785)、82頁。

² 同上、83頁。

³ 上掲書、カント (1788)、184頁。

⁴ 同上、184頁。

ある。また、人間は個々の経験的な日常において、幸福が増えるように行為することは当然のことと言えるが、「命令」「動機」「意志」に関して普遍的な道徳法則に反しないように、積極的に「義務」「自律」「定言命法」に一致するように行為しなければならないということになる。

また、カントの特徴的なところは、この普遍的な道徳法則を、経験的なレベルにおいて捉えるのではなく、アプリアリなものとして捉えるところである。この法則は人間であるなら、すべての人々が同じように行為することができ、結局、「自由の信条がまるで自然法則にあるかのように、自由の信条に従って慎重に行動するなら、ただそのときにのみ、目的自体たちそれ自身の普遍的な国に成員として属することが出来る」¹と結論しているが、ここで言及されている「自由」については次節において述べて行くことにしたい。

第三項 自由と人格

自由の概念は、「意志の自律を解明する鍵」²であり、また「自由が理性的存在者すべての意志の特性として前提されなければならない」³と述べ、「自由の概念の下でしか行為できない存在者は誰でも、まさにそうであるがゆえに実践的見地からすれば現実に自由である」として自由の概念を意志に結びつけている。また、「理性と意志とを授かったおのおの存在者に、自分を自らの自由の概念の下で行為するように決定するというこの特性を付与せざるをえない」⁴ので、自由の概念を「前提としたことから、一つの（行を規定する）行法則の意識も生じる」⁵ことから「私たち自身が普遍的に法則を立法」⁶しなければならないとする。

自由の概念は、厳密に、「道徳法則を、つまり意志の自律の原理そのもの」⁷を

¹ 上掲書、カント（1785）、114-115頁。

² 同上、90頁。

³ 同上、92頁。

⁴ 同上、94頁。

⁵ 同上、94頁、括弧は引用者の解析。

⁶ 同上。

⁷ 同上、95頁。

前提することになり、「一切の経験的関心を捨て去る」¹ならば、「感性界の決定された諸因果から独立」²することが自由であって、「感性界での理性的存在者の行為は別の表象によって決定されたもの」³と見なすことで「行為は純粹意志の自律という原理に完全に適合」⁴しなければならないとする。それで「したい」という意欲より、「すべき」という行為の必然性を「人間は、自分自身の意志の因果性を、いつかなる時でも自由の概念の下でしか考えることが出来ない」⁵ことを自由の理念の成立のために何かを求めて義務づける。次に自由の理念の成立根拠について述べて行く。

理性は感性界と悟性界とを区別し、「ある時は、感性界に属する限りで、自然法則（他律）の下にあり、次いで、叡智的世界に属するものとしては、自然から独立した、経験的ではなくてただ理性だけに基づいている法則の下にある」⁶のでカントはそこでその法則として定言的命法を立てて定言的命法がどのようにして可能であるかという問いに取り組む。

カントは、理性的存在者としての人間は、自分を「叡智者」として「悟性界の一員」として数えるとともに、一方では、「感性界の一断片」であることも意識していると述べる⁷。「感性界の断片」としては、「私のすべての行為はまったく欲望や傾向性という自然法則に適合して、したがって自然の他律に適合して理解されなければならない」のに対し、「叡智者」としては、「感性界に属する存在者のままではあるにせよ、それでもやはり悟性界の法則に服従」しており、「自由の理念の中にその法則を含むところの理性に服従している」のであって、それゆえに「意志の自律に服従していると認識しなければならないであろうし、その結果、悟性界の法則を自分にとっては命法だと、またこの原理に適合する行為を義務だと、見なさなければならないであろう」⁸とした上で、次のように述べる。

¹ 上掲書、カント（1785）、95頁。

² 同上、99頁。

³ 同上、101頁。

⁴ 同上。

⁵ 同上、99頁。

⁶ 同上。

⁷ 同上、100-101頁。

⁸ 同上、101頁。

定言的命法が可能なのは、自由の理念が私を叡智的世界というものの一成員にするからということになる。それで、もしも私が叡智的世界の成員というだけなら、私のすべての行為はいつでも意志の自律に適合しているであろうが、しかし私は自分を同時に感性界の成員として直感するのであるから、適合するべき、ということになる。この定言的な「するべき」が一個のアプリオリな総合的な命題を表すのは、感性的欲望によって触発される私の意志の上にさらに、ほかならぬその意志の理念が、とはいえ悟性界に属する純粹な、それ自身だけで実践的な意志の理念が、付け加わるからであり、そしてこうした実践的な意志が理性に従って、感性的に触発される私の意志を制限する最高の条件を含んでいるからである¹。

カントは、人間性について、感性的存在者と理性的存在者という「二面性」、あるいは「二重性」を認めている。もし、人間が理性的存在者としてのみ生きているのであれば、そもそも、「～すべし」と命令する「確然的＝実践的原理」としての「定言的命法」は不必要であろう。こうした命法が道德原理として必要とされるのは、われわれ人間が感性的欲望によって触発される「傾向性」から逃れ切ることができないからである。こうした生理的欲求や欲望は、人間存在の外部にある自然法則に支配された「他律的」なものであって、そこに「自由」を認めることはできない。「定言的命法」は、人間がこうした感性界に属する次元での意志を制限し、「アプリオリな総合的な命題」として立ち現れているのであるが、「自由」はその根拠として位置付けられているのである。「誰しも傾向性から自由でありたいと願うことによって期待できるのは、欲望の楽しみではなく、したがって自分の何らかの現実の傾向性や、そのほか考えられる限りの傾向性を充足させる状態ではなく、…(中略)…かえって自分の人格(Person)の内的価値が増大すること」²にあると言えるのである。

ただし、カントは、「この自由は経験概念ではないし、また経験概念であることもできない」³と言う。「自由は理性の理念にすぎずその客観的实在性自体は疑わしい」のであるが、それでも「ごく普通の人間理性と同様、理屈をこねて自

¹ 上掲書、カント (1785)、101-102頁。

² 同上、102頁。

³ 同上、103頁。

由を否定し去ることは不可能」であって、「人間理性は、同一の人間の行為の自由と自然必然との間には何ら真の矛盾が見いだされないということを、確かに前提せざる」を得ず、「自然の概念と同様に自由の概念も放棄できない」というのである¹。ここには、「理性的存在者＝自由」および「感性的存在者＝自然必然」という対比を看取できるが、「自由」は、「自然必然」のもとにはない「理性的存在者」の属性あるいは根拠として位置付けられているのである。

前段における引用において、カントは、「自由」が「人格の内的価値の増大」に繋がるとしているのであるが、そもそも「人格、Person」とは、「理性的存在者」の別名であった²。「人格は、客体的な目的」であって、「それ自身現に存在すること自体が目的である者」³とされているが、要するに、理性的存在者としての人間は、意志に基づいて道德法則の命ずる道德行為を實踐理性にもとづいて自由に行為する主体が「人格」と呼ばれるのである。換言すると、カントが言う「人格」とは、「全自然のメカニズムから自由であり独立」⁴であると同時に、「自分自身の理性によって与えられた純粋な實踐的法則につき従っている存在者の能力」と見なされている⁵。こうした「人格」は、「それ自身が目的自体であるがゆえに必然的に誰にとっても目的であるものの表象から、意志の客体的原理を形成する原理、したがって普遍的な實踐的法則として役に立つことができる原理でなければならない」ことから、次のような「實踐的命法」、すなわち、「自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を、自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい」という命法が導き出されるのである⁶。

以上、カントの道德哲学における基本概念についてみてきたが、次節では、こうした基本概念が、われわれのスポーツ倫理学における普遍原理を導きうるのかどうかについて検討してみたい。

¹ 上掲書、カント（1785）、104頁。

² 同上、64頁。

³ 同上。

⁴ 上掲書、カント（1788）、249頁。

⁵ 同上。

⁶ 上掲書、カント（1785）、65頁。

第三節 スポーツにおける道徳法則

第一項 規則と法則

第二節において、カントの道徳哲学における主要な諸概念について検討したが、本節では、これらがスポーツ界にどのように適用することが出来るかを検討して行きたい。そのため、「自律—他律」「義務—傾向性」「定言命法—仮言命法」に加えて、「規則—法則」というもう一对の概念を取りあげたい。少し考えればわかるように、太陽が東から昇って西へ沈むということは「規則」ではなく「法則」として捉えられる。一方、授業に遅刻してはいけないことは「法則」ではなく「規則」になろう。このように日常生活においても「規則」と「法則」とは容易に区別することが出来るものである。では、カントの道徳哲学において「規則」と「法則」とはどのように相違するのであろうか。次の引用箇所を見てみよう。

法則というものは、それが道徳的に妥当するべきであるならば、つまり、責任の根拠として妥当するべきであるならば、絶対的な必然性を伴わなければならない。例えば、嘘をついてはいけない、という命令は、決して人間にだけ妥当するものではない。もっとも、他の理性的存在者はその命令を気にかけるまでもないであろう。…(中略)…したがって、ここで責任の根拠は、人間の本性や人間が置かれている世界内の境遇に求められてはならず、アプリオリにただ純粹理性の諸概念にのみ求められなければならない。それ以外の、単なる経験の諸原理に基づく指令はいずれも、それどころか、ある面では普遍的な指令でさえも、それがほんの少しでも、恐らく運動根拠に関してだけでも、経験的な根拠に基づいているなら、実践的な規則ではあるにしても、とうてい道徳的な法則

であるとは言えない¹。

引用した箇所によれば、われわれの日常生活を制約しているさまざまな「規則、Regel」、つまり、時と場所によって千差万別である相対性を特徴とする諸規則とはまったく位相の異なる普遍的・必然的な「法則、Gesetz」の基礎づけをカントは目指しているのである。

さらに、カントは「定言命法が法則のほかに含むのは、法則に適合するべきだという信条の必然性しかない」²として、定言命法を構成するふたつの要件、すなわち、主体的原理である「信条（格率）」と客体的原理である「実践的法則（道徳法則）」をあげる。そして、定言命法を「信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい」³と書き加える。その上で、それらに関して次のように自らに注釈をつけている。

信条（Maxime）は、行為するための主体的な原理であって、客体的な原理から、つまり実践的法則（das praktische Gesetz）から、区別されなければならない。信条が含むのは、理性が主体の諸条件に応じて（しばしば主体の無知や傾向性にも応じて）決定する実践的規則（die praktische Regel）であり、それゆえ信条は、主体が行為する際に従う原則である。ところが、法則は、客体的な原理であって、どの理性的存在者にも妥当し、また、どの理性的存在者も行為するべき際に従わなければならない原理、すなわち命法、なのである⁴。

われわれの関心からすると、主体が行為する際に従う原理が「規則、Regel」とされ、行為するべき（sollen）従わなければならない原則、すなわち命法が「法則、Gesetz」として明確に区別されていることに注目する必要がある。ここで、

¹ 上掲書、カント（1785）、7-8頁。

² 同上、53頁。

³ 同上、53-54頁。

⁴ 同上、53頁におけるカント自身の「原注」に拠る。

本節に適応するスポーツ世界に注目し、考察を進めたい。無論、カントが展開している考察は一般的な世界を対象とするものであって、われわれが考察している特殊な「スポーツ世界」¹を対象とするものではない。スポーツ世界とは、第二章において検討したように、一定のルール（知的契機）が支配する中で、さまざまな価値観（感性的契機）が交錯しながらも、種目ごとに規定された独特の運動機能（身体的契機）を駆使して勝敗を決しようとしている世界で、可視的な位相（スポール現象）を「ゲーム、game」と規定することができる²。スポーツ現象としての「ゲーム」は、われわれの目に見えるような形で存在しているが、その深層の仕組みである「スポーツ構造」を考察してみると、すでに見たように、一般社会と異なる倫理的な原理が存在しているのである。

その場合、川谷が言うように、はたしてカントの理論によって「有意義な認識が得られるのかどうか」³といった問題が生じて来るのである。確かに、カント理論のスポーツ世界への単純かつ直接的な適用は、実りある成果を望めないだろう。しかし、カントの道德哲学が普遍性を持つのであれば、特殊な「スポーツ世界」に対しても理論的有効性を持ちうるのではないか、とも考えられる。つまり、カント理論の内容をそのままスポーツ世界に採用するのではなく、カントの理論が組み立てられている論理の形式性に着目することによって「スポーツ世界」における普遍的法則を探ろうという試みに対しては、なお、その可能性が残されていると言えるのである。

一方、第三章において論じた内容によれば、文化的相対主義の立場から見ると、「それぞれの価値観は等価である」というにとどまり、対立する価値観を克服する普遍的法則を提示することは出来ない。カント自身も、人間という存在が、「それ自身としては実に多くの傾向性（Neigung）に触発される」ので、なかなか「理念を自分の生き方のうちで具体的に活動させることができない」⁴ことを認めている。しかし、一方で、カントは、人間が法則的に必然性を認識したり打ち立てたりすることのできる「理性的存在者」であることも洞察してお

¹ ここでスポーツ世界とは、佐藤臣彦（1991）の「スポーツ現象」と「スポーツ構造」とを統合した概念として規定する。

² ここで定義された「スポーツ世界」という用語は、「スポーツ界」という用語を区別する。スポーツ界は、選手、指導者、スポーツ団体関係者、スポーツイベントのプロモーター、スポーツ用具・用品の開発者や販売者などなど、スポーツに関わって構成された社会的諸関係を指す用語として用いる。

³ 上掲書、谷川茂樹（2005）、163頁。

⁴ 上掲書、カント（1785）、8頁。

り、何ごとかを行為するという位相にあっては、「理性が実践的能力として、すなわち意志 (Wille) に影響を与えるべき能力として、私たちに配分されている」¹ともしているのである。

つまり、カントが言う「傾向性」が「規則」に、(必然性を認識する)意志が法則に繋がると言える。スポーツ世界では、日常世界ではありえないような高度で精緻な身体技法が駆使されつつ、勝敗が競われている。しかし、反面、この世界は極めて繊細かつ微妙なものであって、ゲームがいかに白熱していたとしても、たとえば、猫が一匹コートに侵入してきただけでも中断に追い込まれてしまうような脆弱性を持っている。こうしたスポーツ世界に、選手たちは、さまざまな個人的思惑をもって参加している。ある者は富であったり、ある者は名誉であったり、ある者は功名心であったりなどなど、カントの言う、まさに一人一人の「傾向性 (慣習的な欲望)」、つまり、個人的な「価値観」がぶつかり合う世界でもある。もし、これらの傾向性 (価値観) が直接衝突するだけのことであるなら、繊細微妙なスポーツ世界はたちまち崩壊してしまうことになるだろう。しかし、現にスポーツ世界は、オリンピック・ゲームやサッカーのワールドカップのような地球規模での試合を筆頭として、大小様々に実施されており、そうした事実は、選手だけでなく、われわれも観衆としてそれを容易に確認することが出来るのである。

しかし、それは一体、なぜ可能なのであろうか。何が現実に存在している厳しい価値観の相克を超えて、スポーツ世界 (ゲーム) を成立させているのであろうか。このことは、前述したカントの「意志」からその根拠を探ることができると考えられるのである。

「意志」とは、「何らかの法則の表象に適合して行為するように自分自身を決定する能力」で「理性的存在者にのみみいだされる」ものであったが、カントは、この意志の自己決定の客体的な「目的」を「形相的目的」とし、個人個人が任意に設定する目的を「質料的目的」として両者を区別した上で、前者を上位に置く²。また、すでに見たように、理性的存在者は「人格」とも命名され³、「法則を立法する存在者」として単なる自然的存在者すべてに優越する尊厳をもった存在であるとされている⁴。自然的存在者としてのわれわれ一人ひとり

¹ 上掲書、カント (1785)、17頁。

² 同上、63頁。

³ 同上、64頁。

⁴ 同上、79頁。

設定する「主体的な目的の実存は私たちの行為の結果であって、私たちにとって価値を持つだけ」であるのに対し、「人格は、客体的な目的」であり、「それ自身現に存在すること自体が目的である者」とされるのである¹。

スポーツ世界において活動している選手は、何らかの行為をなそうとする場合、自らの行動指針、すなわち「信条 (=格率)」に基づいてなすのであるが、そうした場合、同様に自らの「信条」に基づいて行為する他者との軋轢はさけられないことになる。カントは次のように言う。

どんな行為も従わなければならない信条とは、ほかでもなく、信条が普遍的法則であることが、当の信条とも両立できる信条であり、それゆえ、意志がみずからの信条を通じて自分自身を同時に普遍的に法則を立法するものだと見なすことのできる信条だけである。それで信条(格率)がその本性からしてすでに、普遍的な法則を立法するものである理性的存在者の客体的な原理と、必然的には一致しないのなら、いま示した意志の原理に従う行為の必然性は、実践的強要と呼ばれる。すなわち、義務と呼ばれる。義務は目的の国の元首にはふさわしくないが、それでも確かに、おのおのの成員には当然に帰属するのであり、しかも全員に一律に帰属するのである²。

先に見たように、カントにおける「規則」と「法則」との概念的相違を念頭に置いて対比的に見るならば、個人個人のさまざまな傾向性(価値観)を「規則」として捉えることができ、選手一人ひとりの個別性に該当していると言える。繊細かつ微妙なスポーツ世界におけるこうした多様な傾向性の存在、つまり、さまざまな「規則」の併存は、第一章および第三章においてみてきたように、スポーツ世界の存立を不定化する要素となり得るだろう。スポーツ世界が存続するためには、その世界を支える普遍的法則の必然性は要請することになり、またその法則は意志の原理に従う行為の必然性を伴う「義務」を強要することになるはずである。そして、その「義務」は法則に対する尊敬に基づく

¹ 上掲書、カント (1785)、64頁。

² 同上、73頁、括弧は引用者の解釈。

カントは言うが¹、これについては、次項において述べて行く。

第二項 義務と命法

前項において、「規則」と「法則」とを対比的に見て、「法則」の存在をこれまで検討してきた諸概念によって述べてきた。しかし、その「法則」を実行する力がなければ、「法則」としての意味が失われることになってしまうだろう。そのため、カントは「法則」の実行のために努める力となる「義務」を強要する。

義務とは、法則に対する尊敬に基づく行為の必然性である。するつもりでいる行為の結果である客体に対して、なるほど私は傾向性をもつことができるが、しかし、その客体を決して尊敬できない。…（中略）…単なる法則だけが、尊敬の対象でありえ、それゆえまた命令たりうる。だから義務に基づく行為は、傾向性の影響を、またそれと共に意志の対象をことごとく、完全に分離すべきである。そうすれば、意志を決定するものとして意志に残されるのは、客体的には法則以外になく、主体的にはこの実践的な法則に対する純粋な尊敬以外にない。従って、私のすべての傾向性を犠牲にしてもそうした法則に服従しようとする信条だけが残る²。

また、カントは自ら、「信条（格率）」に関して注釈をつけ、次のように書き加えている。すなわち、「信条とは、意欲の主体的原理である。これに対して、客体的原理は（すなわち、理性が欲求能力を完全に支配するとすれば、すべて理性的存在者にとって主体的にも実践的原理として役に立つであろう原理は）、実践的法則である」³として、「信条＝主体的原理」および「実践的法則＝客体的

¹ 上掲書、カント（1785）、23頁。

² 同上、23頁。

³ 同上。

原理」という図式を提示し、「信条」と「実践的法則」とが「義務」を構成する要素であることに言及している。また、「客体的に必然的だと認められる行為は主体的には偶然的であり、また、そのような意志を客体的法則に適合するように決定することは強要である」¹とし、「客体的原理の表象は、意志に対して強要的である限り、(理性の) 命令と言われ」、その「命令の方式が命法」であるとしている²。要するに、それぞれ勝手な信条に基づいて行為しているわれわれを客体的法則(道徳法則)に適合させるには、「強要」という形をとらざるを得ないのであって、こうした強要が、「命令、Gebot」³にほかならないのであり、その「命令の方式、Formel」が「命法、Imperativ」⁴であって、こうした「命法はすべて、するべき(sollen)という言葉によって表現される」ことになるのである。このことは、次の引用箇所によって確認することが出来る。

義務は、感情や欲動力や傾向性には全く依拠することがなく、ただたんに理性的存在者たち相互の関係にのみ依拠している。そしてこの関係においては、一個の理性的存在者の意志はいつでも同時に法則を立法するものとして見なされなければならない。そうでないと、その理性的存在者が義務を目的自体それ自身として考えることができなくなるからである⁵。

上記の引用箇所では、「義務」が目的自体それ自身として考えられることが求められ、理性的存在者の意志については、いつでも同時に法則を立法するものとして見なすべきことを求めている。そのため、カントは「もしあるとしたら」、理性的存在者が「実践的な法則が存すること」⁶、また「自身が目的自体として実存するのであり、ただあれこれの意志が任意に使用する手段としてだけ実存

¹ 上掲書、カント(1785)、41頁。

² 同上、42頁。

³ カントにおける「命令、Gebot」とは、「傾向性に逆らっても服従しなければならない法則」のことを指す(同上、47頁参照)。

⁴ すべての命法は、仮言的に命令するか、それとも定言的に命令するか、そのいずれかである(同上、43頁参照)。

⁵ 同上、73頁。

⁶ 同上、63-64頁。

するのではなく、むしろ自分のすべての行為において、その行為が自分自身に向けられる場合も他の理性的存在者に向けられる場合も、いつでも同時に目的として見なされなければならない¹と述べて、「命法」の絶対性を主張し、以下のような「実践的命法」を提示するのである。

自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を、自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい。²

こうした命法は、すべて、行為を決定する方式であるが、「行為がただ別のもののために手段としてのみ善い」場合は「仮言的命法、hypothetischer Imperativ」となり、「行為自体が理性に適合している意志において必然的であり、意志の原理であると表象される」場合には「定言命法、kategorischer Imperativ」となる³。無論、「道徳法則」にとって重要なのは、後者の「定言命法」である。

要するに、カントが言う「定言命法」とは、個人的な感情や経験といった「傾向性」に馴染んで判断しがちな人間において、「行為自体が理性に適合している意志において必然的」⁴であるような無条件的な行為原理である。こうした命法は、主観的で個人的な次元での行為原理である「信条（格率）、Maxime」とは別のもので、「生理的・心理的な諸制約からは独立」した客観的妥当性を有しているとされている⁵。そして、義務の普遍的法則として「自分の行為の信条（格率）が自分の意志によって普遍的自然法則になるべきであるかのように、行為しなさい」⁶というテーゼを定立するのである。

われわれの関心からすれば、このような諸概念の把握、つまり、一般世界における倫理論をスポーツ世界にどのように適用できるのか、そしてスポーツ世界においても、カントが言う普遍的な法則が普遍法則として存在しうるか、ということである。つまり、スポーツ世界における誰に対しても「強要」出来る

¹ 上掲書、カント（1785）、64頁。

² 同上、62頁。

³ 同上、44頁。

⁴ 同上。

⁵ 上掲書、カント（1788）、146-147頁。

⁶ 上掲書、カント（1785）、54頁。なお、括弧内引用者。

ようなスポーツ的な「定言命法」を提示することが出来るかということに帰結するのである。このことについては、次の最終節において検討することにした。

第三項 スポーツ世界を支える普遍法則

われわれはすでに、第二章において、現実に見える現象として展開している「スポーツ世界」を根拠づける客体として、「スポーツ構造」に言及してきた。このスポーツ構造は、スポーツに関わる一人ひとりの個人的思惑に左右されることのない、自立的・自律的な疎外態であったが、この「スポーツ構造」こそ、「スポーツ世界」をそれに基づいて現象させることになる必然的な客体的原理、すなわち、選手が行為する際に従うべき (sollen) 「法則、Gesetz」として位置づけ得るのである。従って、スポーツ世界における「定言命法」は以下のように提示することが出来るであろう。

スポーツ選手は、自らを主体とし、スポーツ構造という法則的客体に基づいてゲームを構成し、かつ成就させることを目的として行為するべきである。

スポーツ世界の定言命法を、ここで「スポーツ的定言命法」と名付けるとすれば、このスポーツ的定言命法には、カントの言う二つの条件、すなわち、「法則」と、各自がそれに基づいてゲームを成就させようと意欲する主体的原理としての「信条 (格率)」がともに含まれており、定言命法としての資格を備えていると言えよう。また、カントの道徳哲学を構成する主要な概念、すなわち、「意志」「目的」「人格」「義務」などについてもすべて含意していると言える。まず、「意志」は、「スポーツ構造」という法則的客体に基づいてゲームを構築し成就させるように自分自身を決定する能力であると言える。「目的」については、「スポーツ構造」に基づくゲームの構築と成就ということになり、「人格」は「スポ

「スポーツ構造」を創成する理性的存在者¹ということになるだろう。さらに、「義務」については、「スポーツ構造」という法則を尊重してスポーツ世界を構築しようとする行為の必然性にほかならない。

カントの言う「意志」「目的」「人格」「義務」のそれぞれは、何らかの法則の表象に適合して行為するように自分自身を決定する能力（意志）、意志の自己決定の客観的根拠（目的）、法則を立法する存在者（人格）、法則に対する尊敬に基づく行為の必然性（義務）であったが、上にみたように、これらの諸概念は、「スポーツ的定言命法」においても概念的構成要素となっていると言え、スポーツ世界における「道徳法則」としての資格を十分に具えていると言えるのである²。

このことを踏まえることで、従来、スポーツ世界を貫徹する第一原理とも言われてきた「勝敗の決定」の位置づけも明らかになるだろう。カントによれば、定言命法が問題とするのは「行為から生ずるはずの成果ではなく、行為が形づくられる原理であって、行為そのものは、結果として出て来る」³とされる。この原理に従えば、ルールという規則（Regel）に基づく「勝敗の決定」は、スポーツ的定言命法における問題ではないし、道徳性について是非判断の範囲を超えたことになるだろう。ゲームの成果である「勝敗の決定」は、あくまでも「規則Regel」のレベルにおける事象として立ち現れるのであって、選手たちが等しく求める「勝利」というものは、スポーツ的定言命法という「法則、Gesetz」を前提とすることで初めて可能となる「結果」であると言えるのである。

また、反道徳的行為としてもっともよく言及されているドーピングに関して、同様に把握することが出来よう。スポーツにおいて、ドーピングは自分の能力を向上させるため、また試合に勝つためというふたつの目的のために犯されるのであるが、薬物に屈服するかどうかは、おそらく選手の意志にかかっている⁴。ドーピングに手を染める選手は、規則に則って行為しようとするのでは

¹ スポーツ構造は、疎外態として一人ひとりから独立した存在性を持っているが、社会の法律の場合と同様、それが創成させる時には現実の人間によって可能である。また、スポーツ世界が成り立つには、本論で限定したスポーツ構造論によって感性的契機のみではなく、身体的契機（運動形式）、知的契機（ルール、作戦など）が必要となることは言うまでもない。

² 道徳法則の根底に担保されている「自由」についても、「スポーツ世界」が成立する上での前提とみなされなければならないことは無論のことである。

³ 上掲書、カント（1785）、46頁。

⁴ シェリル・ベルクマン・ドゥルー（川谷茂樹訳：2012）『スポーツ哲学の入門—スポーツの本質と倫理的諸問題—』ナカニシヤ出版、178-179頁。

なく、ドーピングを犯すことによって期待できる利益の獲得を志向していると言え、相手と同一のコンディションで競い合っただけでゲームを構築し成就させるように自分自身を決定する「意志」に欠けていると見なす。また、能力を向上させるためにドーピングは欠かせないといった賛成論に対しては、対戦相手を勝利の手段として捉え、尊重が欠如していることが指摘されている¹。

こうした問題に対しても、スポーツ的定言命法は有効で、スポーツ構造に基づくゲームの構築と成就にその目的が置かれるべきで、対戦相手に目的を絞ることは、スポーツ的定言命法に反する行為になると言えよう²。また、相手に対する尊重の欠如は、ドーピングを反道徳行為とする根拠として扱われるが、このことはむしろ、相手を勝利という目的の手段として捉えないことによって対戦相手の人格への尊敬に繋げようとする試みであるが、川谷が言うように、カントの「目的」や「法則」は極めて限定された概念であり³、目的を相手の存在、あるいは勝利に目的を置くことや、単なる概念として捉えることは無意味な試みに他ならない。上に説明したように、カントの「目的」をはじめ、「意志」「人格」「義務」といった概念は、「道徳法則」に対する理性的存在者のみが立法する命法の存在から説明が可能になるのであって、スポーツ世界においても「スポーツ的定言命法」が存在しなければ証明出来ない概念であるとも言えよう。

ここでは、スポーツ倫理学が直面している「価値の相対性」という問題に対し、そうした価値観の対立がありながらもスポーツ事象を成立せしめる根拠として、カントの道徳哲学に基づく「スポーツ的定言命法」を提示したが、この「スポーツ的定言命法」が普遍的な道徳法則として存立出来るかどうかは、数多くのスポーツ実践に実際に適用した上でその妥当性を検証する必要があるだろう。要するに、カントが言う道徳法則としての定言命法がスポーツ世界においても普遍的な法則として存立出来るかどうかの問題とも言え、その意味では、カント道徳哲学の普遍性が試されているとも言えるだろう。ただ、これまで、カントの道徳法則をスポーツ世界に持ち込んで検討してきた多くの研究成果が、スポーツ界以外の学問領域から批判されつつ、「懐疑的」に捉えられている現状

¹ 上掲書、シェリル・バルクマン・ドゥルー（川谷茂樹訳：2012）、200頁。

² 普段、対戦相手を勝利の目的に手段と見なすことで、カント的な尊重の欠如を言及しているが（同上、200頁参照）、ここでの「目的」は、相手を目的にするか、それとも勝利自体を目的にするかのように、目的をどちらに置くかによって道徳的行為の是非に関して言及した既存の研究成果と異なり、スポーツ的定言命法に提示されている「スポーツ構造に基づくゲームの構築と成就」にその目的にあたるのである。

³ 上掲書、川谷茂樹（2005）、163頁。

において、この「スポーツ的定言命法」定立の試みには、間違いなく意味があると言えるだろう。

結章

結章

本研究は、さまざまな価値観が交錯し、文化摩擦や倫理問題も頻発しているスポーツの世界において、倫理的基盤はどのようなものなのか、スポーツ界の独自の道徳法則が成り立ちうるか、を明らかにしようとした。結果は以下のようであるが、あらためて整理しつつ、本研究全体としての結論を導きたい。

序章では、本研究の動機・目的を提示し、アメリカ、日本、韓国それぞれにおけるスポーツ倫理学の現状を主として、量的側面からスポーツ倫理学の研究動向を予備的考察として検討した。各国において研究動向を概観的に見ることによって、新たなスポーツ倫理学がどのように各国へ伝播し、それぞれにおいてどのような研究課題に取り組んでいるのかについて概観した。その結果、主に、「スポーツ倫理学と社会（一般）倫理との関連性」「ドーピング問題」「フェア・プレイ精神」などが取り上げられており、各国のスポーツ倫理学の研究への取り組みについては、時間差はあるものの、スポーツ倫理学の研究テーマそのものに関してみる限り、大きな相違はなかった。

第一章では、序章での先行研究の量的側面からの検討に続き、研究課題を類型的にまとめた。スポーツ倫理学研究におけるモラルとルールの相剋性について、「フェア・プレイとスポーツマンシップ」「勝敗に関わる問題（規範性と勝敗、勝利追求に伴うモラル問題）」「攻撃性と暴力性（危険性を伴うスポーツ、ボクシング廃止論、スポーツと暴力性）」「ドーピングにおけるモラルとルールの問題（ドーピングとモラル論、ドーピング問題の現代性、ルールとドーピング）」という四つのテーマを取りあげて検討した。その結果、これらの諸問題が日常倫理の問題として単純に処理できない理由として、スポーツにおけるルールとの複雑な関係性、さらには当該のスポーツがおこなわれている地域における文化的背景の違いという問題にも関連していることを明らかにした。「スポーツ倫理学」の本来的期待は、スポーツ界をめぐる倫理的問題の解決を目指すところであるが、スポーツ的事象と一般社会における事象とを区別することなく同一レベルで取り扱ってしまう方法的誤謬が目立つことを明らかにした。

第二章では、スポーツ倫理研究の前提としてスポーツ概念を考察した。「スポ

ーツとは何か」という問いに対する明確な概念的把握は、スポーツ独自の応用倫理学が成立するうえでの前提条件になる。そこでまず、スポーツ概念をめぐる代表的な議論として、「運動論」「遊戯論」「教育論」からのスポーツ概念を概括的かつ批判的に検討した。そして、「スポーツ倫理の研究は、スポーツ内在的立場からなされるべきである」とする本研究が依拠することになる「文化論的アプローチ」について考察した。そして、これまでのスポーツ概念の諸議論である「運動論」「遊戯論」「教育論」「文化論」それぞれにおける理論上の問題を指摘したうえで、本研究が採用する佐藤の「スポーツ構造論」の定義に基づくことで、スポーツにおける倫理的価値観がスポーツ文化自体に内在する固有の契機、すなわち感性的契機であることを示した。このことは、佐藤のスポーツ構造論に基づくことによって、「スポーツ倫理」をスポーツに内在する問題として取り扱う理論的根拠があたえられることになるのであるが、しかし、彼の理論によれば、スポーツにおける「感性的契機」である美的・倫理的価値観は、文化的分脈によって異なる「相対性」を特徴としているとされることを明確にした。

第三章では、第二章「文化概念としてスポーツ」において、佐藤の「スポーツ構造」を構成する「三契機」についての論議を踏まえながら、倫理的に何を是とし何を非とするのかといった価値観に関わる感性的契機が、それぞれの国や地域における文化的背景によって特殊性を帯びることについて、「柔道とJudo」「野球とベースボール」「跆拳道とテコンドー」を具体的な事例として取り上げながら、スポーツに内在する文化的相対性という観点から検討した。

佐藤の議論では、第二章で検討したように、感性的契機は各文化圏によって異なる特殊性を持つものとされており、その理論を踏まえつつ「柔道とJudo」「野球とベースボール」「跆拳道とテコンドー」を分析した結果、確かにそれぞれにおける「価値観」の違いは明らかとなった。しかし、この事実に限る限り、「スポーツにおける文化的価値観は相対的なものである」というテーゼから踏み出すことはできず、スポーツ倫理の普遍的基盤を明らかにすることはできないことも明らかとなった。

第四章では、スポーツにおける倫理問題そのものに内在する相剋性やスポーツ文化における価値観の相対性といった根本問題の克服可能性について、カントの道徳哲学における普遍理論を参照しながら検討した。従来のスポーツ倫理学においても、「義務論」「目的論」「定言命法」などについて言及されてきたが、

こうした諸議論における方法論的な問題を明らかにしつつ、カントの「道徳法則」を特徴づけている「道徳法則の普遍的必然性」という論理基盤に依拠しつつ、「スポーツ的定言命法」の定立を試みた。本稿において検討したカントの主な道徳哲学の諸概念であるが、スポーツにおける道徳法則を導くうえでの基本概念となる「人間存在と道徳」「自然法則と道徳法則」「自由と人格」について検討した。カントによれば、道徳とは、行為規範として何らかの経験的事実に基づくことではなく、自然法則のような誰もが従うべき道徳法則が存在するとされるが、すべての人々が自らを律する人間として従うべきこうした道徳法則の根拠を「自由と人格」の概念に求めた。

こうしたカントの道徳哲学は一般世界を対象とするものであって、「スポーツ世界」を対象とするものではない。しかし、彼の理論が普遍性を持つのであれば、スポーツという特殊な世界に対しても有効性を持ちうると考えられる。選手個人個人の様々な傾向性（価値観）をもちながらも共通の「ルール」にしたがっているが、これらの「ルール」自体は可変的なもので、カントのいう「規則」に該当し「法則」としての普遍性を持たないため、さらに、スポーツ世界において普遍的に妥当する道徳法則が要求されることになる。

こうしたスポーツ世界における普遍的な道徳法則は、誰もが従わなければならない必然性を伴うためにカントの言う「義務」を強要することになるが、このことは、スポーツ世界においてすべての選手が「義務」として従わねばならない道徳法則を「定言命法」として定立できるかという課題とみなすことができる。こうした考えのもと、本稿ではこれまで提示されることのなかったスポーツ世界における「定言命法」を、カントが要求する「定言命法」としての二条件、すなわち「法則」と「信条（格率）」を勘案しつつ、以下のような「スポーツ的定言命法」を提示した。すなわち、「スポーツ選手は、自らを主体とし、スポーツ構造という法則的客体に基づいてゲームを構成し、かつ成就させることを目的として行為するべきである」というテーゼである。

このスポーツ的定言命法は、スポーツ選手がこれを「義務」として遵守しないのであればスポーツ世界そのものが成り立たなくなる意味で法則的意義を持つ。従って、スポーツ・ゲームにおいて生ずるさまざまなモラル的な事象に対する判断基準として機能させることができ、スポーツ倫理学が直面している「価値の相対性」という問題を克服することができることになる。その意味において、カントが言う道徳法則としての定言命法は、スポーツをゲームとして成立

させるうえで誰もが従わなければならない義務である「スポーツ的定言命法」として、スポーツ世界においても普遍法則として存立していると言えるのである。

以上が本研究における各章での検討内容であるが、本研究の意義について触れておくと、まず、従来のスポーツ倫理学における知見を批判的に検討した上で、スポーツを文化として再定義している佐藤のスポーツ構造論に基づくことで、スポーツにおける倫理的価値観がスポーツ文化自体に内在する契機、すなわち感性的契機であることを示すことができたのは、従来のスポーツ倫理学が一般の倫理学における理論をスポーツ事象に援用するといった方法論に留まっていたのに対し、「スポーツ学」そのものの知見に基づく新たな方法論と言えよう。

ただ、佐藤の「スポーツ構造」における感性論では、結局、「文化的価値相対論」に帰着する。とすれば、理論上、どんな倫理的価値観でも正当化できることになり、倫理判断基準における普遍性が失われてしまうことになるのである。そのため、どんな場合でも、どのような局面においても変わることはない「普遍的・必然的」な倫理的基準が、はたして成立しうるのかという問題に逢着せざるを得ない。この根本問題が、本研究においてカントの「道徳哲学」を方法論として援用した理由である。彼の「道徳哲学」は、自然界を秩序づける普遍的・必然的な「法則」が存するように、さまざまな価値観が交錯する倫理的な世界においても、普遍的・必然的な「道徳法則」が存在することを論理化するものであったからである。

本研究では、カントの「道徳哲学」の表層的な適用ではなく、上に示したような論理基盤に着目することで、スポーツにおける倫理的価値観の相対性を克服する方途を探った。その結果、「スポーツ的定言命法」として、「スポーツ選手は、自らを主体とし、スポーツ構造という法則的客体に基づいてゲームを構成し、かつ成就させることを目的として行為するべきである」というテーゼを導き出すことができた。また、この「スポーツ的定言命法」においては、カントの言う「定言命法」を構成する二要素、すなわち、「法則」「信条(格率)」がともに含まれており、「定言命法」としての資格を備えていることについても明らかにした。

このことは、カントが言う「道徳法則」がスポーツ世界という特殊世界においても妥当するかといった、いわばカント理論を検証するといった側面を持つ

ていると言える。これまで、カントの道德法則をスポーツ世界に持ち込んで検討してきた多くの研究成果に対し、倫理学研究者から「懐疑的」な目が向けられてきたが、本研究における方法論とカント道德哲学に基づく「スポーツ的定言命法」定立の試みに対しては、どのような評価が下されるのであろうか。

参考文献

【序章 予備的考察】

- Abe, S. (1986) Zen and sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 13(1) : 45-48.
- Arnold, P. J. (1983) Three approaches toward an understanding of sportsmanship. *Journal of the Philosophy of Sport* 10(1) : 61-70.
- Brown, W. M. (1980) Ethics, drugs, and sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 7(1) : 15-23.
- Burcher, R. R., & Schnelder, A. J. (1994) Why olympic athletes should avoid the use and seek the elimination of performance-enhancing substances and practices from the olympic games. *Journal of the Philosophy of Sport* 20(1) : 64-81.
- Burke, M. (2010) A feminist reconstruction of liberal rights and sport. *Journal of philosophy of sport* 37(1) : 11-28.
- Burke, M. D., & Roberts, T. J. (1997) An issue of morality or sentimentality. *Journal of the Philosophy of Sport* 24(1) : 99-113.
- Butcher, R., & Schnelder, A. (1998) Fair play as respect for the game. *Journal of the Philosophy of Sport* 25(1) : 1-22.
- Bäck, A. (2009) The way to virtue in sport. *Journal of philosophy of sport* 36(2) : 217-237.
- Carr, C. L. (2008) Fairness and performance enhancement in sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 35(2) : 193-207.
- Cassirer, E. (1992, 1944) *An essay on man - An introduction to a philosophy of human culture*. Yale University Press. (カッシーラー (宮城音彌訳 : 2007, 1953) 『人間』 岩波書店)
- Craig, E. (ed.) (2000) *Concise routledge encyclopedia of philosophy*. Routledge.
- Cudd, A. E. (2007) Sporting metaphors: Competition and the ethos of capitalism. *Journal of the Philosophy of Sport* 34(1) : 52-67.
- Culbertson, L. (2009) Genetic enhancement in the dark. *Journal of*

- philosophy of sport 36(2) : 140-151.
- Davis, P. (1993) Ethical issues in boxing. *Journal of the Philosophy of Sport* 20(1) : 48-63.
- Dixon, N. (1992) On sportsmanship and 'running up the score'. *Journal of the Philosophy of Sport* 19(1) : 1-13.
- Dixon, N. (2001) Rorty, performance-enhancing drugs, and change in Sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 28(1) : 78-88.
- Dixon, N. (2003) Canadian figure skaters, french judges, and realism in sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 30(2) : 103-116.
- D'Agostino, F. (1981) The ethos of games. *Journal of the Philosophy of Sport* 8(1) : 7-18.
- Fairchild, D. (1989) Sport abjection: Steroids and the uglification of the athlete. *Journal of the Philosophy of Sport* 16(1) : 74-88.
- Feezell, R. (2005) Celebrated athletes, moral exemplars, and lusory objects. *Journal of the Philosophy of Sport* 32(1) : 20-35.
- Feezell, R. (2008) Vulgarians of the world unite: Sport, dirty language, and ethics. *Journal of the Philosophy of Sport* 35(1) : 17-42.
- Feezell, R. M. (1986) Sportsmanship. *Journal of the Philosophy of Sport* 13(1) : 1-13.
- Feezell, R. M. (1988) On the wrongness of cheating and why cheaters can't play game. *Journal of the Philosophy of Sport* 15(1) : 57.
- Feezell, R. M. (1999) Sportsmanship and blowouts: Baseball and beyond. *Journal of the Philosophy of Sport* 26(1) : 68-78.
- Fraleigh, W. P. (1984) Right actions in sport: Ethics for contestants. *Human Kinetics*.
- Fraleigh, W. P. (2003) Intentional rules violations - One more time. *Journal of the Philosophy of Sport* 30(2) : 166-176.
- Francis, L. P. (2005) Competitive sports, disability, and problems of justice in sports. *Journal of the Philosophy of Sport* 32(2) : 127-132.
- Fry, J. P. (2004) Sports and "the fragility of goodness". *Journal of the Philosophy of Sport* 31(1) : 34-46.
- Gardner, R. (1989) On performance-enhancing substances and the unfair

- advantage argument. *Journal of the Philosophy of Sport* 16(1) : 59-73.
- Gough, R. W. (1995) On reaching first base with a 'science' of moral development in sport: Problems with scientific objectivity and reductivism. *Journal of the Philosophy of Sport* 22(1) : 11-25.
- Hamilton, M. (2011) The moral ambiguity of the makeup call. *Journal of philosophy of sport* 38(2) : 212-228.
- Hardman, A., Fox, L., McLaughlin, D., & Zimmerman, K. (1996) On sportsmanship and 'running up the score': Issues of incompetence and humiliation. *Journal of the Philosophy of Sport* 23(1) : 58-69.
- Harmer, P. A. (1991) Athletes, excellence, and injury: Authority in moral jeopardy. *Journal of the Philosophy of Sport* 18(1) : 24-38.
- Hmephill, D. (2005) Deeper inside the beautiful game. *Journal of the Philosophy of Sport* 32(1) : 105-115.
- Howe, L. A. (2004) Gamesmanship. *Journal of the Philosophy of Sport* 31(2) : 212-225.
- Hyland, D. A. (1984) Opponents, contestants, and competitors: The dialectic of sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 11(1) : 63-70.
- Jones, C. (2003) The traditional football fan: An ethical critique of a selective construction. *Journal of the Philosophy of Sport* 30(1) : 37-50.
- Jones, C. (2010) Doping in cycling: Realism, antirealism and ethical deliberation. *Journal of philosophy of sport* 37(1) : 88-101.
- Kershner, S. (2011) The Most-Valuable-Player problem remains unsolved. *Journal of philosophy of sport* 38(2) : 167-174.
- Kreider, A. J. (2003) Prayers for assistance as unsporting behavior. *Journal of the Philosophy of Sport* 30(1) : 17-25.
- Lavin, M. (1987) Sports and drugs: Are the current bans justified?. *Journal of the Philosophy of Sport* 14(1) : 34-43.
- Lehman, C. K. (1981) Can cheaters play the game?. *Journal of the Philosophy of Sport* 8(1) : 41-46.
- Lindsay, P. (2008) Representing redskins: The ethics of native american team names. *Journal of the Philosophy of Sport* 35(2) : 208-224.

- Loland, S. (2009) The ethics of performance-enhancing technology in sport. *Journal of philosophy of sport* 36(2) : 152-161.
- Loland, S., & McNamee, M. (2000) Fair play and the ethos of sports: An eclectic philosophical framework. *Journal of the Philosophy of Sport* 27(1) : 63-80.
- McFee, G. (2004) Normativity, justification, and (MacIntyrean) practices: Some thoughts on methodology for the philosophy of sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 31(1) : 15-33.
- McNamee, M. (2002) Hubris, humility, and humiliation: Vice and virtue in sporting communities. *Journal of the Philosophy of Sport* 29(1) : 38-53.
- McNamee, M. (2009) Beyond consent? Paternalism and pediatric doping. *Journal of philosophy of sport* 36(2) : 111-126.
- Miah, A. (2001) Genetic technologies and sport: The new ethical issue. *Journal of the Philosophy of Sport* 28(1) : 32-52.
- Morgan, W. J. (1997) Sports and the making of national identities: A moral view. *Journal of the Philosophy of Sport* 24(1) : 1-20.
- Morgan, W. J. (1999) Patriotic sports and the moral making of nations. *Journal of the Philosophy of Sport* 26(1) : 50-67.
- Morgan, W. J. (2003) Why the “view from nowhere” gets us nowhere in our moral considerations of sports. *Journal of the Philosophy of Sport* 30(1) : 51-67.
- Morgan, W. J. (2006) Genetic technology and sport edited by Claudio Tamburrini and Torbjorn Tannsjo published 2005 by routledge, London and New York. *Journal of the Philosophy of Sport* 33(2) : 215-217.
- Morgan, W. J. (2009) Athletic perfection, performance-enhancing drugs, and the treatment-enhancement distinction. *Journal of philosophy of sport* 36(2) : 162-181.
- Nlandu, T. (2008) Play until the whistle blows: Sportsmanship as the outcome of thirdness. *Journal of the Philosophy of Sport* 35(1) : 79-89.

- Olympic Programme Commission (2002) Review of the olympic programme and the recommendations on the programme of the games of the XXIX olympiad, Beijing 2008.
- Pawlenka, C. (2005) The idea of fairness: A general ethical concept or one particular to sports ethics?. *Journal of the Philosophy of Sport* 32(1) : 49-64.
- Petersen, T. S., & Kristensen, J. K. (2009) Should athletes be allowed to use all kinds of performance-enhancing drugs? - A critical note on Claudio M. Tamburrini. *Journal of philosophy of sport* 36(1) : 88-98.
- Russell, J. S. (2005) The value of dangerous sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 32(1) : 1-19.
- Sessions, W. L. (2004) Sportsmanship as honor. *Journal of the Philosophy of Sport* 31(1) : 47-59.
- Simon, R. L. (2005) The Ethics of strategic fouling: A reply to Fraleigh. *Journal of the Philosophy of Sport* 32(1) : 87-95.
- Stephens, W. O., & Feezell, R. (2004) The ideal of the stoic sportsman. *Journal of the Philosophy of Sport* 31(2) : 196-211.
- Thomas, C. E. (1983) Thoughts on the moral relationship of intent and training in sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 10(1) : 84-91.
- Utz, S. G. (1989) The authority of the rules of baseball: The commissioner as judge. *Journal of the Philosophy of Sport* 16(1) : 89-99.
- Vorstenbosch, J. (2010) Doping and cheating. *Journal of philosophy of sport* 37(2) : 166-181.
- Wade, M. L. (1990) Animal liberationism, ecocentrism, and the morality of sport hunting. *Journal of the Philosophy of Sport* 17(1) : 15-27.
- Wertz, S. K. (1981) The varieties of cheating. *Journal of the Philosophy of Sport* 8(1) : 19-40.
- アン・ウンヒ、パク・ジュハン、オ・インソク (2002) 「ダンススポーツの参加と性倫理意識」『韓国体育哲学会誌』10(2) : 337-356. (안은희, 박주한, 오인석 (2002) 댄스스포츠 참여와 성윤리의식. 한국체육철학회10(2) : 337-356.)

- 이·ジョンワン (2006) 「스포츠倫理の定礎可能性」 『韓国体育哲学会誌』 14(1) : 1-18. (이종왕 (2006) 스포츠윤리의 정초 가능성. 한국체육철학회지 14(1) : 1-18.)
- 이·チョンヒ (1995) 「スポーツ現場における倫理と道德教育」 『韓国体育哲学会誌』 3(2) : 113-123. (이천희 (1995) 스포츠현장에서의 윤리와 도덕교육. 한국체육철학회지 3(2) : 113-123.)
- 이·チョンヒ (1995) 「スポーツ倫理と道德性」 『韓国体育哲学会誌』 3(1) : 1-11. (이천희 (1995) 스포츠윤리와 도덕성. 한국체육철학회지 3(1) : 1-11.)
- 이·ハクジュン (1998) 「スポーツ倫理の社会倫理的な接近とその意味」 『韓国体育学会誌』 37(1) : 58-69. (이학준 (1998) 스포츠윤리의 사회윤리학적 접근과 의미. 한국체육학회지 37(1) : 58-69.)
- 이·ハクジュン (2006) 「スポーツ倫理: 争点と課題」 『韓国体育哲学会誌』 14(1) : 35-47. (이학준 (2006) 스포츠윤리 : 쟁점과 과제. 한국체육철학회지 14(1) : 35-47.)
- 이·ヨンフワン、임·미ョン소프 (2001) 「スポーツ指導者のリーダーシップ類型に従う倫理意識および態度」 『韓国体育学会学術発表論文集』 39 : 39-44. (이영환, 임명섭 (2001) 스포츠 지도자의 리더쉽 유형에 따른 윤리의식 및 태도. 한국체육학회 학술발표논문집 39 : 39-44.)
- 이·ヨンフワン、김·돈기우、김·운ヨン (2001) 「Max Scheler의 實質的價值倫理學의 觀點からみられる 스포츠倫理」 『韓国体育哲学会誌』 9(1) : 145-158. (이영환, 김동규, 김은영 (2001) Max Scheler의 실질적 가치윤리학의 관점에서 본 스포츠윤리. 한국체육철학회지 9(1) : 145-158.)
- 김·운ヨン (2009) 「스포츠倫理の浮薄性の改善: 実践倫理の地固め」 『韓国体育哲学会誌』 17(2) : 71-90. (김은영 (2009) 스포츠윤리의 부박함 개선 : 실천윤리 다지기. 한국체육철학회지 17(2) : 71-90.)
- 김·산기요ム (2010) 「스포츠倫理の確立のための法的な課題」 『スポーツと法』 13(2) : 189-210. (김상겸 (2010) 스포츠윤리의 확립을 위한 법적 과제. 스포츠와 법 13(2) : 189-210.)
- 김·돈기우、ク·カンボン (2007) 「스포츠倫理の定礎と実践課題」 『韓国体育学会誌』 46(5) : 105-117. (김동규 (2007) 스포츠윤리의 정초와 실천과제. 한국체육학회지 46(5) : 105-117.)
- 김·미스크 (2004) 「스포츠倫理問題の原因分析に関する一考察」 『韓国体

- 育哲学会誌』12(1) : 25-38. (김미숙 (2004) 스포츠윤리문제의 원인분석에 대한 일 고찰. 한국체육학회지12(1) : 25-38.)
- キム・ミンジュン (2007) 「ドーピングに関する法的な考察」『韓国スポーツエンターテインメント法学会誌』10(4) : 53-104. (김민중 (2007) 도핑에 관한 법적 고찰. 한국스포츠엔터테인먼트법학회지10(4) : 53-104.)
- キム・ヨンス、ベク・ギョンウン、グオンヒョクジュン、イ・ジョンヨン (2000) 「運動選手の倫理意識に関する研究」『韓国スポーツリサーチ誌』11(2) : 59-65. (김용수, 백경운, 권혁중, 이종영 (2000) 운동선수들의 윤리의식에 관한 연구. 한국스포츠리서치지11(2) : 59-65.)
- ク・カンボン、カン・ギョンフワン、ナム・ジュンウン (2008) 「スポーツ倫理教育、どのようにするか?」『韓国体育哲学会誌』16(4) : 71-84. (구강본, 강경환, 남중웅 (2008) 스포츠윤리교육 어떻게 할 것인가?. 한국체육철학회지16(4) : 71-84.)
- ク・カンボン、キム・ヨンガプ (2006) 「スポーツ現場において「誤審」論争を読む」『韓国体育哲学会誌』14(2) : 211-228. (구강본, 김영갑 (2006) 스포츠현장에서의 ‘오심’논쟁 읽기. 한국체육철학회지14(2) : 211-228.)
- グァン・オリュン (2008) 「スポーツ倫理哲学の東洋哲学的な接近」『韓国体育哲学会誌』16(4) : 59-70. (권오륜 (2008) 스포츠윤리철학의 동양철학적 접근. 한국체육철학회지16(4) : 59-70.)
- グォン・ウクドン (2004) 「スポーツ外交指導者に関する倫理的な接近」『韓国体育哲学会誌』12(1) : 197-215. (권옥동 (2004) 스포츠 외교지도자의 윤리적 접근. 한국체육철학회지12(1) : 197-215.)
- サイモン (近藤良享・友添秀則共訳) (1994) 『スポーツ倫理学入門』不味堂出版.
- シン・スンユン (2008) 「武道教育における倫理教育」『大韓武道学会』10(2) : 47-56. (신승윤 (2008) 무도교육에서의 윤리교육. 대한무도학회지10(2) : 47-56.)
- チャ・ゴンス、カン・ジンホン (2001) 「考古学的な人間起源からみられる人間理解がスポーツ倫理に及ぼす影響」『韓国体育学会学術発表論文集』39 : 45-56. (차건수, 강진홍 (2011) 고고학적인 인간 기원을 통하여 본 인간이해가 체육, 스포츠 윤리에 미치는 영향. 한국체육학회 학술발표 논문집39 : 45-56.)

- チャ・ゴンス (2004) 「キリスト教的な人間理解から見るスポーツ倫理性」『韓国体育学会誌』44(1) : 31-43. (차건수 (2005) 기독교적 인간이해에서 본 스포츠 윤리성. 한국체육학회지-인문사회과학44(1) : 31-43.)
- チョ・ジェンギユ、チャ・ゴンス (2003) 「スポーツ倫理教育が自我概念認識に及ぼす影響」『韓国体育哲学会誌』11(1) : 95-110. (조쟁규, 차건수 (2003) 스포츠윤리교육이 자아개념 인식에 미치는 영향. 한국체육철학회지11(1) : 95-110.)
- チョン・ウンゲン、キム・ホンシク (2000) 「スポーツ倫理談論の新しい方向」『韓国体育学会誌』39(2) : 67-76. (정응근, 김홍식 (2000) 스포츠윤리담론의 새로운 방향. 한국체육학회지-인문사회과학39(2) : 67-76.)
- ナム・ジュンウン、グァン・オリユン、イ・ジョンシク (2001) 「スポーツ倫理における責任性の問題」『韓国体育哲学会誌』9(2) : 155-167. (남중웅, 권오륜, 이정식 (2002) 스포츠윤리에서 책임성문제. 한국체육철학회지41(5) : 95-103.)
- ナム・ジュンウン (2002) 「スポーツ倫理の社会倫理的な認識と接近方法に関する研究」『韓国体育学会誌』41(5) : 95-103. (남중웅 (2002) 스포츠윤리의 사회윤리학적 인식과 접근방법에 관한 고찰. 한국체육학회지41(5) : 95-103.)
- ナム・ジュンウン (2003) 「スポーツ倫理に関する社会倫理的な責任の主体と人間中心的な価値の実践問題」『韓国スポーツリサーチ誌』14(3) : 183-195. (남중웅 (2003) 스포츠윤리에서 사회윤리학적 책임의 주체와 인간중심적 가치의 실천문제. 스포츠리서치지14(3) : 183-195.)
- ナム・ジュンウン (2007) 「スポーツ現象結果の主体についての社会倫理的な研究」『韓国体育哲学会誌』15(3) : 91-108. (남중웅 (2007) 스포츠현상 결과의 주체에 대한 사회윤리학적 연구. 한국체육철학회지15(3) : 91-108.)
- ハム・チョンヒェ (1994) 「The moral reasoning system in sport and physical education.」『韓国体育学会誌93国際スポーツ学術大会』46-53. (함정혜 (1994) The moral reasoning system in sport and physical education. 한국체육학회지 93국제스포츠 학술대회논문집 : 46-53.)
- フレイリー (近藤良享ほか訳 : 1989) 『スポーツモラル』不味堂出版.

- ユ・ミジン (2007) 「スポーツジャーナリズムおよびスポーツジャーナリストの倫理性についての再照明」『韓国体育哲学会誌』15(2) : 1-15. (유미진 (2007) 스포츠 저널리즘 및 스포츠 저널리스트의 윤리성 재조명. 한국체육철학회지15(2) : 1-15.)
- ユン・ヒチョル (2010) 「概念的な観点からスポーツマンシップへのアプローチ」『韓国体育学会誌』49(4) : 21-30. (윤희철 (2010) 개념적 관점에서 스포츠맨십으로의 접근. 한국체육학회지49(4) : 21-30.)
- ヨ・インシェン、パク・チャンヒ (1998) 「スポーツにおける勝利と競争の倫理」『韓国体育哲学会誌』6(1) : 67-88. (박찬희, 여인성 (1998) 스포츠에서의 승리와 경쟁의 윤리. 한국체육철학회지6(1) : 67-88.)
- リ・ムンスン、ソン・ジェヒョン (2009) 「全身水着は技術ドーピングであるか? —スポーツ倫理的な接近—」『韓国体育哲学会誌』17(4) : 161-171. (이문성, 손재현 (2009) 전신수영복은 기술도핑인가? - 스포츠윤리학적 접근 -. 한국체육철학회지17(4) : 161-171.)
- 阿部生雄 (2008) 「スポーツマンシップ・プラザーフードその創始と「スポーツマンシップ」の性格」『筑波大学体育科学系紀要』31 : 65-79.
- 稲岡大志 (2009) 「特待生問題とはいかなる問題なのか：スポーツ倫理学の観点から」『21世紀倫理創成研究』2 : 99-114.
- 稲垣将明 (2007) 「スポーツマンシップの問題と競技スポーツの「内」と「外」：川谷茂樹『スポーツ倫理学の講義』の受講ノート」『身体運動文化フォーラム』2 : 73-104.
- 加藤元和 (1996) 「近代におけるスポーツの成立・発展に係わる諸問題の研究 (8) : スポーツの倫理的形成について」『日本体育学会大会号』47 : 137.
- 河野一郎 (1998) 「アンチ・ドーピング」『体力科学47 (2) : 165-172.
- 笠師久美子 (1996) 「スポーツ選手の薬物使用の実態と問題点」『体育の科学』46 (6) : 491-494.
- 釜崎太 (2010) 「スポーツと薬物乱用—ドーピングに考える身体教育 (若者と薬物乱用—ドラッグの闇から守るために)」『現代のエスプリ』514 : 76-85.
- 近藤良享・長谷川悦示 (2005) 「筑波大学体育専門学群性のドーピング意識調査結果」『筑波大学体育科学系紀要』28 : 191-198.

- 近藤良享・畑孝幸 (2003) 「世界アンチ・ドーピング規定に関する研究」『日本体育学会大会号』54：169.
- 近藤良享・友添秀則 (1996) 「オリンピックと薬物ドーピング」『体育の科学』46 (8)：641-645.
- 近藤良享 (1989) 「ドーピング規定に関する研究」『日本体育学会大会号』40A：98.
- 近藤良享 (1990) 「スポーツに求められる倫理：薬物ドーピングの関わり」『日本体育学会大会号』41A：20.
- 近藤良享 (2000) 「体育・スポーツにおける男女平等論 (学校体育における男女共同参加の現状と課題)」『スポーツ教育学研究』20：87-90.
- 近藤良享 (2001) 「薬物ドーピング問題の再考」『日本体育学会大会号』52：181.
- 近藤良享 (2002) 「ドーピング問題を哲学する：スポーツ倫理研究の視点から」『日本体育学会大会号』53：70.
- 近藤良享 (2005) 「スポーツと性別：女性確認検査/性転換選手容認の問題」『コミュニティ政策研究』7：21-27.
- 近藤良享『スポーツ倫理を問う』大修館書店.
- 金子藤吉 (1961) 『コーチのためのスポーツモラル』逍遙書院.
- 古川昌弘 (1988) 「オリンピックとアマチュアリズムとスポーツマンシップの混同について」『熊本大学教養部紀要自然科学編』23：83-99.
- 高橋義雄 (1996) 「オリンピックとスポーツ倫理」『体育の科学』46 (8)：636-640.
- 高橋正人 (1993) 「日本におけるドーピングの現状」『力学科学』42 (5)：523-524.
- 佐藤臣彦 (1991) 「体育とスポーツの概念的区分に関するカテゴリー論的考察」『体育原理研究』22：1-12.
- 松瀬学 (1996) 「報道の立場からみたスポーツ・ドーピング」『体育の科学』46 (7)：585-588.
- 植木真琴 (1996) 「トップスポーツにおけるドーピング性質の不正使用」『Mass spectroscopy』44 (3)：335-342.
- 新保淳 (1991) 「「スポーツ倫理」教育における媒体項の構造に関する研究」『静岡大学教育学部研究報告人文社会科学篇』42：59-70.
- 森田啓 (1997) 「スポーツ世界の形成・スポーツ世界の参加について—スポーツ倫理のための基礎的研究」『体育思想研究』1：87-100.
- 森田啓 (1997) 「人間の本質としての差異化・卓越化と倫理に関する一考察—ス

- ポーツ倫理学の基礎的研究」『体育思想研究』2：51-65.
- 杉本厚夫 (1990) 「スポーツに求められる倫理：スポーツ倫理のこれまでとこれから」『日本体育学会大会号』41A：21.
- 川原貴 (1999) 「日本におけるドーピングの現状と課題」『日本整形外科スポーツ医学会雑誌』19 (3)：1-8.
- 川谷茂樹 (2005) 『スポーツ倫理学講義』ナカニシヤ出版.
- 太田美穂・武藤芳照 (1996) 「スポーツ・ドーピングとドーピング・コントロールの歴史と現状」『体育の科学』46 (4)：315-322.
- 太田美穂ほか (1996) 「スポーツ・ドーピングへの対応」『東京大学大学院教育学研究科紀要』36：505-554.
- 体育原理専門分科会編 (1984) 『運動の概念』不味堂出版.
- 体育原理専門分科会編 (1988, 1986) 『スポーツの概念』不味堂出版.
- 体育原理専門分科会編 (1995) 『体育の概念』不味堂出版.
- 大崎久子 (1996) 「食品、補助栄養剤,嗜好飲料の成分とドーピング禁止物質との関連」『体育の科学』46 (8)：657-661.
- 丹羽劭昭・辻野昭共著 (1984) 『スポーツ教育の展開』第一法規.
- 竹村瑞穂・近藤良享 (2008) 「ドーピング禁止議論の再検討—倫理学視点から論じた研究を中心に」『スポーツ教育学研究』28 (1)：13-23.
- 田村圭一 (2008) 「まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み」『旭川医科大学紀要』24：13-22.
- 島崎直樹・近藤良享 (1988) 「スポーツ競技における正しい行為の原理研究：特にW・P・プレイリーの行為の理論を基にして」『日本体育学会大会号39A』45.
- 藤原健固 (1988) 「ソウル五輪にみるアマチュアリズムの崩壊」『中京大学体育学論叢』30 (1)：1-21.
- 馬場哲雄 (1989) 「アメリカ合衆国における体育・スポーツ倫理研究に関する史的考察：その1」『日本女子大学紀要家政学部』36：151-156.
- 馬場哲雄 (1990) 「アメリカ合衆国における体育・スポーツ倫理研究に関する史的考察：その2」『日本女子大学紀要家政学部』37：169-173.
- 梅垣明美・友添秀則 (1991) 「日本のsportsmanship解釈における問題点」『日本体育学会大会号』42A：105.
- 鳩山一郎 (1932) 『スポーツを語る』三省堂.

- 福島美穂ほか (1995) 「ドーピング問題の現状と課題」『東京大学大学院教育学研究科紀要』 35 : 361-396.
- 友添秀則 (1983) 「スポーツ倫理学成立に関する予備的考察1—倫理学的観点から」『香川大学教育学部研究報告 1』 57 : 81-98.
- 友添秀則 (1983) 「スポーツ倫理学成立に関する予備的考察2—スポーツ倫理学の位置づけ」『香川大学教育学部研究報告 1』 58 : 1-22.
- 友添秀則 (1984) 「スポーツ倫理学に関する基礎的研究」『日本体育学会大会号』 35 : 72.
- 友添秀則 (1985) 「スポーツ倫理学の学的根拠に関する研究」『日本体育学会大会号』 36 : 63.
- 友添秀則 (1985) 「スポーツ倫理学の学的対象に関する理論的研究」『香川大学教育学部研究報告1』 63 : 47-83.
- 友添秀則 (1990) 「スポーツ倫理学の方法論上の諸問題：先行研究の批判的検討を通して」『日本体育学会大会号』 41A : 45.
- 鈴木大地 (1996) 「選手とコーチの立場からのドーピングとドーピング・コントロール」『体育の科学』 46 (5) : 403-406.
-
- スポーツ傾向 (2007年11月6日付) 「‘28対0’ U-18サッカー代表チーム、史上最大ゴール差でグアムを撃破」 (스포츠경향 (2007년11월6일) ‘28대0’ U-18축구대표팀, 최다골차로 괌을 대파)

【第一章 スポーツ倫理学研究におけるモラルとルールの相剋性】

- A. マルティネ編著（三宅徳嘉監訳：1972）『言語学事典 現代言語学—基本概念51章』大修館書店.
- Abe, I. (1988) A study of the chronology of the modern usage of 'Sportsmanship' in English, American and Japanese dictionaries. *The International Journal of the History of Sport* 5 : 3-28.
- Arnold, P. (1997) *Sport, ethics and education*. Cassell.
- Atey, A., et al (2011) Gene doping and the responsibility of bioethicists. *Sport, Ethics and Philosophy* 5 (2) : 149-160.
- Bartlett, J. (1968) *Familiar quotations: A collection of passages, phrases and proverbs traced to their sources in ancient and modern literature*. Macmillan.
- Bouchard, C. (ed.) (2010) *Genetic and molecular aspects of sport performance*. Wiley-Blackwell.
- Boxill, J. (eds.) (2003) *Sports ethics*. Blackwell Pub..
- Davis, P. (1993) Ethical issues in boxing. *Journal of the Philosophy of Sport* 20 : 48-63.
- Delattre, E. (1975) Some reflections on success and failure. *Journal of the Philosophy of Sport* 2 : 133-139.
- Eitzen, D. S. (2003) *Fair and foul*. Rowman & Littlefield Publishers, Inc..
- English, J. (1978) Sex equality in sports. *Philosophy & Public Affairs* 7 (3) : 269-277.
- Fraleigh, W. P. (1982) Why the good foul is not good?, In: Morgan, W. J. & Meier, K. V. (eds.) (1988) *Philosophic inquiry in sport*. Human Kinetics.
- Fraleigh, Warren P. (1984) Right action in sport: Ethics for contestants. *Human Kinetics*. (フレイリー, W (近藤良享、友添秀則他共訳：1989) 『スポーツ・モラル』不味堂出版)
- Gifford, C. (2004) *Drugs and sports-face and facts*. Raintree.

- Keating, J. W. (1964) Sportsmanship as a moral category. *Ethics* 75 : 25-35.(または、Keating, J. W. (1964) Sportsmanship as a moral category, In: Boxill, J. (ed.) (2003) *Sports ethics*. Blackwell)
- Loland, S. & Mcnamee, M. (2000) Fair play and the ethos of sports: An eclectic philosophical framework. *Journal of Philosophy of Sport* 27 : 63-80.
- McIntosh, P. (1979) *Fair play: Ethics in sport and education*. Heinemann.
- Metheny, E. (1968) *Movement and meaning*. McGraw-Hill Book Company.
- Morgan, W. J. (2006) *Why sports morally matter*. Routledge.
- Morris, S. (ed.) (1979) *The book of strange facts and useless information*. Dolphin.
- Oxford English Dictionary (ed.) (1971) *The compact edition of the oxford english dictionary*. Clarendon Press.
- Pearson, K. M. (1973) Deception, sportsmanship and ethics. *Quest* 19 : 115-118.
- Radford, C. (1988) Utilitarianism and the noble art. *Philosophy* 63 : 63-81.
- Russell, J. S. (2005) The value of dangerous sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 32 : 1-19.
- Schmid, S. E. (eds.) (2010) *Climbing—Philosophy for everyone: Because it's there*. Blackwell Pub..
- Schneider, R. (2009) *Ethics of sport and athletics: Theory, issues and application*. Wolters Kluwer.
- Simon, R. L. (1983) *Fair play: The ethics of sport*. Westview.
- Suits, B. (1973) The elements of sport, In: Osterhoudt, R., & Thomas, C. (eds.) (1973) *The philosophy of sport: A collection of original essays*. Charles.
- Warburton, N. (1998) Freedom to box. *Journal of Medical Ethics*. 1998 March.
- Zeigler, E. F. (1984) *Ethics and morality in sport and physical education: An experimental approach*. Stiples Pub Llc..

- イム・ビアンジャン (2008) 『スポーツ社会学概論』レインボウブックス. (임번장 (2008) 스포츠사회학개론. 레인보우북스.)
- エリアス・ダニング (大平章訳：1995) 『スポーツと文明化』法政大学出版局.
- ソン・ヒョンスク (2005) 「スポーツとドーピングの関係-相克であるのか、相補であるのか」『2005年韓国体育学会学術発表会論文集』:119. (송형석 (2005) 스포츠와 도핑의 관계 - 상극인가 상보인가. 2005년 한국체육학회 학술발표회논문집 : 119.)
- ナ・ヨンイル、ソン・スボム (1998) 「經濟成長に從う韓国ボクシングの發展過程に関する考察」『体育史学会誌』3 (1) : 21-30. (나영일, 손범수 (1998) 경제성장에 따른 한국복싱의 발전과정에 관한 고찰. 체육사학회지3(1) : 21-30.)
- ノルベルト・エリアス、エリック・ダンイング (大平章訳：1995) 『スポーツと文明化』法政大学出版局.
- パリー&ギルギノフ (舛本直文訳：2008) 『オリンピックのすべて：古代の理想から現代の諸問題まで』大修館書店.
- ベッテ&シマンク著 (木村真知子訳：2001) 『ドーピングの社会学—近代競技スポーツの臨界点—』不味堂出版.
- ポール・ヴェーヌ (鎌田博夫訳：1998) 『パンと競技場』法政大学出版局.
- ユン・ヒチョル (2010) 「概念的な観点からのスポーツマンシップへのアプローチ」『韓国体育学会誌』49 (4) : 21-30. (윤희철 (2010) 개념적 관점에서 스포츠맨십으로의 접근. 한국체육학회지 - 인문사회과학49(4) : 21-30.)
- 阿部生雄 (2009) 『近代スポーツマンシップの誕生と成長』筑波大学出版会.
- 稲垣将明 (2007) 「スポーツマンシップの問題と競技スポーツの「内」と「外」」『身体運動文化フォーラム2』: 86-89.
- 玉木正之 (1999) 『スポーツとは何か』講談社現代新書.
- 国民スポーツ研究所 (1985) 『体育・スポーツ評論』不味堂出版.
- 今村嘉雄 (編集代表) (1976) 『新修体育大辞典』不味堂.
- 笹川スポーツ財団 (2011) 『文部科学省委託調査『スポーツ政策調査研究』報告書』公益財団法人.
- 児玉聡 (2001) 「ボクシング存廃論」『千葉大資料集用論文PDF版』 <

<http://www.fine.chiba-u.ac.jp/database/siryoku/01/data/Kodama-2001.pdf> >あるいは、<<http://plaza.umin.ac.jp/kodama/appliedethics/boxing.html>><2014/03/21>

- 守能信次 (2007) 『スポーツルールの理論』 大修館書店.
生島淳 (2006, 2003) 『スポーツルールはなぜ不公平か』 新潮社.
西山哲朗 (2006) 『近代スポーツ文化とはなにか』 世界思想社.
川谷茂樹 (2005) 『スポーツ倫理学講義』 ナカニシヤ出版.
体育原理専門学会編 (1984) 『運動の概念』 不味堂出版.
中村敏雄ほか (1990, 1988) 『現代スポーツ論』 大修館書店.
長谷川敏彦 (1984) 『ニューエイジ科学運動の意味』 現代思想12 (1) : 60-72.
田村圭一 (2008) 「まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み」 『旭川医科大学紀要』 24 : 13-22.
日本プロフェッショナル野球組織ほか (2011) 『公認野球規則』 ベースボール・マガジン.
日本オリンピック・アカデミー編 (2008) 『オリンピック辞典』 楽.
友添秀則・近藤良亭 (1991) 「スポーツ倫理学の研究方法論に関する研究」 『体育・スポーツ哲学研究』 13 (1) : 39-54.

- J-CASTニュース (2012年8月1日付) 「「引き分けでいい」なでしこ監督指示フェアプレー精神に反しているのか」
J-CASTニュース (2012年8月2日付) 「なでしこ監督「引き分け指示」FIFAは「不問」」
NCAA (2003年2月20日付) 「Report on the sportsmanship and fan behavior summit」
京郷新聞 (1995年12月19日付) 「パンチドリンク・シンドローム (今週示唆用語)」 (경향신문 (1995년12월19일) 펀치드링크 신드롬(금주시사용어).)
公益財団法人フォーリン・プレスセンター編 (2003年3月13日付) 「Japan brief —土俵に上がれなかった女性知事」
東京新聞 (1996年1月16日付) 「大住良之—サッカーの話をしよう」
日刊スポーツ (2000年1月26日付) 「五輪を語る山下泰裕氏<1>自分のために

戦う」

日本経済新聞（2012年8月1日付）「引き分け狙い…なでしこ、フェアプレー精神はとこへ」

<http://www.bwfbadminton.org><2014/09/09>

<http://www.joa.or.jp><2013/3/21>

<http://olympic.org><2011/4/4>

<http://www.playtruejapan.org><2014/09/09>

【第二章 スポーツ倫理研究の前提としてのスポーツ概念の検討】

- Andrews, D. L. (2002) Coming to terms with culture studies. *Journal of Sport & Social Issues* 26(1) : 110-117.
- Arnold, P.J. (1989) Democracy, education, and sport. *Journal of the Philosophy of Sport* 16 : 100-110.
- Cheska, A. T. (1988) Ethnicity, identity, and sport: The persistence of power. *International Review for the Sociology of Sport* 23(2) : 85-95.
- Council of Europe (1992) The european sport charter, article2 (revised on 16 May 2001).
- Gillet, P. B. (1970, 1948) *Histoire du sport*. Presses Universitaires de France.
(ベルナール・ジレ (近藤等訳 : 1972, 1952) 『スポーツの歴史』白水社)
- Guttman, A. (1978) *From ritual to record: The nature of modern sport*. Columbia University Press. (グートマン (清水哲男訳 : 1981) 『スポーツと現代アメリカ』TBSブリタニカ)
- Harris, J. C. (1989) Suited up and stripped down: Perspectives for sociocultural sport studies. *Sociology of Sport Journal* 6(4) : 335-347.
- Harvey, J., Rail, G., & Thibault, L. (1996) Globalization and sport. *Journal of Sport & Social Issues* 20(3) : 258-277.
- Houlihan, B. (1994) Homogenization, americanization, and creolization of sport: Varieties of globalization. *Sociology of Sport Journal* 11(4) : 356-375.
- Humphrey, E., et al (1976) *The american peoples encyclopedia* vol.17. Chicago Spencer Press, INC.
- Lim, S., & Greendorfer, S. L. (1998) The status and the current directions of sociology of sport in north america. *Journal of Korean Sociology of Sport* 9 : 1-24.
- Maguire, J. (1993) Bodies, sportscultures and societies: A critical review of some theories in the sociology of the body. *International Review for*

- the *Sociology of Sport* 28(1) : 33-52.
- McKay, J., & Miller, T. (1991) From old boys to men and women of the corporation: The americanization and commandification of australian sport. *Sociology of Sport Journal* 8(1) : 86-94.
- Metheny, E. (1968) *Movement and meaning*. McGraw-Hill.
- Midol, N., & Broyer, G. (1995) Toward an anthropological analysis of new sport cultures: The case of whiz sports in france. *Sociology of Sport Journal* 12(2) : 204-212.
- Olympic Programme Commission (2002) *Review of the olympic programme and the recommendations on the programme of the games of the XXIX olympid, Beijing*.
- Rowe, D. (2003) Sport and the repudiation of the global. *International Review for the Sociology of Sport* 38(3) : 281-294.
- Silk, M., & Andrews, D. L. (2001) Beyond a boundry? Sport, transnational advertising and remagining of national culture. *Journal of Sport & Social Issues* 25(2) : 180-201.
- Skeat, W. W. (rev : 1968, 1879-1882) *Etymological dictionary of the english language*. Oxford.
- Snyder, E. E. (1991) Sociology of sport and humor. *International Review for the Sociology of Sport* 26(2) : 119-132.
- Sparks, R. E. C. (1985) Knowledge structures in sport and physical education. *Sociology of Sport Journal* 2 (1) : 1-8.
- Stevenson, C. L. (1997) Christian athletes and the culture of elite sport: Dilemmas and solutions. *Sociology of Sport Journal* 14(3) : 241-262.
- Taylor, E. B. (2007, 1871) *Primitive culture: Researches into the development of mythology, philosophy, religion, language, art and custom*. Kessinger Pub..
- Tollendeer, J. (1986) The sports scence and the pop scence: A comparative structural-functional analysis. *International Review for the Sociology of Sport* 21(2/3) : 229-238.
- Van Ingen, C. (2003) Geographies of gender, sexuality and race: Reframing the focus on space in sport sociology. *International Review for the*

Sociology of Sport 38(2) : 201-216.

Whitson, D. (1984) Sport and hegemony: On the construction of the dominant culture. *Sociology of Sport Journal* 1(1) : 64-78.

- イ・ハクジュン (1997) 「スポーツをわかることの含蓄的な意味」『韓国体育哲学学会誌』5(1) : 15-24. (이학준 (1997) 스포츠 앎(맛)의 함축적 의미. 한국체육철학회지5(1) : 15-24.)
- イム・ボンジャン (1993) 『スポーツ社会学概論』東和出版. (임변장 (1993) 스포츠사회학개론. 동화출판.)
- ウイトゲンシュタイン (藤本隆志訳 : 1976) 『哲学探究』(『ウイトゲンシュタイン全集』第8巻) 大修館書店.
- オモー・グルーペ (永島惇正・岡出美則・市場俊之共訳 : 1997) 『文化としてのスポーツ』ベースボール・マガジン社.
- カール・ディーム (福岡孝行訳 : 1974) 『スポーツの本質と基礎』法政大学出版局.
- カッシーラー (生松敬三、木田元訳 : 2006, 1989) 『シンボル形式の哲学 (第1巻)』岩波文庫.
- カン・ギシャク (2001) 『跆拳道半世紀、人物と歴史』ソウルオリンピック記念国民体育振興公団. (강기석 (2001) 태권도반세기, 인물과역사. 서울올림픽기념국민체육진흥공단.)
- カン・ジュンホ (2005) 「スポーツ産業の概念と分類」『体育科学研究』16 (3) : 118-130. (강준호 (2005) 스포츠산업의 개념과 분류. 체육과학연구16 (3) : 118-130.)
- キム・オジュン (2000) 「スポーツ概念に関して」『韓国余暇レクリエーション学会誌』12 : 3-12. (김오중 (2000) 스포츠 개념에 대하여. 한국여가레크리에이션학회지12 : 3-12.)
- キム・ギホン、キム・ドンギユ (2005) 「跆拳道の起源と正体性についての探索」『韓国体育哲学学会誌』13 : 89-103. (김기홍, 김동규 (2005) 태권도의 기원과 정체성 탐색. 한국체육철학회지13(2) : 89-103.)
- キム・ギボン、ウィイ・シオンシク (1999) 『体育』螢雪出版. (김기봉, 위성식 (1999) 체육. 형설출판.)

- キム・ギョンヨン (1989) 『体育』 ヤンヨンカク出版. (김경용 (1989) 체육. 양용각출판.)
- キム・ホンシク (2002) 『スポーツ哲学試論』 ムジゲ出版. (김홍식 (2002) 스포츠철학시론. 무지개출판.)
- クロード・レヴィ=ストロース、ディディエ・エリボン (竹内信夫訳：1991) 『遠近の回想』 みすず書房.
- クロード・レヴィ=ストロース (生松敬三ほか訳：1972) 『構造人類学』 みすず書房.
- サントリー不易流行研究所編 (1992) 『スポーツという文化』 TBSブリタニカ.
- シン・ヒョンギョ (2011) 「スポーツの定義を探す」 『韓国体育哲学会誌』 19 (1) : 107-127. (신현규 (2011) 스포츠의 정의를 찾아서. 한국체육철학학회지19(1) : 107-127.)
- ジンメル (円子修平、大久保健治共訳：1976) 『文化の哲学』 (『ジンメル著作集』 第七卷) 白水社.
- ジンメル (清水幾太郎訳：1979) 『社会学の根本問題』 岩波文庫.
- ジンメル (生松敬三訳：1976) 『現代文化の葛藤 (『ジンメル著作集』 第六卷)』 白水社.
- ソシュール (小林英夫訳：1972) 『一般言語学講義』 岩波書店.
- チャン・ソンス (1997) 「体育教育論におけるスポーツと体育の位相の再定立に関する研究」 『韓国体育学会誌』 36(3) : 19-29. (장성수 (1997) 체육교육론에 있어서 스포츠와 체육에 대한 위상 재정립을 위한 연구. 한국체육학회지36(3) : 19-29.)
- ハ・ナムギル (2004) 『動きの芸術科学の理解』 大韓メディア. (하남길 (2004) 움직임의 예술과학의 이해. 대한미디어.)
- ホイジンガ (里見元一郎訳：1971) 『ホモ・ルーデンス』 河出書房新社.
- レイモン・トマ (蔵持不三也訳：1993) 『スポーツの歴史』 白水社 (文庫クセジュ).
- ヴェブレン (小原敬土訳：2010, 1961) 『有閑階級の理論』 岩波文庫.
- 伊達由実 (1993) 「『ホモ・ルーデンス』における現代スポーツ批判の再検討—文化とプレイの関係を視点にして—」 『日本体育学会大会号』 A44 : 105.

- 井上俊・亀山佳明共編 (2006, 1999) 『スポーツ文化を学ぶ人のために』 世界思想社.
- 稲垣正浩 (2002) 『現代思想とスポーツ文化』 叢文社.
- 影山健・中村敏雄・川口智久・成田十次郎編 (1977) 『国民スポーツ文化』 (「シリーズ*スポーツを考える」第2巻) 大修館書店.
- 丸山圭三郎編 (1985) 『ソシユール小事典』 大修館書店.
- 久保正秋 (2010) 『体育・スポーツの哲学的見方』 東海大学出版会.
- 玉木正之 (1999) 『スポーツとは何か』 講談社現代新書.
- 玉木正之 (2003) 『スポーツ解体新書』 NHK出版.
- 近藤英男・稲垣正浩・高橋健夫責任編集 (2000) 『新世紀スポーツ文化論—体育学論叢 (IV)』 タイムス.
- 近藤英男責任編集 (1981) 『スポーツの文化論的探究—体育学論叢 (III)』 タイムス.
- 金芳保之・松本芳明 (1997) 『現代生活とスポーツ文化』 大修館書店.
- 佐藤臣彦 (1986) 「中国における体育理論の現状とその問題点」『体育原理研究』 17: 3-7.
- 佐藤臣彦 (1991) 体育とスポーツの概念的区分に関するカテゴリー論的考察. 体育原理研究22: 1-12.
- 佐藤臣彦 (2003, 1993) 『身体教育を哲学する—体育哲学叙説—』 北樹出版.
- 佐藤臣彦 (2003) 「身体運動文化研究の学際性—人間における身体運動の文化性と自然性—」『身体運動文化研究』 10 (1): 1-13.
- 佐藤臣彦 (2010) 「スポーツにおける文化性の哲学的考察」『2010 philosophical Exploration of Sport and Dance, Korea』: 8-16.
- 城丸章夫 (1982) 『体育と人間形成』 青木書店.
- 新村出編 (2008) 『広辞苑 (第6版)』 岩波書店.
- 杉本厚夫 (1995) 『スポーツ文化の変容』 世界思想社.
- 菅原禮 (1984) 『スポーツ社会学講座 1—スポーツ社会学の基礎理論』 不味堂出版.
- 成田十次郎編 (1994, 1988) 『スポーツと教育の歴史』 不味堂出版.
- 川村英男 (1997, 1959) 『改訂体育原理』 杏林書院.
- 川谷茂樹 (2005) 『スポーツ倫理学講義』 ナカニシヤ出版.
- 体育原理専門分科会編 (1986) 『スポーツの概念』 不味堂出版.

体育思想研究会 (2005) 『スポーツ反文化』 ムジゲ出版. (체육사상연구회 (2005) 스포츠와 반문화. 무지개출판.)

中条一雄 (1981) 『たかがスポーツ』 朝日新聞社.

朝比奈一男・水野忠史・岸野雄三編著 (1977) 『スポーツの科学的原理』 (講座『現代のスポーツ科学』 第一巻所収) 大修館書店.

樋口聡 (2005) 『身体教育の思想』 勁草書房.

鈴木守・山本理人編 (2000) 『スポーツ文化の現在 (講座現代文化としてのスポーツ)』 道和書院.

TIME誌 (2008年8月5日付) 「Should chess be an olympic sport by Haire, M.」
ベースボール・マガジン編 (2006年6月号) 「陸上競技マガジン—尾懸貢の
NARUHODO The HISTORY」

<http://ja.wikipedia.org/wiki/アメリカンフットボール#.E5.85.A8.E7.B1.B3.E4.B8.80.E7.95.AA.E4.BA.BA.E6.B0.97.E3.82.B9.E3.83.9D.E3.83.BC.E3.83.84<2013/8/14>>

<http://www.jca-chess.com<2013/9/16>>

<http://www.jhbf.or.jp/rule/charter/index.html<2013/9/16>>

<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=206451<2013/9/16>>

The telegraph (2013年9月6日付) “Leônidas da Silva remembered with a google doodle to mark his 100th birthday”<2014/5/1>その映像については、<<http://www.telegraph.co.uk/technology/google/google-doodle/10290599/Leonidas-da-Silva-remembered-with-a-Google-Doodle-to-mark-his-100th-birthday.html>><2014/5/1>

【第三章 スポーツにおける文化的相対性】

- Benedict, R. (1946) *The chrysanthemum and the sword: Patterns of Japanese culture*. Houghton Mifflin. (ルース・ベネディクト (長谷川松治訳: 1967) 『菊と刀—日本文化の型』 社会思想社)
- Guttman, A. (1978) *From ritual to record: The nature of modern sport*. Columbia University Press. (グートマン A. (清水哲男訳: 1981) 『スポーツと現代アメリカ』 TBSブリタニカ)
- Whiting, R. (1977) *The chrysanthemum and the bat: Baseball samurai style*. Dodd, Mead and Company. (ホワイティング・R. (鈴木武樹訳: 1977) 『菊とバット—プロ野球にみるニッポンスタイル—』 サイマル出版会)
- Whiting, R. (1989) *You gotta have wa*. Macmillan Pub Co.. (ホワイティング・R. (玉木正之訳: 1990) 『和をもって日本となす』 角川書店)
- Will, G. F. (1990) *Men at work: The craft of baseball*. Macmillan. (芝山幹郎訳: 1997) 『野球術 (上)、(下)』 文藝春秋社)
- (財) 警察大学校学友会術科研究会 (2000) 『少年柔道指導法』 (財) 警察大学校学友会術科研究会.

イ・ジュシヨク、アン・ヨンギユ (2013) 「跆拳道のアイデンティティーの談論に関する新しいパラダイムの可能性の探索」『韓国体育哲学会誌』21 (1) : 205-221. (이주석, 안용규 (2013) 태권도 정체성 담론에 대한 새로운 패러다임의 가능성 탐색. 한국체육철학회지21(1) : 205-221.)

イ・ムヒョン、ジャン・コン (2011) 「オリンピックの種目としての跆拳道競技の変遷過程」『韓国スポーツリサーチ』22 (1) : 15-33. (이무현, 장권 (2011) 올림픽 종목으로서의 태권도 경기 변천 과정. 한국스포츠리서치22(1) : 15-33.)

ウォーレン・クロマティ、ロバート・ホワイティング共著 (松井みどり訳: 1991) 『さらばサムライ野球』 講談社.

キム・ドンギユほか (2004) 「崔泓熙と金雲龍の跆拳道哲学と世界化の戦略」『韓

- 国体育哲学学会誌』12(2):364-383. (김동규, 김기홍, 김용규 (2004) 최홍의와 김운용의 태권도철학과 세계화 전략. 한국체육철학회지 12(2):364-383.)
- クロマティ・ホワイトニング共著(松井みどり訳:1991)『さらばサムライ野球』講談社文庫.
- グ・ヒョソン(2001)「跆拳道—民族主義から世界化へ—」『世界跆拳道学会誌』5:27-36. (구효송(2001) 태권도 - 태권도 민주주의에서 세계화로 - 세계태권도학회지5:27-36.)
- ジョン・チャンモ(2008)「跆拳道の世界化過程に関する考察」『韓国体育史学会誌』13(2):129-141. (정찬모(2008) 태권도의 세계화과정에 대한 고찰. 체육사학회지13(2):129-141.)
- ジョン・ユジン(2001)「跆拳道の2兄弟—WTFとITF」『マルス』5(1/2):42-55. (정유진(2001) 태권도의 2형제 - WTF와ITF. 마르스5(1/2):42-55.)
- ソウルオリンピック大会組織委員会編(1988)『跆拳道』ソウルオリンピック大会組織委員会. (서울올림픽대회조직위원회편(1988) 태권도. 서울올림픽대회조직위원회)
- ソン・ヒョンスクほか(2005)「跆拳道の概念の定義に関する研究」『韓国体育学会誌』44(3):57-69. (송형석, 이규형(2005) 태권도 개념의 정의에 관한 연구. 한국체육학회지44(3):57-69.)
- ホワイトニング R.(松井みどり訳:2006)『野球はベースボールを超えたのか』ちくまプリマー新書.
- ホワイトニング・R.(松井みどり訳:1990)『日米野球摩擦』朝日新聞社.
- ホワイトニング・R.(松井みどり訳:2005)『菊とバット』早川書房.
- ボブ・ホーナー(安西達夫訳:1988)『地球のウラ側にもうひとつの違う野球があった』日之出出版.
- ランディ・バース(平尾圭吾訳:1991)『バースの日記』集英社文庫.
- 跆拳道情報研究所編(2001)跆拳道競技の変化.
- 綾部恒雄編(1988, 1984)『文化人類学15の理論』中公新書.
- 永木耕介(2008)『嘉納柔道思想の継承と変容』風間書房.
- 岸野雄三編集代表(1988)『最新スポーツ大事典』大修館書店.

- 岩上安身 (1987) 「世界を席卷するか“跆拳道”」 『スポーツ批評4』 窓社.
- 玉木正之・ロバート・ホワイティング共著 (1991) 『ベースボールと野球道—日米間の誤解を示す400の事実—』 講談社現代新書.
- 玉木正之・ロバート・ホワイティング (1991) 『ベースボールと野球道—日米間の誤解を示す400の事実』 講談社現代新書.
- 講道館監修 (1983) 『嘉納治五郎著作集』 第一巻「教育篇」 五月書房.
- 講道館監修 (1983) 『嘉納治五郎著作集』 第二巻「柔道編」 五月書房.
- 今村嘉雄編集代表 (1976) 『新修体育大辞典』 不味堂.
- 佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明・村田直樹共著 (1993) 『現代柔道論：国際化時代の柔道を考える』 大修館書店.
- 佐山和夫 (2003) 『野球とアンパン』 講談社現代新書.
- 守能信次 (1984) 『スポーツとルールの社会学—《面白さ》を支える倫理と論理—』 名古屋大学出版会.
- 松原隆一郎 (2002) 『思考する格闘技』 廣濟堂出版.
- 松原隆一郎 (2013) 『武道は教育でありうるか』 イースト新書.
- 新東亜編 (2002) 『元国技院富院長のイ・ゾンウの「跆拳道の過去」 衝撃的な告白!』 2002年4月号. (신동아 (2002) 전국기원부원장의 ‘태권도 과거’ 충격적 고백!. 2002년4월호.)
- 西山哲郎 (2006) 『近代スポーツ文化とはなにか』 世界思想社.
- 藤堂良明 (2002) 『嘉納次五郎の柔道論に関する研究—柔術の集大成との関係について—』 筑波大学博士論文.
- 藤堂良明 (2007) 『柔道の歴史と文化』 不味堂出版.
- 日本雑学研究会編 (2005) 『大雑学6 ザ・メジャーリーグ』 毎日新聞社.
- 樋口聡 (2005) 『身体教育の思想』 勁草書房.
- 尾形敬史・鮫島元成・小俣幸嗣・菅波盛雄 (1998) 『競技柔道の世界化—カラー柔道衣までの40年—』 不味堂出版.
- 富木謙治 (2007, 1991) 『武道論』 大修館書店.
- 野球体育博物館 (2011) 「日本野球の歴史」 <http://www.baseball-museum.or.jp/books/summary/pdf/2011_history.pdf#search='日本野球の歴史+野球体育博物館'> <2012/5/3>
- 崔泓熙 (1990, 1983) 『跆拳道百科事典第一巻』 朝鮮平壤外国文総合出版社.
(최홍희 (1990, 1983) 태권도백과사전제1권. 조선평양외국문종합출판

사.)

NHK放送 (2008年5月5日放送) 「JUDOを学べー日本柔道金メダルの苦闘」

京郷新聞 (1981年11月4日付) 「跆拳道示範の多様化」 (경향신문 (1981년 11월 4일) 태권도시범의 다양화.)

京郷新聞 (1992年9月28日付) 「跆拳道、武道の素顔に取り戻す」 (경향신문 (1992년 9월 28일) 태권도, 무도의 제모습 되찾는다.)

毎日新聞 (2013年8月3日付) 「柔道：「柔の心」持つ大国フランスの指導者養成方を探る」

www.tkd-itf.home.pl/pub_web/ver_eng/TKD_philosophy.html<2013/9/16>

【第四章 カントの道徳哲学とスポーツ倫理の普遍法則】

Zeigler, E. F. (1984) Ethics and morality in sport and physical education: An experimental approach. Staples Pub..

カント (1785) (平田俊博訳：2000) 『人倫の形而上学の基礎づけ』(カント全集第7巻) 岩波書店.

カント (1788) (坂部恵・伊古田理共訳：2000) 『実践理性批判』(カント全集第7巻) 岩波書店.

シェリル・ベルクマン・ドゥルー (川谷茂樹訳：2012) 『スポーツ哲学の入門—スポーツの本質と倫理的諸問題—』ナカニシヤ出版.

ピーター・マキントシュ (水野忠文訳：1983) 『フェア・プレイ』ベースボール・マガジン社.

マイケル・サンデル (鬼澤忍訳：2010) 『これからの「正義」の話をしよう：いまを生き延びるための哲学』早川書房.

佐藤俊夫 (1989, 1960) 『倫理学』東京大学出版会.

川谷茂樹 (2005) 「スポーツ倫理学講義」ナカニシヤ出版.

竹村瑞穂・近藤良亭 (2007) 「カント実践哲学からみるフェア・プレイの道徳性」『体育・スポーツ哲学研究』29 (2) : 139-149.

田村圭一 (2008) 「まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み」『旭川医学大学紀要 (一般教育)』24 : 16頁

友添秀則・近藤良亭 (1991) 「スポーツ倫理学の研究方法論に関する研究」『体育・スポーツ哲学研究』13 (1) : 39-54.